

大学、短期大学及び高等専門学校における 障害のある学生の修学支援に関する実態調査 分析報告

(対象年度:平成17年度(2005年度)～平成28年度(2016年度))

改訂版

はじめに

我が国において、大学等に在籍する障害のある学生数が年々増加してきており、特に発達障害、病弱・虚弱、精神障害の学生が急増しております。一方、昨年4月に障害者差別解消法の合理的配慮規定等が施行され、我が国の高等教育機関における障害学生支援は大きな転換期を迎えています。

障害者差別解消法の規定により、すべての高等教育機関において学生を含む障害者への差別的取扱いの禁止が義務化され、障害のある学生に対する合理的配慮の不提供の禁止については、国公立大学等は法的義務、私立大学等は努力義務となりました。

当機構については、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成27年11月告示）についての文部科学省通知において、対応指針の内容を踏まえて大学等における障害学生支援の充実に資する事業の推進に努めるよう求められております。そこで当機構においては、「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生に修学支援に関する実態調査」（以下「実態調査」）の実施や、「体制整備支援セミナー」「専門テーマ別セミナー」等各種セミナーの開催、「教職員のための障害学生修学支援ガイド」や障害学生に関する紛争の防止・解決等の事例集の作成・公表などの各種事業を推進してきております。

また、当機構では平成26年度より実態調査の結果について分析し、報告書を作成、公表しています。今回の分析報告書は、平成17年度より28年度まで毎年実施してきた調査の結果について、その経年推移等を分析することにより、大学等における障害学生支援の現状や課題をより明らかにし、各大学等における障害学生支援の参考資料として提供するとともに、今後の当機構の障害学生支援事業の推進、調査内容の改善等に役立てることを目的としています。

今回の分析に当たっては、障害学生支援に関する有識者からなる「障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議」の協力を得て、我が国の障害学生の状況や支援の全体像について、序章において総括的に記述するとともに、「支援体制の現状と推移」以下6つのテーマについて分析を行いました。本分析報告が、各大学等における障害学生支援の一助となれば幸いです。

分析のための合同ヒアリング等にご協力いただきました大学等関係者の皆様、調査分析にご協力いただき、分析報告をご執筆いただきました研究者の皆様に、この場を借りて感謝申し上げます。

平成29年9月28日

独立行政法人日本学生支援機構 学生生活部

目次

はじめに

序章 本分析について……………1

1. 主旨と概要……………1
2. 本年度分析の総括……………3
3. 障害学生支援の主な課題……………6

第1章 障害学生支援の現状と推移……………8

1. 障害学生数と障害学生在籍率……………8
2. 障害学生及び支援障害学生在籍学校数……………14
3. 障害学生支援状況……………16
4. 障害学生の受け入れについて……………27
5. 障害学生の進路について……………30

第2章 障害学生支援に関する体制の整備について……………34

1. 障害学生支援に関する委員会等……………34
2. 障害学生支援担当部署・機関……………37
3. 障害学生支援に関する規程等……………41
4. 支援担当者……………44
5. 紛争の防止、解決等に関する調整機関……………47
6. 支援の申し出等に関する窓口及び対応手順……………50
7. 研修・啓発活動実施状況……………55

第3章 障害のある学生の実習支援……………59

1. 障害学生支援における実習に関する支援……………59
2. 学内での実習支援の実際……………65
3. 学外での実習支援の実際……………69
4. 実習支援の課題……………73

第4章 発達障害・精神障害学生支援の課題 75

発達障害	75
1. 診断カテゴリー別構成比	75
2. 発達障害学生が在籍する学校の割合と在籍学校数	76
3. 発達障害学生への支援	81
4. 入試関係	93
5. 大学における発達障害学生の進路状況	94
精神障害	100
1. 精神障害のある学生の全障害学生に占める割合	100
2. 診断カテゴリー別構成比	101
3. 精神障害のある学生が在籍する学校の割合と在籍学校数	103
4. 精神障害学生への支援内容	106
5. 自由記述回答にみる精神障害のある学生の支援における課題	123

第5章 自由記述回答から見る障害学生支援の現状と課題 131

1. はじめに	131
2. 障害学生の修学支援に関する課題	131
3. 障害学生の進路・就労・キャリア教育支援に関する課題	157
4. 最後に	180

第6章 障害学生支援の地域ネットワークについて 181

1. 大学間での連携を主としたネットワーク	181
2. 学外機関との連携を含むネットワーク	182
3. その他のネットワーク	183

資料 合同ヒアリングにおける主な意見・話題等 184

障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議 190

序章 本分析について

独立行政法人日本学生支援機構客員研究員
筑波大学講師
名川 勝

1. 主旨と概要

日本学生支援機構では、平成 17 年度より全国の大学、短期大学、高等専門学校(以下、大学等と略称)を対象として、障害学生の修学等に関する状況ならびにそれらに対する支援について、実態を調査し、年度ごとに報告している。そして平成 26 年度には、平成 17 年度から 25 年度までの調査全体を概観し、経年推移などを中心に整理、分析して発表した。これについては、「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査分析報告(対象年度:平成 17 年度(2005 年度)から平成 25 年度(2013 年度))」(以下、「平成 17～25 年度報告書」と略記)¹として当機構のウェブページにて公開している。このような包括的分析は単年度の資料では把握できない障害学生の動向や支援の方向性に関する情報を提供し、もって今後の大学等における支援施策のあり方などについて有益な情報を提供した。

そのような経緯を踏まえ、この報告書は平成 17～28 年度を対象としている。すなわち各報告書を比較する際には、対象とする年度の範囲に留意して欲しい。

今回の「平成 17～28 年度報告書」についてはいくつかの主たる特徴がある。

まず、平成 28 年度は障害者差別解消法の施行年度であり、従来からの不当な差別禁止に加えて合理的配慮の適切な提供が課題となっている。そのため大学等では合理的配慮の適切な提供や対応要領の策定だけでなく、これを円滑に推進するための様々な体制整備や支援環境の充実などが求められている。法施行の明確な反映を観察できるのはもう少し先になると思われるが、本年度報告書では、施行初年度の状況について理解するとともに、その端緒を見出すことはできるだろう。

次に、調査対象としての障害学生の範囲(種別・区分)について変更があった点である。子細については平成 27 年度版「調査の手引き」或いは同年度調査報告書、もしくは同プレスリリースを参照いただきたい(いずれも当機構ウェブページより参照可能)。変更点は大きく 2 点ある。第 1 点は精神疾患、精神障害等についてこれまで「その他」カテゴリーに含め

¹ 本書で示す報告書には、単年度のもの、複数年度の推移を整理したものがある。これらについて、いずれも単年度の場合を「平成 28 年度報告書」のように略記し、複数年度版を「平成 17～28 年度報告書」のように表記する。

ていたものを「精神障害」カテゴリーとして独立させたことである。平成26年度調査の結果では「その他」カテゴリーに占める精神疾患、精神障害の割合は既に約9割となっており、実質的に発達障害や病弱・虚弱カテゴリーとともに障害学生数の増加が顕著であった。そのため、カテゴリーを「精神障害」として独立させるとともに、その実態と支援の必要性について明確に追跡できるようにした。第2点は、「病弱・虚弱」カテゴリーに例示されていた疾患名を「内部障害等」下位カテゴリーと「他の慢性疾患」下位カテゴリーに分け、さらに例示を追加したことである。これは従来より定められていた「病弱・虚弱」について回答校からの問い合わせが多く、どのような疾患について含めるべきか例示を追加することでわかりやすくしたものであって、定義自体の変更ではない。また、下位カテゴリーとして設けた「内部障害等」は学校教育法施行令、身体障害者福祉法施行規則における疾患等に基づく障害学生がこれに該当し、これ以外を「他の慢性疾患」下位カテゴリーに分離して示すこととした。なお「他の慢性疾患」には、てんかん、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、アナフィラキシー等が含まれるとされる。また以上の「病弱・虚弱」カテゴリーについてはいずれも継続した生活規制があることを条件としている。

「平成17～28年度報告書」における主たる特徴としてもうひとつ、合同ヒアリングの実施も加えておく。「平成17～26年度報告書」では実態調査に加えて何校かに訪問調査をさせていただいた結果も反映させた。今回の報告書ではさらにこれを進め、北海道、関東、中部、近畿のエリアで合同ヒアリングを行ない、ここで得られた各校の意見も加えて各章を検討している。得られた発言等の一部は巻末に表として整理したので参照いただきたいが、このような結果も含めて、今後の調査設計を検討するための手がかりとしていく予定である。

今回の「平成17～28年度報告書」は複数年度を対象としているが、既にこれまでの経年推移に関する検討は、ある程度実施済みである。そのため、本報告書は対象年度全体を取り扱うというよりも、むしろ平成27年度・28年度に比重を置き、これまでの推移状況と比較して平成27・28年度にどのような特徴があるかなどがもっぱら述べられているとお考えいただければと思う。もちろん新規の事項などについては、その限りではない。

周知のように、本調査は回答をいただく関係各校のご理解とご協力により、悉皆調査として毎年度実施している。このような取り組みは毎年度必ずしも特徴的な結果が出るわけではないが、回数を重ねることによって意義が出てくるものと考えている。大規模な調査について学内資料を整理し毎回丁寧にご回答くださる各校担当の皆さまには御礼申し上げます。

本分析にあたっては、これまでと同様に「障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議」を設置し、協議のうえ取りまとめを行なった。協議の方針に基づき、当機構学生生活部障害学生支援課が実務を担当した。整理された資料に基づき、同会議の協力者および機構職員が執筆を分担した。以下の節で今回の「平成17～28年度報告書」に関する総括と課題について述べる。

2. 本年度分析の総括

以下、今回の報告書から各章の特徴的な点について紹介し、総括的に整理する。各章における指摘は原則として各章の執筆者に従うが、異なる部分もあるので、指摘について具体的な議論は各章を確認いただきたい。

「第1章 障害学生支援の現状と推移」は、「平成28年度報告書」の内容を中心として、障害学生数・支援障害学生数や在籍率ほか、これまで定例的に整理してきた基礎的な項目について報告している。すなわち、平成17年度(もしくはそれ以降)から共通的に収集してきた情報について、平成28年度の状況を加えるものである。そのため、多くは特別に注目すべき情報ではないが今後も引き続き蓄積することで意味を持つ。他の着目点・課題点などについては、第2章以降を参照されたい。

着目すべき箇所はいくつかあるが、平成26年度までの資料と比較して注目される点について言及する。平成27年度・28年度調査においては、これまでに比べて障害学生数の大きな伸びがあった。第1章に説明のあるとおり、平成26年度までの障害学生数の増加の程度に比べて平成27年度・28年度の増加の程度が大きく、それは特に「発達障害」「病弱・虚弱」「精神障害」カテゴリーの増加を反映しているものと思われる。その原因のひとつは、第1節で示したような、調査対象である障害学生の範囲(種別・区分)変更に伴って具体的な疾患名の例示をしたことだろう。これにより、例えば「病弱・虚弱」「精神障害」カテゴリーについては多くの障害学生がカウントされることとなったが、同時にどのような程度までを障害とみなすのかについて回答校それぞれに理解の幅があるのではと思われる。また各校の回答過程を個別に調べると、回答までの手順にもやはり多様性が存在していることが示唆されている。ただし平成27年度の障害学生の範囲(種別・区分)変更においては、障害学生の定義そのものが変更されたわけではない。それにもかかわらず「精神障害」「発達障害」なども含めて増加幅が大きいことは、範囲(種別・区分)変更だけではない要因として、例えば「障害者差別解消法」の施行に伴い、障害学生支援体制の整備や取組が進み学内連携が整ったことにより、障害学生の把握が一層進んだことなども含まれるのではないかと推察している。

このように、障害学生数の増加には幾つかの要因が考えられるところだが、詳しくは第1章、の経年推移の項でご確認いただきたい。いずれにしても今回見られたような障害種別の相対的な変化は今後も維持されるものと思われる。すなわち、従来よりある視覚・聴覚・肢体不自由などの身体障害カテゴリーに比べて、発達障害や精神障害などの学生は相対的に大きな割合を占めていくこととなるだろう。このような傾向は欧米の状況に幾分近づいてきたとも言えるかもしれない。ただし、第4章でも触れているように、発達障害の内訳が異なることほかの違いはあるため、単純に欧米型のような障害種の比率に近づいていくというより、身体障害などの割合を低めつつ我が国独自の障害種分布を形成していくのではと考える。このような点についても今後の推移を見守っていく必要がある。そのためにも、調査対象の定義もしくは範囲に

ついて検討をすすめるとともに、大学等に実施していただく手順等も含めて調査手続きの調整を進めていきたい。

なお、障害学生数の変化に比べて支援障害学生の増加は大きくはない。すなわち、障害学生として報告されるが支援を利用していない学生もまだ多いということを意味していると思われる。

「第2章 障害学生支援に関する体制の整備について」では、第1章で示された基礎的な資料以外の体制整備状況について記載されている。前節で述べたように、平成28年度は障害者差別解消法の施行年度であった。規程等の整備については、平成27年度から28年度にかけて大きな伸びを示している(平成28年度から質問項目を変更して対応要領を含むように明示している)。そしてこの伸びは国立大学、国立高等専門学校100%策定の結果を反映しているものと思われる。さらに公立大学、私立大学は規程のない学校が多いことや、大規模校ほど規程のあるところが多いことなどが示されている。私立大学に対応要領策定の法的義務はないが、法の趣旨を踏まえ、今後の対応が望まれる。また規程だけでなく、いわゆる合理的配慮を適切に進めるためには、これ以外にも相談窓口や対応手順、調整機関の整備など多様な対応が必要であるが、現状では不十分である学校も見受けられる。これらについても総合的な取り組みとして留意すべきであり、いっそうの取り組みと、その継続的な観察が望まれる。

なお自由記述や合同ヒアリングからは支援担当者の有期限雇用が多いことから、専門性の蓄積困難や雇用の不安定さを指摘されている。ほか、発達障害学生に対する専門的対応の不十分についても指摘があがっており、発達障害学生数の増加が今後も予想されることに鑑みてもさらに大きな課題となってくるのではないかと。

「第3章 障害学生の実習支援」では、修学支援に関する調査項目のうち、特に実習について焦点を当てている。実習における配慮等の実施校は少しずつ多くなってきているが、具体的な支援のあり方については質問紙調査では追いきれていない。そのため第3章では、自由記述回答を用いて検討している。授業内容が多岐に渡るため、その支援についても個別性が高く、ここで総括的に紹介することは難しい。そのため細かい内容については本文を参照いただきたい。例えば聴覚障害学生がいる場合の実習の工夫や、学外実習における学外実習機関との事前調整などについても示されている。しかしまだ体系的な整理にまでは至っていない。そのためまずは実習系授業における事例の収集について、その整理も含めて検討することが必要であると本章でも指摘されている。具体的な支援の内容だけでなく、事前準備としての周知や理解の工夫、さらには効果や満足度などについても考慮することが考えられる。

「第4章 発達障害及び精神障害学生支援の課題」は、発達障害と精神障害のある学生について、セクションを分けて記述している。

- (1) 発達障害のある学生の支援で注目されたのは、支援内容の変化だろう。これまではカウンセリングなど授業以外の支援を実施する学校が多かったが、平成 27 年度から授業支援を実施する学校数が増え、平成 28 年度では授業以外の支援実施校を調査開始以来初めて上回った。第 4 章ではこれを教育型、権利保証型の支援の広がりとして指摘している。具体的な内容としては、配慮依頼文書が筆頭となっているが、他の項目も増えつつある。セミナー他でも具体的な ICT の活用や授業参加への配慮などの紹介が見られるようになっている。これまで十分とは言えなかった方法論が、今後は更に広まっていくことが期待される。ただし短大や高等専門学校では支援のあり方に差異があることも指摘されており、個別的な検討が必要だろう。また今回は進路・就職支援の領域についても議論が割かれており、学外との連携他の重要性が指摘されている。
- (2) 精神障害のある学生の категорияについては平成 27 年度調査より設けられたものであり、「その他」categoryからの分離であるが、障害学生数全体の約 4 分の 1 を占める大きなcategoryとなっている。支援としては、発達障害など他の障害と比較しても授業以外の支援が相対的に多く、その内訳としては専門家によるカウンセリングや対人関係配慮などが多い。その点からは、教育型、権利保証型というよりも、むしろクリニック型の支援として理解されるかもしれない。なお授業支援としては、配慮依頼文書の配布や出席に関する配慮が多い。このような状況について、第 4 章では、精神障害が病状の変動を特徴としており、それを考慮した上での個別対応を行なうには有効ではないかと述べている。また懸念される事項のひとつとして、卒業状況や卒業後の進路状況について指摘されている。資料によれば、他の障害categoryに比べて卒業率が低い点や、就職者の割合が少ない一方、進学でも就職でもない者や一時的な職に就く者の割合が高い点などが示されている。これらの事項が本調査において精神障害categoryにおいて明らかにされるのは今回が初めてとなる。障害学生支援の分野でも改めて事態を認識し、適切な修学支援等について議論すべきであるし、より良い調査の設計を通じて事態の把握に努める必要があると考える。

「第 5 章 自由記述回答から見る障害学生支援の現状と課題」では、実態調査に含まれていた自由記述部分について、「障害学生の修学支援に関する課題」と「障害学生の進路・就労・キャリア・教育支援に関する課題」を対象として質的分析手法を用いた検討を行なっている。これは平成 26 年度分から始めている試みであり、この報告書では、平成 27 年度・28 年度分を対象としている。対象データ数が多いため、自由記述より分析語を抽出する手続きを経た後、クラスター分析ならびに対応分析(コレスポネンダ分析)により布置させている。「障害学生の修学支援に関する課題」について体制整備状況を外部変数として置くと、整備の進む大学等では合理的配慮などの対応に課題が向くと同時に、予算や専門性、連携など、発展的な取り組みに関心があることが示唆される。いっぽう整備途上にある大学等では、人材や予算の不足などが指摘されるとともに、理解啓発や発達障害対応などにも課題があるとされた。次に「障害学生の進路・就労・キャリア・教育支援に関する課題」については、外部変数として大学の種

類や規模を置いた結果、大規模校では企業の障害理解や学生の希望に応じた就職支援の難しさなどを課題としてあげていた。一方、中・小規模校・短大などでは、発達障害・精神障害のある学生についてや、学内連携、資格取得などを前提とする場合の困難さなども指摘されている。詳しくは第5章をご覧ください。このような分析は各年で顕著な変動が出るわけではないため、毎年同様の分析を実施するというよりも、テーマを変えるなどして必要な情報を探ることとしたい。

「第6章 障害学生支援の地域ネットワークについて」では特に連携をテーマとした議論を行なっている。このテーマについて質問紙による量的調査は行なっていないため、資料はもっぱら合同ヒアリングの結果に基づいている。まだ限定された資料ではあるが、本章では大きく、大学間連携を目的としているネットワークと、学外機関を含めたネットワークに分類している。ネットワークと言っても、その機能には情報の共有、担当教職員の孤立防止から、支援者や支援資源の共有や就職を念頭に置く実利的なものまで様々である。またネットワークが形成されやすい環境などの条件もあると思われるため、必要性和各校の条件に応じたネットワークの是非が今後検討されることが望ましいと思われる。

以上、各章について概略を述べるとともに、これらから考えられることを示した。今回の報告書では、やはり障害者差別解消法の施行年度に当たることだけでなく、近年の大きな障害学生支援の動向を反映した変動などが少しずつ現れているように思われる。これは障害学生の数的増加だけでなく、障害種別割合の質的な変化やそれに伴い課題の変化などに見ることが出来る。発達障害のある学生の支援については、障害区分に「発達障害」を取り入れた平成18年度前後から課題となっていたところだが、現在は精神障害のある学生についても多く在籍しており、彼らに対する適切な支援のあり方を検討する必要が顕在化してきたとも言える。また体制整備の進度に応じて各校の課題は異なっており、それぞれの状況に合った整備のあり方が論じられるべきである。今後、支援の関心は大学等の合理的配慮の取組や、進路・就職等の支援が注目されるとともに、修学における実習系授業の課題なども重視されつつある。このような状況を受け止めるとき、よりニーズに沿った適切な実態把握の方法も検討されなければならない。

3. 障害学生支援の主な課題

課題については、主として本章で論じた事柄や各章の記載から提起するが、不足するところは関連資料なども参照しつつ広く指摘しておきたい。

- ✚ 調査対象である障害学生が、従来からの身体障害だけでなく、発達障害、精神障害などに拡大している。特に精神障害学生の支援については、ひとまずの現状把握が為されたものの、より良い修学支援に至るためのあり方などは各校とも模索途上であると言える。

これらのあり方について対応する必要がある。また調査対象・項目として浮かび上がりにくいため議論に上がらないが、個別の疾患・障害名として報告の多くなりつつあるものもある。例えば高次脳機能障害、ディスレクシア、知的障害などである。これらについては早晩浮上してくると思われるため、状況に先んじて取り組みを考えていくことが望ましい。

- ✚ 合理的配慮の適切な遂行については、そのための窓口や調整機関などを設置するだけでなく、相談から合意形成と支援に至る手続きの整備や、申し出の困難な学生に対する意思表示の支援、個人情報の実務的有用性を持った管理などについても検討することによって初めて成果を上げることが出来る。障害者差別解消法に基づく障害学生に関する紛争の防止・解決等事例の収集などについては当機構が別途実施しているところだが、それらの活用とも連動して成果を上げていくことが必要である。
- ✚ 障害学生支援の主たる関心は、時間的推移により変化していく。以前はあまり顧慮されにくかった進路や就職支援や実習に関する課題が指摘されるようになってきているが、これらは決して新規事項ではない。ようやくこれらにまで関心を向けられるようになってきたということと理解している。他にも近年の課題としては入試、生活に関連する支援、障害のある留学生、より高度な支援、大学院における支援、大学間連携、学外機関連携、などがある。
- ✚ 第3章実習の課題ほかでも指摘されたが、各授業担当者の取り組みによる支援や配慮、実習における支援や配慮などについては必ずしも質問紙による量的調査の手続きは馴染まない可能性がある。これらについては事例収集として取り組む、あるいは合同ヒアリングの方法を展開するなどにより、必要な情報の収集と提供ができるよう検討するべきだろう。
- ✚ またこれらの課題について明らかにするためには、調査設計や調査運用などについても検討する必要がある。調査範囲については障害学生の範囲(種別・区分)の検討だけでなく、より適切に各校に回答いただける手順の工夫などとも連動して考えることになると思われる。また項目の取舍選択や、自由記述の活用などについても検討することが望ましい。さらに得られた結果の活用については、適切な管理方法を整えたいうえで多様な研究課題の提案を募るなど、より自由な議論と研究のあり方を構築することが長期的には有益であろう。

以上のような視点を踏まえ、各章をご参照いただき、実践と研究にお役立ていただければと思う。

第1章 障害学生支援の現状と推移

独立行政法人日本学生支援機構コーディネーター
筑波大学研究員
周 英實

1. 障害学生数と障害学生在籍率

平成28年度における全国の大学、短期大学、高等専門学校に在籍する全体の学生数は、3,187,644人である。「平成28年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」によると3,187,644人のうち、障害のある学生は27,256人で、全学生の0.86%を占めている。平成18年度(4,937人)から年々増加しており、平成28年度の5.5倍まで達している。

以下、障害学生数や障害学生在籍率等について、(1)全調査対象校、(2)学校種別、(3)学校種別・課程別に紹介する。

(1) 全調査対象校

1) 障害学生数・障害学生在籍率

前述のように、平成28年度における障害学生数は27,256人で、障害学生在籍率は0.86%である(図1)。障害学生在籍率は、昨年度より0.18ポイント、平成18年度に比べると0.70ポイント増加しており、調査初年度(平成18年度)以降増え続けている。特に、平成18年度から平成26年度までの8年間の増加率が0.28ポイントである一方で、平成26年から平成27年度の増加率が0.24ポイントとなっており、1年間の障害学生在籍率の増加が目立つ。

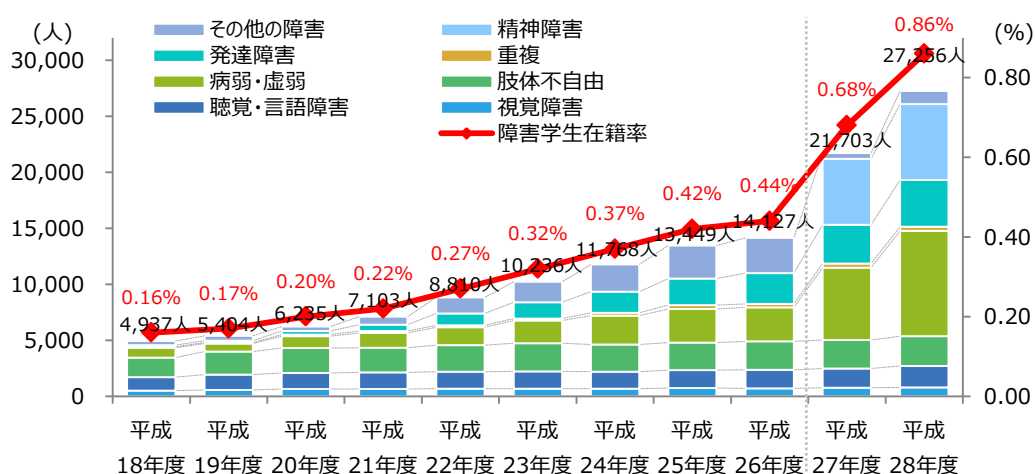


図1 障害学生数と障害学生在籍率の推移

障害種別に見ると「発達障害」「病弱・虚弱」、平成 27 年度から独立した障害種となった「精神障害」での増加が顕著である。また、3つの障害種は障害学生数が特に多い障害種であり、「病弱・虚弱」が 9,388 人、「精神障害」が 6,776 人、「発達障害」が 4,148 人となっている。一方で、平成 27 年度において「その他の障害」が減となっているが、これは平成 26 年度調査で「その他の障害」の約 90%を占めていた「精神疾患・精神障害」及び「知的障害」を平成 27 年度調査から「精神障害」という独立した障害種として分類したことによる影響である。

平成 28 年度、障害学生数が最も多かった「病弱・虚弱」の経年推移を見ると、平成 18 年度において、877 人であった障害学生数が平成 26 年度に 3,037 人と、2,160 人増えている。一方で、平成 26 年度と平成 27 年度(6,457 人)の間で 3,420 人が増加し、全障害学生数の経年推移と同様に、平成 18 年度から平成 26 年度までの 8 年間の増加に比べて、平成 26 年度から平成 28 年度までの障害学生数の増加が大きく、目立っている。また、平成 28 年度は前年度より 2,931 人増加し、2 年連続最も顕著に障害学生数が増えている。この伸びは、平成 27 年度の調査にて、「病弱・虚弱」の中に「内部障害等」と「他の慢性疾患」の二つの下位区分を設け、「他の慢性疾患」にてんかん、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、アナフィラキシー等の具体的な疾患名を例示した等、障害の説明を分かりやすくしたことにより、大学等における理解と把握が進んだと推察される。

2) 支援障害学生数・支援障害学生在籍率

平成 28 年における支援障害学生数は 13,849 人で、全障害学生 27,256 人の 50.8%を占めている(図 2)。平成 18 年度調査の 2,256 人(全障害学生数の 45.7%)より 11,593 人、5.1 ポイント増加している。支援障害学生数は、平成 18 年度から年々約 500 人程度増加していたが、平成 26 年度と平成 27 年度の間に 3,994 人が増え、顕著な増加が見られた。また、平成 28 年度の全学生数に対する支援障害学生数の割合(以下、支援障害学生在籍率)は 0.43%であり、平成 18 年度より 0.36 ポイント増加している。支援障害学生数においても、平成 26 年度から平成 27 年度の間で 3,994 人増加し、障害学生数と同様に平成 18 年度から平成 26

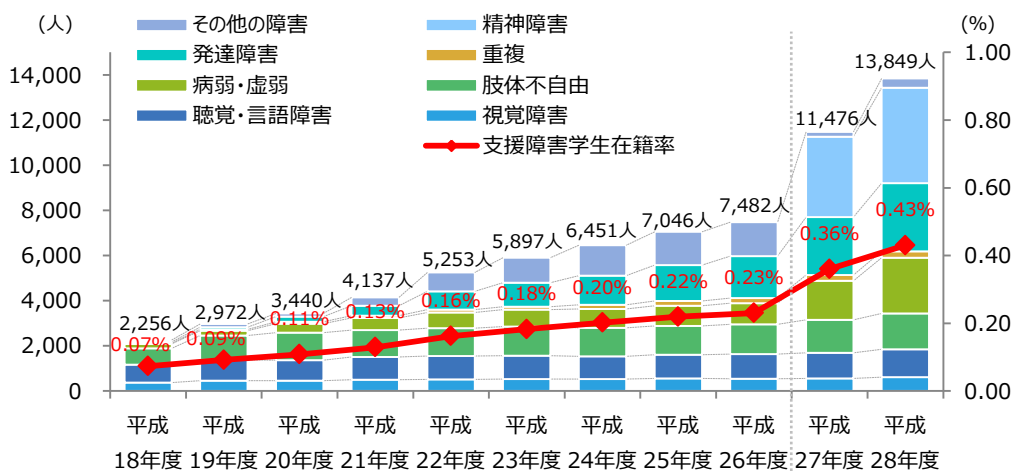


図2 支援障害学生数と支援障害学生在籍率の推移

年度までの8年間の経年変化に比べて、平成26年度から平成28年度までの支援障害学生数の変化が大きく目立っている。また、障害種別の支援障害学生数においても、障害学生数と同様に「発達障害」「病弱・虚弱」「精神障害」の増加が目立っている。

しかし、平成26年度から平成28年度の間、障害学生在籍率が0.42ポイント増加している一方で、支援障害学生在籍率はその半分である0.20ポイントに留まっている。このように、障害学生在籍率と支援障害学生在籍率の増加率において、大きな差が見られたことから、障害学生支援に対する大学等の取組が大学等へ在籍する障害学生数の増加に追いついていないのではないと思われる。平成28年4月障害者差別解消法が施行されたことから、今後大学等で障害学生支援における取組が変化していくと考えられるため、引き続きその変化について分析を行なう必要がある。

(2) 学校種別

1) 大学

平成28年度、大学に在籍する障害学生数は24,687人で、全大学学生数の0.83%を占めている。これは、平成18年度に比べると0.67ポイントの増加である。また、平成27年度より5,109人増加し、平成27年度は平成26年度に比べて6,533人増えており、大学に在籍する障害学生数が年々増加していることが分かる(図3)。

大学においては、「病弱・虚弱」と「精神障害」の変化が目立っている。平成26年度において「病弱・虚弱」に該当する障害学生数は2,809人であったが、平成27年度には2,744人増加し5,553人となっている。また、平成28年度は前年度より2,733人増加し、8,286人にのぼる。「精神障害」においても、平成26年度は2,726人(「その他の障害」のうち「精神疾患・精神障害」及び「知的障害」に該当する障害学生数)であった障害学生数が1年の間に2,796人増加し、平成27年度には、5,522人と大幅な増加が見られる。平成28年度は平成27年度より871人が増え6,393人となった。

平成28年度調査において、最も大学に在籍する障害学生数が多かった障害種は「病弱・

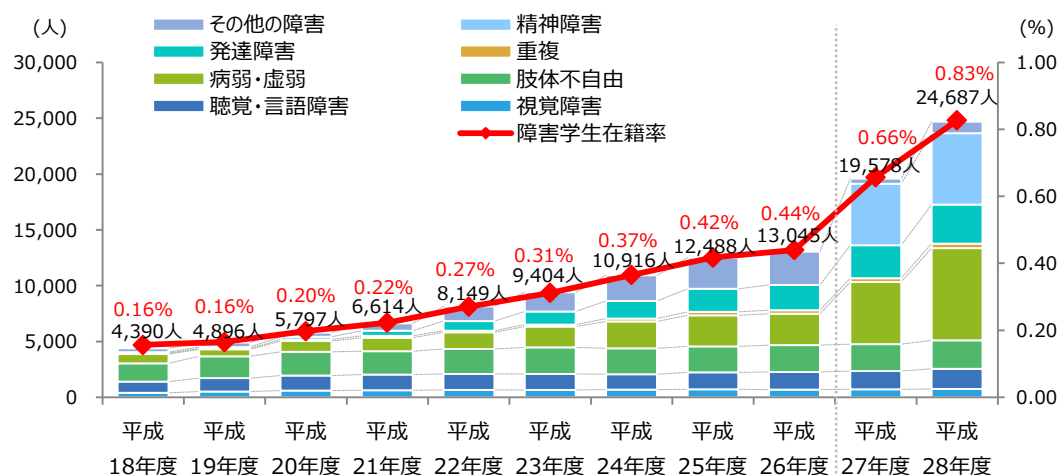


図3 障害学生数と障害学生在籍率の推移 (大学)

虚弱」で 8,286 人と大学在籍障害学生数の約 3 割を占めている。次いで、「精神障害」が 6,393 人、「発達障害」が 3,519 人となっている。

2) 短期大学

平成 28 年度、短期大学に在籍する障害学生数は 1,411 人で、全短期大学学生数の 0.96% を占め、平成 18 年度より 932 人増え、在籍率は 0.73 ポイント増加している(図 4)。短期大学に在籍する障害学生数は、平成 18 年から年々増加しており、平成 26 年度からの顕著な増加が目立つ。平成 26 年度 535 人となっていた障害学生数は 1 年の間に 2 倍以上増加し、平成 27 年度に 1,240 人となっている。また、平成 28 年度は、平成 27 年度より 171 人が増え、1,411 人となっている。障害種別に見ると大学と同様に「病弱・虚弱」と「精神障害」の増加が目立っている。「病弱・虚弱」は平成 26 年度に 165 人となっていたが、平成 27 年度には 654 人と前年度の約 4 倍に増えている。平成 28 年度は 64 人が増え 718 人となっている。また、平成 26 年度に「精神障害」に該当する障害学生数は 99 名(「その他の障害」のうち「精神疾患・精神障害」及び「知的障害」に該当する障害学生数)となっていたが、平成 27 年度には前年度より 168 人が増加し、267 人となっている。一方で、平成 28 年度「精神障害」に該当する障害学生数は、280 人で前年度の増加量に比べて大幅な増加は見られない。平成 28 年度調査によると短期大学に在籍する障害学生のうち、最も多かった障害種は「病弱・虚弱」で 718 人、次いで「精神障害」で 280 人となっている。

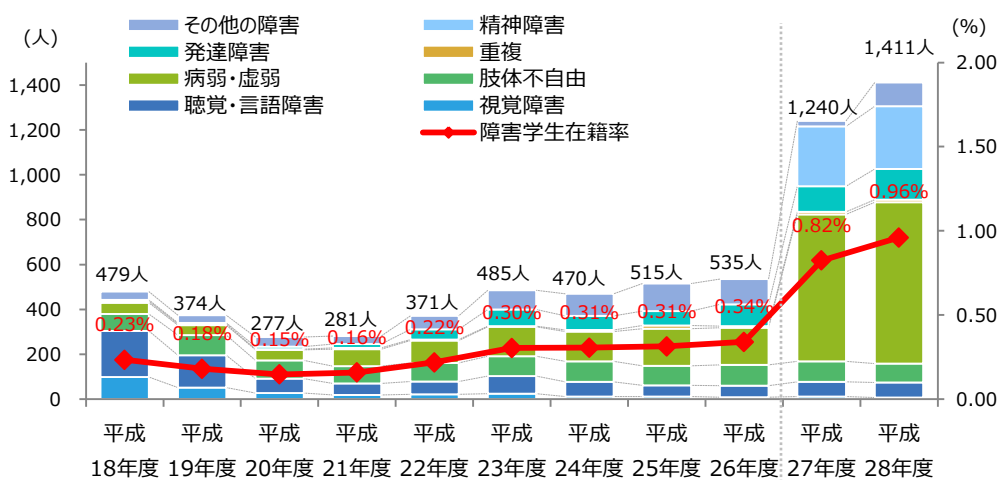


図4 障害学生数と障害学生在籍率の推移 (短期大学)

3) 高等専門学校

平成 28 年度、高等専門学校に在籍する障害学生数は 1,158 人であり、全高等専門学校学生数の 2.04% にあたる。平成 18 年度より 1,090 人増加し、在籍率は 1.92 ポイント増加している(図 5)。高等専門学校に在籍する障害学生数は平成 18 年度から年々増え、平成 26 年度に 547 人、平成 27 年度には前年度より 338 人増加し、885 人となっている。また、平成 28 年度

は前年度に比べて273人が増え、1,158人となっている。障害種別に見ると、平成26年度は63人となっていた「病弱・虚弱」の学生数が平成28年度には384人と大幅に増えている。

平成28年度調査によると、高等専門学校において最も障害学生数が多かった障害種は「発達障害」で492人、次いで「病弱・虚弱」が384人、「精神障害」が103人となっている。大学と短期大学では、「病弱・虚弱」の割合が高かったが、高等専門学校では「発達障害」の割合が高い。これは、平成19年度から平成28年度まで同様である。平成18年度の高等専門学校において、最も障害学生数が多かった障害種は「肢体不自由」で26人、次いで「発達障害」で13人となっていたが、平成19年度からは「発達障害」が35人、「肢体不自由」が34人と、「発達障害」が最も障害学生数が多い障害種となっている。

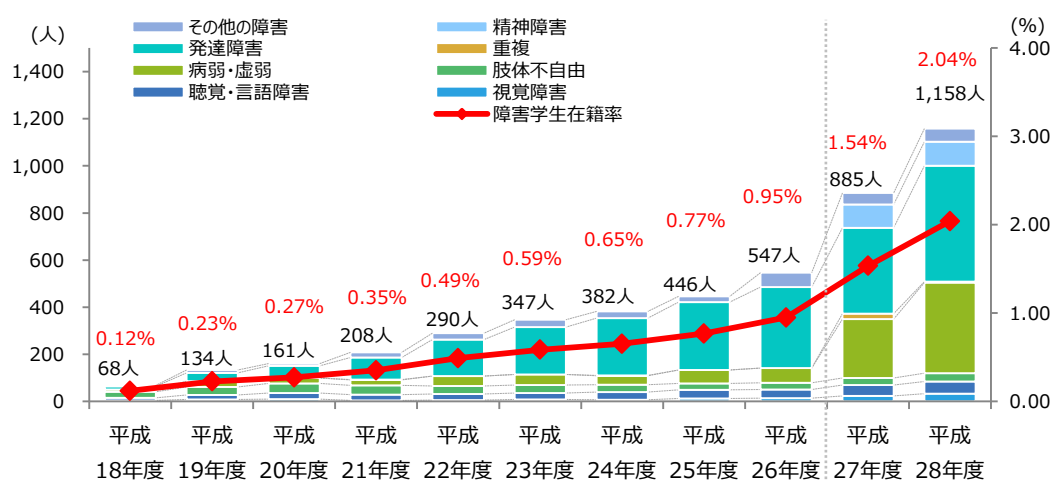


図5 障害学生数と障害学生在籍率の推移 (高等専門学校)

(3) 学校種別・課程別

1) 大学

平成28年度における大学の課程別障害学生数は学部(通学課程)が20,974人と最も多く、次いで学部(通信課程)が1,882人、大学院(通学課程)が1,782人となっている(図6)。一方で、障害学生在籍率は学部(通信課程)が1.14%で最も割合が高く、次いで専攻科が1.07%、大学院(通信課程)が0.97%である。

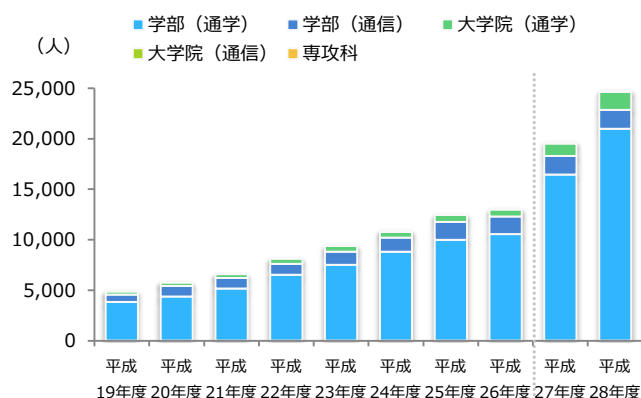


図6 障害学生数の推移(課程別) (大学)

2) 短期大学

平成 28 年度、短期大学における障害学生数は学科(通学課程)が 1,360 人で最も多く、次に学科(通信課程)が 32 人、専攻科が 19 人となっている(図 7)。短期大学における障害学生在籍率は、学科(通学課程)割合が 1.10%で最も高く、次いで専攻科が 0.65%である。

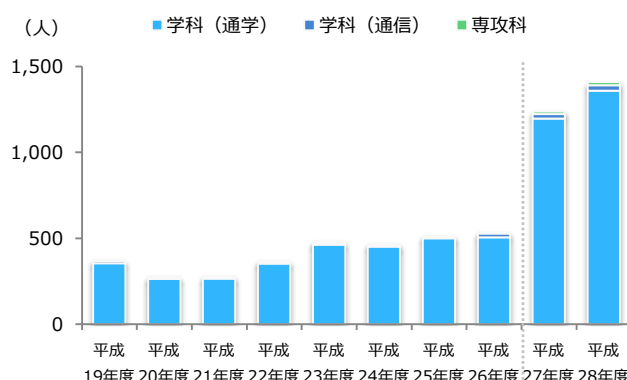


図7 障害学生数の推移(課程別) (短期大学)

3) 高等専門学校

高等専門学校における障害学生数は、本科(通学課程)が 1,107 人で最も多く、次に専攻科が 51 名である(図 8)。障害学生在籍率は、本科(通学)が 2.06%で、専攻科が 1.73%である。

平成 19 年度から平成 28 年度までの経年推移を見ると、すべての高等教育機関において障害学生数が増加していることが分かる。特に、平成 27 年度からの増加が目立っている。

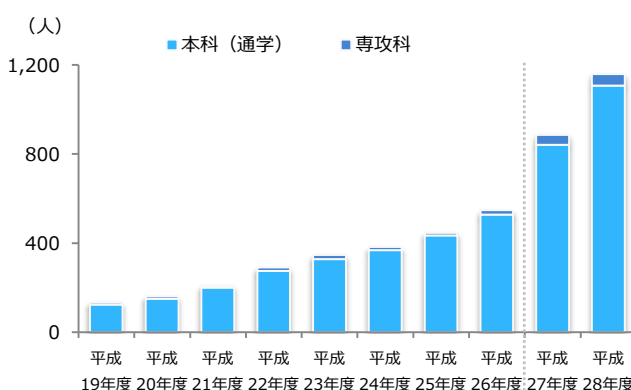


図8 障害学生数の推移(課程別) (高等専門学校)

大学においては、全課程で障害学生数が増加しており、その中でも学部(通学課程)に通う障害学生数が平成 19 年度より 17,145 人と最も増加している。特に、平成 26 年度から大幅な変化が見られ、平成 26 年度より平成 27 年度の学部(通学課程)の障害学生数は 10,546 人から 16,427 人と 5,881 人増え、平成 28 年度は前年度より 4,547 人増加していることが分かる。一方、障害学生在籍率において最も増加している課程は平成 19 年度より 0.77 ポイント増えている学部(通信課程)で、次いで学部(通学課程)と専攻科がともに 0.67 ポイント増となっている。短期大学においては、障害学生数と障害学生在籍率ともに最も増加している課程は、学科(通学課程)で平成 19 年度より 1,004 人、0.9 ポイント増えている。高等専門学校においては、障害学生数、障害学生在籍率ともに本科(通学課程)が平成 19 年度より 984 人、1.84 ポイントと最も増加している。

2. 障害学生及び支援障害学生在籍学校数

障害学生在籍学校数及び全学校数に対する障害学生在籍学校数の割合(以下、障害学生在籍学校率)は、障害学生数及び障害学生在籍率と同様に増え続けている。また、同時に支援障害学生在籍学校数及び全学校に対する支援障害学生在籍学校数の割合(以下、支援障害学生在籍学校率)も年々増加していることが分かる。

以下、障害学生在籍学校数及び支援障害学生在籍学校数等について、(1)全調査対象校、(2)学校種別に紹介する。

(1) 全調査対象校

1) 障害学生在籍学校数・在籍学校率

平成 28 年度調査によると全国の大学、短期大学、高等専門学校のうち、障害学生が在籍する学校は 899 校であり、平成 18 年度より 229 校が増加している(図 9)。障害学生在籍学校率は平成 18 年度の 57.4%から 19.4ポイント増加し、平成 28 年度では 76.8%となっている。

平成 28 年度の障害学生在籍学校数を障害種別に見ると、「病弱・虚弱」が 629 校で最も多く、前年度より 55 校増えている。その次は「精神障害」596 校(前年度比 32 校増)と「肢体不自由」573 校(前年度比 30 校増)の順である。平成 20 年以降の障害学生在籍学校数の経年推移を見ると「発達障害」と「病弱・虚弱」が平成 20 年度より 415 校、377 校増加し、変化が目立っている。

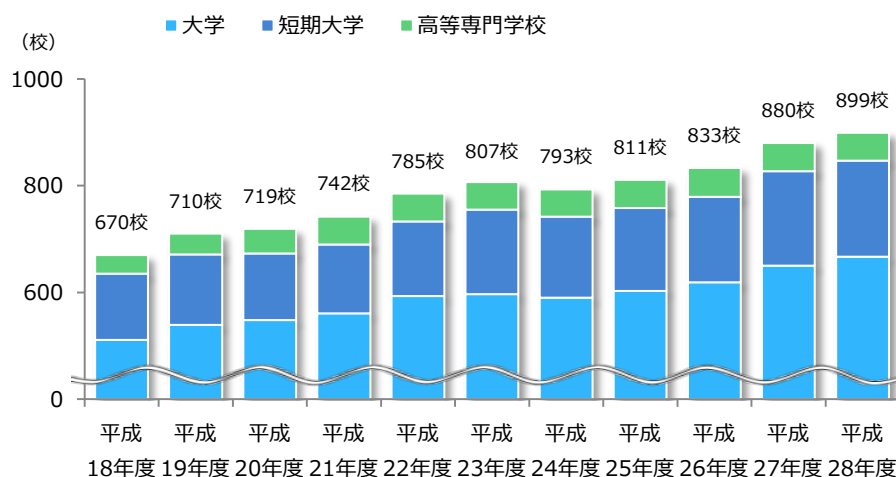


図 9 障害学生在籍学校数の推移

2) 支援障害学生在籍学校数・在籍学校率

平成 28 年度、全国の大学、短期大学、高等専門学校のうち、支援障害学生が在籍する学校は 782 校であり、平成 18 年度より 314 校増加している(図 10)。支援障害学生在籍学校率

は平成 18 年度の 40.1%から 26.7 ポイント増加し、平成 28 年度、全学校の 66.8%を占めている。また、障害学生が在籍する 899 校中、782 校が障害学生に支援を行っており、障害学生在籍校の 87.0%が障害学生に対して支援を提供していることが分かる。

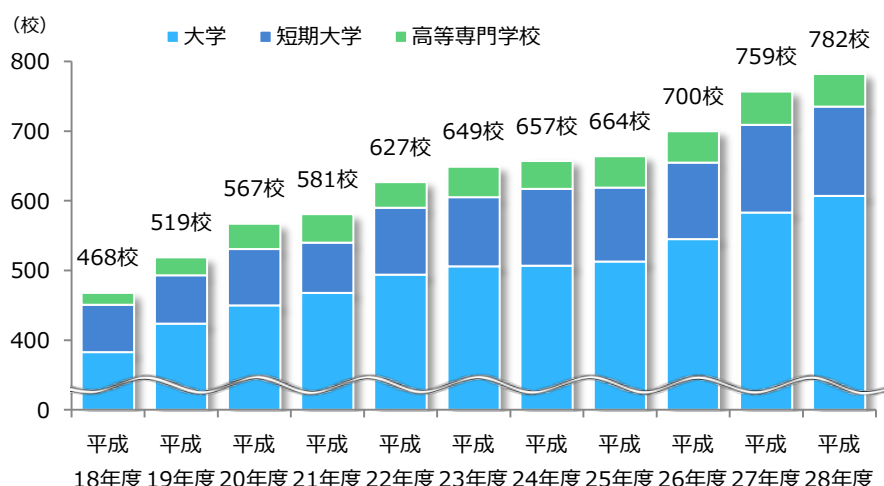


図10 支援障害学生在籍学校数の推移

平成 28 年度の支援障害学生在籍学校数を障害種別に見ると、「発達障害」が前年度より 11 校増えて 485 校で最も多く、障害学生在籍学校の 53.9%にあたる。次いで「精神障害」が前年度より 35 校増え、474 校で障害学生在籍学校の 52.7%となっている。一方、障害学生在籍学校数で最も多かった「病弱・虚弱」については、支援障害学生在籍学校数が 419 校で、障害学生在籍学校の 46.6%となっている。

(2) 学校種別

1) 大学

大学における障害学生在籍学校数及び障害学生在籍学校比率は、平成 18 年度が 511 校で全学校の 72.7%を占めていた。それに対して、平成 28 年度障害学生在籍学校数は 667 校で全学校の 85.7%にあたり、平成 18 年度より 13.0 ポイント増加している。また、障害学生在籍学校数に伴い、支援障害学生在籍学校数も平成 18 年度より 224 校増加し、平成 28 年度は 607 校となっている。

2) 短期大学

短期大学における障害学生在籍学校数及び障害学生在籍学校比率は、平成 18 年度が 124 校と、全学校の 30.8%を占めていたのに対して、平成 28 年度は 180 校と 56 校増え、全学校の 53.6%にあたり、22.8 ポイント増加している。支援障害学生在籍学校数は平成 18 年度に 68 校であったが、平成 28 年度は 128 校で、約 2 倍増加している。

3) 高等専門学校

高等専門学校における障害学生在籍学校数及び障害学生在籍学校率は、平成 18 年度が 35 校で全学校の 56.5%を占めていた。それに対して平成 28 年度は 52 校で 17 校増え全学校の 91.2%にあたり、34.7 ポイント増加している。支援障害学生在籍学校数は、平成 18 年度に 17 校で、平成 28 年度では平成 18 年度より 30 校増えて 47 校となっている。

3. 障害学生支援状況

平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」が施行され、障害のある者に対する合理的配慮の提供が求められていることから、大学等においても、障害学生に対して一定の修学支援を提供することが急務となっている。

以下、授業支援と授業以外の支援における障害学生支援状況について、(1)支援実施校数の経年推移、(2)学校規模別の支援実施状況、(3)障害種別の支援実施状況、(4)内容別の支援実施状況について紹介する。なお、授業以外の支援については、平成 21 年度に初めて調査を行なっている。

(1) 支援実施校数の経年推移

障害学生支援実施校数の経年推移を授業支援と授業以外の支援に分けて図 11 に示す。授業支援実施校数は平成 28 年度 723 校で、平成 17 年度 206 校より 517 校増え、全学校 1,171 校の 61.7%が障害学生に対して授業支援を実施していることが分かる。また、平成 28 年度の授業以外の支援実施校数は 620 校で、平成 21 年度調査で報告された 429 校より 191 校増え、全学校の 52.9%が授業以外の場面で障害学生への支援を行なっている。

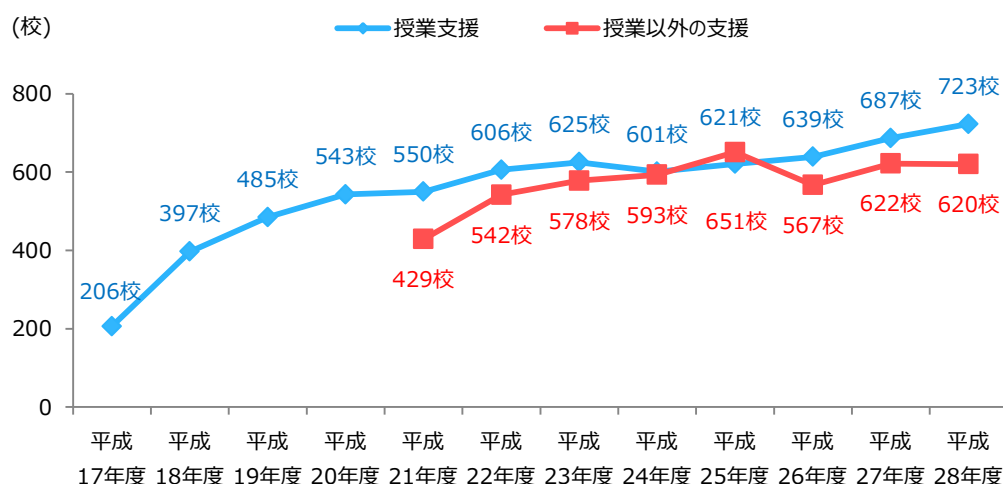


図11 支援実施校数の推移

(2) 学校規模別の支援実施状況(平成 28 年度)

1) 授業支援実施校数と実施率

学校規模別に授業支援の実施学校数を比較すると(図 12)、最も多いのは学生数が 1,000～1,999 人規模の学校で 162 校、次いで 2,000～4,999 人規模の学校で 152 校となっている。最も規模が小さな学生数は 1～499 人の学校で 116 校、最も規模の大きい 10,000 人以上の学校で 68 校となっている。一方で、授業支援実施率では、規模が最も大きい 10,000 人以上の学校が 98.6%で最も高く、次いで 5,000～9,999 人規模が 96.0%、2,000～4,999 人規模が 87.4%となっている。最も授業支援実施率が低い規模は、1～499 人規模で 31.6%となっている。

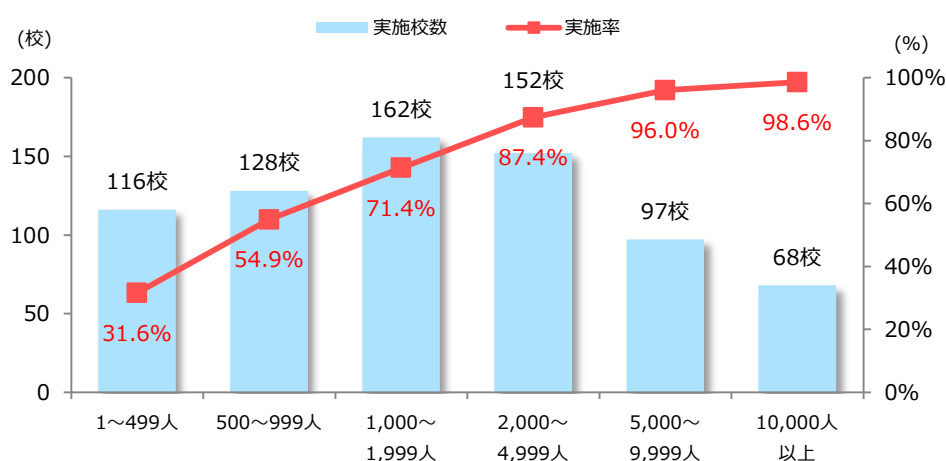


図12 授業支援実施校数と実施率

学校規模が大きいほど、授業支援実施率が高い傾向がみられたことから、学校規模と授業支援実施の有無についてクロス集計し、カイ二乗検定を行なった(表 1)。その結果、学校規模と授業支援実施の有無の間に有意な関連が見られた ($\chi^2(5)=292.76, p<.001$)。

また、残差分析の結果、学校規模が 1,000 人以上の学校では、授業支援を行なっているところが多く、授業支援を行なっていない学校が少なかった。一方で、学校規模が 1,000 人未満の学校では、授業支援を行なっていないところが多く、授業支援を行なっているところが少ないことが明らかになった。

表 1 学校規模と授業支援の有無

学校規模	授業支援		合計(校)
	あり	なし	
1～499人	116*	251*	367
500～999人	128*	105*	233
1,000～1,999人	162*	65*	227
2,000～4,999人	152*	22*	174
5,000～9,999人	97*	4*	101
10,000人以上	68*	1*	69
合計(校)	723	448	1,171

$\chi^2(5)=292.76, p<.001$

*「調整済残差」が5%水準で有意であったもの

2) 授業以外の支援実施校数と実施率

学校規模別に授業以外の支援実施校数を比較すると(図 13)、最も実施が多いのは学生数が 1,000～1,999 人規模の学校で 140 校、次いで 2,000～4,999 人規模の学校で 132 校となっている。最も規模が小さな 1～499 人の学校で 94 校、最も規模の大きな 10,000 人以上の学校で 59 校となっている。一方で、授業以外の支援実施率では、学生数が 5,000～9,999 人規模の学校が 92.1%で、最も支援率が高い。次いで、最も学校規模が大きな 10,000 人以上の学校が 85.5%、2,000～4,999 人規模の学校が 75.9%となっている。授業支援実施率では 10,000 人以上の学校が最も支援率が高かったが、授業以外の支援実施率では 5,000～9,999 人規模の学校での支援率が最も高かった。

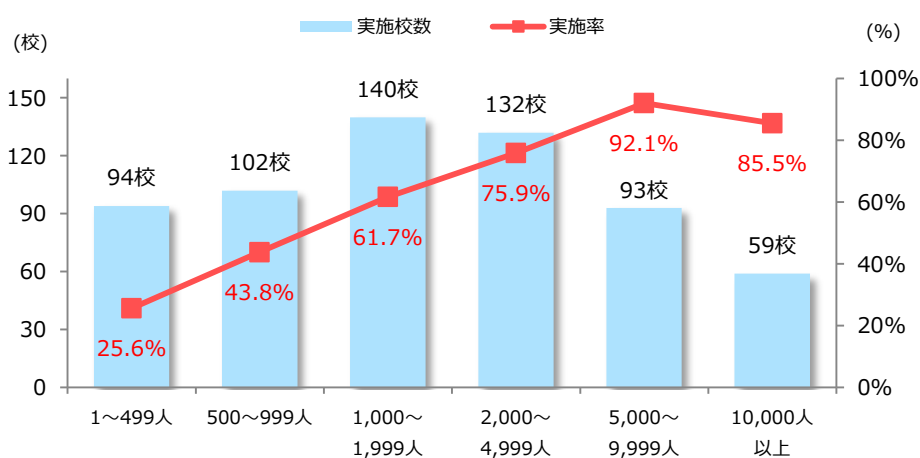


図13 授業以外の支援実施校数と実施率

また、授業以外の支援実施率においても、学校規模によって支援実施率が異なっていたことから学校規模と授業以外の支援の有無についてクロス集計し、カイ二乗検定を行なった(表 2)。その結果、学校規模と授業以外の支援の有無の間に有意な関連が見られた($\chi^2(5)=252.99, p<.001$)。また、残差分析の結果から学校規模が 1,000 人以上の学校では、授業以外の支援を行なっている学校が多く、授業以外の支援を行なっていない学校が少ないことが分かった。一方で、学校規模が 1,000 人未満の学校では、授業以外の支援を行なっていないところが多く、授業以外の支援を行なっている学校が少ないことが明らかになった。

表 2 学校規模と授業以外の支援の有無

学校規模	授業以外の支援		合計(校)
	あり	なし	
1～499人	94*	273*	367
500～999人	102*	131*	233
1,000～1,999人	140*	87*	227
2,000～4,999人	132*	42*	174
5,000～9,999人	93*	8*	101
10,000人以上	59*	10*	69
合計(校)	620	551	1,171

$\chi^2(5)=252.99, p<.001$

*「調整済残差」が5%水準で有意であったもの

これらの結果から、授業支援か、授業以外の支援かという支援を行なう場面に関わらず、学校規模が大きいほど修学支援を実施している学校が多く、障害学生への修学支援実施率が高いことが分かった。

(3) 障害種別の支援実施状況(平成 28 年度)

障害種別の障害学生在籍学校数及び授業・授業以外の支援実施状況を図 14 に示す。障害種別の在籍学校数の内訳を見ると「視覚障害」が 245 校、「聴覚・言語障害」が 478 校、「肢体不自由」が 573 校、「病弱・虚弱」が 629 校、「重複」が 166 校、「発達障害」が 572 校、「精神障害」が 596 校、「その他」が 311 校となっている。障害学生在籍数が最も多かった「病弱・虚弱」の支援を実施している学校は障害学生在籍学校のうち、授業支援実施校が 329 校、授業以外の支援実施校が 267 校と、「病弱・虚弱」学生在籍学校の約 5 割を占めている。「病弱・虚弱」学生の在籍学校数は障害種のうち最も多い一方で、支援実施校が最も多い障害種は「発達障害」である。

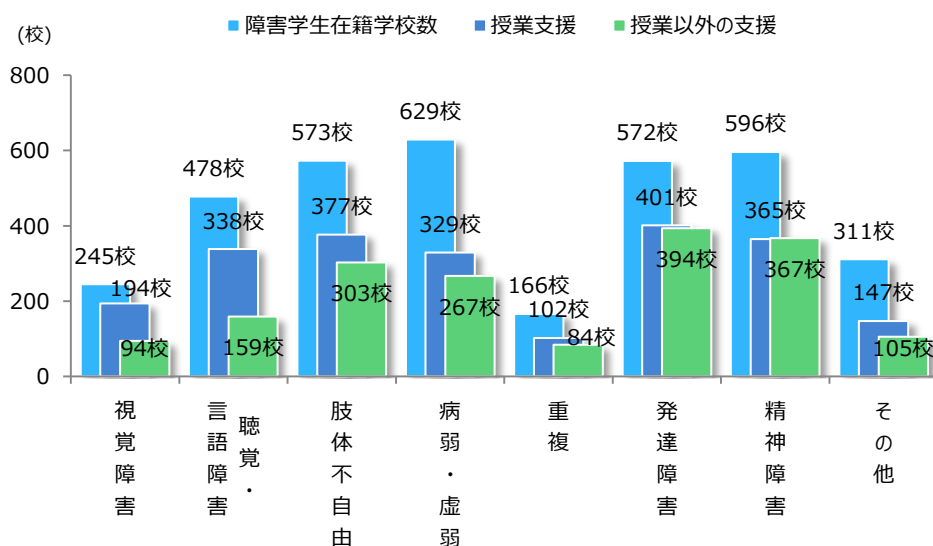


図14 平成28年度 支援実施状況(障害種別)

障害学生が在籍している学校において、障害種別の支援実施状況がどのように異なるのかを検討するために「支援無し」、「授業支援のみ」、「授業以外の支援のみ」、「両方あり」の4つのカテゴリーに分けて障害種別にまとめた(表 3)。障害種別の支援実施状況の差をカイ二乗検定で分析したところ、障害種と支援状況の間に有意な関連があり($\chi^2(21) = 980.319$, $p < .001$)、障害種別に支援実施状況が異なっていることが明らかになった。また、残差分析の結果を以下、障害種別に説明する。「視覚障害」では「支援なし」と答えた学校が多く、「授業以外の支援のみ」「両方あり」と答えた学校は少なかった。また、「聴覚・言語障害」では「授業

支援のみ」行なっていると答えた学校が多く、「授業以外の支援のみ」「両方あり」と答えた学校が少なかった。「肢体不自由」では「両方あり」と答えた学校が多く、「支援なし」と答えた学校が少なかった。「病弱・虚弱」では「授業支援のみ」「授業以外の支援のみ」行なっていると答えた学校が多かった一方で、「支援なし」と答えた学校が少なかった。また、「発達障害」では「授業以外の支援のみ」と「両方あり」と答えた学校が多く、「支援なし」「授業支援のみ」と答えた学校が少なかった。「精神障害」においては、「授業以外の支援のみ」と「両方あり」と答えた学校が多く、「支援なし」と答えた学校が少ないことが明らかになった。最後に「重複」と「その他の障害」においては、「支援なし」と答えたところが多く、「授業支援のみ」「授業以外の支援のみ」「両方あり」と答えたところが少なかった。

表 3 障害種別の支援状況(障害学生在籍学校基準)

障害カテゴリー	支援実施状況				合計(校)
	支援なし	授業支援のみ	授業以外の支援のみ	両方あり	
視覚障害	698*	107	7*	87*	899
聴覚・言語障害	547	193*	14*	145*	899
肢体不自由	479*	117	43	260*	899
病弱・虚弱	480*	152*	90*	177	899
重複	779*	36*	18*	66*	899
発達障害	414*	91*	84*	310*	899
精神障害	425*	107	109*	258*	899
その他の障害	716*	78*	36*	69*	899
合計(校)	4,538	881	401	1,372	7,192

$\chi^2(21) = 980.319, p < .001$

*「調整済残差」が5%水準で有意であったもの

1) 障害種別・授業支援実施状況

授業支援実施学校のうち、支援を行なっている学校が最も多かった障害種は「発達障害」で401校、次いで「肢体不自由」が377校、「精神障害」が365校、「聴覚・言語障害」が338校、「病弱・虚弱」が329校、「視覚障害」が194校、「その他の障害」が147校、「重複」が102校となっている(図15)。

障害学生数の増加とともに、授業支援を行なっている学校数も増加している。平成18年度に比べて特に授業支援実施学校数が増加している障害種は「病弱・虚弱」と「発達障害」である。平成18年度に「病弱・虚弱」学生の授業支援を行なっていた学校数は34校で、平成28年度調査では329校と、平成18年度より295校増加している。特に、平成26年度から平成27年度に100校、平成27年度から平成28年度に62校増えており、この2年間で授業支

援を行なっている学校数が顕著に増加している。「病弱・虚弱」が平成 26 年度から急激に増加している一方で、「発達障害」は平成 18 年度調査の 22 校からの 10 年間で大幅な増加が見られ、平成 28 年度調査で 401 校が授業支援を行なっていると答えた。また、平成 27 年度から独立したカテゴリーとして分類された「精神障害」の授業支援学校数は、平成 27 年度調査で 319 校、平成 28 年度調査では 365 校と 46 校増加し、1 年間で顕著な変化が見られる。一方で、「その他の障害」の授業支援校が平成 26 年度と平成 27 年度の間で減となっている。これは、前述のように、平成 26 年度調査結果の「その他の障害」の約 90%を占めていた「精神疾患・精神障害」及び「知的障害」を平成 27 年度の調査において「精神障害」という独立した障害種として分類したことの影響である。

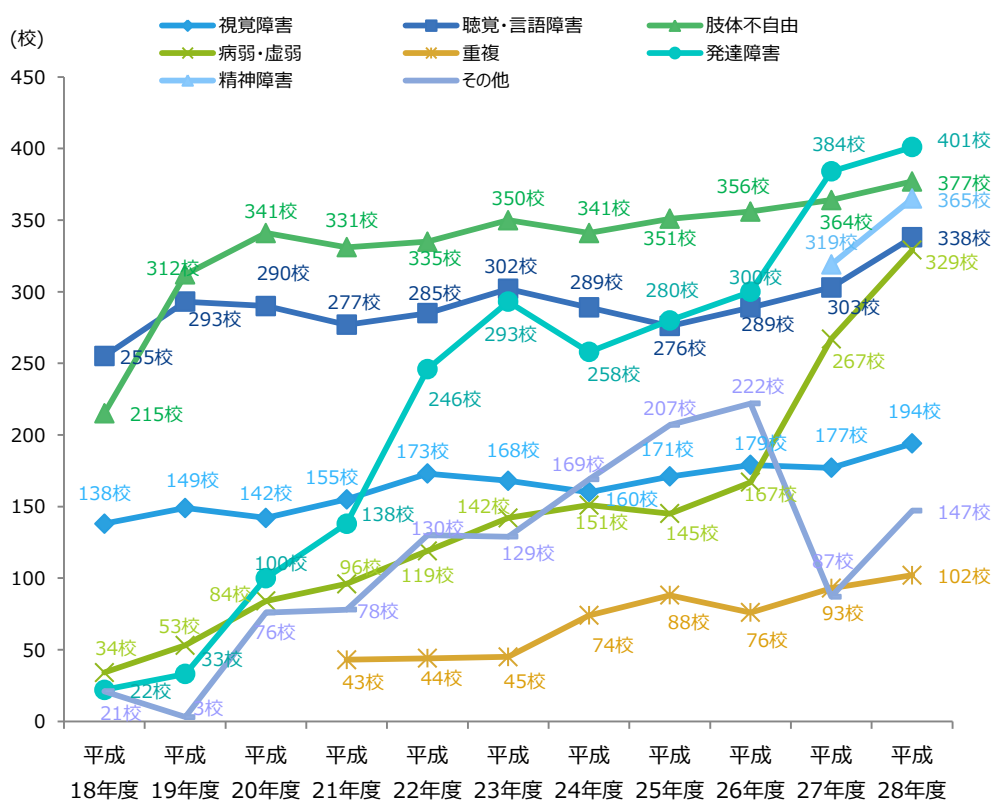


図15 授業支援実施校数の推移〔障害種別〕

2)障害種別・授業以外の支援実施状況

授業以外の支援を行なっている学校の障害種別の内訳を見ると、「発達障害」が 394 校で最も多く、次いで「精神障害」が 367 校、「肢体不自由」が 303 校、「病弱・虚弱」が 267 校、「聴覚・言語障害」が 159 校、「その他の障害」が 105 校、「視覚障害」が 94 校、「重複」が 84 校である(図 16)。

授業以外の支援実施学校数の経年推移について図 16 に示す。平成 21 年度に比べて授業以外の支援実施学校数が最も増加した障害種は「病弱・虚弱」で、平成 21 年度に 44 校、平成 28 年度に 267 校と、7 年間で 223 校増加している。一方で、平成 28 年度において授業以外の支援を行なっている学校が最も多かった障害種は、授業支援同様に「発達障害」となっている。前述のように授業支援においては、「発達障害」は平成 18 年度から 10 年間に大幅増加していることが分かる。しかし、授業以外の支援においては、平成 21 年度時点で「発達障害」へ支援を実施している学校が 301 校と、障害種のうち最も高く、平成 21 年度から 8 年間、授業以外の支援を実施している学校数が最も多い障害種となっている。また、「肢体不自由」における授業以外の支援学校数は、平成 21 年度の 157 校から、146 校増加して、平成 28 年度には 303 校となっており、「病弱・虚弱」に次いで大幅な増加傾向が見られる。

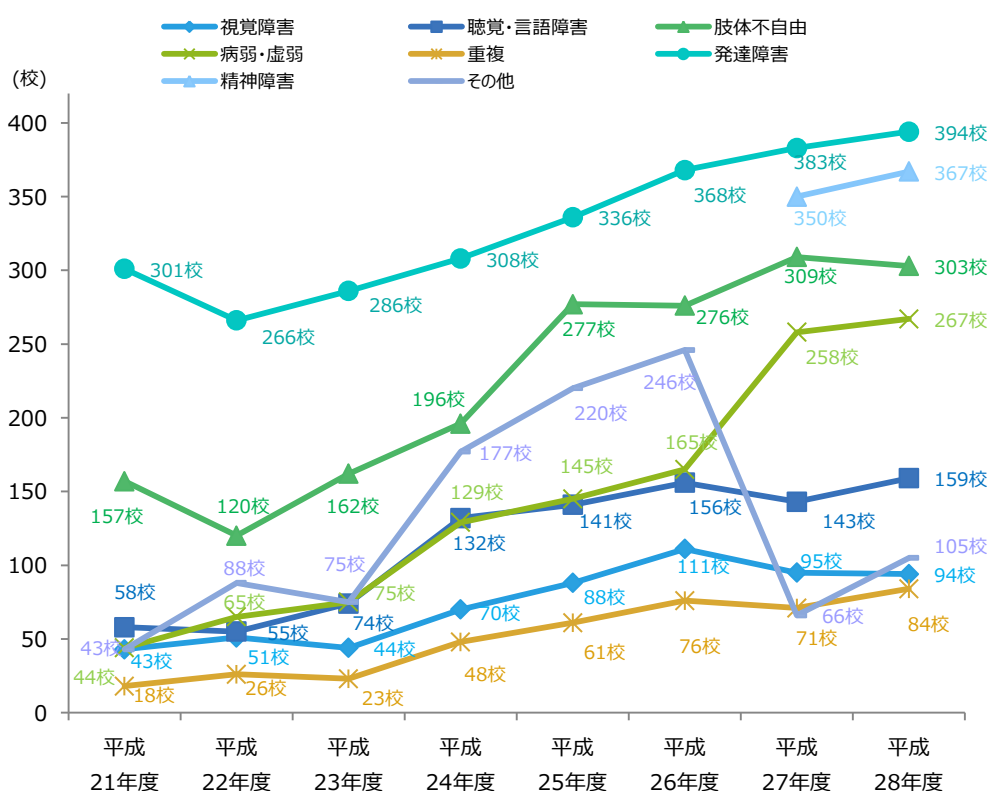


図16 授業以外の支援実施校数の推移〔障害種別〕

(4) 内容別の支援実施状況（平成 26 年度から平成 28 年度まで）

内容別の支援実施状況については、一部の障害、特に「発達障害」において、学校現場で行なわれている支援内容の多くが調査項目に反映されておらず、回答欄の「その他の支援」に分類されており、具体的な支援内容の把握が困難であると判断されたため、平成 27 年度調査において調査項目の見直しを実施している。平成 26 年度調査において、「その他の支援」

に分類された支援内容の内訳を精査し、授業支援においては、「授業参加、授業の理解、課題遂行などに関する支援」であると判断された支援内容を基準として、項目の入れ替え、追加、削除を行なっている。また、授業以外の支援においても、「学生生活支援」「社会的スキル指導」「保健管理・生活支援」「進路・就職指導」の4つのカテゴリを作成し、下位項目を設けている。なお、平成27年度は平成26年度より障害学生数及び支援障害学生数が顕著に増加しており、支援実施状況においても何らかの変化が見られることが予想される。そのため、平成26年度からどのように支援実施状況が変化しているのかについて平成26年度から平成28年度までの支援内容の推移を検討することとする。

1) 内容別・授業支援実施状況

内容別の授業支援の実施状況について、平成26年度から平成28年度までの推移を図17に示す。

平成28年度に実施された授業支援のうち、最も多いのは「教室内座席配慮」で453校(実施率:62.7%)となっている。平成26年度は381校、平成27年度は418校となっており、いずれの年度においても最も多くの学校が支援を実施していることが分かる。また、平成28年度において「教室内座席配慮」が最も多く実施されている障害種は「肢体不自由」で223校となっている。

次に多いのは、平成27年度から新しく設けた「配慮依頼文書の配付」で439校(実施率:60.7%)となっている。平成27年度においても、「教室内座席配慮」の次に多くの学校が実施した(390校)支援内容となっている。平成28年度において、「配慮依頼文書の配付」が最も多く実施されている障害種は「発達障害」で272校、次いで「聴覚・言語障害」が203校となっている。

次に多いのは「実技・実習配慮」で317校(実施率:43.8%)となっている。平成26年度が307校、平成27年度が307校となっており、いずれの年度においても、多くの学校が実施していることが分かる。また、「実技・実習配慮」の支援が最も行なわれている障害種は、平成26年から3年連続「肢体不自由」で平成26年度が175校、平成27年度が171校、平成28年度が163校となっている。

その他に目立つ支援内容としては、平成27年度に設けられた新項目の「出席に関する配慮」「講義に関する配慮」等が挙げられる。特に平成28年度の「出席に関する配慮」の実施を障害種に見ると、5割弱(47.9%)が「精神障害」となっている。

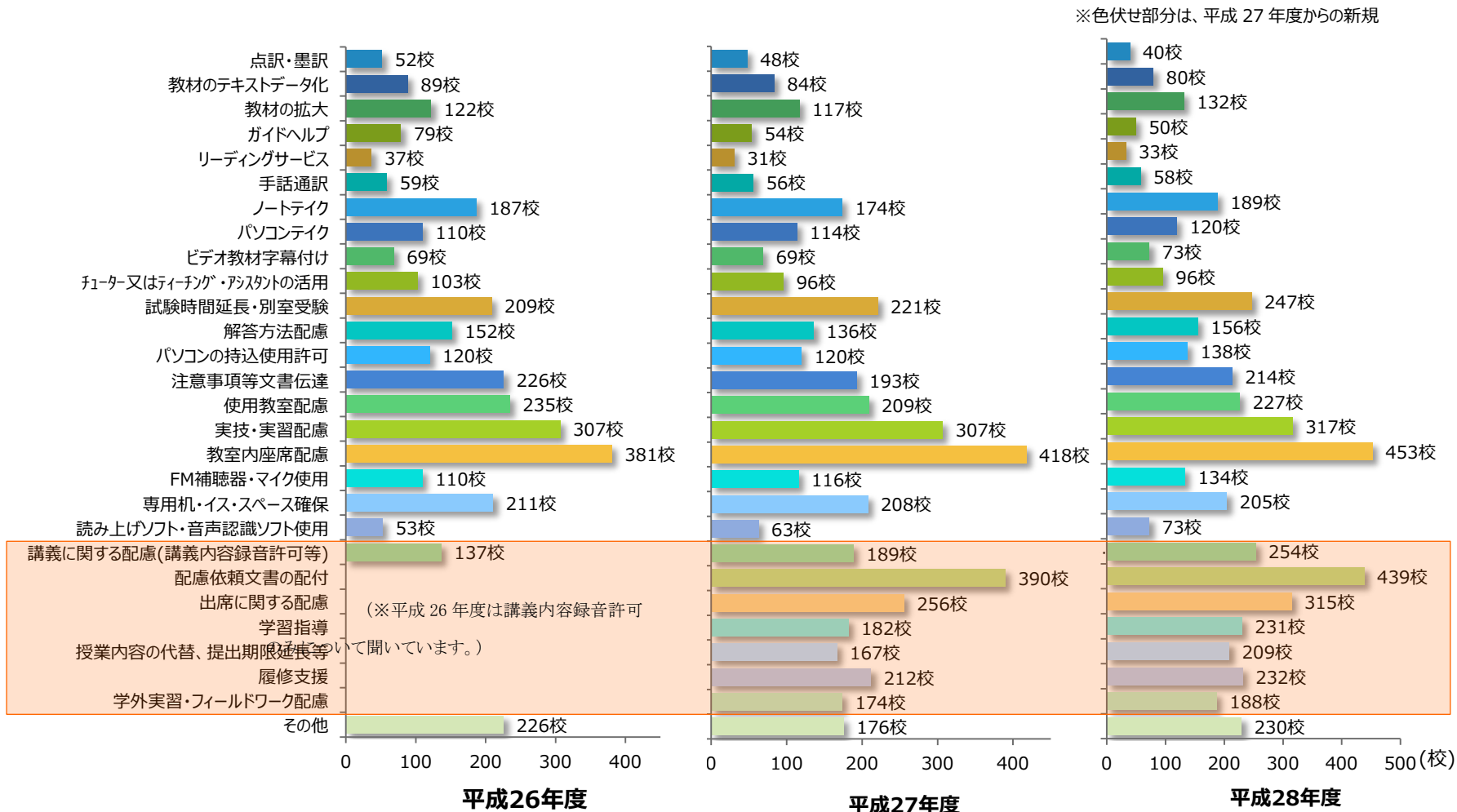


図 17 授業支援実施校数(内容別)

2) 内容別・授業以外の支援実施状況

内容別の授業以外の支援実施状況について、平成 26 年度から平成 28 年度までの内容を図 18～図 20 までに示す。前述のように、平成 27 年度に調査項目の見直しを行なっているために平成 26 年度と平成 27 年度・28 年度では支援内容の項目が異なっている。

平成 28 年度調査では、「学生生活支援」「社会的スキル指導」「保健管理・生活支援」「進路・就職指導」のうち、最も支援を実施している学校が多かったカテゴリーは、「保健管理・生活支援」499 校である。平成 27 年度においても、最も支援が多かったカテゴリーで 494 校である。下位項目を見ると、平成 28 年度は「専門家によるカウンセリング」が 401 校、「休憩室・治療室の確保等」が 261 校、「医療機関等の連携」が 239 校となっている。また、平成 27 年度でも「専門家によるカウンセリング」が 387 校で、最も多くの学校が実施している。平成 26 年度においても 302 校が「専門家によるカウンセリング」を実施しており、「保健管理・生活支援」に含まれる内容のうち、最も多くの学校が支援を行なっているといえる。また、「保健管理・生活支援」に平成 27 年度から追加された「休憩室・治療室の確保等」が平成 27 年度は 253 校、平成 28 年度は 261 校、同様に追加された「医療機関との連携」が平成 27 年度は 232 校、平成 28 年度は 239 校となっている。

次いで、支援を実施している学校が多かったカテゴリーは、平成 28 年度では「学生生活支援」402 校で、平成 27 年度でも「学生生活支援」406 校となっている。平成 28 年度の「学生生活支援」の下位項目を見ると、「居場所の確保(占有スペース、仲間づくり等)」が 231 校、「通学支援(自動車通学許可、専用駐車場等)」が 209 校となっている。平成 27 年度の「学生生活支援」の下位項目を見ると、「居場所の確保(占有スペース、仲間づくり等)」が 227 校、「通学支援(自動車通学許可、専用駐車場等)」が 208 校となっている。

平成 27 年度に比べて支援学校数が増加しているカテゴリーは「社会的スキル指導」で 22 校増加し、次いで「保健管理・生活支援」で 5 校増加している。

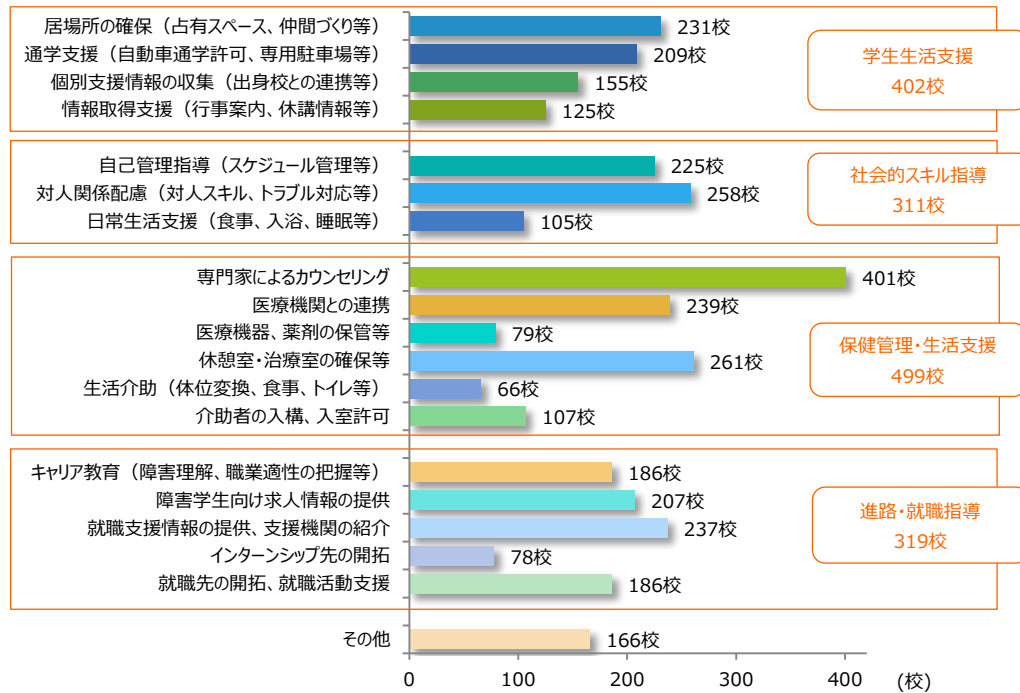


図18 平成28年度 授業以外の支援実施校数(内容別)

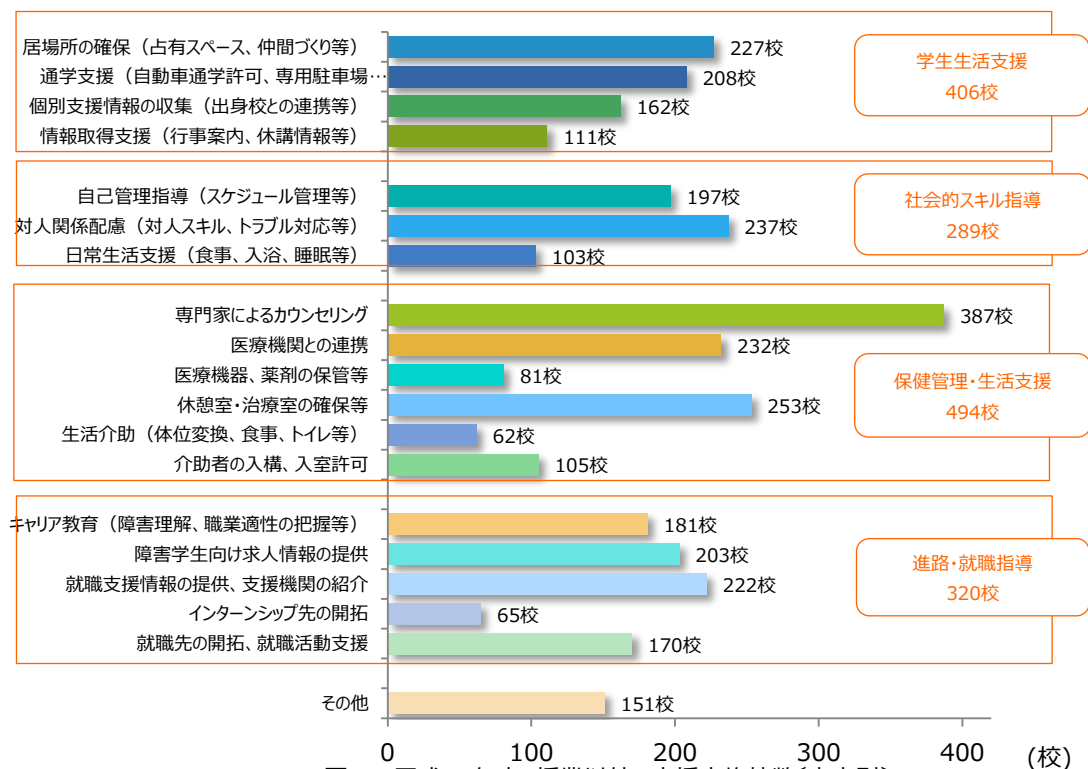


図19 平成27年度 授業以外の支援実施校数(内容別)

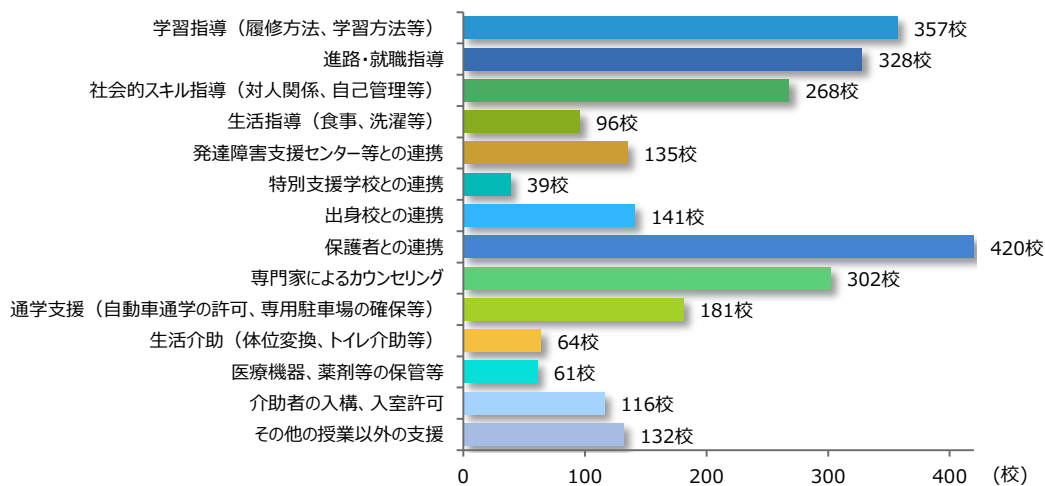


図20 平成26年度 授業以外の支援実施校数(内容別)

4. 障害学生の受け入れについて

(1) 受験上の配慮実施状況の推移

平成17年度、障害のある受験者のうち受験上の配慮を受けた受験者は1,734人で、合格者が632人、入学者が527人となっている。受験者数は増え続けている。平成28年度、障害のある受験者は4,635人で、そのうち受験上の配慮を受けた学生は3,609人、平成17年度に比べて1,875人が増加している。また、受験上の配慮を受けた受験者のうち、合格した障害学生数は1,457人と平成17年度より825人増えている。合格率も36.4%から4.0ポイント増加し40.4%となっている。同じく、合格者のうち、大学等へ入学した障害学生は983人と、平成17年度に比べて456人が増加している(図21)。

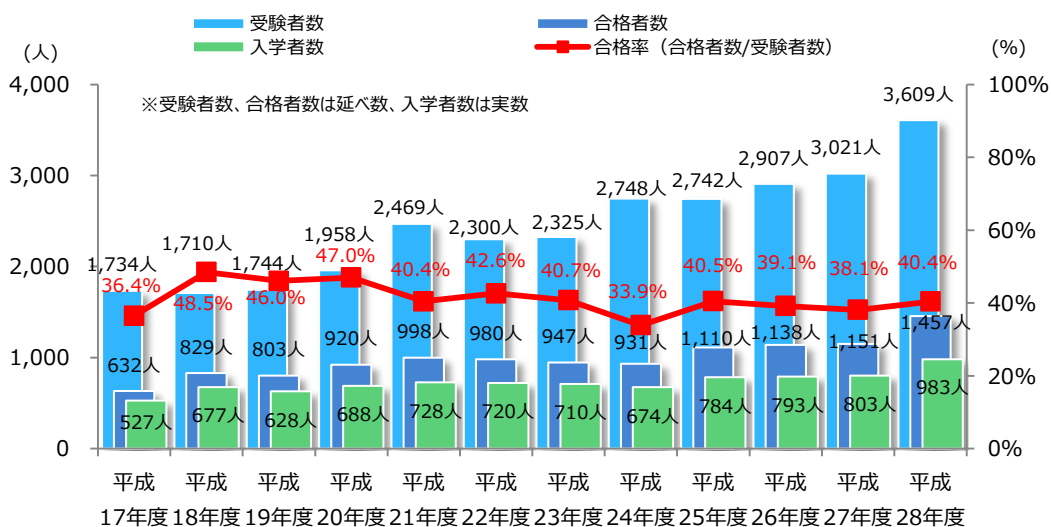


図21 受験上の配慮が実施された学生数の推移

(2) 受験上の配慮を行なった受験者数及び入学者数(平成 28 年度)

平成 28 年度の障害のある受験者 4,635 人のうち、受験上の配慮を受けた障害学生は 3,609 人である。障害種別に見ると「聴覚・言語障害」が 1,043 人で受験上の配慮を受けた全障害学生の 28.9%を占めている。内訳を見ると、特別入試(AO 入試、推薦入試、障害者特別入試)を受験した障害学生が 291人(学部・学科(通学課程))で、特別入試以外の入試を受けた障害学生が 713 人(学部・学科(通学課程))となっている。次いで、障害種は「肢体不自由」で 705 人、19.5%となっている。内訳を見ると特別入試を受けた障害学生が 166 人(学部・学科(通学課程))で、特別入試以外の入試を受けた障害学生が 494 人(学部・学科(通学課程))となっている。続いて、「その他の障害」が 567 人で 15.7%

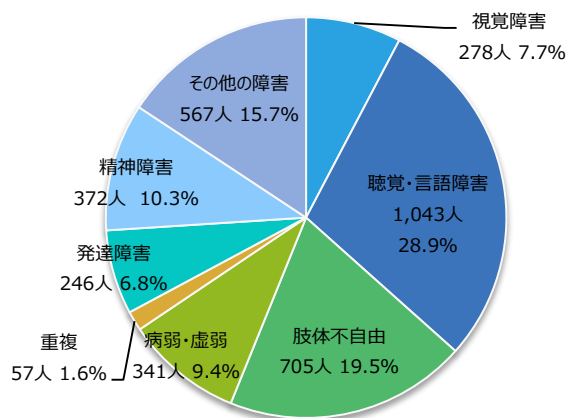


図22 受験上の配慮を行なった受験者数(障害種別)

を占め、次いで「精神障害」(372 人)、「病弱・虚弱」(341 人)、「視覚障害」(278 人)、「発達障害」(246 人)、「重複」(57 人)の順になっている(図 22)。

障害種別において、受験上の配慮実施の有無を障害カテゴリーに分けて、表 4 にまとめた。次に、障害種別の受験上の配慮実施状況の差についてカイ二乗検定を行なったところ、障害種と配慮実施状況の間に有意な関連があり($\chi^2(7) = 635.52, p < .001$)、障害種別に配慮実施状況が異なっていることが明らかになった。残差分析を見ると「視覚障害」「聴覚・言語障害」「肢体不自由」「その他の障害」において、受験上の配慮を受けた学生が多く、配慮を受けていない学生が少なかった。一方で「病弱・虚弱」「発達障害」「精神障害」においては、受験上の配慮を受けていない学生が多く、配慮を受けた学生が少ないことが明らかになった。また、「重複」の受験上の配慮実施状況においては、有意な差は見られなかった。

表 4 入学選抜における配慮実施状況(受験者)

障害カテゴリー	配慮実施		合計(人)
	あり	なし	
視覚障害	278*	35*	313
聴覚・言語障害	1043*	92*	1,135
肢体不自由	705*	141*	846
病弱・虚弱	341*	338*	679
重複	57	14	71
発達障害	246*	164*	410
精神障害	372*	181*	553
その他の障害	567*	61*	628
合計(人)	3,609	1,026	4,635

$\chi^2(7) = 635.52, p < .001$

* 「調整済残差」が5%水準で有意であったもの

(3)実施可能な受験上の配慮及び、実施した配慮について

平成 28 年度入学者選抜において、実施可能な受験上の配慮内容及び、実施した配慮内容について図 23 に示す。

平成 28 年度入学者選抜において、大学等が実施可能な受験上の配慮内容について調査したところ、実施可能であると答えた配慮内容のうち、最も多かったのは「松葉杖の持参使用」で全学校中 79.1%となっている。次いで「車椅子等の持参使用」が 78.8%、「別室を設定」が 76.4%、「試験場への車での入構許可」が 73.9%となっている。最も少なかったのは「音声で出題し音声で解答」が 5.0%となっており、次いで「点字問題を点字で解答」が 11.6%、「マークシートに替えて文字で解答」が 11.9%となっている。

また、平成 28 年度入学者選抜を実施するにあたり、障害学生からの配慮依頼(要望)があり、実際に受験上の配慮が行なわれた校数は 435 校であった。受験上の配慮が行なわれた内容を見ると「その他」が 275 校で受験上の配慮を実施した学校の 63.2%を占めている。「その他」の具体的な内容を見ると「最前列の席の指定」「座席位置の配慮」「座席を試験出入口に近いところに指定」等、座席配慮に関する内容が最も多かった。その他に「エレベーターの利用可能な試験室での受験」「エレベーターの使用許可」等、「エレベーターの使用」に関する配慮、「トイレへの誘導」「障害者用トイレの使用」等、「トイレ使用」に関する配慮等が挙げられている。次に、多くの学校で行なった受験上の配慮内容は「別室を設定」(235 校)で 54.0%となっている。また、「別室を設定」の配慮を最も多く受けた障害種は「肢体不自由」で 139 校、次いで「発達障害」で 98 校が配慮を行なっている。

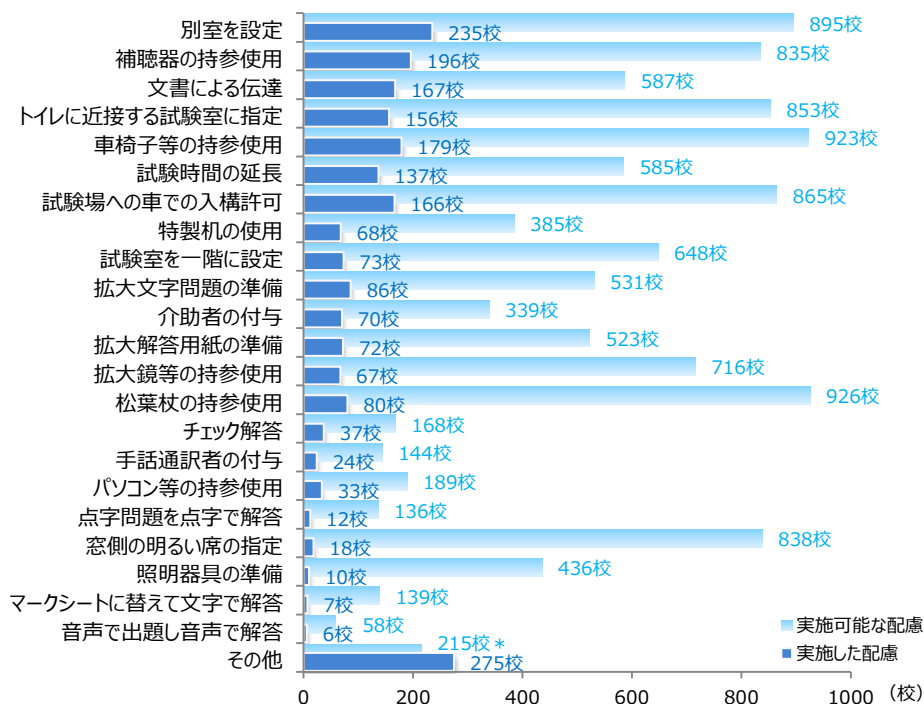


図23 入学者選抜における受験上の配慮 * 未回答あり

5. 障害学生の進路について

(1) 卒業障害学生数及び進路状況の推移

卒業障害学生数は、障害学生の大学等への入学者数の増加とともに増加し続けている(図24)。平成27年度に大学、短期大学、高等専門学校の高学年に在籍していた障害学生数(以下、最高年次障害学生数)は4,997人で、平成18年度に比べて3,780人が増えている。一方で、平成27年度の卒業率は73.8%で、卒業率が82.6%であった平成18年度に比べて8.8ポイント減少している。

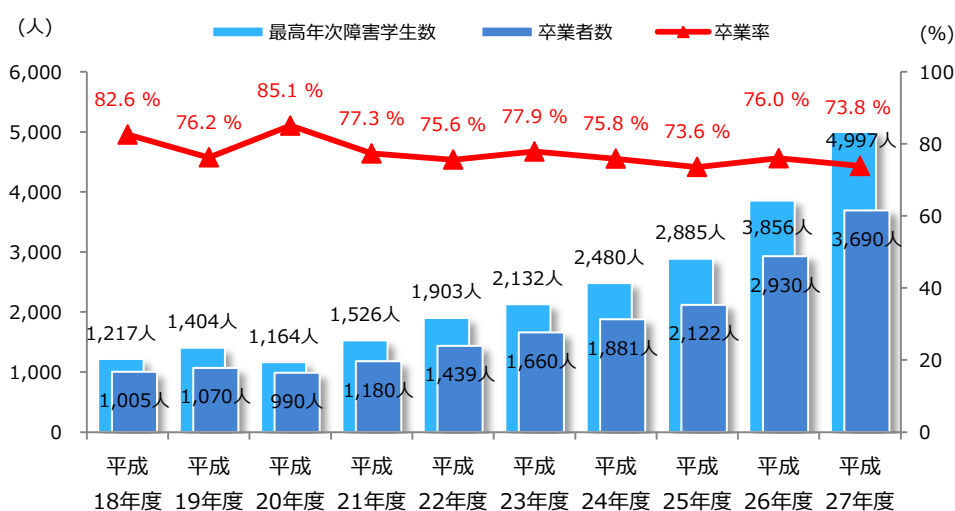


図24 障害のある卒業者数の推移

卒業障害学生の進路状況の内訳を見ると、平成18年度から平成27年度まで、就職をした障害学生が最も多い(図25)。平成18年度の卒業障害学生1,005人のうち、489人の者が就職し、卒業障害学生の48.7%を占めている。平成19年度と平成20年度とを比較すると、卒業障害学生数とともに、就職した障害学生数も減となっているが、平成20年度から平成27年度までは増となっている。「就職者」の次に、障害学生の卒業後の進路で多いのが「その他」である。「その他」は、進学でも就職でもないことが明らかな者で(例:家事手伝い等)、平成20年度(175人)から増加傾向にあり、平成27年度卒業障害学生のうち583人と、全卒業障害学生の15.8%にあたる。

また、卒業障害学生のうち「進学者」は、平成18年度163人で16.2%を占めていたが、平成19年度では9.9%と減少している。平成19年度を起点に「進学者」数は一時期減少もあったが、平成27年度の428人と徐々に増えているようにも見える。しかし、平成27年度全卒業障害学生に対する割合は11.6%と平成18年度と比べて4.6ポイント減少している。

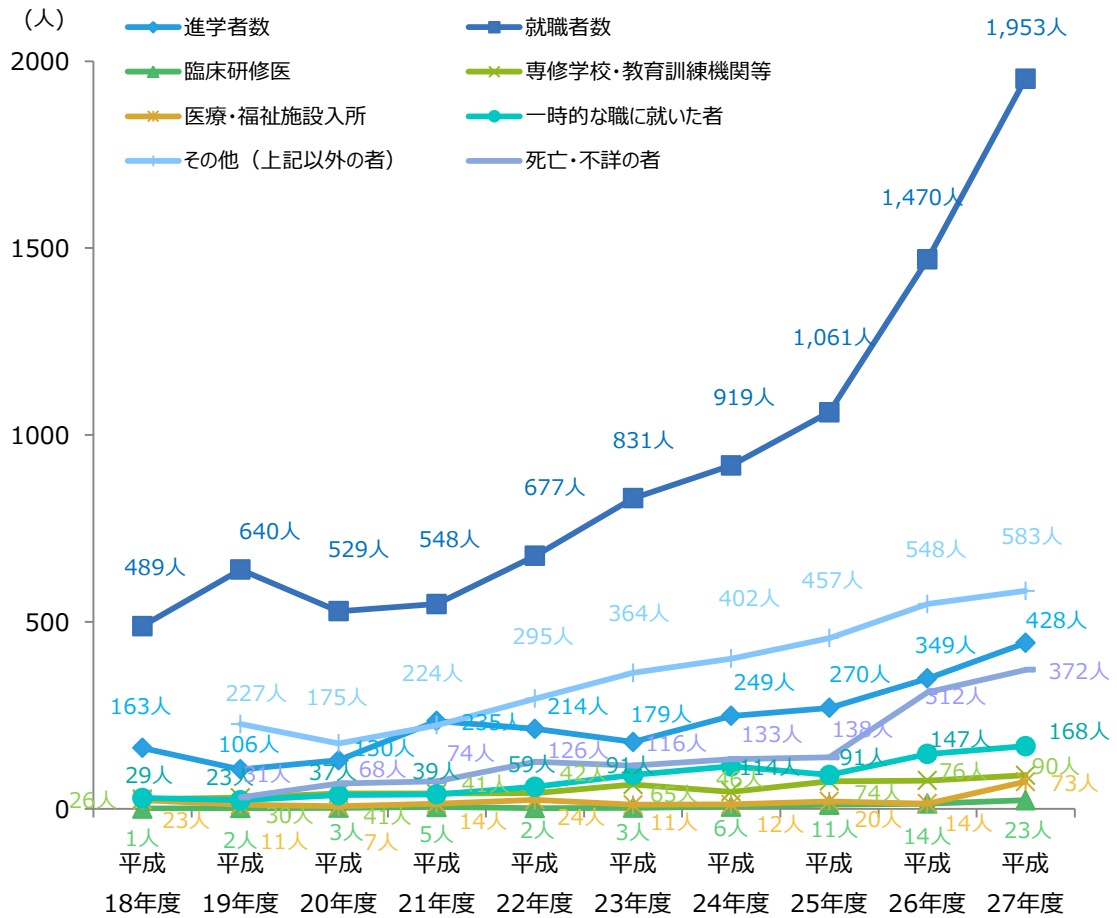


図25 障害学生の卒業後の進路状況の推移

(2) 障害種別卒業後の進路状況(平成 27 年度)

平成 27 年度に大学等に在籍していた最高年次障害学生数は 4,997 人で、最高年次障害学生数が最も多かった障害種は「精神障害」で 1,575 人となっている(図 26)。次いで、「病弱・虚弱」が 1,362 人、「発達障害」が 802 人の順である。最高年次障害学生数のうち卒業した学生は 3,690 人である。最も卒業者が多かった障害種は「病弱・虚弱」で 1,175 人、次いで「精神障害」の 897 人となっている。「精神障害」の学生の場合、最高年次障害学生数は多い一方で、卒業生数は最高年次障害学生数の 57.0%にあたり、障害種のうち最も卒業率が低いことが分かる。卒業率が最も高い障害種は「聴覚・言語障害」で 363 人の最高年次障害学生のうち、卒業生は 316 人で卒業率は 87.1%となっている。次いで、「視覚障害」で 142 人の最高年次障害学生のうち、卒業生が 122 人で卒業率は 85.9%となっている。

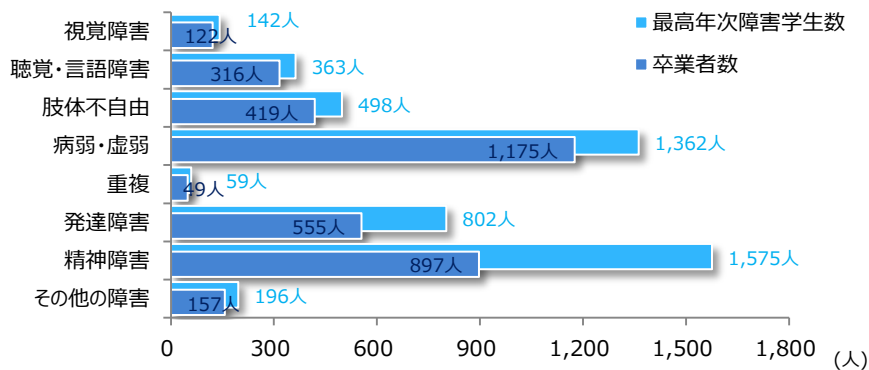


図26 障害のある卒業者数〔障害種別〕

障害種別の進路状況を図 27 に示す。卒業障害学生が最も多かった「病弱・虚弱」において、最も多かった卒業後の進路は「就職」で 743 人となっており、「病弱・虚弱」の卒業学生の 63.2%にあたる。次いで「死亡・不詳の者」が 121 人で 10.3%となっている。「精神障害」においても、「病弱・虚弱」と同様に卒業後、就職した学生が最も多く、卒業学生の 43.4%となっている。その次に「精神障害」において多い割合を占めているのは「その他」で 21.4%となっている。555 人が卒業した「発達障害」においても「就職」は 35.9%と最も多く、次いで「その他」が 26.8%である。また、卒業率が最も高かった「聴覚・言語障害」において、最も多かった卒業後の進路は、「就職」で 211 人であった。

上記のように「就職」は、どの障害種においても最も大きい割合を占めていることが分かる（図 27）。

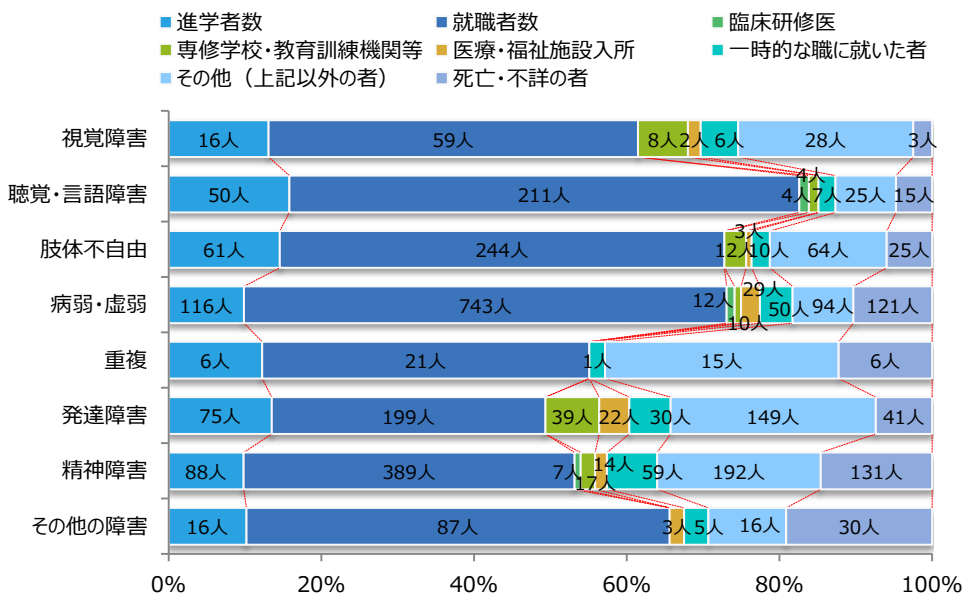


図27 障害学生の卒業後の進路状況〔障害種別〕

(3) 就職支援及びキャリア教育支援実施状況(平成 27・28 年度)

平成 27 年度と 28 年度における障害学生の就職支援及びキャリア教育支援実施状況について図 28 に示す。平成 28 年度の就職支援実施状況を見ると、平成 27 年度に比べて支援を実施している学校が増えていることが分かる。平成 28 年度、障害学生の就職支援として最も多くの学校が実施していると答えた内容は「学外連携、支援情報の提供」で 508 校となっており、前年度より 83 校増加し、平成 27 年度に比べて最も支援が増えている。次に、多かった内容は「インターンシップ、就職先の開拓、企業連携」で、前年度より 29 校増え、240 校となっている。また、「その他」も前年度に比べて 22 校増となっている。「その他」の内容としては「個別対応」「学内のキャリア支援部門との連携」等が多く挙げられている。

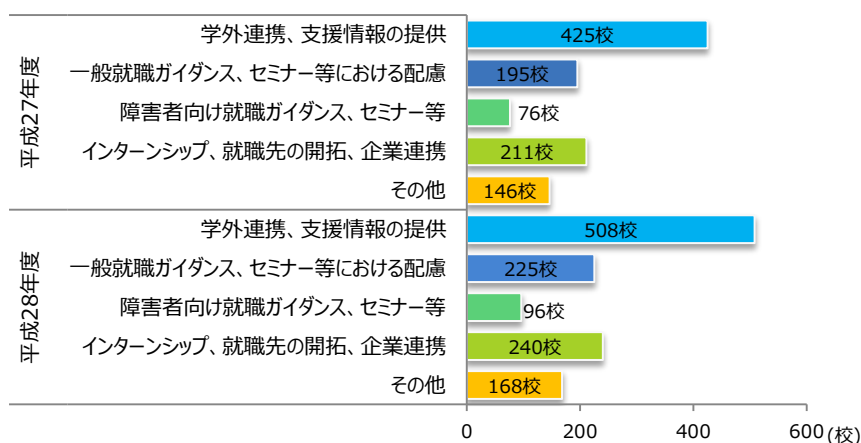


図28 就職支援・キャリア教育支援実施校数

障害学生の進路について以上の内容をまとめる。平成 18 年度から最高年次障害学生数に比べて卒業する学生数が少なく、年々最高年次障害学生数と卒業学生数の差が大きくなっていることが分かる。障害学生は、一般学生に比べて学校生活において困難な場面もあることから、障害学生が大学等に入学し卒業するまでに時間がかかる可能性が考えられる。しかし、修学支援を実施している学校が増えていることや、就職支援・キャリア教育支援実施校数(図 28)から、多くの学校が障害学生の就職支援に取り組んでいることが分かる。また、平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」が施行されたことから今後、障害学生の進路状況に変化が見られる可能性がある。引き続きその変化について分析を行なう必要がある。

第2章 障害学生支援に関する体制の整備について

日本福祉大学社会福祉学部教授
 学生支援センター長
 柏倉 秀克

1. 障害学生支援に関する委員会等

(1) 経年推移

平成 28 年度調査によると、障害学生支援に関する専門委員会を設置している学校①は 358 校 30.6% で 9.4 ポイント増、他の委員会が対応している学校②は 645 校 55.1% で 2.8 ポイント減となっている。対応する委員会がある学校①+②は 1,003 校で、これは全大学等（大学・短期大学・高等専門学校）1,171 校の 85.7% にあたり、前年度より 6.6 ポイント増加している。なお、平成 27 年度調査では、①は 251 校 21.2%（前年度比 1.2 ポイント増）で、②は 684 校 57.9%（同 2.9 ポイント増）、①+②は 935 校 79.1%（同 4.1 ポイント増）であった。

表 5 障害学生支援に関する委員会等の経年推移

区分	平成19年度 (校)	平成24年度 (校)	平成25年度 (校)	平成26年度 (校)	平成27年度 (校)	平成28年度 (校)
専門委員会を設置	129	185	203	237	251	358
他の委員会が対応	732	598	637	652	684	645
対応する委員会がない	369	414	350	296	238	167
未回答					9	1
全体の学校数	1,230	1,197	1,190	1,185	1,182	1,171

※平成 26 年度以前は、未回答校数は「対応する委員会がない」に含めている。

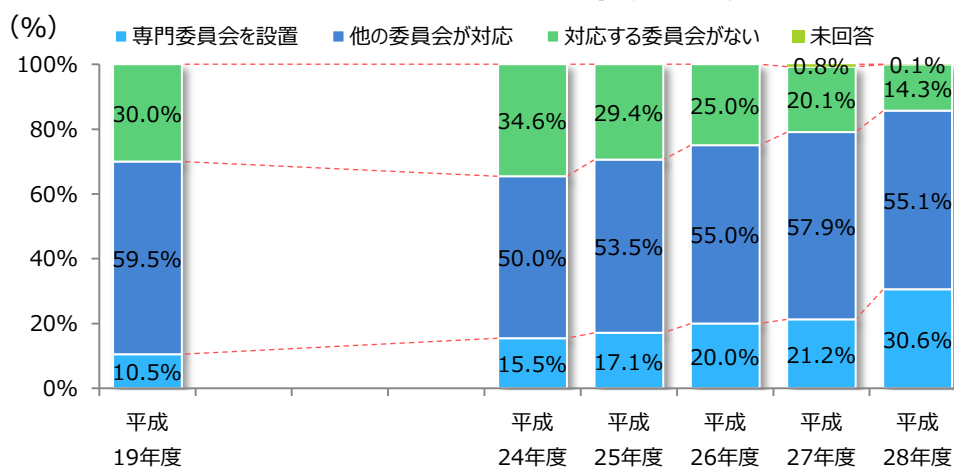


図29 障害学生支援に関する委員会等設置校数の推移

(2) 設置別の状況

平成 28 年度調査結果を設置別にみると、国立大学では、81.4% (70 校) が専門委員会を設置しており、残る 18.6% (16 校) では他の委員会が対応しており、対応する委員会のない学校はない。公立大学では、30.7% (27 校) が専門委員会を設置しており、60.2% (53 校) が他の委員会が対応しており、9.1% (8 校) には対応する委員会がない。私立大学では、28.5% (172 校) が専門委員会を設置しており、58.4% (353 校) が他の委員会が対応しており、12.9% (78 校) には対応する委員会がない。

短期大学では、公立短大の 35.3% (6 校) が専門委員会を設置しており、58.8% (10 校) が他の委員会が対応しており、5.9% (1 校) には対応する委員会がない。私立短大では、17.6% (56 校) が専門委員会を設置しており、59.6% (190 校) が他の委員会が対応しており、22.9% (73 校) には対応する委員会がない。

高等専門学校では、国立高専の 47.1% (24 校) が専門委員会を設置しており、41.2% (21 校) が他の委員会が対応しており、11.8% (6 校) には対応する委員会がない。公立高専は 100% (3 校) が専門委員会を設置している。私立高専は、3 校のうち 2 校が他の委員会が対応しており、1 校には対応する委員会がない。

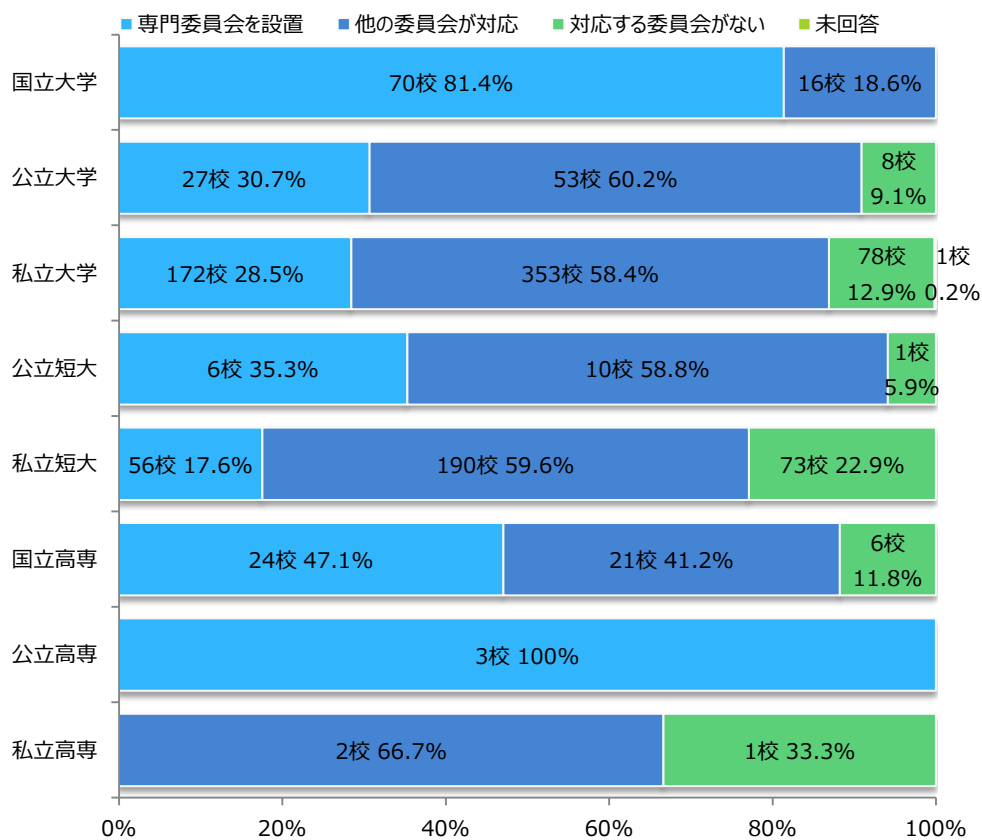


図30 障害学生支援に関する委員会等設置校数(設置別)

(3) 学校規模別の状況

平成 28 年度調査結果を学校の規模別にみると、学生数 10,000 人以上の学校では、71.0% (49 校) が専門委員会を設置しており、24.6% (17 校) が他の委員会が対応しており、4.3% (3 校) には対応する委員会がない。5,000～9,999 人の学校では、53.5% (54 校) が専門委員会を設置しており、37.6% (38 校) が他の委員会が対応しており、8.9% (9 校) には対応する委員会がない。

2,000～4,999 人の学校では、39.7% (69 校) が専門委員会を設置しており、51.1% (89 校) が他の委員会が対応しており、9.2% (16 校) には対応する委員会がない。1,000～1,999 人の学校では、32.2% (73 校) が専門委員会を設置しており、57.7% (131 校) が他の委員会が対応しており、10.1% (23 校) には対応する委員会がない。

500～999 人の学校では、23.2% (54 校) が専門委員会を設置しており、61.8% (144 校) が他の委員会が対応しており、15.0% (35 校) には対応する委員会がない。1～499 人の学校では、16.1% (59 校) が専門委員会を設置しており、61.6% (226 校) が他の委員会が対応しており、22.1% (81 校) には対応する委員会がない。

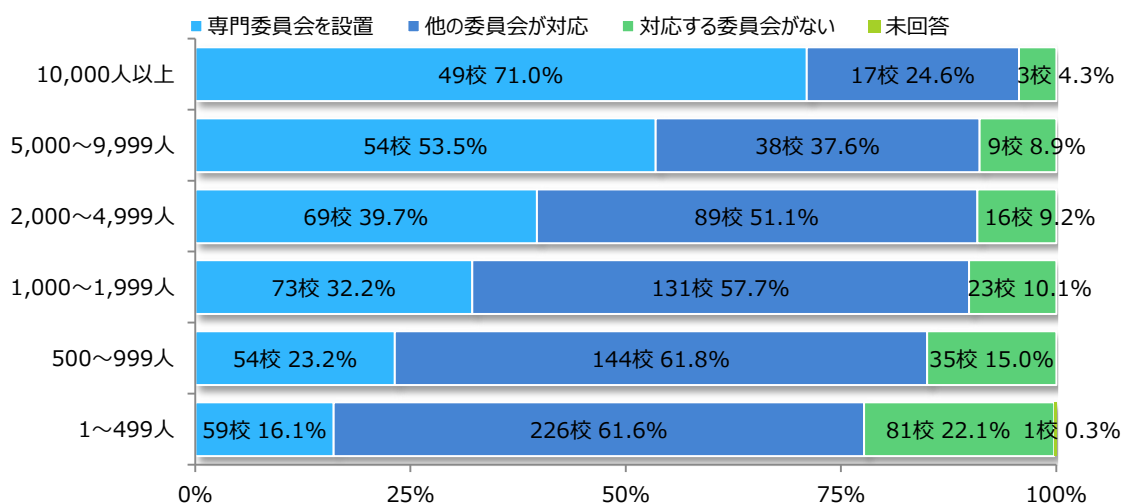


図31 障害学生支援に関する委員会等設置校数〔学校規模別〕

(4)自由記述と合同ヒアリングから

ここでは調査の際に自由記述していただいた内容の中で、障害学生支援に関する委員会(以下、委員会とする)に関する記述について分析している。さらに北海道地区、関東地区、中部地区、近畿地区で実施した合同ヒアリングにおける委員会に関する発言内容について分析している。

障害者差別解消法の施行に併せて委員会を設置する大学等が増えている。多くの大学等で委員会は支援センター長を中心に教務課、学生課、キャリア、図書館などで構成されている。副学長が委員長を務め、各学部・学科から教員が委員として選出されている大学がある(私立大学 5,000～9,999人)¹。委員会を定期的で開催している大学等がある一方、委員会を立ち上げたものの定期的には開催していない大学がある(私立大学 2,000～4,999人)。委員会が部局間の連携を図る意味で重要な役割を果たしている大学がある(私立大学 10,000人以上)。学生に対する支援内容の決定機関として委員会を位置付けている大学がある(私立大学 10,000人以上)。委員会が存在しない大学では教務委員会や学生委員会が通常の障害学生支援を担当している(私立短大 1～499人)。

2. 障害学生支援担当部署・機関

(1)経年推移

平成28年度調査によると、障害学生支援を担当する専門部署・機関を設置している学校(①)は196校16.7%で5.0ポイント増、他の部署・機関が対応している学校(②)が893校76.3%で3.9ポイント減、対応する部署・機関がない学校(③)は81校6.9%で0.9ポイント減となっている。担当する部署・機関のある学校(①+②)は1,089校で全大学等1,171校の93.0%にあたり、前年度より1.1ポイント増加している。なお、平成27年度調査では、①は138校11.7%(前年度比1.6ポイント増)、②は948校80.2%(同1.9ポイント増)、①+②は1,086校91.9%(同3.5ポイント増)、③は92校7.8%(同3.8ポイント減)となっている。

表6 障害学生支援担当部署・機関の経年推移

区分	平成19年度 (校)	平成24年度 (校)	平成25年度 (校)	平成26年度 (校)	平成27年度 (校)	平成28年度 (校)
専門部署・機関を設置	44	90	101	120	138	196
他の部署・機関が対応	997	905	943	928	948	893
対応する部署・機関がない	189	202	146	137	92	81
未回答	—	—	—	—	4	1
全体の学校数	1,230	1,197	1,190	1,185	1,182	1,171

※平成26年度以前は、未回答校数は「対応する部署・機関がない」に含めている。

¹ ()内は文中で例に挙げた学校の設置別と学校規模(学生数)です。(以下同)

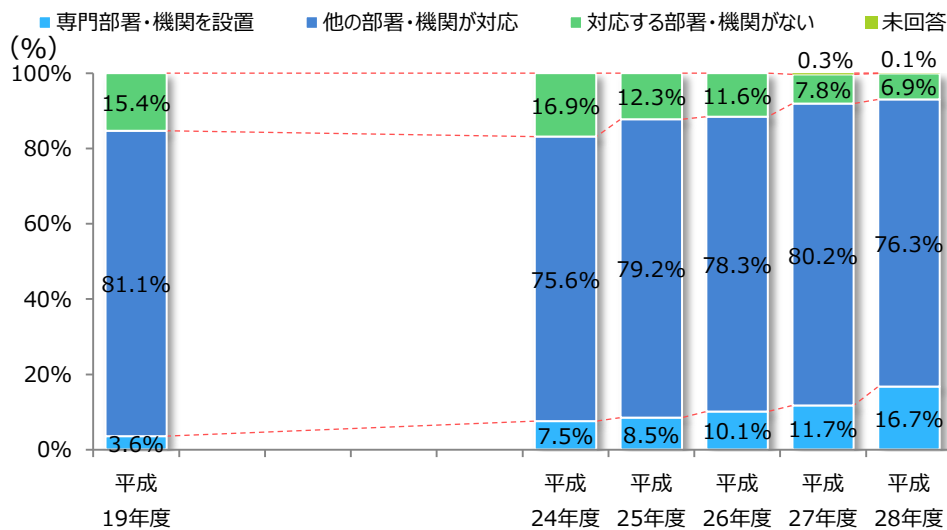


図32 障害学生支援担当部署・機関設置校数の推移

(2) 設置別の状況

平成28年度調査結果を設置別にみると、国立大学では76.7%(66校)が専門部署・機関を設置しており、23.3%(20校)で他の部署・機関が対応しており、対応する部署・機関がない学校はない。公立大学の13.6%(12校)が専門部署・機関を設置しており、83.0%(73校)で他の部署・機関が対応しており、3.4%(3校)には対応する部署・機関がない。私立大学の13.1%(79校)が専門部署・機関を設置しており、81.0%(489校)で他の部署・機関が対応しており、5.8%(35校)には対応する部署・機関がない。

短期大学では、公立短大の11.8%(2校)が専門部署・機関を設置しており、88.2%(15校)で他の部署・機関が対応しており、対応する部署・機関がない学校はない。私立短大の7.2%(23校)が専門部署・機関を設置しており、81.2%(259校)で他の部署・機関が対応しており、11.6%(37校)には対応する部署・機関がない。

高等専門学校では、国立高専の25.5%(13校)が専門部署・機関を設置しており、64.7%(33校)で他の部署・機関が対応しており、9.8%(5校)には対応する部署・機関がない。公立高専は1校が専門部署・機関を設置しており、2校では他の部署・機関が対応している。私立高専は2校が他の部署・機関が対応しており、1校には対応する部署・機関がない。

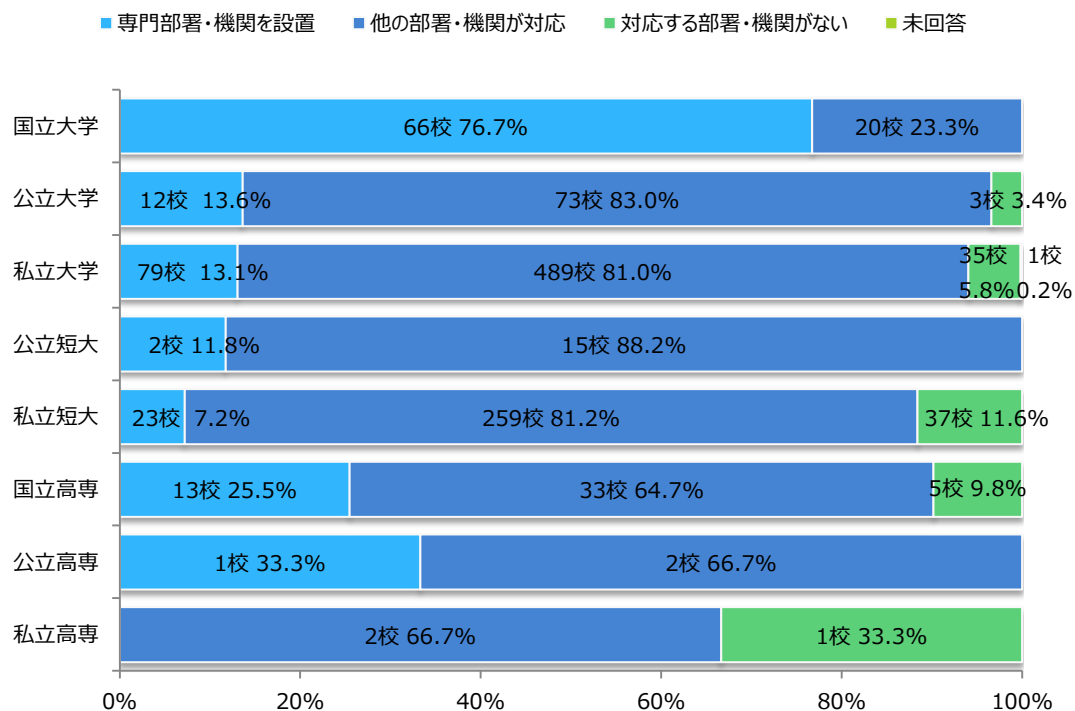


図33 障害学生支援担当部署・機関設置校数(設置別)

(3) 学校規模別の設置状況

平成 28 年度調査結果を学校の規模別にみると、学生数 10,000 人以上の学校の 55.1% (38 校) が専門部署・機関を設置しており、44.9% (31 校) で他の部署・機関が対応しており、対応する部署・機関のない学校はない。5,000～9,999 人の学校の 40.6% (41 校) が専門部署・機関を設置しており、59.4% (60 校) で他の部署・機関が対応しており、対応する部署・機関がない学校はない。

2,000～4,999 人の学校の 20.7% (36 校) が専門部署・機関を設置しており、78.7% (137 校) で他の部署・機関が対応しており、0.6% (1 校) に対応する部署・機関がない。1,000～1,999 人の学校の 13.7% (31 校) が専門部署・機関を設置しており、80.6% (183 校) で他の部署・機関で対応しており、5.7% (13 校) に対応する部署・機関がない。500～999 人の学校の 9.4% (22 校) が専門部署・機関を設置しており、81.1% (189 校) で他の部署・機関で対応しており、9.4% (22 校) に対応する部署・機関がない。1～499 人の学校の 7.6% (28 校) が専門部署・機関を設置しており、79.8% (293 校) で他の部署・機関が対応しており、12.3% (45 校) に対応する部署・機関がない。

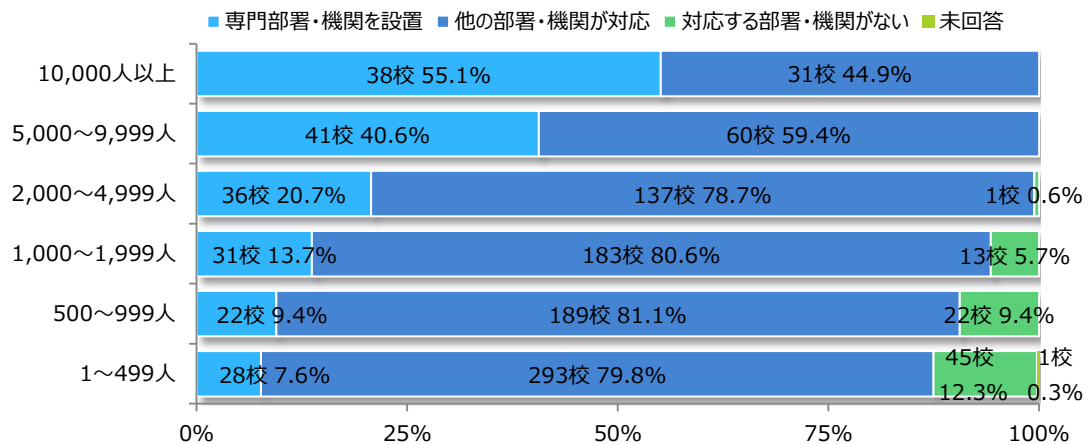


図34 障害学生支援担当部署・機関設置校数〔学校規模別〕

(4) 自由記述と合同ヒアリングから

障害者差別解消法の施行に併せて障害学生支援担当部署・機関（以下、支援部署とする）を設置する大学等が増えている。大学の最高責任者が支援部署の長を務め、大学として统一的に合理的配慮の決定を行なっている大学がある（国立大学 10,000人以上）。支援部署が立ち上がったものの実際に使用できる部屋がない大学がある（私立大学 2,000～4,999人）。いくつかの大学では支援の対象を障害学生に限定していない。例えば障害学生支援に加えLGBT、国籍に関連する問題を含めている大学がある（私立大学 10,000人以上、その他）。従来障害学生支援は保健管理センター（相談部門）が担っていたが、支援部署を立ち上げることによって修学支援を積極的に取り扱うことができるようになった大学がある（国立大学 5,000～9,999人）。支援部署の主な役割を授業支援としている大学がある（私立大学 2,000～4,999人）。支援部署のない大学では全教職員が問題の発生時にその都度対応している（私立短大 1～499人）。

3. 障害学生支援に関する規程等

(1) 経年推移

本調査では、これまで「障害学生支援に関する規程等」の有無について調査してきたが、「障害者差別解消法」の施行(平成28年4月)に伴い、この項目を平成28年度調査より「障害者差別解消法に関する対応要領または基本方針、規程等」の有無に変更した。

平成28年度調査によると、対応要領または基本方針、規程等がある学校は427校で、全大学等1,171校の36.5%で、前年度より14.8ポイント増加している。これに平成28年度内に策定予定の学校116校9.9%を含めると543校46.4%で24.7ポイントの増加となる。

平成27年度調査では、障害学生支援に関する規程等がある学校は、256校21.7%であった(前年度比3.2ポイント増)。

表7 障害学生支援に関する規程等の経年推移

区分	平成19年度 (校)	平成24年度 (校)	平成25年度 (校)	平成26年度 (校)	平成27年度 (校)	平成28年度 (校)
規程等がある	97	179	198	219	256	427
策定予定						116
規程等はない	1,133	1,018	992	966	926	627
未回答						1
全体の学校数	1,230	1,197	1,190	1,185	1,182	1,171

※平成26年度以前は、未回答校数は「規程等はない」に含めている。

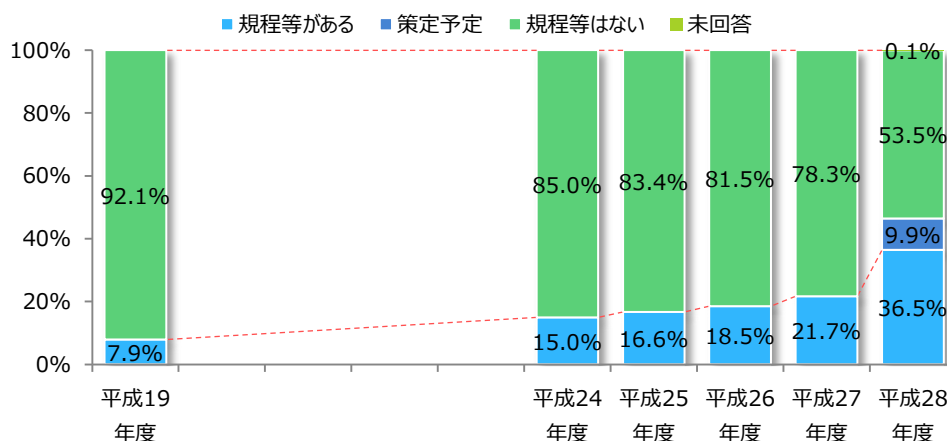


図35 障害学生支援に関する規程等整備校数の推移

(2) 設置別の状況

平成 28 年度調査結果を設置別にみると、策定が義務付けられている国立大学は 100%に
 対応要領がある。公立大学は 53.4% (47 校) に対応要領または基本方針、規程等があり、
 23.9% (21 校) が年度内に策定予定、22.7% (20 校) には対応要領または基本方針、規程等
 がない。私立大学は 29.6% (179 校) にあり、10.8% (65 校) が年度内策定予定、59.4% (359 校)
)にはない。

短期大学では、公立短大の 52.9% (9 校) にあり、5.9% (1 校) が年度内策定予定、41.2%
 (7 校) にはない。高等専門学校では、国立高専の場合、国立高専機構が対応要領を策定し
 ており、各校に策定義務はないが、58.8% (30 校) にあり、15.7% (8 校) が年度内策定予定、
 25.5% (13 校) がないと回答している。公立高専は3校全てに規程等があり、私立高専は 3 校
 すべてに規程等がない。

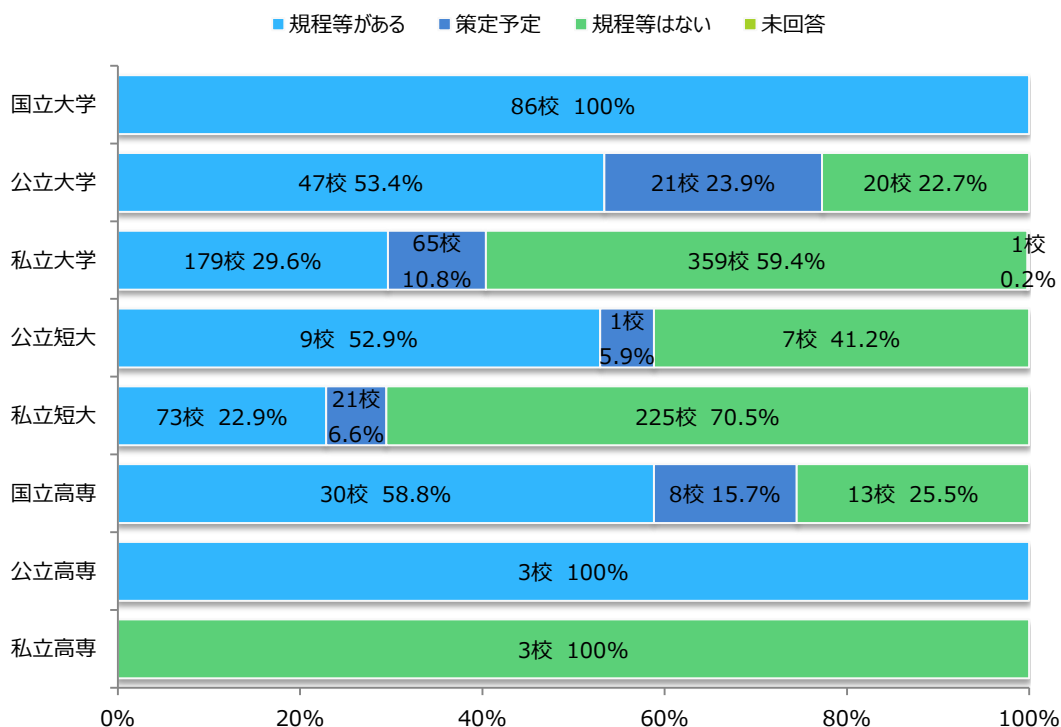


図36 障害学生支援に関する規程等整備状況(設置別)

(3) 学校規模別の状況

平成 28 年度調査結果を学校の規模別にみると、学生数 10,000 人以上の学校の 65.2% (45 校) に規程等があり 11.6% (8 校) が年度内策定予定、23.2% (16 校) にはない。5,000～9,999 人の学校の 60.4% (61 校) にあり、7.9% (8 校) が年度内策定予定、31.2% (32 校) にはない。

2,000～4,999 人の学校の 45.4% (79 校) にあり、8.0% (14 校) が年度内策定予定、46.6% (81 校) にはない。1,000～1,999 人の学校の 39.2% (89 校) にあり、13.2% (30 校) が年度内策定予定、47.6% (108 校) にはない。

500～999 人の学校の 28.8% (67 校) にあり、10.7% (25 校) が年度内策定予定、60.5% (141 校) にはない。1～499 人の学校の 23.4% (86 校) にあり、8.4% (31 校) が年度内策定予定、67.8% (249 校) にはない。

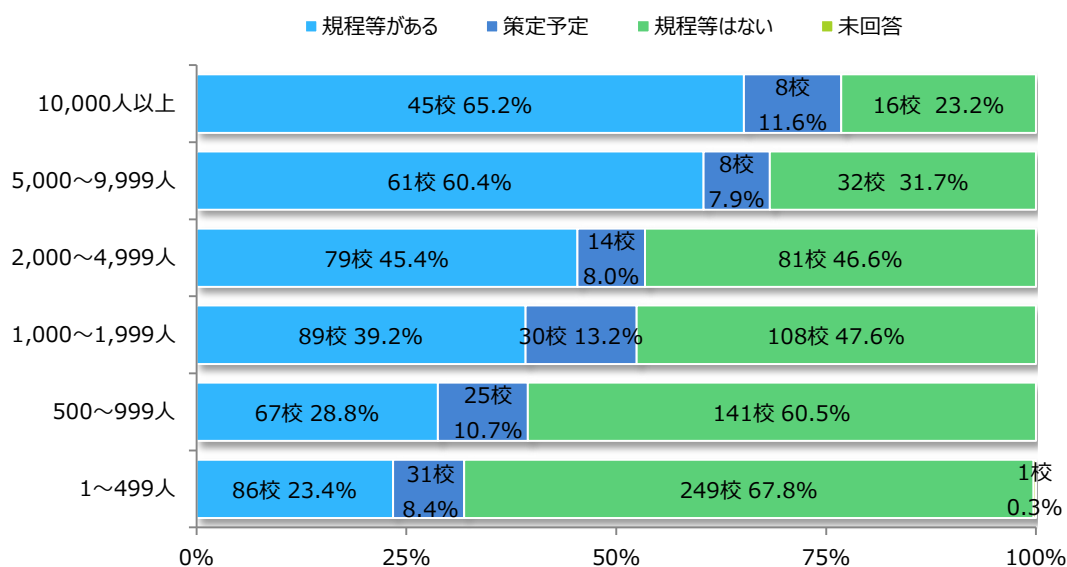


図37 障害学生支援に関する規程等整備校数〔学校規模別〕

(4) 自由記述と合同ヒアリングから

規程等の整備は、障害者差別解消法に基づく対応要領の策定が義務付けられている国立大学の多くで整備が進んでいる反面、公立大学、同短期大学、私立大学、同短期大学での整備の進行は緩やかとなっている。国立大学では対応要領に加え、配慮内容を詳細に記述した職員用のガイドブックを作製した大学がある(国立大学 5,000～9,999人)。いくつかの私立大学では基本方針(障害学生支援の概要)をホームページ上で公開している(私立大学 10,000人以上、その他)。差別解消法の施行に合わせてガイドラインを策定したものの具体的な運用に至っていない大学がある(私立大学 10,000人以上)。体制整備が十分に進んでいないことから規程の策定を見合わせている大学がある(私立大学 5,000～9,999人)。

4. 支援担当者

(1) 経年推移

平成28年度調査によると、障害学生支援の専任担当者を配置している学校(①)は178校15.2%で2.8ポイント増、兼任担当者を配置している学校(②)が911校(77.8%)で、0.5ポイント減(専任と兼任の両方の配置がある学校は①でカウントしている)。支援担当者を配置している学校(①+②)は1,089校で、全大学等1,171校の93.0%にあたり、前年度より2.2ポイント増加している。支援担当者を配置していない学校(③)は82校7.0%で2.2ポイント減となっている。なお、平成27年度、①は147校12.4%(1.9ポイント増)、②は926校78.3%(3.2ポイント増)、①+②は1,073校90.8%(5.1ポイント増)。③は109校9.2%(5.1ポイント減)。

表8 支援担当者の経年推移

区分	平成19年度 (校)	平成24年度 (校)	平成25年度 (校)	平成26年度 (校)	平成27年度 (校)	平成28年度 (校)
専任担当者を配置	35	90	109	125	147	178
兼任担当者を配置	138	722	863	890	926	911
外部		408	462	493	516	521
全体の学校数	1,230	1,197	1,190	1,185	1,182	1,171

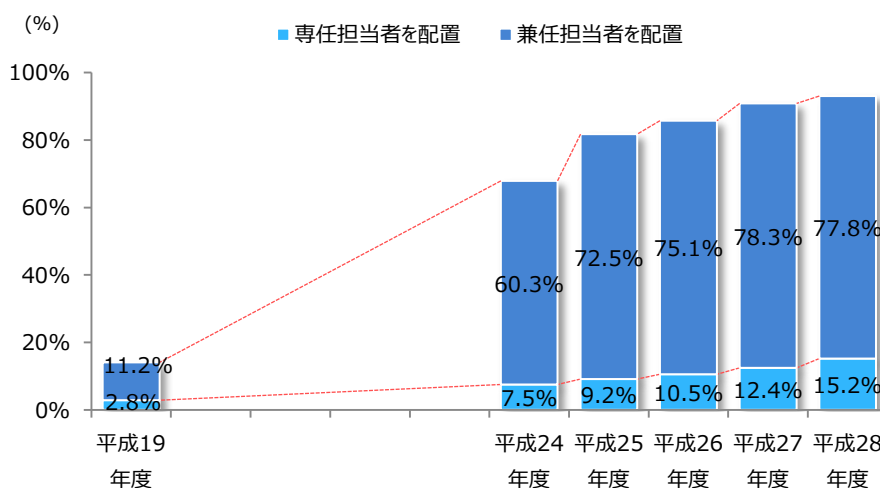


図38 支援担当者配置状況の推移

※ 専任と兼任の両者が配置されている学校は専任配置校としている。

(2) 設置別の状況

平成28年度調査結果を設置別にみると、国立大学の67.4%(58校)が専任担当者を配置、32.6%(28校)が兼任担当者を配置している。公立大学の13.6%(12校)が専任担当者を、

84.1% (74 校) が兼任担当者を配置している。私立大学の 12.4% (75 校) が専任担当者を、81.5% (492 校) が兼任担当者を配置している。

短期大学では、公立短大の 17.6% (3 校) が専任担当者を、82.4% (14 校) が兼任担当者を配置している。私立短大の 7.2% (23 校) が専任担当者を、80.3% (256 校) が兼任担当者を配置している。

高等専門学校では、国立高専の 11.8% (6 校) が専任担当者を、82.4% (42 校) が兼任担当者を配置している。公立高専 3 校のうち 1 校が専任担当者を配置、2 校が兼任担当者を配置している。私立高専は 3 校全てが兼任担当者を配置している。

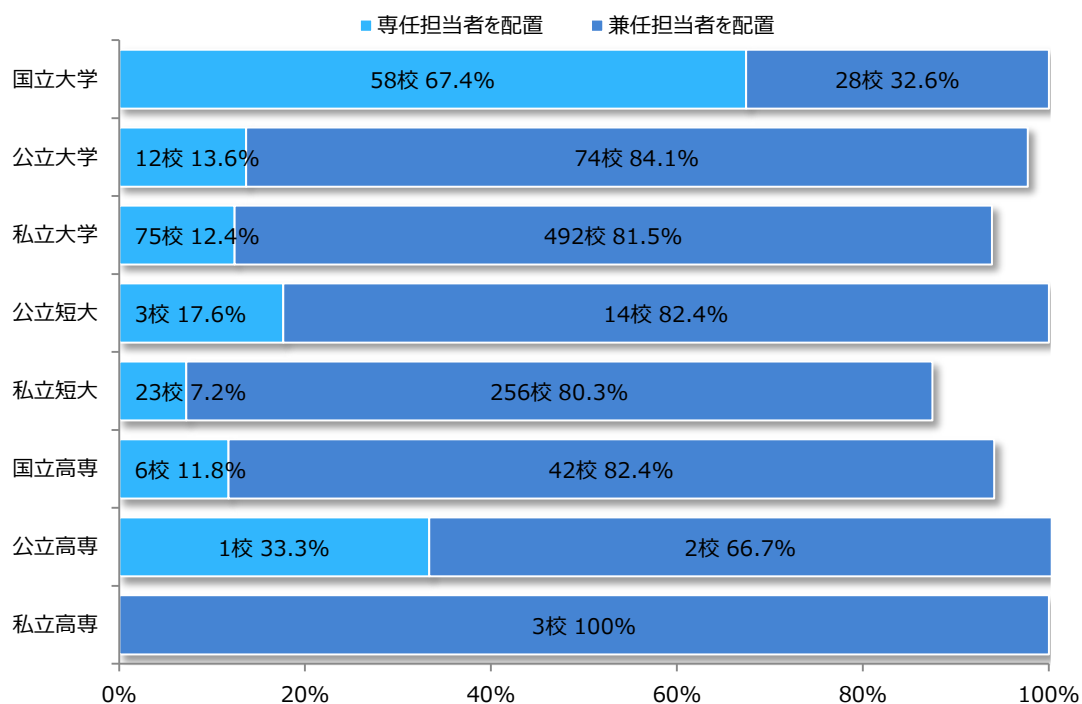


図39 支援担当者の配置状況〔設置別〕

(3) 学校規模別の状況

平成 28 年度調査結果を学校の規模別にみると、学生数 10,000 人以上の学校の 59.4% (41 校) が専任担当者を、40.6% (28 校) が兼任担当者を配置している。5,000～9,999 人の学校の 43.6% (44 校) が専任担当者を、56.4% (57 校) が兼任担当者を配置している。

2,000～4,999 人の学校の 18.4% (32 校) が専任担当者を、79.3% (138 校) が兼任担当者を配置している。1,000～1,999 人の学校の 8.4% (19 校) が専任担当者を、85.9% (195 校) が兼任担当者を配置している。

500～999 人の学校の 5.6% (13 校) が専任担当者を、86.7% (202 校) が兼任担当者を配置している。1～499 人の学校の 7.9% (29 校) が専任担当者を、79.3% (291 校) が兼任担当者を配置している。

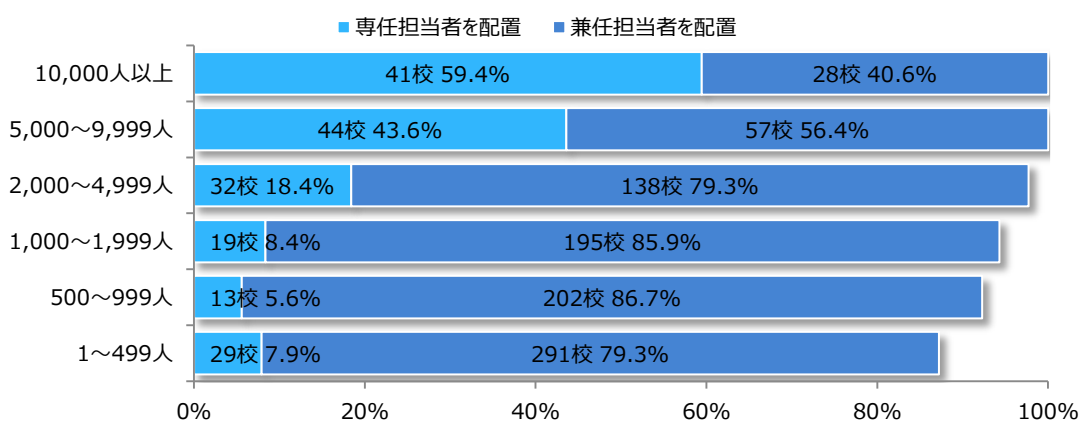


図40 支援担当者配置状況〔学校規模別〕

(4) 自由記述と合同ヒアリングから

多くの大学における支援担当者が有期雇用となっていることは、専門性の蓄積、継承の面で課題となっている。さらに待遇の面でも不安定な雇用となっていることや専門職としてのキャリアパスの面でも不安を抱えている。また多くの大学で支援担当者が不足している現状がある。有期雇用の結果、短期間で支援担当者が交替してしまうこととなり、学生の心理面に与える影響を懸念する大学がある(私立大学 10,000 人以上、その他)。学生総数が 1 万人を超える大学において支援担当者が 1 名で対応している大学がある(国立大学 10,000 人以上)。

専門部署に社会福祉領域、心理領域、特別支援教育領域の専門家がそれぞれ配置されているため、多職種連携による支援体制を構築している大学がある(私立大学 10,000 人以上)。いくつかの大学では障害当事者である支援担当者を雇用することによって、質の高い支援を実施している(国立大学 10,000 人以上、その他)。増加傾向が著しい発達障害がある学

生への支援を専門領域の教員一人が全てを引き受けている大学がある(私立大学 2,000～4,999 人)。専門部署に専任スタッフがいないため学部教員がボランティアとして障害学生支援に携わっている大学がある(私立大学 2,000～4,999 人)。

5. 紛争の防止、解決等に関する調整機関

平成 28 年度は、障害学生の紛争の防止、解決等に関する調整機関(第三者組織)の設置状況についても調査を行なった。調整機関がある学校(①)は 61 校(5.2%)、他の機関が対応している学校(②)は 385 校(32.9%)、対応する調整機関がある学校(①+②)は 446 校(38.1%)で、対応する調整機関のない学校は 716 校(61.1%)となっている。

表 9 紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置状況

区分	全体 (校)	大学 (校)	短大 (校)	高専 (校)
調整機関あり	61	50	6	5
他機関で対応	385	276	95	14
対応する機関がない	716	444	234	38
未回答	9	8	1	0
全体の学校数	1,171	778	336	57

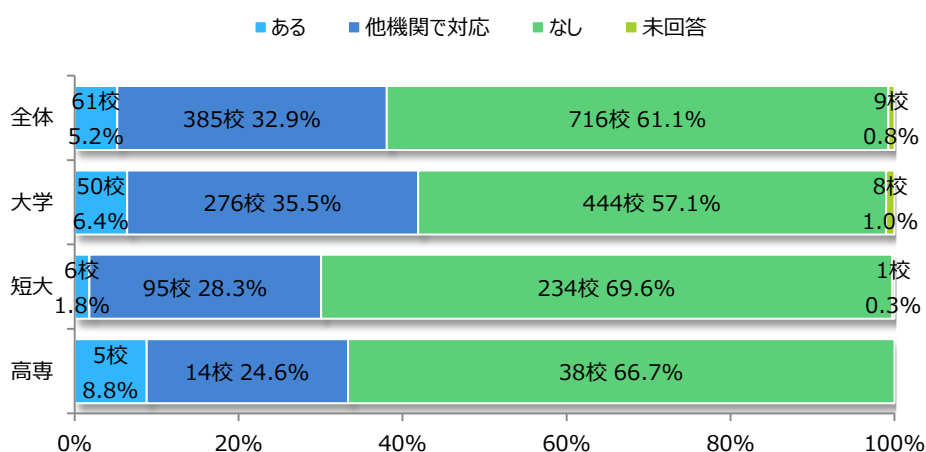


図41 紛争の防止、解決等の調整機関状況〔学校種別〕

(1) 設置別の状況

平成 28 年度調査結果を設置別にみると、国立大学の 26.7% (23 校) に第三者機関があり、55.8% (48 校) は他の機関で対応、16.3% (14 校) は対応する機関がない。公立大学の 15.9% (14 校) に第三者機関があり、30.7% (27 校) は他の機関で対応、52.3% (46 校) には対応する機関がない。私立大学の 2.2% (13 校) に第三者機関があり、33.3% (201 校) は他の機関で対応、63.6% (384 校) には対応する機関がない。

短期大学では、公立短大に第三者機関のある学校はなく、47.1% (8 校) は他の機関で対応、52.9% (9 校) には対応する機関がない。私立短大の 1.9% (6 校) に第三者機関があり、27.3% (87 校) は他の機関で対応、70.5% (225 校) には対応する機関がない。

高等専門学校では、国立高専の 7.8% (4 校) に第三者機関があり、27.5% (14 校) は他の機関で対応、64.7% (33 校) には対応する機関がない。公立高専 3 校のうち、1 校には第三者機関があり、2 校には対応する機関がない。私立高専は 3 校全てで対応する機関がない。

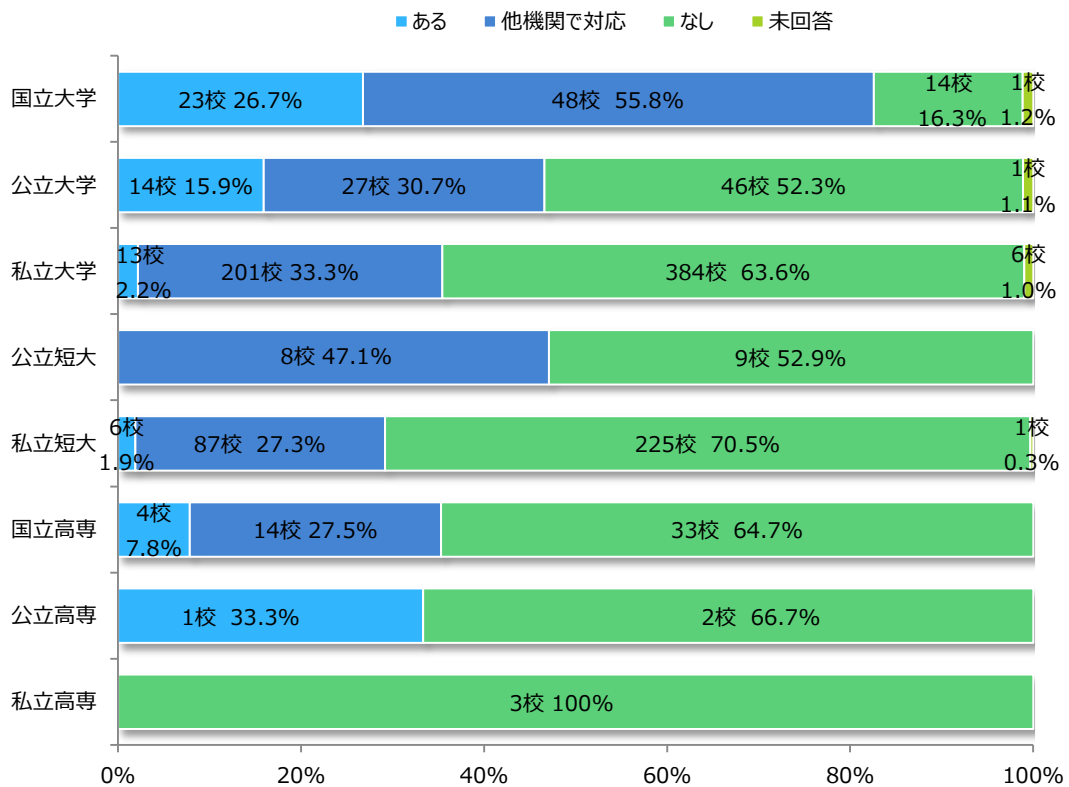


図42 紛争の防止、解決等の調整機関状況〔設置別〕

(2) 学校規模別の状況

平成 28 年度調査結果を学校の規模別にみると、学生数 10,000 人以上の学校の 14.5% (10 校) に第三者機関があり、46.4% (32 校) は他の機関で対応、39.1% (27 校) には対応する機関がない。5,000～9,999 人の学校の 15.8% (16 校) に第三者機関があり、34.7% (35 校) は他の機関で対応、46.5% (47 校) には対応する機関がない。

2,000～4,999 人の学校の 6.3% (11 校) に第三者機関があり、35.1% (61 校) は他の機関で対応、58.6% (102 校) には対応する機関がない。1,000～1,999 人の学校の 4.0% (9 校) に第三者機関があり、37.9% (86 校) は他の機関で対応、56.4% (128 校) には対応する機関がない。

500～999 人の学校の 2.1% (5 校) に第三者機関があり、25.8% (60 校) は他の機関で対応、72.1% (168 校) には対応する機関がない。1～499 人の学校の 2.7% (10 校) に第三者機関があり、30.2% (111 校) は他の機関で対応、66.5% (244 校) には対応する機関がない。

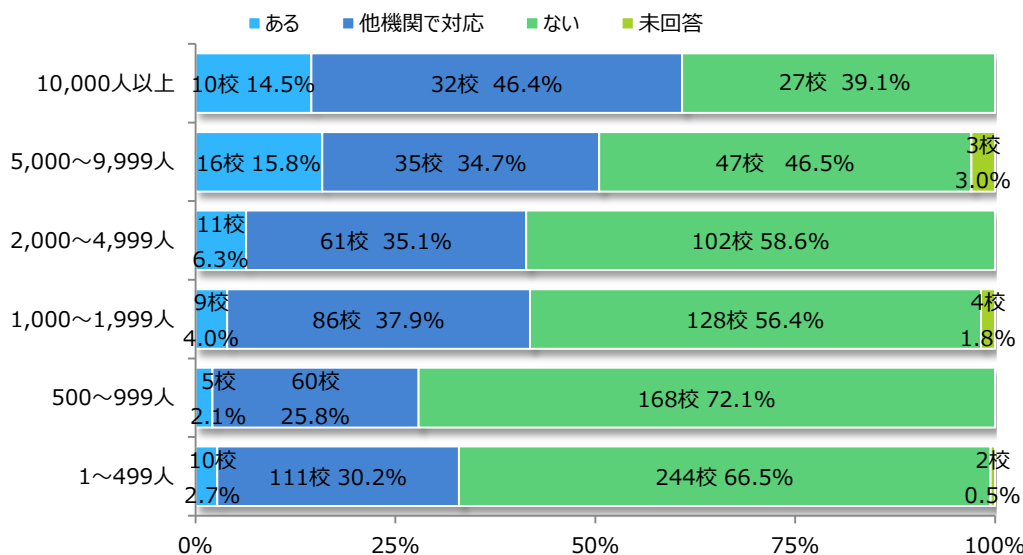


図43 障害学生の相談受付窓口の設置状況〔学校規模別〕

(3) 自由記述と合同ヒアリングから

障害者差別解消法 の施行に伴い、紛争解決に関する調整機関を学内に整備する大学が増えている。執行役員をメンバーに迎え、紛争解決に向けた調整機関を設置した大学がある(国立大学 10,000 人以上)²。既存の組織であるハラスメント委員会に紛争解決の機能を兼務させている大学がある(私立大学 10,000 人以上)。調整機関は設置せず、紛争事例が発生してから対応を検討する大学がある(私立大学 2,000～4,999 人)。

² ()内は例に挙げた学校の設置別と学校規模(学生数)です。(以下同)

6. 支援の申し出等に関する窓口及び対応手順

平成 28 年度調査によると、支援の申し出等の相談に対応する窓口がある学校は 778 校、全大学等 1,171 校の 66.4%にあたり、前年度(700 校 59.2%)より 7.2 ポイント増加している。このうち、窓口について学生に周知している学校は 534 校 45.6%で前年度(440 校 37.2%)より 8.4 ポイント増加している。特に窓口を設けず各部署で対応していることを周知している学校 219 校 18.7%と合わせると、支援の申し出等の相談対応について学生に周知している学校は 753 校 64.3%となっている。

表 10 支援の申し出等に関する窓口

区分	大学 (校)	短期 大学 (校)	高等専 門学校 (校)	計 (校)	全学校 (1,171校) 中の実施率 (%)
支援の申し出等の相談に対応する窓口がある	546	186	46	778	66.4
窓口について、要覧、パンフレット、ホームページ等で学生に周知している	388	114	32	534	45.6
窓口は設けているが、特に周知はしていない	158	72	14	244	20.8
支援の申し出等の相談に対応する窓口はない	230	150	11	391	33.4
特に窓口は設けず、各部署で相談に対応していることを周知している	139	73	7	219	18.7
窓口はなく、相談対応について特に周知はしていない	91	77	4	172	14.7

また、平成 28 年度は、支援の申し出等に関する対応手順の整備状況についても調査を行った。①「対応手順を規定した文書がある」学校は 196 校(16.7%)、②「対応要領等に記載がある」学校は 158 校(13.5%)、①と②を合わせると 354 校(30.2%)の学校が、対応手順を明文化していることがわかった。

表 11 支援の申し出等に関する対応手順

区分	大学 (校)	短期 大学 (校)	高等専 門学校 (校)	計 (校)	全学校 (1,171校) 中の実施率 (%)
対応手順を規定した文書がある	150	32	14	196	16.7
対応要領等に対応手順が記載されている	118	32	8	158	13.5
対応手順を規定する文書はない	508	272	35	815	69.6

(1) 設置別の状況

平成28年度調査結果を設置別にみると、国立大学の97.7% (84校)に窓口があり、93.0% (80校)が相談対応について学生に周知している。公立大学の68.2% (60校)に窓口があり、71.6% (63校)が相談対応について学生に周知している。私立大学の66.6% (402校)に窓口があり、63.6% (384校)が相談対応について学生に周知している。

短期大学では、公立短大の76.5% (13校)に窓口があり、94.1% (16校)が相談対応について学生に周知している。私立短大の54.2% (173校)に窓口があり、53.6% (171校)が相談対応について学生に周知している。

高等専門学校では、国立高専の82.4% (42校)に窓口があり、74.5% (38校)が相談対応について学生に周知している。公立高専は3校全てに窓口があり、学生に周知しているのは1校。私立高専3校のうち1校に窓口があり、2校は窓口がなく、相談対応について周知もしていない。

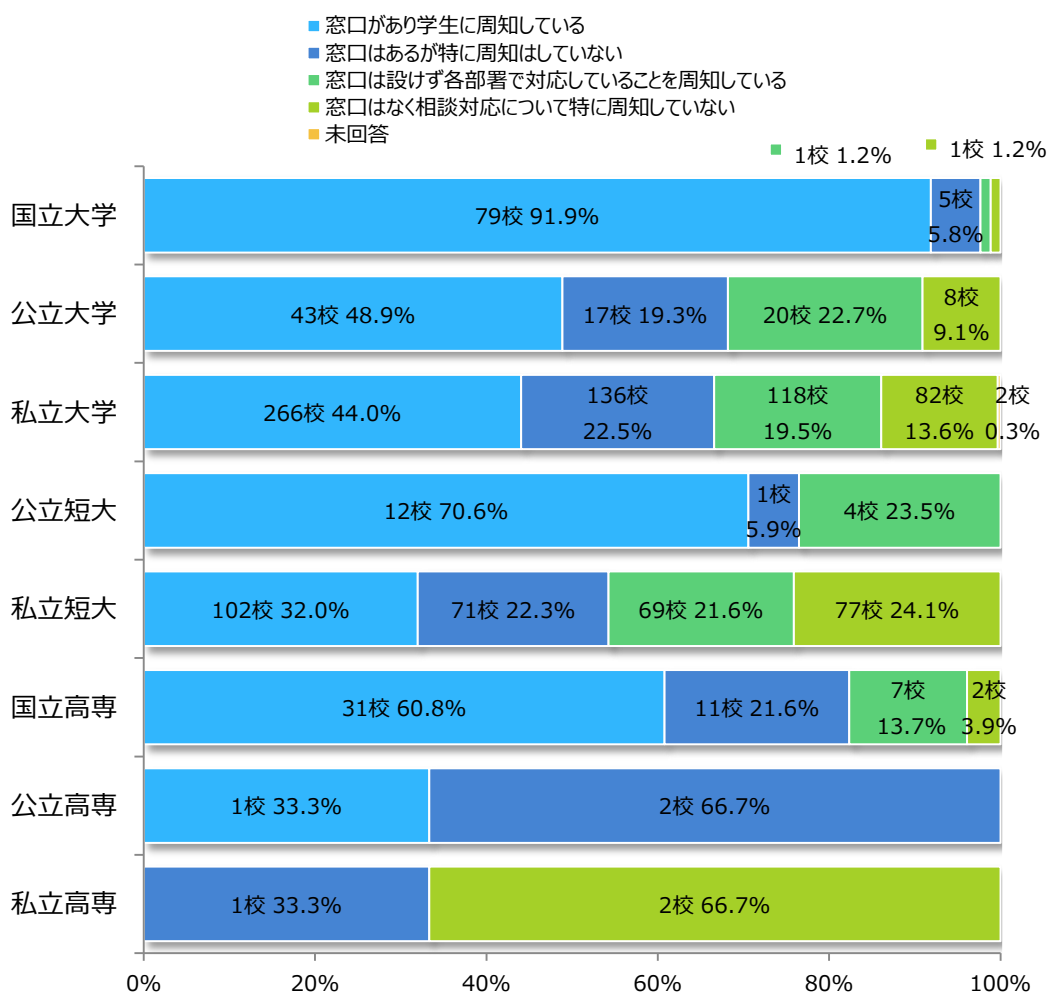


図44 障害学生の相談受付窓口の設置状況(設置別)

また、対応手順については、国立大学の75.6%(65校)に文書もしくは対応要領等に記載があり、24.4%(21校)にはない。公立大学の40.9%(36校)には文書もしくは対応要領等に記載があり、59.1%(52校)にはない。私立大学の27.6%(167校)には文書もしくは対応要領等に記載があり、72.0%(435校)にはない。

短期大学では、公立短大の41.2%(7校)に文書があり、58.8%(10校)にはない。私立短大の17.9%(57校)には文書もしくは対応要領等に記載があり、82.1%(262校)にはない。

高等専門学校では、国立高専の37.3%(19校)に文書もしくは対応要領等に記載があり、62.7%(32校)にはない。公立高専3校は対応要領等に記載があり、私立高専3校には文書がない。

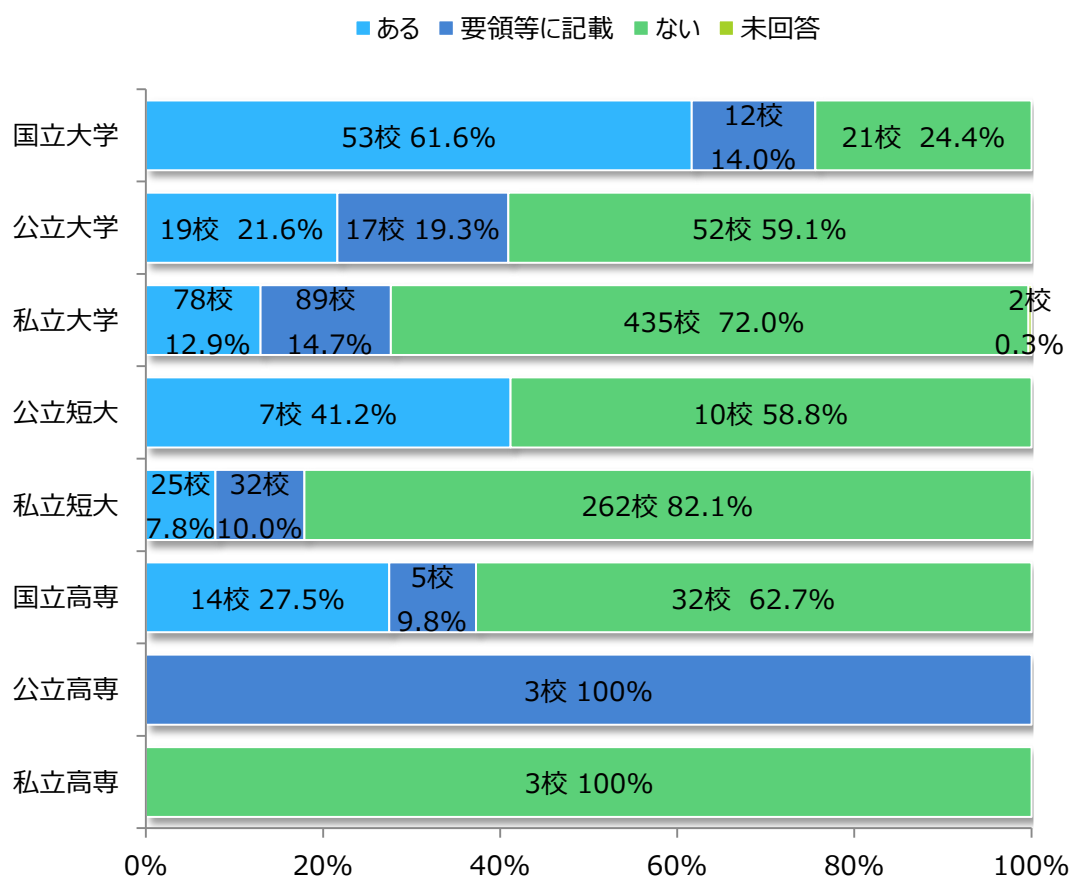


図45 障害学生の対応要領記載状況〔設置別〕

(2) 学校規模別の状況

平成 28 年度調査結果を学校の規模別にみると、学生数 10,000 人以上の学校の 88.4% (61 校) に窓口があり、85.5% (59 校) が相談対応について学生に周知している。5,000～9,999 人の学校の 87.1% (88 校) に窓口があり、81.2% (82 校) が相談対応について学生に周知している。

2,000～4,999 人の学校の 74.7% (130 校) に窓口があり、70.7% (123 校) が相談対応について学生に周知している。1,000～1,999 人の学校の 67.0% (152 校) に窓口があり、65.2% (148 校) が相談対応について学生に周知している。

500～999 人の学校の 63.5% (148 校) に窓口があり、60.5% (141 校) が相談対応について学生に周知している。1～499 人の学校の 54.2% (199 校) に窓口があり、54.5% (200 校) が相談対応について学生に周知している。

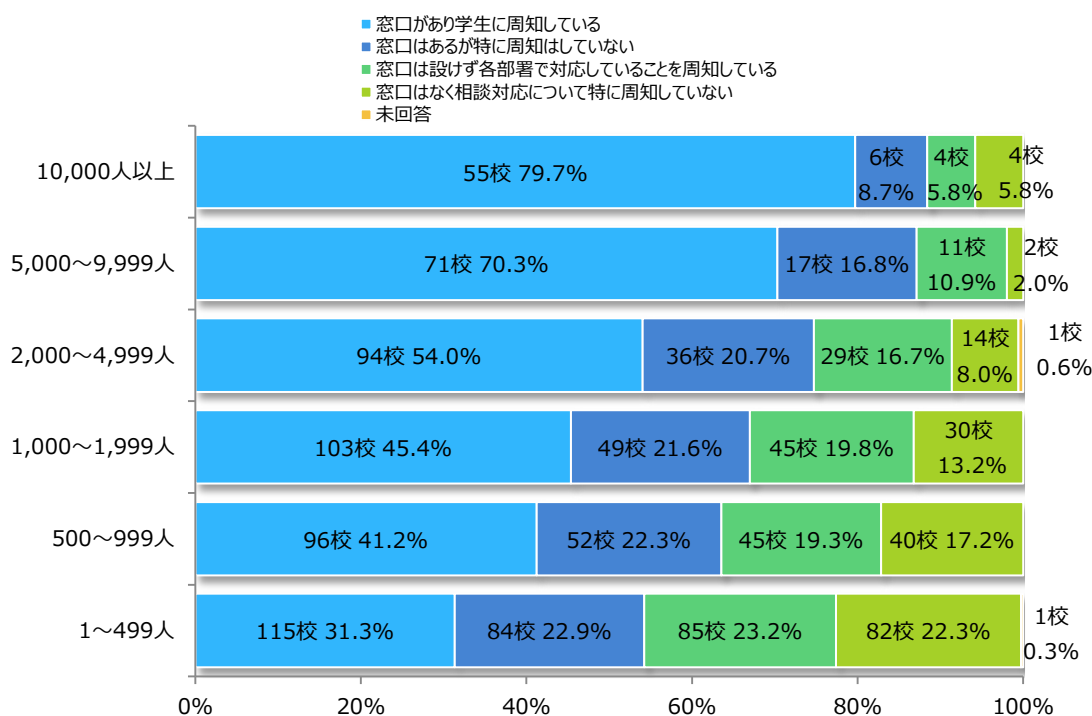


図46 障害学生の相談受付窓口の設置状況〔学校規模別〕

対応手順については、10,000 人以上の学校の 58.0% (40 校) に文書もしくは対応要領等に記載があり、42.0% (29 校) にはない。5,000～9,999 人の学校の 63.4% (64 校) に文書もしくは対応要領等に記載があり、35.6% (36 校) にはない。

2,000～4,999 人の学校の 37.9% (66 校) に文書もしくは対応要領等に記載があり、62.1% (108 校) にはない。1,000～1,999 人の学校の 33.0% (75 校) に文書もしくは対応要領等に記載があり、67.0% (152 校) にはない。

500～999人の学校の18.9%(44校)に文書もしくは対応要領等に記載があり、81.1%(189校)にはない。1～499人の学校の17.7%(65校)に文書もしくは対応要領等に記載があり、82.0%(301校)にはない。

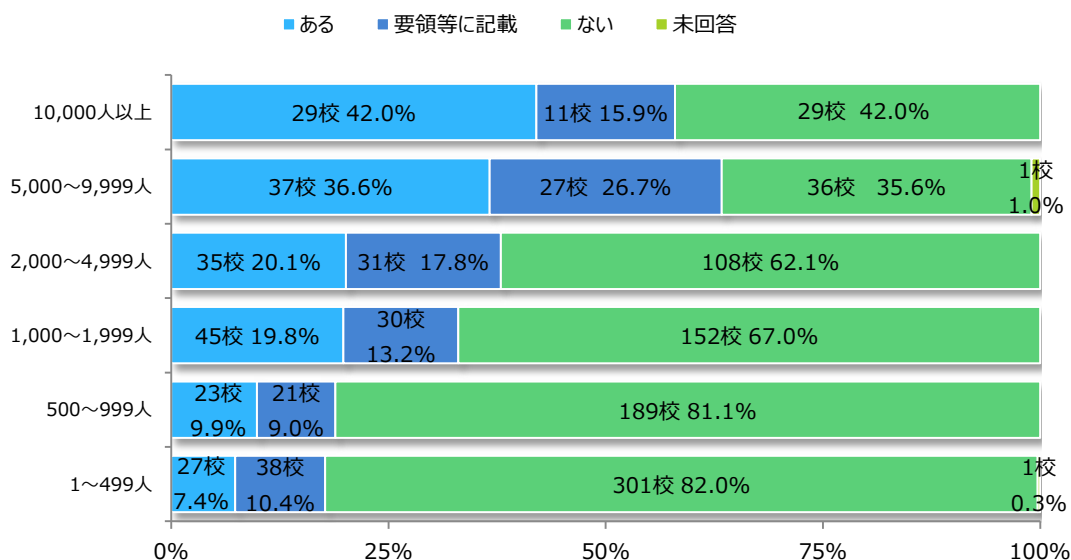


図47 障害学生の対応要領記載状況〔学校規模別〕

(3) 自由記述と合同ヒアリングから

障害者差別解消法の施行に併せて障害学生支援担当部署・機関(以下、支援部署とする)を設置する大学等が増えている。いくつかの大学では診断書はないが配慮が必要な学生への支援方法について困難を感じている(私立短大 1～499人、他)³。年度当初の健康診断の結果から支援者リストを作成し、支援に活用している大学がある(私立大学 1～499人)。いくつかの大学では入学前の面談で高校教員から適切な情報提供受け配慮希望票を作成し、入学後の支援に活用している(私立大学 5,000～9,999人、他)。

いくつかの大学では配慮を受ける際は根拠書類の提出を義務付けている。さらに根拠書類は各種障害者手帳または医師による診断書となっている(国立大学 10,000人以上、他)。当該学生が配慮に向けた申請書を提出する際は、医療情報提供同意書を同時に提出させている大学がある(国立大学 10,000人以上)。いくつかの大学では医師の診断書がない場合も支援部署の専門職の判断で合理的配慮を決定している(私立大学 5,000～9,999人、他)。留学生の支援については手つかずのところが多く、その手続きや支援方法で苦慮している大学がある(国立大学 10,000人以上)。

³ ()内は例に挙げた学校の設置別、学校規模(学生数)です。(以下同)

7. 研修・啓発活動実施状況

(1) 経年推移

平成 28 年度調査によると、障害学生支援に関する研修・啓発活動を実施している学校は 968 校で全大学等 1,171 校の 82.7%にあたり、前年度(930 校 78.7%)より 4.0 ポイント増加している。これを内容別にみると、図 48 のとおり。

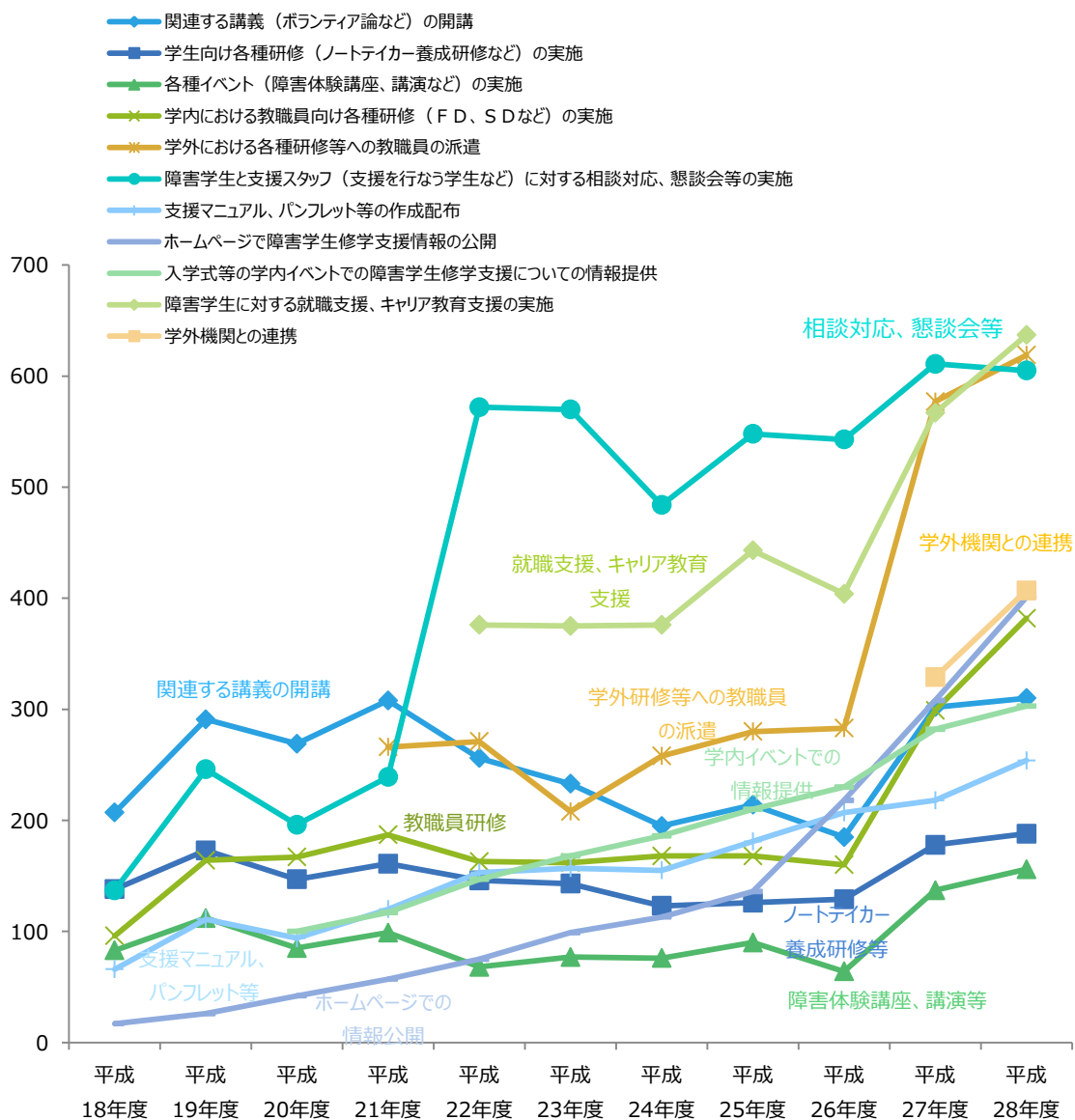


図48 研修、計活活動実施校数の推移〔内容別〕

(2) 設置別の状況

平成 28 年度調査結果を設置別にみると、研修・啓発活動実施校は、国立大学が 97.7% (84 校)、公立大学が 83.0% (73 校)、私立大学が 85.9% (519 校)。短期大学では、公立短大が 94.1% (16 校)、私立短大が 70.8% (226 校)。高等専門学校では、国立高専が 90.2% (46 校)、公立高専が 3 校全て、私立高専は 1 校となっている。

表 12 研修・啓発活動実施状況〔設置別〕

区分	国立大学 (校)	公立大学 (校)	私立大学 (校)	公立短大 (校)	私立短大 (校)	国立高専 (校)	公立高専 (校)	私立高専 (校)
研修・啓発活動実施校	84 97.7%	73 83.0%	519 85.9%	16 94.1%	226 70.8%	46 90.2%	3 100.0%	1 33.3%
関連する講義（ボランティア論など）の開講	45	12	198	2	52	1	0	0
学生向け各種研修（ノートテイクー養成研修など）の実施	41	4	125	0	17	1	0	0
各種イベント（障害体験講座、講演など）の実施	35	10	83	1	22	5	0	0
学内における教職員向け各種研修（FD、SD研修など）の実施	63	42	191	6	59	18	3	0
学外における各種研修等への教職員の派遣	78	58	311	8	118	42	3	1
障害学生と支援スタッフ（支援を行なう学生など）に対する相談対応、懇談会等の実施	73	40	331	5	118	36	1	1
支援マニュアル、パンフレット等の作成配布	55	11	143	1	35	9	0	0
ホームページで障害学生修学支援情報の公開	73	39	203	6	56	23	1	0
入学式等の学内イベントでの障害学生修学支援についての情報提供	57	18	150	4	50	23	1	0
障害学生に対する就職支援、キャリア教育支援の実施	69	34	366	6	142	18	2	0
学外機関との連携	54	25	235	5	70	16	2	0

(3) 学校規模別の状況

平成28年度調査結果を学校の規模別にみると、研修・啓発活動実施校は、学生数10,000人以上の学校の98.6%(68校)、5,000～9,999人の学校の99.0%(100校)、2,000～4,999人の学校の95.4%(166校)、1,000～1,999人の学校の86.3%(196校)、500～999人の学校の79.4%(185校)、1～499人の学校の68.9%(253校)となっている。

表13 研修・啓発活動実施状況〔学校規模別〕

区分	10,000人以上 (校)	5,000～9,999人 (校)	2,000～4,999人 (校)	1,000～1,999人 (校)	500～999人 (校)	1～499人 (校)
研修・啓発活動実施校	68 98.6%	100 99.0%	166 95.4%	196 86.3%	185 79.4%	253 68.9%
関連する講義（ボランティア論など）の開講	47	54	61	49	41	58
学生向け各種研修（ノートテイクー養成研修など）の実施	50	41	44	22	12	19
各種イベント（障害体験講座、講演など）の実施	32	32	29	21	17	25
学内における教職員向け各種研修（FD、SD研修など）の実施	44	55	82	76	54	71
学外における各種研修等への教職員の派遣	57	77	114	135	112	124
障害学生と支援スタッフ（支援を行なう学生など）に対する相談対応、懇談会等の実施	62	87	118	118	99	121
支援マニュアル、パンフレット等の作成配布	47	51	54	42	22	38
ホームページで障害学生修学支援情報の公開	51	73	87	81	47	62
入学式等の学内イベントでの障害学生修学支援についての情報提供	40	44	63	56	42	58
障害学生に対する就職支援、キャリア教育支援の実施	62	93	127	118	90	147
学外機関との連携	54	61	90	77	55	70

(4) 自由記述と合同ヒアリングから

障害者差別解消法では障害者差別を防止するための理解啓発が重要とされている。いくつかの大学では障害学生支援に対する教職員の理解が十分に進んでいない状況にある(私立大学 2,000～4,999人、他)。いくつかの大学では学内の教職員向けに研修を実施しているが、非常勤講師向けの研修がなされていない(国立大学 10,000人以上、他)。ある大学では教授会が主催するFDにおいて障害がある当事者の学生、支援を担当するボランティア学

生が支援の現状を説明したところ、参加した教職員から高い評価を得た(私立大学 10,000人以上)。差別解消に向けた理解啓発の一環としてホームページの活用に入れている大学がある(国立大学 5,000～9,999人)。

第3章 障害のある学生の実習支援

京都大学学生総合支援センター准教授

障害学生支援ルームチーフコーディネーター

村田 淳

1. 障害学生支援における実習に関する支援

障害のある学生(以下、障害学生)の修学支援は、授業支援だけでなく、授業以外の支援においても様々な形で実施されている。「平成 28 年度 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書(以下、実態調査)」によれば、授業支援は「点訳・墨訳」「教材のテキストデータ化」「教材の拡大」など、28 の区分(「その他」を含む)により把握されており、723 の大学等において実施されている(表 14)。また、授業以外の支援は、「居場所の確保」「通学支援」「個別支援情報の収集」など、19 の区分(「その他」を含む)により把握されており、620 の大学等において実施されている(表 15)。このように、実態調査においては、授業支援と授業以外の支援を分けて把握しているが、障害学生の修学支援の実施にあたっては、授業支援・授業以外の支援が全く別のものであるとはいえない。障害学生が大学等において学生生活を送る上で、必要かつ適切な支援が実施されるべきであり、授業支援であるか、授業以外の支援であるかは、あくまで調査上の整理といえるだろう。とりわけ、平成 28 年 4 月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」により、各大学等においては、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供が求められており、その対象は授業支援・授業以外の支援というカテゴリーの違いによるものではない。

表 14 授業支援実施状況(支援内容別・障害種別)

区 分	視覚障害		聴覚・言語障害		肢体不自由		病弱・虚弱		重複		発達障害		精神障害		その他の障害		実施校数 (校)	実施率 (%)
	実施校数 (校)	実施率 (%)	実施校数 (校)	実施率 (%)	実施校数 (校)	実施率 (%)	実施校数 (校)	実施率 (%)	実施校数 (校)	実施率 (%)	実施校数 (校)	実施率 (%)	実施校数 (校)	実施率 (%)	実施校数 (校)	実施率 (%)		
1	点訳・墨訳	40	20.6	-	-	-	-	-	-	6	5.9	-	-	-	-	-	40	5.5
2	教材のテキストデータ化	62	32.0	10	3.0	9	2.4	0	0.0	11	10.8	4	1.0	0	0.0	0	80	11.1
3	教材の拡大	103	53.1	1	0.3	16	4.2	3	0.9	13	12.7	9	2.2	1	0.3	1	132	18.3
4	ガイドヘルプ	34	17.5	1	0.3	20	5.3	0	0.0	5	4.9	1	0.2	5	1.4	0	50	6.9
5	リーディングサービス	30	15.5	1	0.3	1	0.3	0	0.0	1	1.0	1	0.2	0	0.0	0	33	4.6
6	手話通訳	0	0.0	58	17.2	-	-	-	-	6	5.9	-	-	-	-	-	58	8.0
7	ノートテイク	17	8.8	155	45.9	31	8.2	1	0.3	16	15.7	19	4.7	4	1.1	0	189	26.1
8	パソコンテイク	7	3.6	110	32.5	3	0.8	0	0.0	8	7.8	8	2.0	3	0.8	0	120	16.6
9	ビデオ教材字幕付け	7	3.6	68	20.1	0	0.0	0	0.0	7	6.9	3	0.7	1	0.3	0	73	10.1
10	チューター又はティーチング・アシスタントの活用	21	10.8	26	7.7	24	6.4	4	1.2	6	5.9	40	10.0	21	5.8	5	96	13.3
11	試験時間延長・別室受験	83	42.8	20	5.9	116	30.8	28	8.5	30	29.4	81	20.2	86	23.6	16	247	34.2
12	解答方法配慮	68	35.1	17	5.0	81	21.5	4	1.2	17	16.7	37	9.2	13	3.6	9	156	21.6
13	パソコンの持込使用許可	48	24.7	21	6.2	59	15.6	8	2.4	15	14.7	34	8.5	10	2.7	7	138	19.1
14	注意事項等文書伝達	28	14.4	108	32.0	24	6.4	21	6.4	19	18.6	100	24.9	40	11.0	11	214	29.6
15	使用教室配慮	31	16.0	12	3.6	169	44.8	31	9.4	31	30.4	23	5.7	22	6.0	3	227	31.4
16	実技・実習配慮	57	29.4	69	20.4	163	43.2	98	29.8	31	30.4	85	21.2	64	17.5	30	317	43.8
17	教室内座席配慮	102	52.6	182	53.8	223	59.2	54	16.4	47	46.1	96	23.9	102	27.9	40	453	62.7
18	FM補聴器・マイク使用	-	-	131	38.8	-	-	-	-	9	8.8	-	-	-	-	-	134	18.5
19	専用机・イス・スペース確保	19	9.8	15	4.4	170	45.1	8	2.4	32	31.4	4	1.0	3	0.8	4	205	28.4
20	読み上げソフト・音声認識ソフト使用	45	23.2	23	6.8	3	0.8	0	0.0	6	5.9	5	1.2	1	0.3	0	73	10.1
21	講義に関する配慮	74	38.1	59	17.5	77	20.4	18	5.5	19	18.6	110	27.4	34	9.3	11	254	35.1
22	配慮依頼文書の配付	124	63.9	203	60.1	195	51.7	185	56.2	67	65.7	272	67.8	200	54.8	88	439	60.7
23	出席に関する配慮	14	7.2	10	3.0	101	26.8	125	38.0	23	22.5	134	33.4	175	47.9	56	315	43.6
24	学習指導	20	10.3	18	5.3	23	6.1	24	7.3	9	8.8	154	38.4	93	25.5	4	231	32.0
25	授業内容の代替、提出期限延長等	26	13.4	27	8.0	47	12.5	32	9.7	12	11.8	104	25.9	87	23.8	13	209	28.9
26	履修支援	40	20.6	41	12.1	38	10.1	32	9.7	14	13.7	153	38.2	80	21.9	15	232	32.1
27	学外実習・フィールドワーク配慮	24	12.4	45	13.3	75	19.9	54	16.4	13	12.7	51	12.7	37	10.1	10	188	26.0
28	その他	42	21.6	39	11.5	60	15.9	42	12.8	8	7.8	93	23.2	93	25.5	23	230	31.8
実施校数		194	100.0	338	100.0	377	100.0	329	100.0	102	100.0	401	100.0	365	100.0	147	723	100.0

表 15 授業以外の支援実施状況(支援内容別・障害種別)

区分	視覚障害		聴覚・言語障害		肢体不自由		病弱・虚弱		重複		発達障害		精神障害		その他の障害		実施校数 (校)	実施率 (%)	
	実施校数 (校)	実施率 (%)	実施校数 (校)	実施率 (%)	実施校数 (校)	実施率 (%)	実施校数 (校)	実施率 (%)	実施校数 (校)	実施率 (%)	実施校数 (校)	実施率 (%)	実施校数 (校)	実施率 (%)	実施校数 (校)	実施率 (%)			
1 学生生活支援	居場所の確保	0	0.0	1	6.7	1	5.3	5	11.6	0	0.0	12	33.3	8	19.0	1	7.1	23	25.3
	通学支援	0	0.0	0	0.0	4	21.1	1	2.3	1	25.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	6.6
	個別支援情報の収集	0	0.0	3	20.0	7	36.8	8	18.6	2	50.0	12	33.3	2	4.8	3	21.4	26	28.6
	情報取得支援	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	11.1	0	0.0	1	7.1	5	5.5
2 社会的スキル指導	自己管理指導	0	0.0	1	6.7	0	0.0	1	2.3	1	25.0	14	38.9	7	16.7	2	14.3	22	24.2
	対人関係配慮	0	0.0	3	20.0	0	0.0	1	2.3	1	25.0	11	30.6	6	14.3	1	7.1	18	19.8
	日常生活支援	0	0.0	1	6.7	0	0.0	2	4.7	0	0.0	1	2.8	3	7.1	0	0.0	6	6.6
3 保健管理・生活支援	専門家によるカウンセリング	0	0.0	1	6.7	2	10.5	6	14.0	1	25.0	18	50.0	27	64.3	5	35.7	44	48.4
	医療機関との連携	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7	16.3	2	50.0	5	13.9	7	16.7	2	14.3	19	20.9
	医療機器、薬剤の保管等	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	11.6	1	25.0	0	0.0	0	0.0	1	7.1	7	7.7
	休憩室・治療室の確保等	0	0.0	4	26.7	5	26.3	18	41.9	1	25.0	5	13.9	12	28.6	8	57.1	33	36.3
	生活介助	0	0.0	-	-	1	5.3	0	0.0	0	0.0	-	-	-	-	0	0.0	1	1.1
4 進路・就職指導	介助者の入構、入室許可	0	0.0	0	0.0	2	10.5	0	0.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0	1	7.1	4	4.4
	キャリア教育	1	50.0	5	33.3	0	0.0	2	4.7	0	0.0	10	27.8	4	9.5	0	0.0	15	16.5
	障害学生向け求人情報の提供	2	100.0	8	53.3	4	21.1	4	9.3	0	0.0	11	30.6	5	11.9	3	21.4	24	26.4
	就職支援情報の提供、支援機関の紹介	0	0.0	6	40.0	3	15.8	5	11.6	0	0.0	11	30.6	6	14.3	4	28.6	23	25.3
5 その他	インターンシップ先の開拓	1	50.0	1	6.7	1	5.3	2	4.7	0	0.0	3	8.3	1	2.4	0	0.0	6	6.6
	就職先の開拓、就職活動支援	2	100.0	8	53.3	1	5.3	3	7.0	1	25.0	6	16.7	4	9.5	2	14.3	18	19.8
6 その他	0	0.0	0	0.0	7	36.8	12	27.9	1	25.0	3	8.3	11	26.2	3	21.4	21	23.1	
実施校数		2	100.0	15	100.0	19	100.0	43	100.0	4	100.0	36	100.0	42	100.0	14	100.0	91	100.0

本章においては、様々な支援のうち、各大学等において課題のひとつとなっている「実習に関する支援」について述べるものである。ただし、「実習」といっても、学内における「実技・実習科目」と学外施設等で実施される「実習・フィールドワーク等」では、支援方法や支援の円滑な実施に違いがあるのではないだろうか。それらの点もふまえて、以下、記述することとする。

実習に関する支援については、実態調査の経年変化(平成26年度～平成28年度)によると、実施校数は若干の増加が確認できる(図49)。

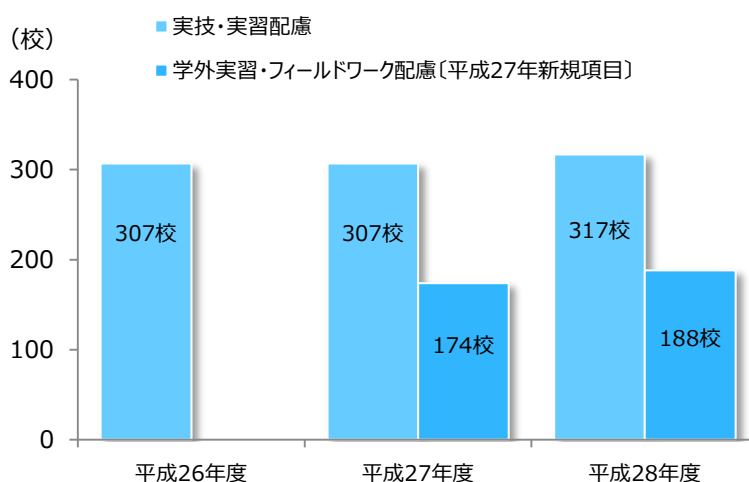


図49 障害学生への授業支援実施校数(全体)

一方、障害種別ごとに経年変化をみていくと、障害種別ごとに傾向が異なっていることがわかる(図50～57)。例えば、「聴覚・言語障害」においては、平成27年度に34校が実施していた「学外実習・フィールドワーク配慮」が平成28年度には45校に増加している(図51)。また、「肢体不自由」においては、同項目の実施校数が、平成27年度の65校から平成28年度には75校と増加している(図52)。また、「病弱・虚弱」においては、「実技・実習配慮」が平成26年度の59校から平成28年度の98校へと大幅に増加していることに加えて、「学外実習・フィールドワーク配慮」についても平成27年度の40校から平成28年度の54校へ増加している(図53)。

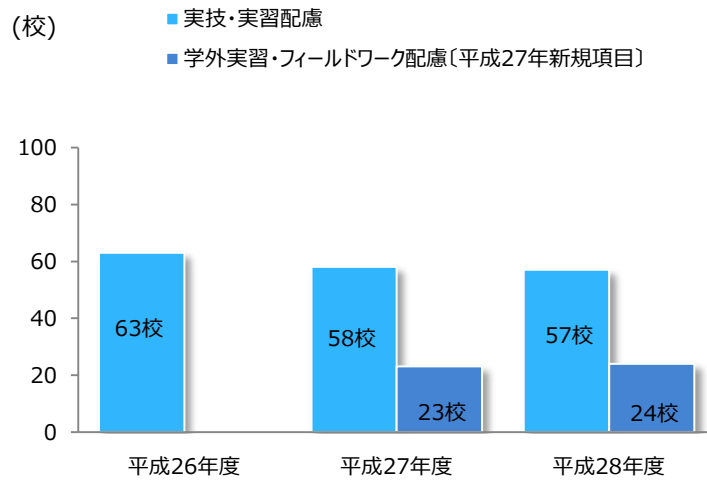


図50 障害学生への授業支援実施校数(視覚障害)

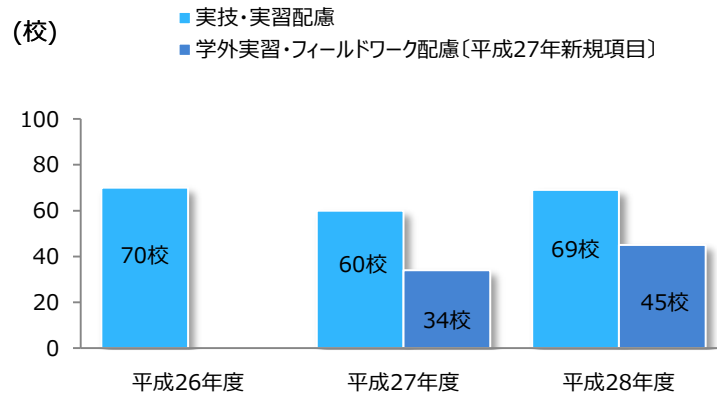


図51 障害学生への授業支援実施校数(聴覚・言語障害)

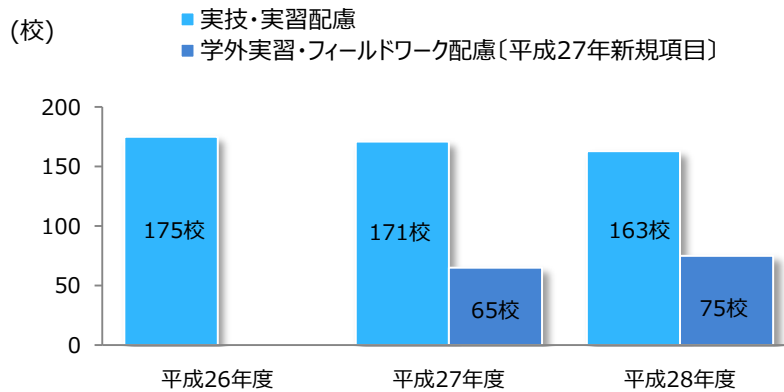


図52 障害学生への授業支援実施校数(肢体不自由)

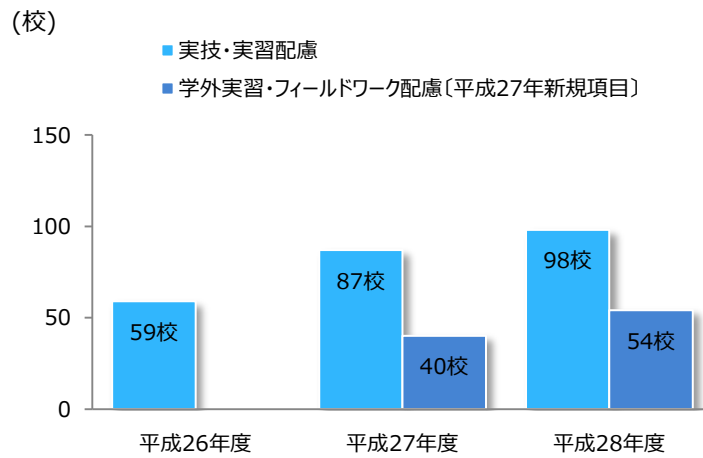


図53 障害学生への授業支援実施校数〔病弱・虚弱〕

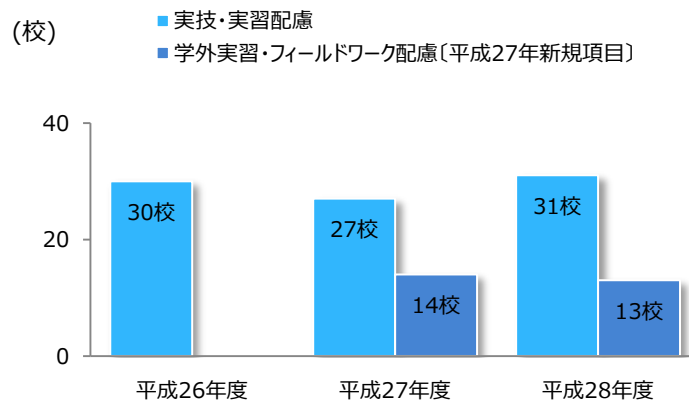


図54 障害学生への授業支援実施校数〔重複〕

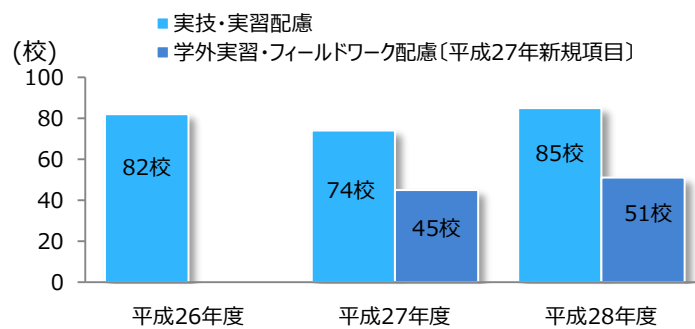


図55 障害学生への授業支援実施校数〔発達障害〕

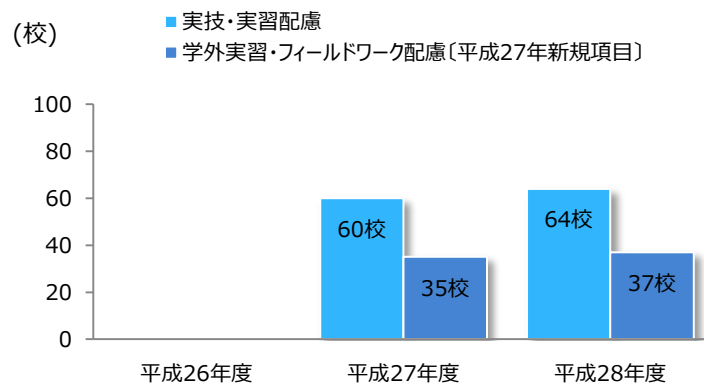


図56 障害学生への授業支援実施校数〔精神障害〕

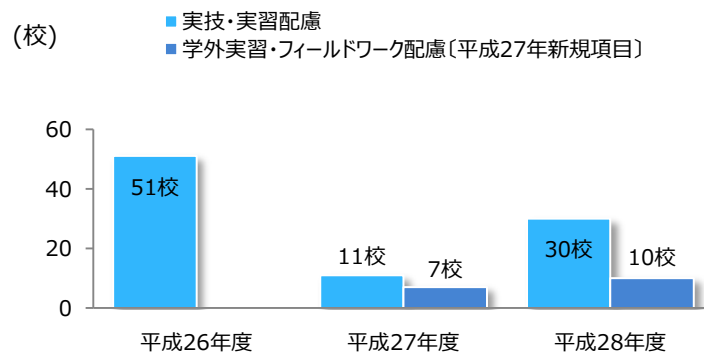


図57 障害学生への授業支援実施校数〔その他の障害〕

このように、障害種別により傾向の違いは確認できるものの、全体数としてはそれほど大きな変化は確認できない。次節以降では、実態調査の数字上ではわかりにくい各大学等における支援の実際についてみていくこととする。

2. 学内での実習支援の実際

実態調査においては、授業支援・授業以外の支援という整理となっているが、実際の実習支援においては、その実習が学内で実施されるのか、学外で実施されるのかの違いが大きいように思われる。

学内での実習は、理工系の実験や技術系の実習、体育や音楽など様々なものがあり、いずれも座学の授業に比べて、その方法や内容は多岐にわたる。また、学生個人で取り組むだけでなく、複数名で実施する課題も少なくないため、コミュニケーション上の課題が生じる場合も

あるだろう。さらに、安全面に配慮が必要となる実習もあり、一般的な座学に比べて、支援の方法も個別的で多様になる。

本節では、平成27年度～平成28年度にかけて実施した訪問調査での回答及び実態調査の自由記述回答から、学内における実習支援について記述する。

(1) 学内での実習支援「視覚障害」「聴覚・言語障害」「肢体不自由」「病弱・虚弱」

ここでは、「視覚障害」「聴覚・言語障害」「肢体不自由」「病弱・虚弱」に該当する学内での実習支援について記述する。以下に示すのは、平成27年度～平成28年度にかけて実施した訪問調査での回答及び実態調査の自由記述回答の一覧である(表16)。

学内での実習にあたっては、障害の状況か実習の内容に応じて、様々な配慮が実施されているようである。特に、肢体不自由がある場合などは、実習・実験の安全面などを考慮すること、また、実験器具等の操作において、他の学生との協力やサポーターが実験補助を行なっているケースがある。一方、明確なルールを設定することが難しく、学生同士の相互補助に委ねている部分もあるようである。もちろん、相互補助によるサポートもひとつの方法であるが、必要に応じて体系的な支援を構築することが求められる場合もあるだろう。

また、ペースメーカーの使用により、参加できない実験がある場合もあるだろう。このようなケースへの対応としては、事前にそのような実験が必要になることのアナウンスや学生本人としても能動的な情報提供が必要になる部分であると考えられる。

また、音楽系の事例として、楽譜の代わりに課題曲を録音したものを提供し、内容を覚えて授業に参加したという例もある。学生の特性に応じた対応のひとつの事例であるといえる。

表 16 実習支援の実際（学内／身体障害系）

領域	訪問調査・実態調査の自由記述における代表的な回答
理工系	危険な実習や実験では特に注意するが、学生同士の相互補助に頼っている部分もある。
	肢体不自由の学生が、実験器具を操作することが困難であることから、実験の記録やデータ作成を中心に行った例がある。
	入学後にペースメーカーを使用していることがわかり、電磁波を出す実験での対応に困ったという事例があった。
	肢体不自由の学生が、化学や物理の実験で自分でできないことが多く、口で指示をしてサポーターが実験を行うという例があった。
音楽系	視覚障害の学生が楽譜が読めず、担当教員が課題曲を録音したものを学生に渡して、耳で覚えて授業に参加した。
体育系	障害者スポーツ、アダプテッド・スポーツのクラスがあり、専門の教員がいる。ボッチャ ¹⁾ やゴールボール ²⁾ を実施。
	アダプテッド・コースを開設している。その他、どうしても実技が難しい場合は、レポート等で代替したケースもある。
	アダプテッドコースを実施。障害ではなく、一時的な怪我の学生も履修することが可能。
語学系	聴覚障害のある学生用の科目がある。
	ネイティブ教員の授業において、情報保障の方法が課題になっている。帰国子女の学生にサポートしてもらった例もある。音声認識技術の利用も試験的に行っている。
情報処理系	肢体障害の学生で、タッチパネル式のパソコンや、あごで操作するマウスを使って履修したことがある。
	視覚障害の学生が読み上げソフトを利用して履修した例がある。その他、必要に応じてマン・ツー・マンで対応した例もある。

¹⁾ ボッチャ(Boccia)：重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障害者のために考案されたスポーツ(日本ボッチャ協会より)。

²⁾ ゴールボール(Goalball)：視力に障害のある方を対象に考案された競技である(日本ゴールボール協会より)。

また、体育系の授業においては、複数の大学で障害者スポーツやアダプテッド・スポーツのコースが開講されている。障害学生だけに限定した科目ではなく、他の学生も履修することが可能な場合もある。マンツーマンによる体育系授業の意義もあるが、他の学生と一緒に授業を受けることの有意義さもあるのではないだろうか。もちろん、このような科目の場合、障害学生以外の学生に対する教育的意味合いも少なくないと思われる。

また、語学系の実習にあたっては、聴覚障害のある学生向けの科目を開講している大学もあった。一方、課題としては、ネイティブの教員の授業における情報保障の難しさがあるようで

ある。状況に応じて、様々な対応があると考えられるが、調査のなかでは帰国子女の学生がサポートに入ったという事例もあった。

また、情報系の実習においては、肢体不自由の学生が自分自身の状況にあった操作方法で履修する例や、視覚障害の学生が読み上げソフトを利用して履修した例があるとのことであった。情報系の授業に限らず、様々な授業においてパソコンの操作は必要になる場合が多く、実習支援以外の場面においても学生の状況に応じた多様な支援方法の促進が期待される。

(2) 学内での実習支援「発達障害」「精神障害」

次に、「発達障害」「精神障害」に該当する学内での実習支援について記述する。以下に示すのは、平成27年度～平成28年度にかけて実施した訪問調査での回答及び実態調査の自由記述回答の一覧である(表17)。

発達障害・精神障害の学生の実習支援においては、担当教員に理解を促したり、ティーチングアシスタント(以下、TA)によるサポートを実施しているという事例があった。このような状況には、限られた教員数で多くの学生を指導する必要性から、より個別的なサポートが必要になる学生に対して丁寧に対応しようという意図が読み取れるが、場合によっては、事前の準備や実験の進め方を工夫するという方法も考えられるだろう。実際に、理工系の実習支援において、丁寧な手順表を用意して対応したという事例もあった。課題となるのは、必要に応じてTAには実験の専門性が必要になる場合があるということ、また、その条件でTAを配置する場合でも、支援に関する一定のレクチャーや支援の負担が集中しないような工夫が必要になると考えられる。

表 17 実習支援の実際（学内／発達・精神障害系）

領域	訪問調査・実態調査の自由記述における代表的な回答
理工系	TAをつけるのが困難で、担当教員にできるだけ配慮してもらおうようにはしているが、リレー講義の場合は、担当教員も学生本人も混乱する。
	出来る限り丁寧な手順表を作って、対応した例がある。その他、グループ実験を個別実験に代替した例もある。
	段取りの付け方が苦手で、多くの学生人よりも時間がかかってしまう学生がいた。特性を指導教員、TAに理解してもらおうと同時に、本人の困難を軽減するような配慮を行った。
	発達障害学生が個別で実験をする際は、TAをつけてサポートした。機械の使い勝手を分かっているゼミの大学院生を配置する。
	時々、パニックの症状を起こす学生がいて、理系の実習に参加する際の安全面が心配だった。TAに丁寧に見てもらう形にして、うまくいった。
語学系	アクティブラーニングがこの頃非常に多くて、発表などもとても多い。苦労しています。
農業系	事前に本人と相談して、教員やグループ実験のときは周りの学生にも情報共有したというケースがあった。

本節では、学内での実習支援について述べた。次節では、学外での実習支援についても同様にみていくこととする。

3. 学外での実習支援の実際

前節で述べたとおり、学内での実習支援においても課題は少なくないと思われるが、学内の場合には物理的環境や構成員が限定されていることなどもあり、実習支援もそれなりに実施されている様子がうかがえる。一方、学外においては、これらの要素が変化するため、学内以上に課題が多いのではないかと推測される。本節では、学外での実習支援について、前節と同様にみていくこととする。

(1) 学外での実習支援「視覚障害」「聴覚・言語障害」「肢体不自由」「病弱・虚弱」

ここでは、「視覚障害」「聴覚・言語障害」「肢体不自由」「病弱・虚弱」に該当する学外での実習支援について記述する。以下に示すのは、平成 27 年度～平成 28 年度にかけて実施した訪問調査での回答及び実態調査の自由記述回答の一覧である(表 18)。

表 18 実習支援の実際（学外／身体障害系）

領域	訪問調査・実態調査の自由記述における代表的な回答
医療系	聴覚障害のある学生の実習で、口元を見るためになるべくマスクを使わないようにしていただいたり、正面から話すということをお願いした。
	ろうの学生だったのですが、手話ができず、筆談もしくはパソコンでのタイピングがコミュニケーションのツールでした。病院や患者さんに理解してもらい実習をスタートしましたが、なかなかうまくいきませんでした。
教職	聴覚障害のある学生で、学内ではノートテイクを配置していましたが、教育実習では学外の要約筆記団体に依頼をしてサポートしてもらいました。
福祉系	実習先の理解が得られにくかったり、学内の学生にサポートを担当してもらうことが難しい場合があるなど課題がある。
	普段、筆記代行で支援していた学生の実習先での日誌記入が課題になった。録音での記録を検討している。
	肢体不自由の学生の実習地として、かかりつけの病院で実習することが認められた。
フィールドワーク	聴覚障害の学生が学芸員資格の取得に必要な実習に行くことになり、現地での情報保障を実施した。
	全盲の学生が発掘のフィールドワークに行った際、サポーターを1名配置した。発掘したものを立体コピー機にかけて、学生に触ってもらうということを行った。
	聴覚障害の学生がフィールドワークで山に登ったり、危険な所に行くということがあり、フィールドワークに慣れている（経験のある）学生にサポートをお願いした。
海外	聴覚障害のある学生が国際学会に行くことになり、情報保障の支援方法に苦慮した。最終的には、一緒に参加する学生がパソコンで通訳することとした。

医療系の学外実習では、聴覚障害のある学生への対応としてはマスクの使用に配慮してもらうことや病院や患者さんに理解してもらった上で、筆談等によるやりとりを実施しているケースがあった。医療系の実習に限らず、対人領域においてはコミュニケーション上の配慮が必要になることが多いだろう。ただし、このような場合でも、学内においては学内の教員や学生など、いわば身内ともいえる関係者とのコミュニケーション上の配慮とは異なり、実習先に理解を求め、事前相談等の準備が不可欠となるだろう。また、このような場合は、事前の(学内の)演習などで、実際の実習場面を想定した模擬的な配慮の実施・検討が有効になるのではないだろうか。

また、教職・福祉系などの学外実習においては、学内のノートテイクを派遣することの課題がいくつかあるように思われる。場合によっては、学外の資源(地域の要約筆記団体等)に協力を依頼するというケースがあった。なお、人的な支援にあたっては、実習地となる病院や施設、学校などの理解も不可欠になるだろう。

また、事例は少ないものの国際学会への参加など、海外での支援の必要性が生じた場合の対応には課題が多いようである。普段、学内の実施している内容・方法で人的支援を実施することに課題があることに加えて、現地の様子が十分に把握できなかつたり、調整にも苦慮することが予想される。

このように課題はいくつかあるものの、少なからず学外実習での支援が実施されていることはポジティブに考えることができるだろう。もちろん、実際に行なわれた支援が効果的なものであったかの検証が必要になることに加えて、学生本人の満足度などは、本調査でははっきりしていない部分である。そのためにも、事例やノウハウの蓄積・シェアが必要になるのではないだろうか。

(2) 学外での実習支援「発達障害」「精神障害」

次に、「発達障害」「精神障害」に該当する学内での実習支援について記述する。以下に示すのは、平成27年度～平成28年度にかけて実施した訪問調査での回答及び実態調査の自由記述回答の一覧である(表19)。

表19のとおり、発達障害や精神障害のある学生についての学外実習での支援には課題が多いようである。先に述べた身体障害系の学外実習での支援では、配慮の内容が環境整備や情報保障などが中心となり、そのことを物理的に離れた実習先で行なうことの課題が目立ったが、発達・精神障害の場合は、それらに加えてコミュニケーションや理解を促すといった部分での準備・配慮も必要になるようである。

医療系の学外実習の例でもわかるとおり、ある程度、実習先にも事前にレクチャーなどをしておく必要が生じる場合もあるし、そのことを含めて実習先と合意形成していく部分についての課題もある。さらに、限られた指導体制のなかで、ひとりの学生にどこまでのマンパワーをさけるのかという課題もある。もちろん、この背景には実際に患者さんに対する対応が求められるということも影響しているだろう。ある一定の理解が得られたとしても、それだけで実習先での支援が円滑にすすむわけではなく、より総合的な準備・配慮が求められる。

表 19 実習支援の実際（学外／発達・精神障害系）

領域	訪問調査・実態調査の自由記述における代表的な回答
医療系	事前に実習先に対して発達障害のレクチャーをした。本人の了解を得て、情報共有をした。実習地としては、大学との関係がよい病院を選んだ。
	実習先でも配慮が必要になったが、実習先の指導者や教員が障害学生だけを常時見ていることができず、対応が難しかった。
	課題は、障害学生の対応で実習先の受け入れの態勢や教員の手配（教員数がかぎられているため）実習サポートが出来ない状況である。
	実習先でコミュニケーションがうまく取れないために実習停止になったり、追加実習が必要となることもありました。
	大学内では指導方法等の工夫ができて、実習に関しては実習先との合意形成が難しい場合もある。
教職	一度、教育実習に行ったがメニューを全てこなすことができずに、途中で中止となった。2回目の実習の際、情報共有のための仕組みをつかって、適宜実習内容を調整するなどの対応をした。
	発達障害の学生が教育実習に行った際、学内で使用している配慮願を教職のアドバイザーの先生を通して、実習先の先生に提出した。
	発達障害のある学生が教育実習に行った際、一度目は障害のことを伝えずに実習に行ってしまうことが多かった。二度目は障害のことを伝えて配慮してもらい、実習をクリアすることができた。
	学部のなかでの議論では、実習でどれだけ支援をするか意見が食い違うことがある。
	指導教員が事前に実習先を訪問して、学校の実習担当者と打ち合わせしてから、配慮が必要なことに関しては依頼文書と口頭でお願いした。また、環境面で心配な学生に関しては、事前の準備を丁寧に行った。
福祉系	精神疾患による服薬が必要な学生が、実習先には伝えたくないということがあった。情報共有の必要性も感じられたため、対応に困った。
フィールドワーク	泊まり込みの実習で、コミュニケーション等の課題があった。
	基本的な挨拶やどのようなタイミングで退出するかなど、失礼のないようにするために、事前に調整して対応した。
	グループ活動が苦手なため、教員がそばについて、何かあったら対応できるようにした。

また、教育実習での事例では、最初は障害のことを伝えずに実習に行き、うまくいかなかったり、その後、障害のことを伝えて再度実習にのぞむという例があった。学生本人の意向を尊重する必要もあり、画一的な解釈は好ましくないが、このような点については、実習前のなるべく早い段階で学生本人とも相談していく必要があるだろう。もちろん、実習に出たことによって、学生本人の認識が変わる場合もある。教育実習も教育の一環であることから、いかにクリアす

るか(無事に終えて、単位を取るか)ということも重要であるが、一方では、プロセスを意識した総合的な支援のあり方が求められるのではないだろうか。

また、泊まり込みで実施される実習での対応例もあがっていた。実習そのものをどのようにこなしていくかも重要であるが、泊まり込みの実習となると、実習以外の場面での対応が必要になる場合もあるだろう。特に、複数名で泊まり込む場合などは、生活場面をともにする機会も多く、対人関係やコミュニケーション上の配慮がさらに必要になる可能性がある。周囲の学生にも影響があることから、このような場合には十分に事前の準備をすること、また、突発的に課題が生じた時には、柔軟に対応できるような仕組みが必要になるのではないだろうか。

4. 実習支援の課題

文部科学省の「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(二次まとめ)」(平成29年3月)においては、各大学等が取り組むべき主要課題のひとつとして、学外実習における支援に関する記載がある。まず、「大学等は障害のある学生が不利のない環境で実習等を行なうことができるよう十分な事前準備を行なう必要がある」としており、その上で、「学外実習であれば受入れ機関の利用者の権利利益を損なわないよう留意しつつ、実習等の目的・内容・機能の本質を満たす支援の在り方を検討するため、大学等はこれらの機関と密接に情報交換を行なうことが重要である」としている。このような課題認識や支援の方向性については、本章で取り上げたいいくつかの大学等における事例をみても、同様のことがいえるだろう。とりわけ、支援においては事前の相談等を密接に行なうことが不可欠であるといえる。

もちろん、実際に支援を実施する上での課題は少なくない。まず、学外実習においては、大学等だけの判断では難しいことから、学生本人の意向や教育上の観点だけでなく、実習先の事情を十分に加味して合意形成する必要があるだろう。実習先も教育の一環ということは理解して学生を受け入れていると思うが、責任の所在など、現実的には様々な事情があるだろう。

また、人的支援が必要な場合に、どのようにその資源を確保するか、また、万が一の場合に備えて保険をかけるかどうかの検討なども必要になる。先に述べたとおり、遠隔地などで宿泊が伴う場合などは、それらも踏まえた支援としての仕組みを考えなければならない。一方、遠方での人的な資源については、地域間又は大学間で支援学生をシェアするという方法も考えられる。例えば、情報保障が必要な場合に、遠隔情報保障などで技術的に補うということに加えて、実習先に近い大学等から、その大学でノートテイクなどに従事している学生を紹介してもらうということもひとつの方法ではないだろうか。

また、今回はそれほど事例としてあがっていなかったが、理系の大学院などにおいて、実験補助が必要な場合などに、どのように人的支援を構築していくかも課題になるだろう。大学院

での実験等においては、学部とは異なり、長時間にわたる実験が必要になったり、必ずしも時間どおりに実験が終了するとは限らない。また、分野によっては、安全面の配慮も必要になる。この場合の安全面とは、実験を行なう場面での安全面に加えて、何か災害等が起こった場合の避難等も含めて考えておく必要があるだろう。

本章は、障害のある学生の実習(学内・学外)における支援について、実態調査による現状の把握、また、訪問調査での回答から概要をまとめたものであるが、いずれも実習について細かく議論できる材料が揃っていないのが実情である。もちろん、個別性が高く、ケースバイケースで対応されていることが多いことをふまえる必要はあるが、今後は、さらに実習に関する詳細なデータを収集すること、また、様々な形で分析されることが望まれる。

また、実習での支援については、医療系・教職・福祉系など、様々な専門分野で行なわれており、共通点はあるものの異なる点は少なくないだろう。今後は、各分野でさらに詳細な事例の検討・蓄積などが進み、それらを通じて理解やノウハウが構築されていくことが望まれる。現状では課題は少なくないが、様々な形で障害のある学生も実習に取り組むことができる状況になるよう期待したい。

第4章 発達障害・精神障害学生支援の課題

発達障害

信州大学学術研究院教育学系教授

高橋 知音

1. 診断カテゴリー別構成比

(1) 平成28年度調査結果における発達障害学生の診断カテゴリー別構成比

発達障害者支援法で定義づけられた3種類の診断カテゴリー別の人数を示した(図58)。ASDの割合が最も多く、6割を超えている。ADHDは約2割でSLDは約4%である。この傾向は、過去3年間大きな変化はないが、平成28年度はADHDの比率が高まり、ASDの比率は減っている(表20)。一方、SLDはもともと構成比が小さかったが、平成28年度はさらにその比率が小さくなり、実数でも減っている。「重複」が増えていることから、そこにSLDが含まれている可能性は高いが、全体としてSLDが十分に認知されていない状況に変化はない。

米国では障害学生の中で人数が多い診断カテゴリーはLDとADHDである(Raue & Lewis, 2011)。言語の違いによる出現率の違いはあるが、日本でも、小・中学生では、発達障害が疑われるような行動特徴を示す児童生徒のうち、最も人数が多いカテゴリーは学習の問題である(文部科学省の調査「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」による。ただし、医師による診断の有無を問わない、教師の行動観察による調査結果である)。保護者、教師ともにASD、ADHDに関わる行動面の問題があると、読字・書字困難が「気がかりなこと」として挙がりにくくなるとの報告もある(藤岡他, 2014; 藤岡他, 2015)。本来、配慮対象となる学生が、見過ごされている可能性が高く、SLDに関する啓発を進める必要がある。

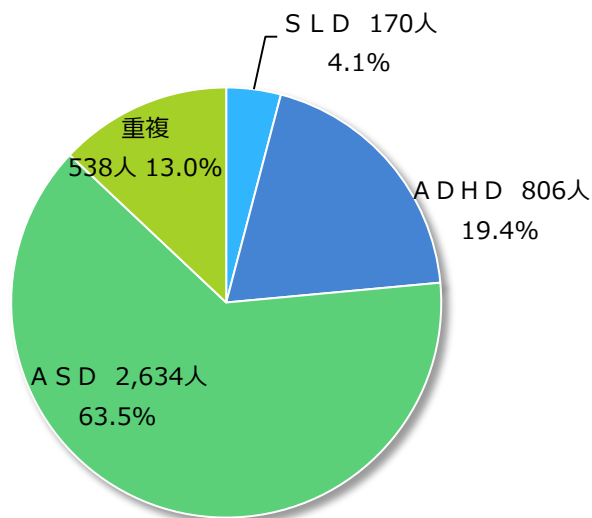


図58 平成28年度 大学等に在籍する発達障害学生数のカテゴリー別構成比

表 20 発達障害の下位カテゴリー構成

	SLD		ADHD		ASD		重複		合計	
	学生数(人)	比率 (%)	学生数(人)	比率 (%)	学生数(人)	比率 (%)	学生数(人)	比率 (%)	学生数(人)	比率 (%)
平成26年度	114	4.2	363*	13.3	1,956*	71.9	289*	10.6	2,722	100
平成27年度	175*	5.1	559	16.3	2,298	66.9	404	11.8	3,436	100
平成28年度	170	4.1	806*	19.4	2,634*	63.5	538*	13.0	4,148	100
合計(人)	459	4.5	1,728	16.8	6,888	66.8	1,231	11.9	10,306	100

$\chi^2(6) = 66.89, p < .001$

* 「調整済残差」が5%水準で有意であったもの

SLD : Specific Learning Disorder (限局性学習障害)、ADHD : Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder (注意欠如・多動性障害)、ASD : Autism Spectrum Disorder (自閉症スペクトラム障害)、重複 : SLD, ADHD, ASDのいずれかが重複している

比率 (%) = 下位カテゴリー学生数 ÷ 全発達障害学生数

[*] = 該当学生数が有意に多かったもの

2. 発達障害学生が在籍する学校の割合と在籍学校数

(1) 在籍学校数の経年推移

発達障害学生が一人でも在籍すると報告した学校の数を示した(図 59)。この数は、発達障害のある学生が実際に在籍しているかいないかというよりは、診断のある学生がその情報を大学に開示しているか、学校が学生の状況をどの程度把握しているかの程度を表していると解釈することもできる。平成 27 年度までの増加率に比べ、平成 27 年度から平成 28 年度の変化を見ると、やや増加のペースは低下している。

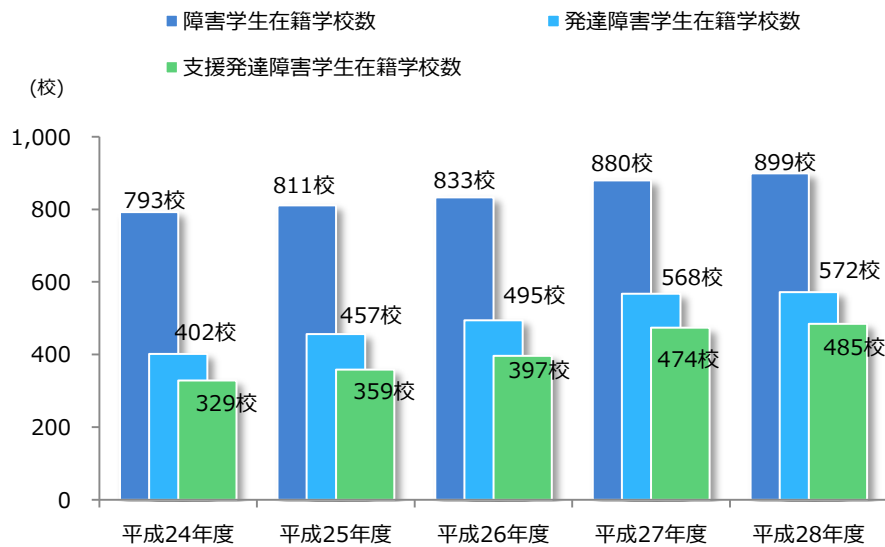


図59 発達障害学生在籍学校数の推移

(2) 学校種別発達障害学生在籍率

高等教育機関の種別に発達障害学生が在籍する学校の割合を比較した(図 60)。高専で最も高くおよそ 8 割、大学は 6 割弱で、短大は 2 割弱と低くなっている。近年の推移を見ると、高専ではここ 4 年ほど、8 割前後で推移している。大学は平成 26 年度に 5 割を超え、平成 27、28 年度は 58～59%となっている。短大は低いながらも少しずつ増えていたが、平成 27、28 年度は 2 割弱でほぼ横ばいである。大学、高専に比べ、短大は障害学生支援の関連規程を整備している学校、相談受付窓口の設置している学校ともに少なめであり、障害学生を学校として把握しにくい状況にあると考えられる。

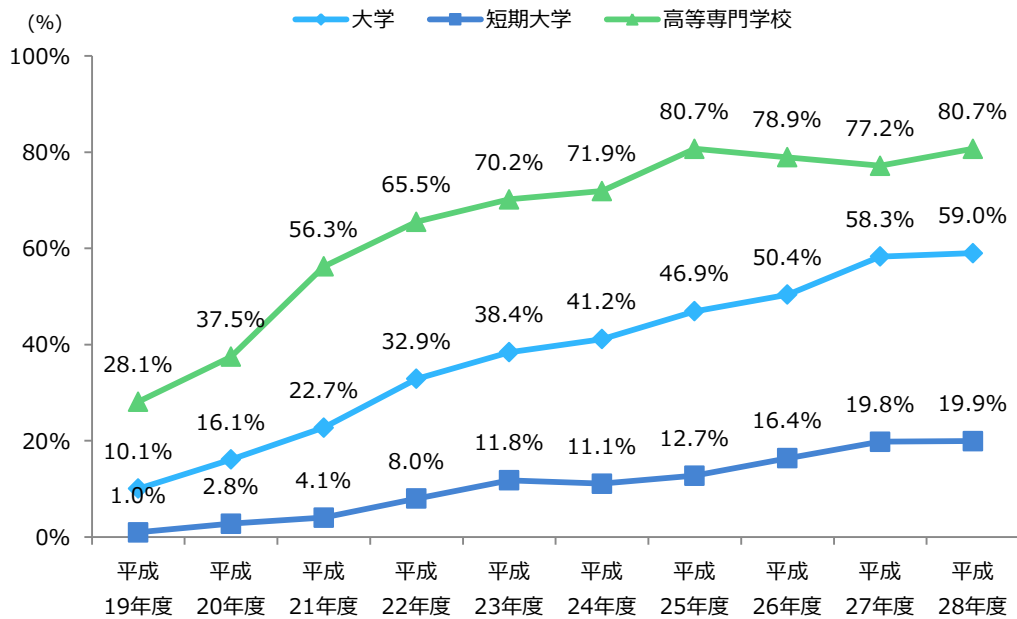


図60 発達障害学生が在籍する学校の割合の推移

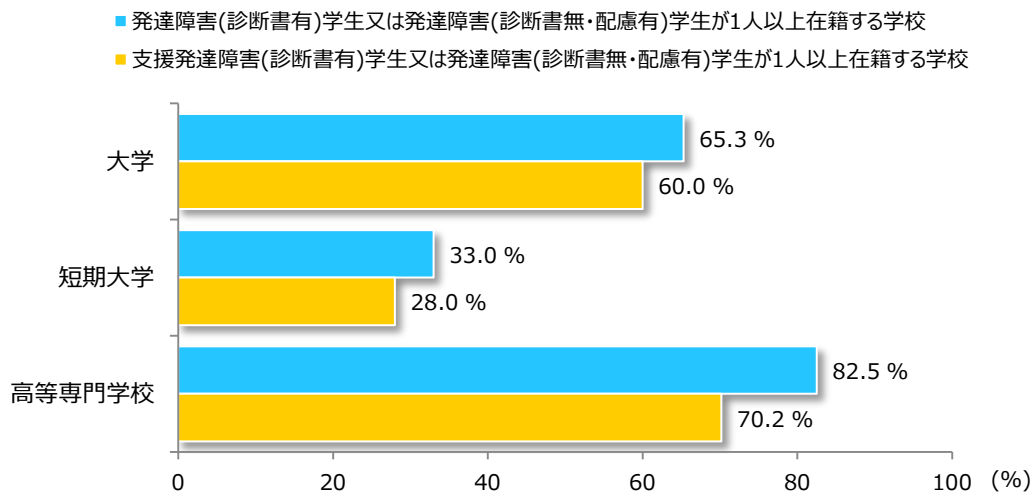


図61 平成28年度 発達障害学生在籍校の比率

(3) 規模別在籍率

高等教育機関を規模別に6個のカテゴリに分け、在籍率を比較した(図62)。500人～1,999人の範囲で在籍率がやや高めになっているが、在籍率の高い高専がすべてこのカテゴリに含まれることも関係している。

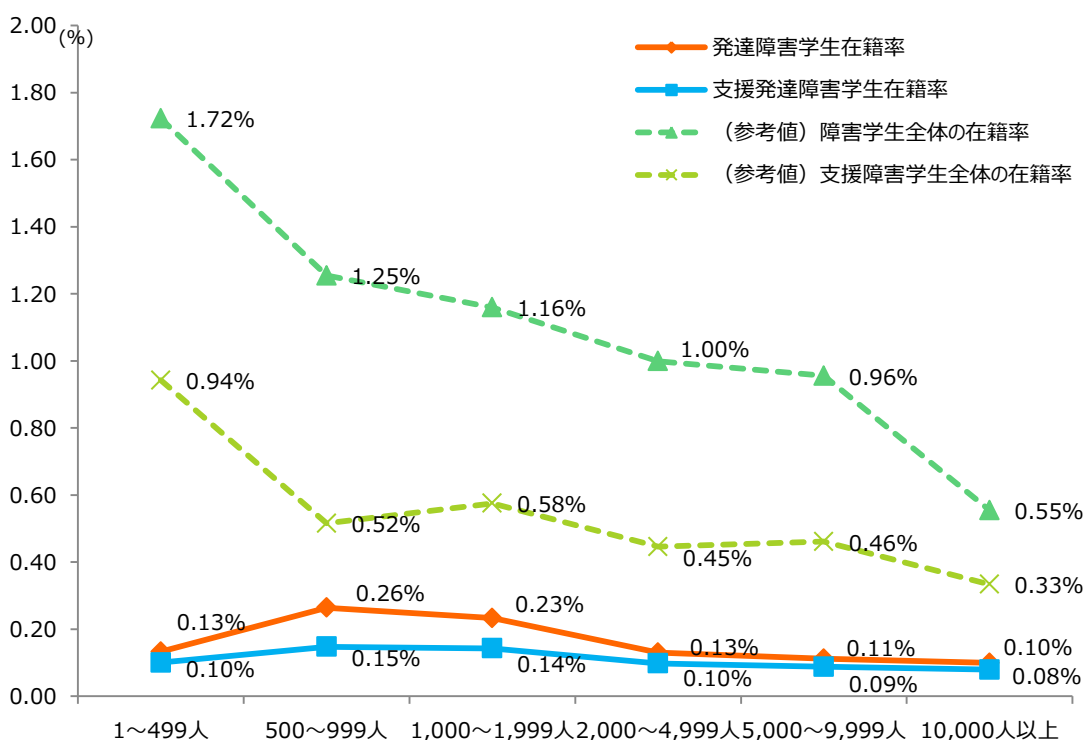


図62 発達障害学生在籍率〔学校規模別〕

(4) 学科専攻別発達障害学生在籍率の比較

学科専攻別に発達障害学生の在籍率をまとめた(図63～65)。大学では理学系と芸術系(0.30%)が最も高い。商船系(0.27%)が続くが、こちらは分母が小さいため注意が必要である。次いで多いのは人文科学系(0.22%)で、工学系(0.20%)、農学系(0.19%)がこれに続く。低めなのは保健系(0.05～0.06%)、家政系(0.06%)、教育系(0.07%)である。短期大学や工業系以外の高専は全体的に分母が小さいことから、解釈には注意が必要であるが、短期大学では工業系(0.83%)が高く、芸術系(0.40%)、人文系(0.28%)がこれに続く。教育系(0.02%)、保健系(0.04%)で低めになっている点は、大学と同様である。高専は、意味のある解釈が可能なのは工業系のみであるが、在籍率は1%に近く(0.93%)すべての学校種における学科専攻別在籍率の中でも最も高い値となっている。

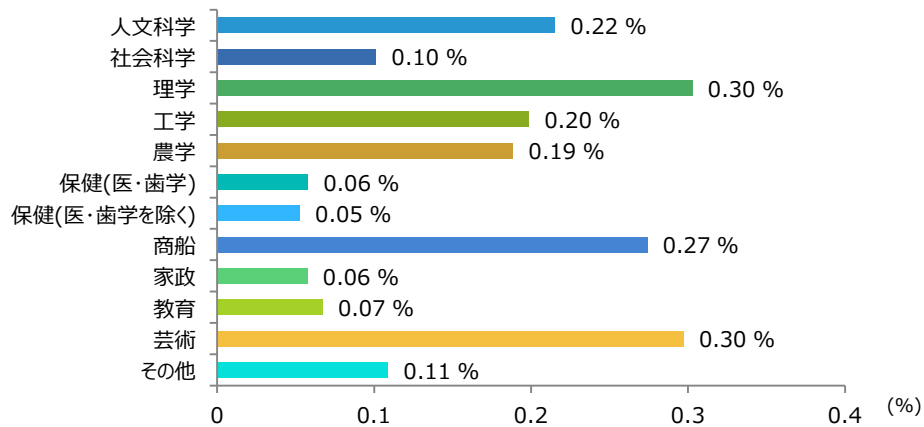


図63 発達障害学生在籍率（大学）〔学科（専攻）別〕

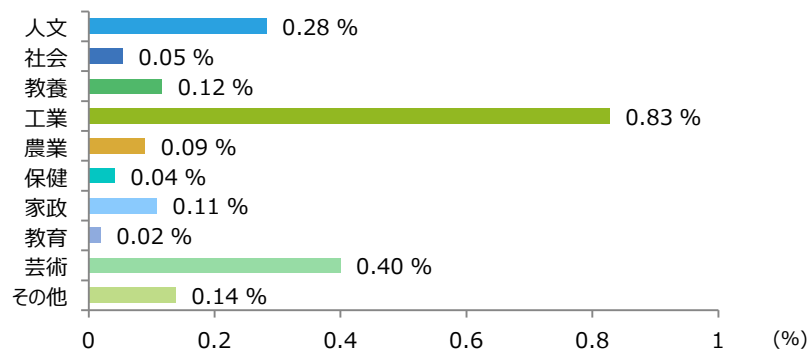


図64 発達障害学生在籍率（短期大学）〔学科（専攻）別〕

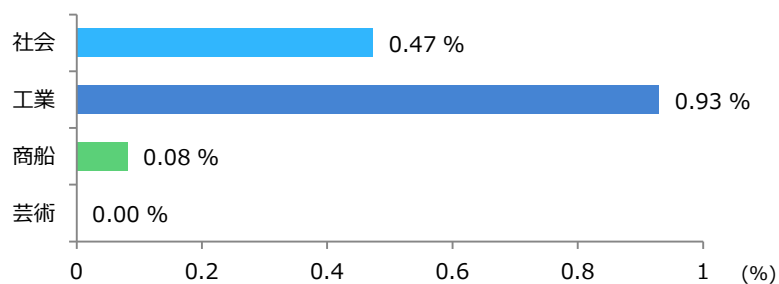


図65 発達障害学生在籍率（高等専門学校）〔学科（専攻）別〕

(注) 学科（専攻）別障害学生在籍率の算出には「学校基本調査」の学科（専攻）別の全学生数データを使用した。

3. 発達障害学生への支援

(1) 発達障害学生への支援率

発達障害学生への支援率の推移を見ると、平成20年度以降、60%台後半から、70%台後半で推移している(図66)。支援を受けていない学生が一定数存在するのは、診断があることを学校に伝えていても、支援は必要ないとしている学生や、カウンセリング等の支援を受けていたとしても、守秘義務からそのことを調査回答者が把握していない可能性も考えられる。

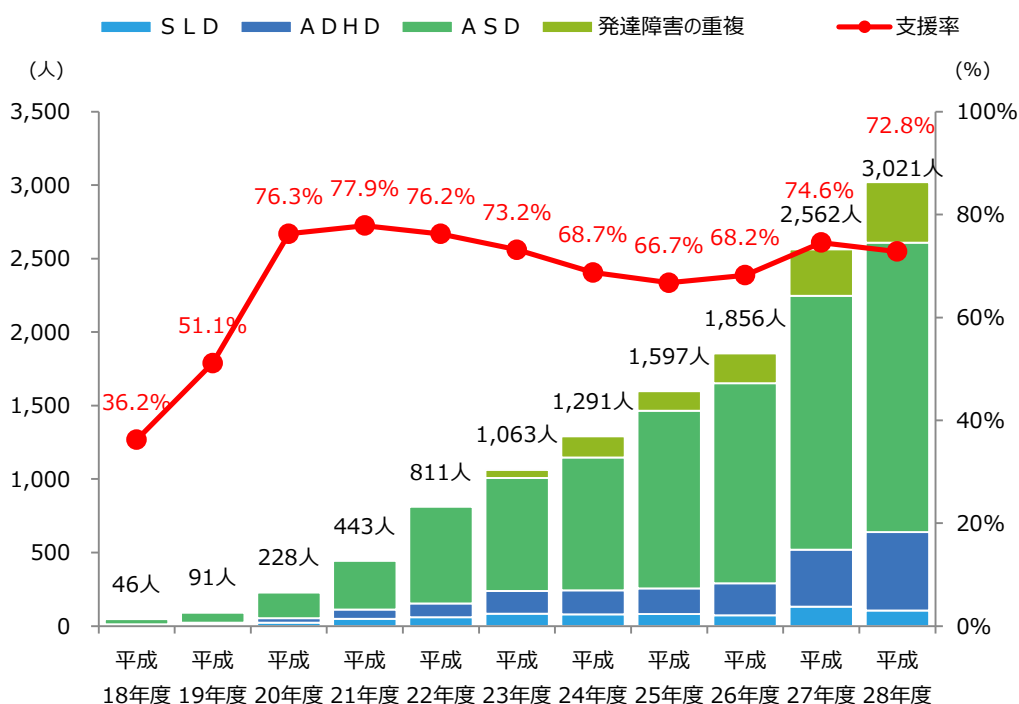


図66 発達障害学生支援率の推移

(2) 授業支援、授業以外の支援実施校数の推移

発達障害学生への支援を授業支援と授業以外の支援に分け、それぞれの実施校数の推移を図67に示した。これまで、一貫して授業以外の支援を実施する学校の数が授業支援の実施校数を上回っていたが、初めて逆転した。これは、従来「授業担当者が合理的配慮を行なうという教育型、権利保障型のモデルよりは、専門家が授業外で支援するクリニック型のモデルでの支援が主流(高橋,2016)」だったものが、平成28年4月の障害者差別解消法の施行に伴い、教育型、権利保障型の支援が広がってきていることを表していると考えられる。授業以外の支援を実施する学校の数も増加を続けており、全体的に支援が充実してきているこ

とがうかがえる。一方、発達障害のある学生が一人でも在籍する学校の数、平成 28 年度で 572 校あり、まだ支援が提供されていない学校でも、今後さらに支援が広がっていくことが期待される。

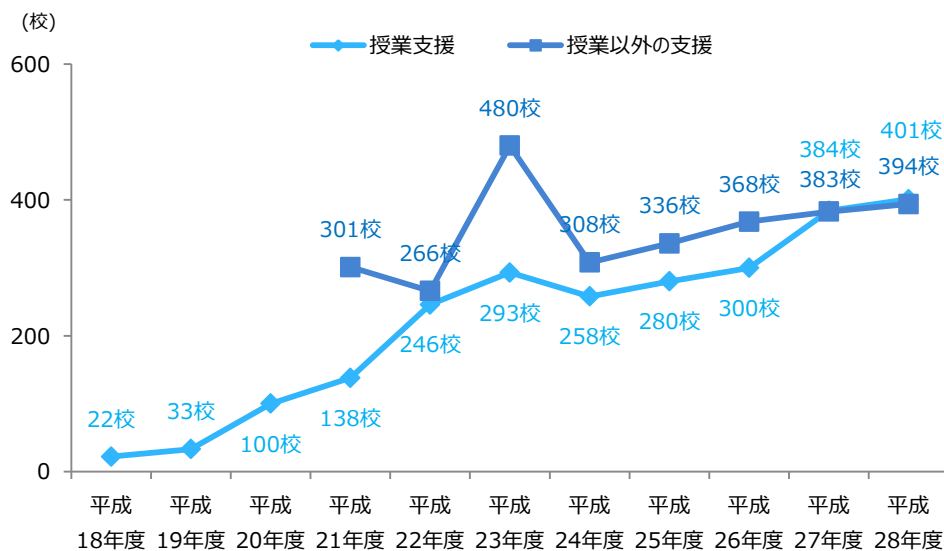


図67 発達障害学生への支援実施校数の推移

(3) 規模別支援実施率

学校規模別に、授業内外の支援実施割合をまとめた(図 68、69)。授業支援は、5,000 人以上の規模では 8 割台の学校で実施されているが、それ以下の規模では 6 割台から 5 割台と低下していく。授業以外の支援は、授業支援と比べると、規模との一貫した関係が見られず、すべて 60～70% 台となっている。授業以外の支援は、正式な手続きをふまずに行なわれる場合もあり、実際には何らかの支援が提供されていても、調査回答者が把握できていない可能性もある。

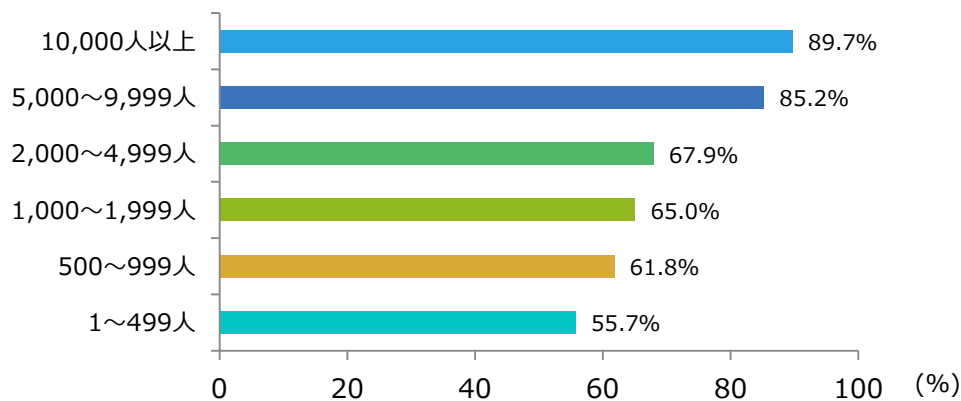


図68 平成28年度 授業支援の実施状況〔規模別〕

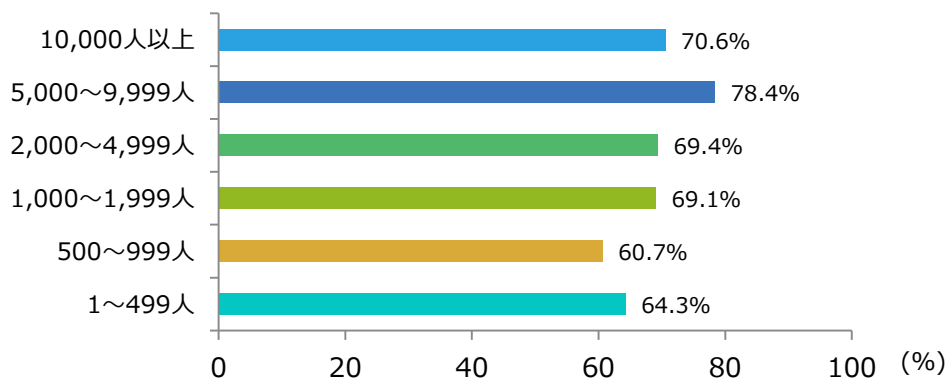


図69 平成28年度 授業以外の支援の実施状況〔規模別〕

(4) 内容別支援実施校数

支援の内容別実施校数を図 70(授業支援)と図 71(授業以外の支援)にまとめた。授業支援の上位 10 種類は平成 27 年度と同様で(一部順位が入れ替わっているものはある)、実施校数を見るといずれも昨年度より増えている。最も多いのは「配慮依頼文書の配付」で、272 校である。授業担当者がインフォーマルに配慮するのではなく、文書で正式に配慮依頼するという実践が広がってきていることを表している。

授業以外の支援では、「専門家によるカウンセリング」が最も多い(304 校)。障害学生支援の専任スタッフを配置している大学が 18.6%であるのに対し、臨床心理士または大学カウンセラー(日本学生相談学会)の資格を持ったカウンセラーを配置している大学は 81.3%、短大は 74.5%、高専は 92.7%である(独立行政法人日本学生支援機構, 2017)。発達障害のある学生への支援において、学生相談カウンセラーが中心的役割を担っている場合も少なくないと考えられる(高橋, 2016)。

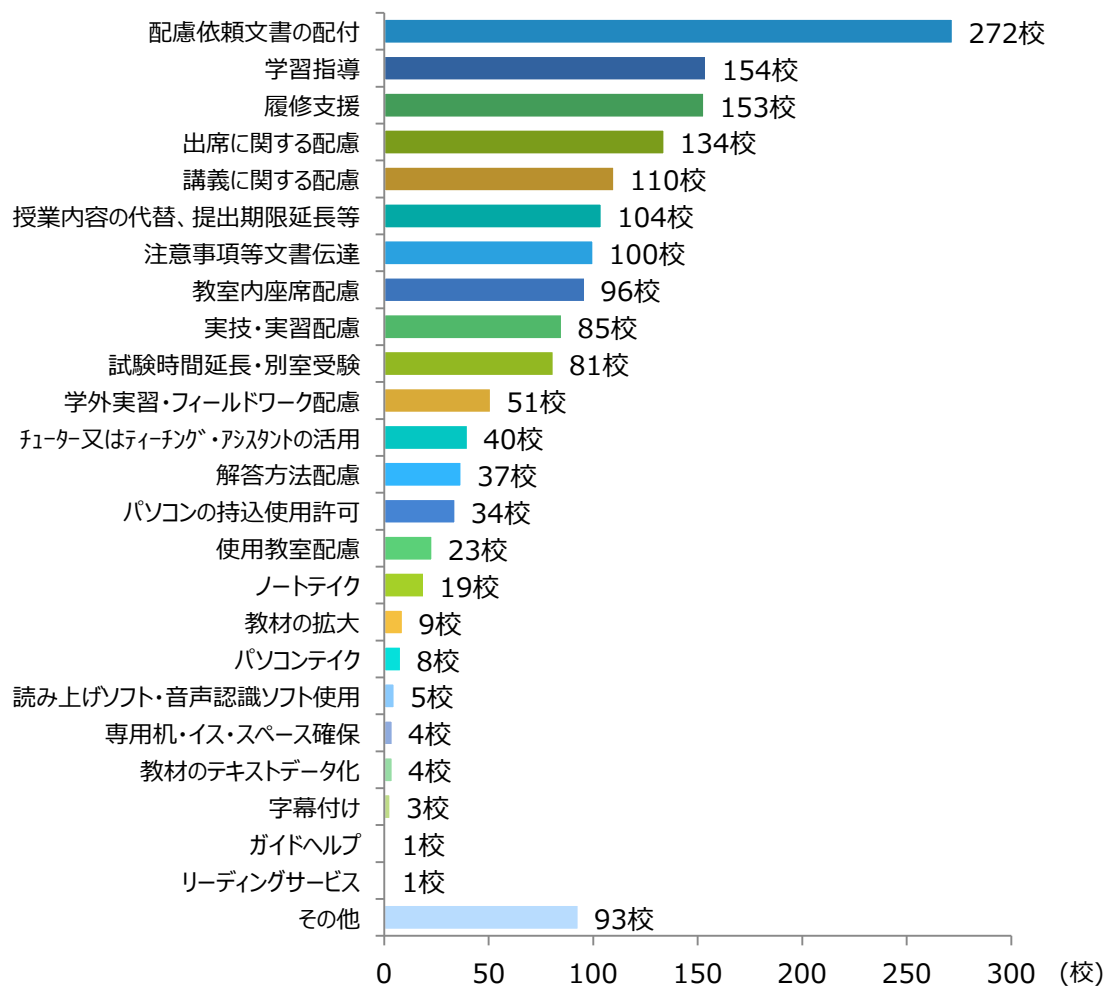


図70 平成28年度発達障害学生への授業支援実施校数〔内容別〕

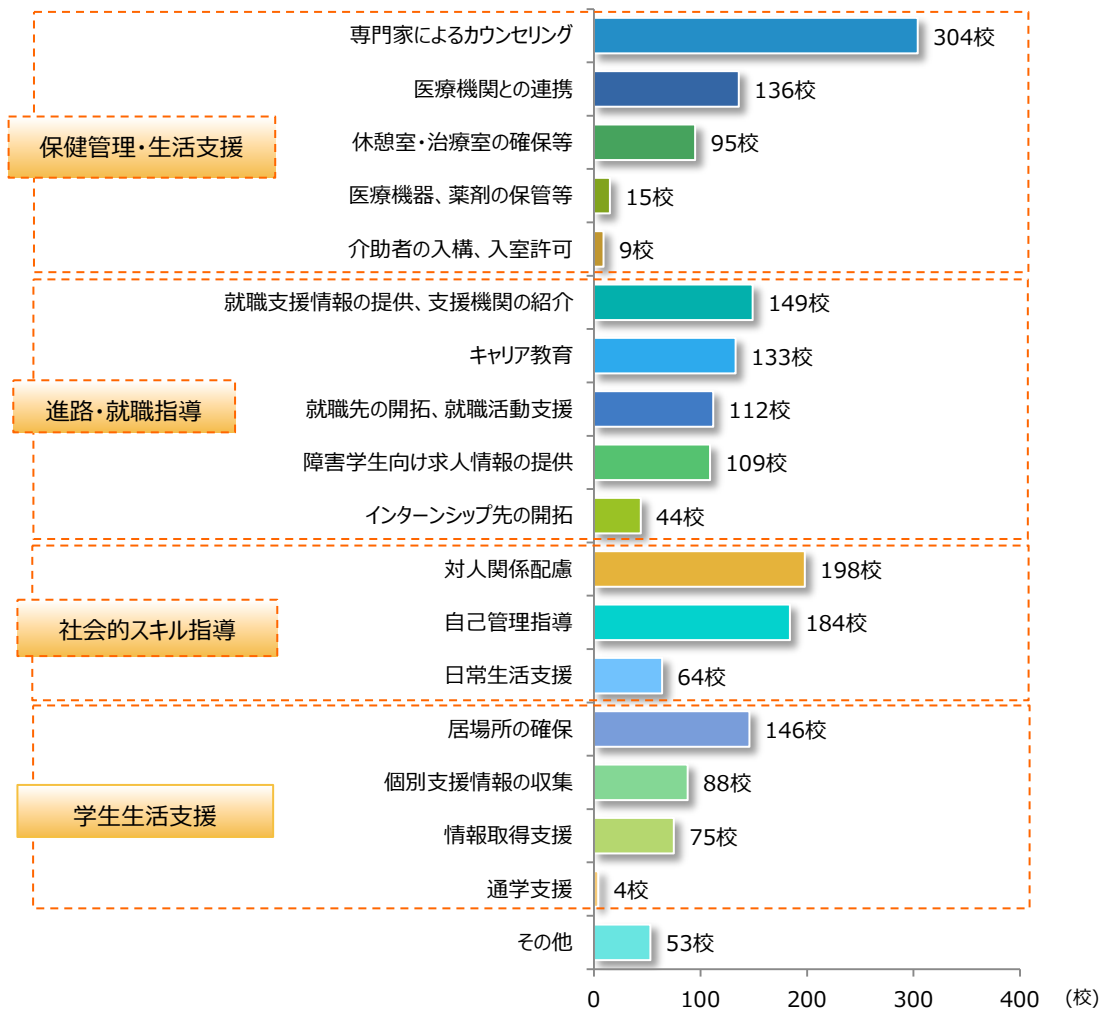


図71 平成28年度 発達障害学生への授業以外の支援実施校数〔内容別〕

(5) 学校種別支援実施率

発達障害学生への支援内容を授業内外に分け、支援実施率を学校種別に比較した(図 72、図 73)。

授業支援では、学校種別で異なる傾向が示されている。「配慮依頼文書の配付」は、大学で発達障害学生在籍校の半数以上で行なわれているのに対し、短大や高専では25%程度でしか行なわれていない。一方、実際の支援を見ると、「学習指導」の実施率は大学よりも高専の方が高い。大学で、障害学生支援に関する組織体制の整備が進む一方、短大や高専ではインフォーマルな支援が依然として主流であることがうかがえる。「履修支援」が高専で極端に少ないのは、学校の特色を反映していると考えられる。高専は、中学校卒業後に入学し、高校のように学校で決めた時間割に沿って学んでいくことから、そもそも履修指導の必要性がほとんどないことによる。

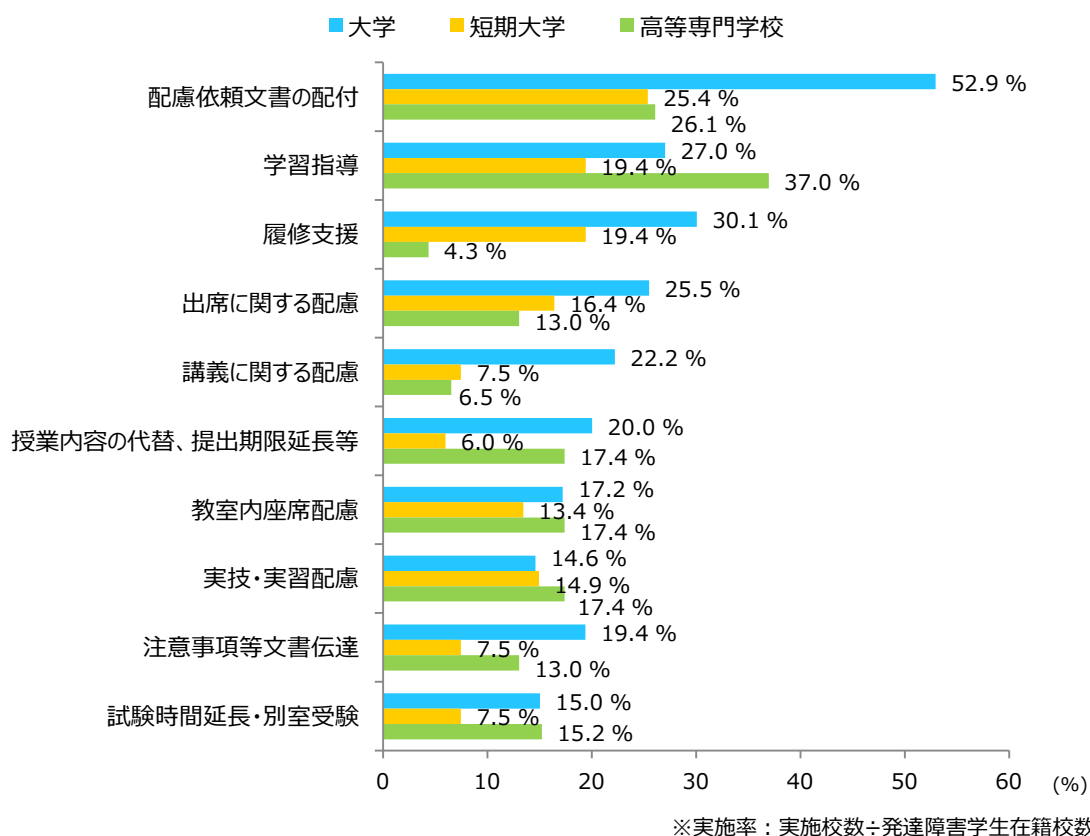


図72 発達障害学生への授業支援実施率

授業以外の支援では、「専門家によるカウンセリング」が最も多くなっている。大学、高専で半数を超えているのに対し、短大では20%台である。カウンセラーの配置率を見ると、短大でも74.5%（学生支援機構,2017）あることを考えると、ずいぶん低い値となっている。これは、実際には相談につながっていたとしても、守秘義務等の関係で調査回答者がその情報を共有していなかった可能性もある。また、短大では全般的に支援率の値が小さくなっているが、実際には支援が行なわれていたとしても、関係教員によるインフォーマルな個別対応となっているために、組織としての統計としてあがってきていない可能性もある。高専も学生支援の専任スタッフを配置しにくい状況にあると思われるが、大学と同等の支援率となっている項目も多い。学生支援機構（2017）の調査によると、高専は大学以上に教職員が一丸となって学生支援に取り組んでいる様子が見えてくる。例えば、一般教職員を対象とした学生対応の研修の実施率（大学39.1%、短大30.7%、高専76.4%）や担当者間で連絡をとっている割合（大学87.1%、短大79.8%、高専96.4%）などは高専が最も高い。本調査でも「医療機関との連携」は高専の数値が最も高い。援助資源が限られている大学、短大は、高専のように関係者間の連携、外部機関の利用などを積極的に進めていくことも必要であろう。

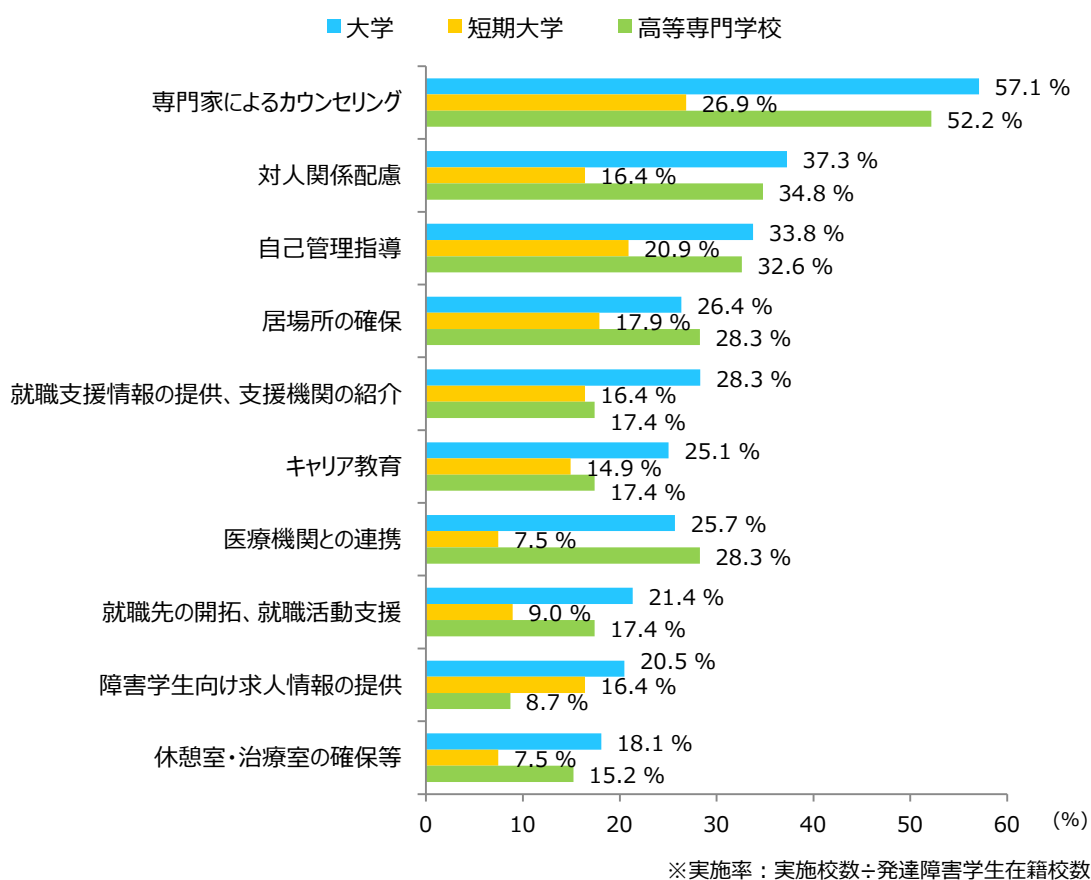


図73 発達障害学生への授業以外の支援実施率

(6) 規模別支援実施内容

1) 授業支援(平成 28 年度)

学校規模別に、授業支援の内容別実施率を示す(図 74～図 79)。全体的な傾向として、規模が大きい学校は小さい学校に比べ、いずれの項目も実施率が高い傾向にあると言える。個別の項目で見ると、「配慮依頼文書の配付」が最も多くなっている。発達障害のある学生の支援ニーズは多様であることから、どの学生でも必要となりうる「配慮依頼文書の配付」が高い割合となることは納得がいく。ただし、学生数が 2,000 人未満の学校では、その割合が半数を下回る。これらのカテゴリーの学校には、高専と短大が多く含まれる。高専、短大はすでに述べたように、正式な手続きを踏んだ支援が提供されていなくても、教職員がインフォーマルに支援をしていて、それが統計に反映されていない可能性もある。

「配慮依頼文書の配付」に次いで多いのは「学習指導」もしくは「履修支援」である。

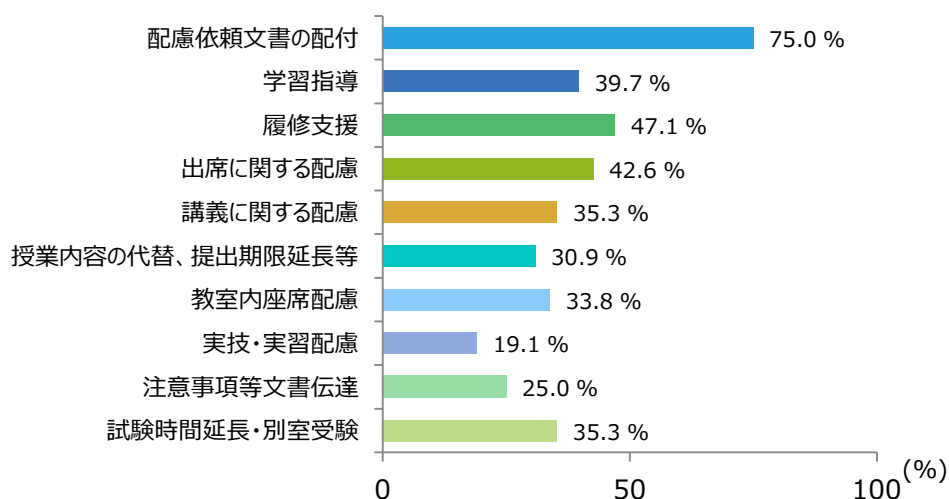


図74 平成28年度 授業支援実施校 (10,000人以上)

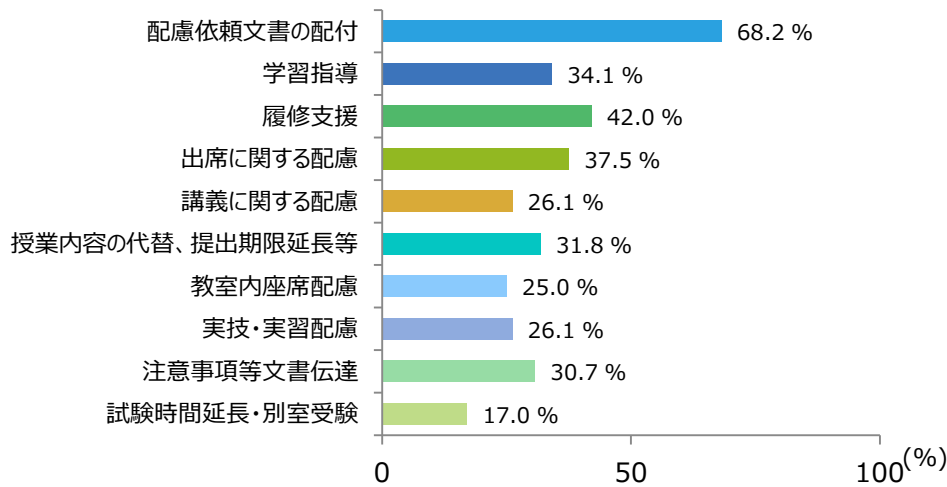


図75 平成28年度 授業支援実施校 (5,000~9,999人)

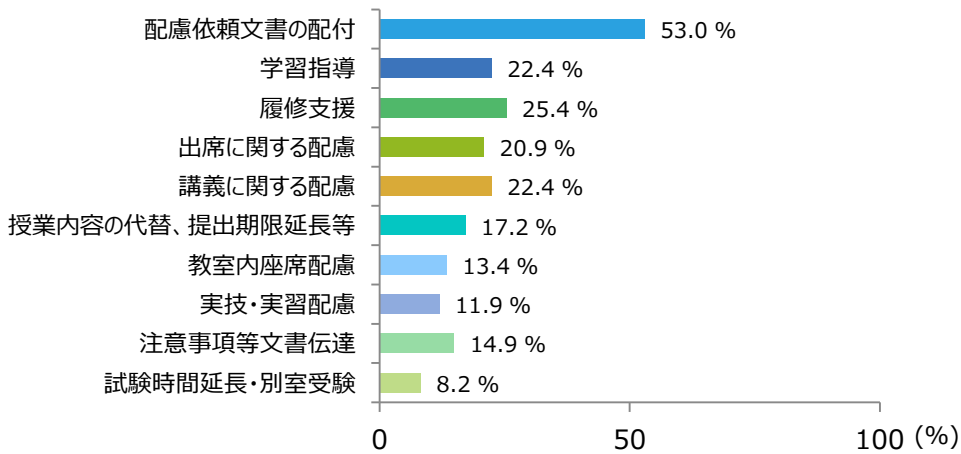


図76 平成28年度 授業支援実施校 (2,000~4,999人)

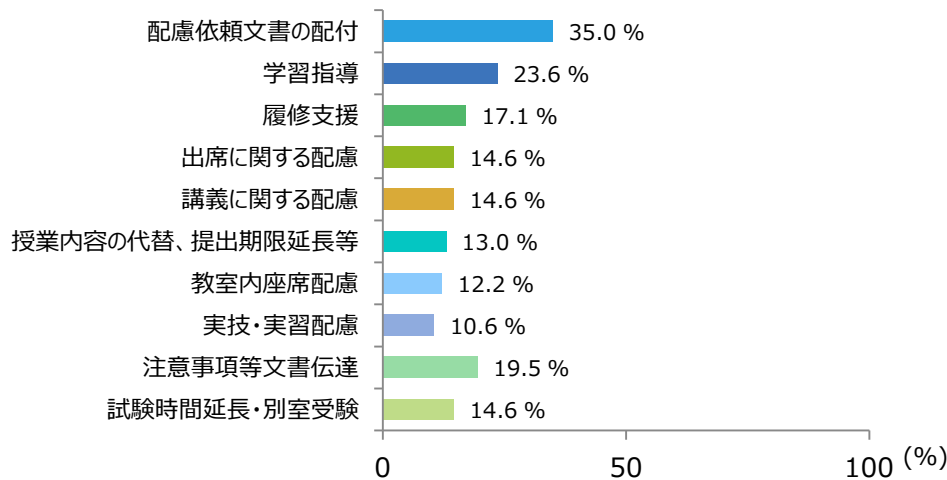


図77 平成28年度 授業支援実施校 (1,000~1,999人)

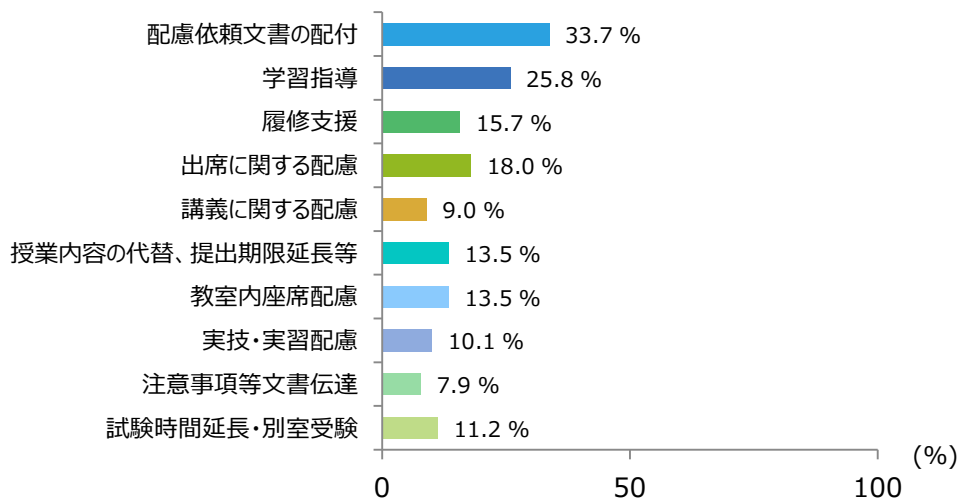


図78 平成28年度 授業支援実施校（500～999人）

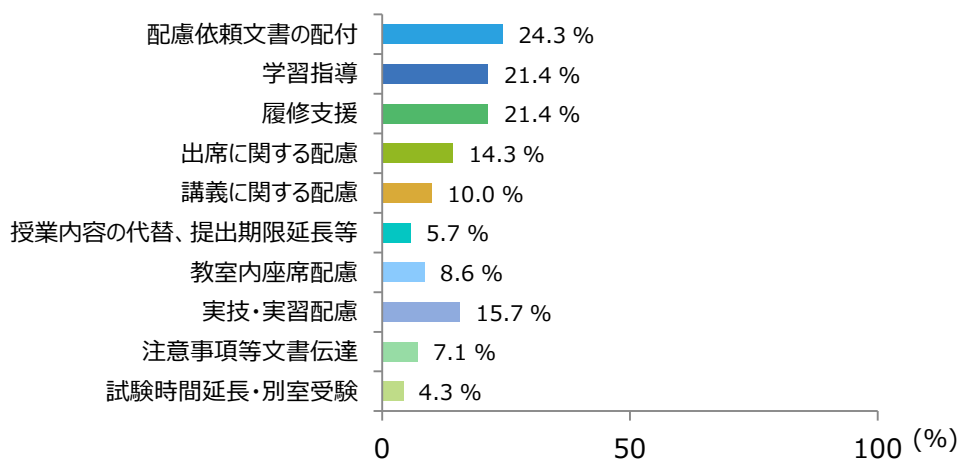


図79 平成28年度 授業支援実施校（1～499人）

※図 74～79 の実施率：授業支援実施校数÷発達障害学生在籍校数

2) 授業以外の支援(平成 28 年度)

授業以外の支援でも、規模が大きい学校で実施率が全般に高いが、10,000人以上と5,000～9,999人の規模の学校で、ほぼ同様の値となっている。もっとも実施率が高いのは、一貫して「専門家によるカウンセリング」であり、5,000人以上の規模では、6割台の学校で提供されている。1,000人未満の学校では4割台まで落ちるが、授業支援の実施率がこれらの小規模校ではかなり低くなっている(4割台のものがない)ことを考えると、小規模校ではカウンセラーの対応が重要な位置を占めていることが推察される(図 80～図 85)。

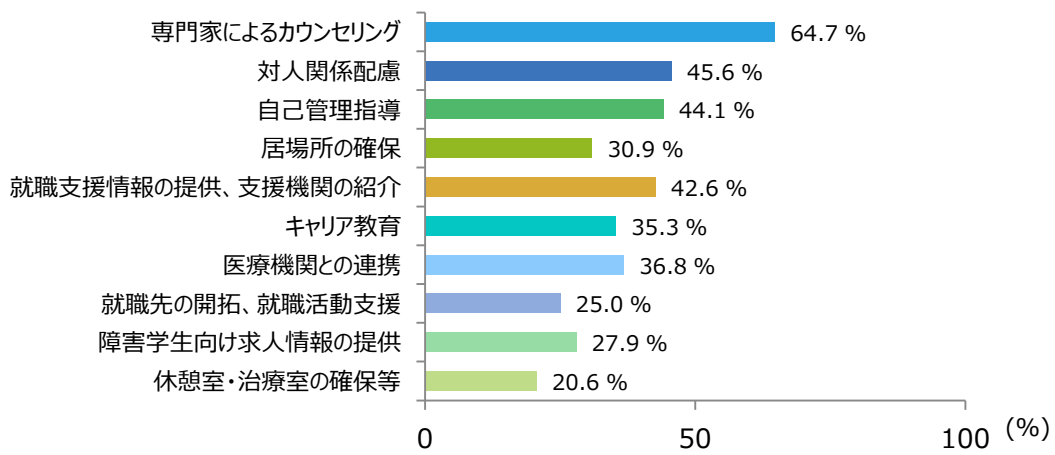


図80 平成28年度 授業以外支援実施校（10,000人以上）

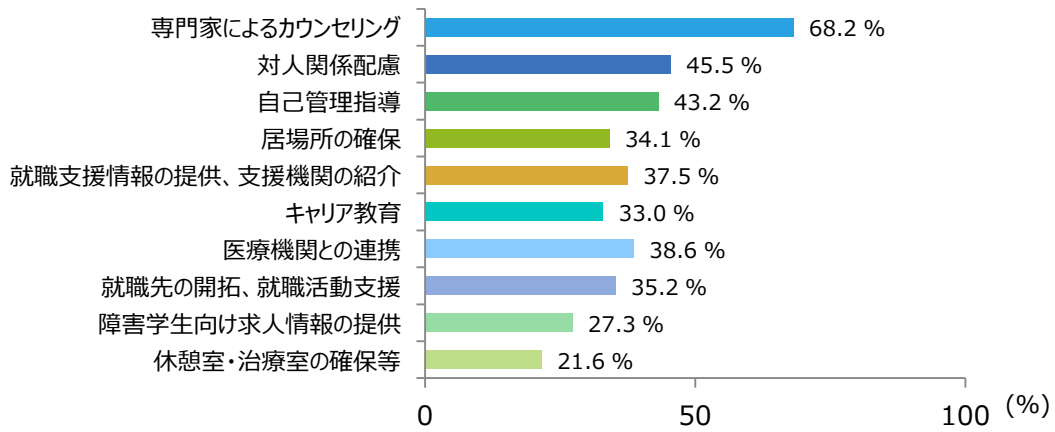


図81 平成28年度 授業以外支援実施校（5,000～9,999人）

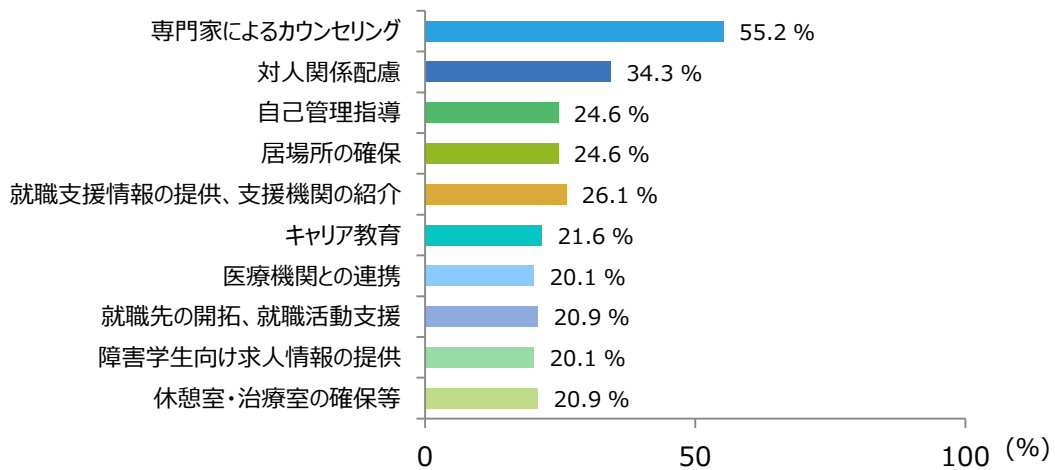


図82 平成28年度 授業以外支援実施校（2,000～4,999人）

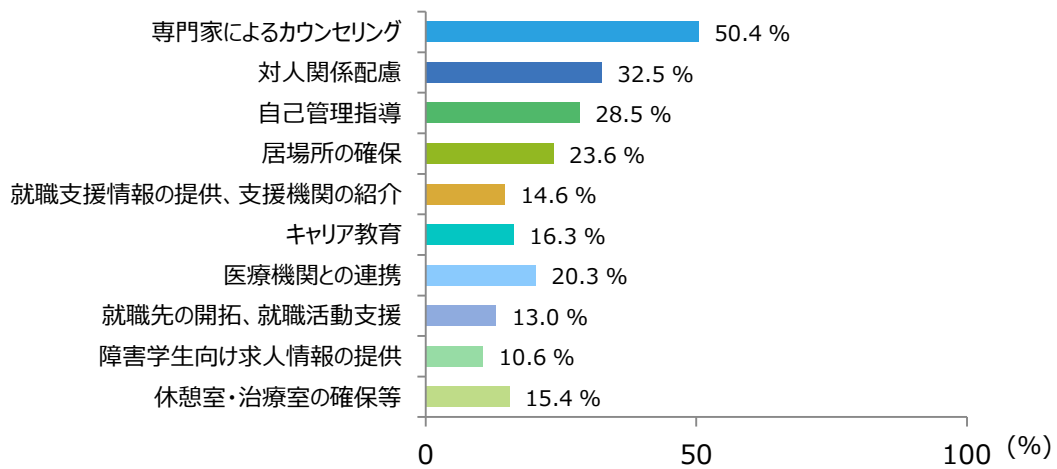


図83 平成28年度 授業以外支援実施校（1,000～1,999人）

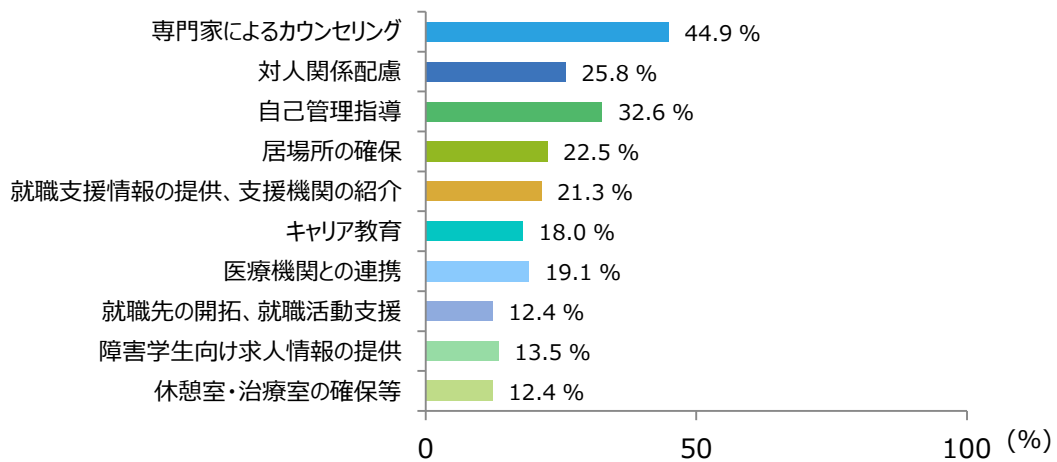


図84 平成28年度 授業以外支援実施校（500～999人）

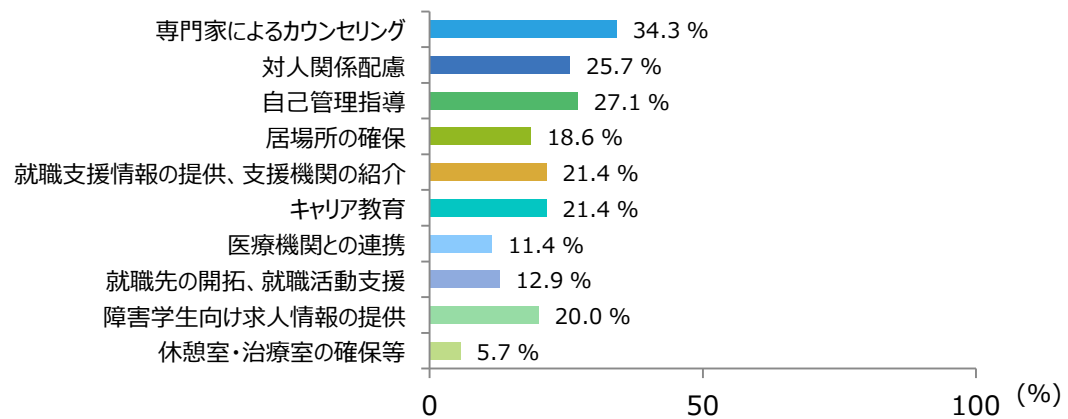


図85 平成28年度 授業以外支援実施校（1～499人）

4. 入試関係

(1) 発達障害のある受験生への配慮の実施人数と入学者数

大学の受験時に配慮を実施した数と入学者数を図 86 にまとめた。受験での配慮数に比べ、入学者数は多くないが、それらの比率に大きな変化はない。また、発達障害学生の在籍数を考えると、そもそも入学者数はあまり多くない。これにはいくつかの理由が考えられるが、一つは発達障害の中でも ASD の割合が高いことから、試験場面では配慮が必要ない可能性が考えられる。また、入学後に診断を受けるケースも多くあるということであろう。

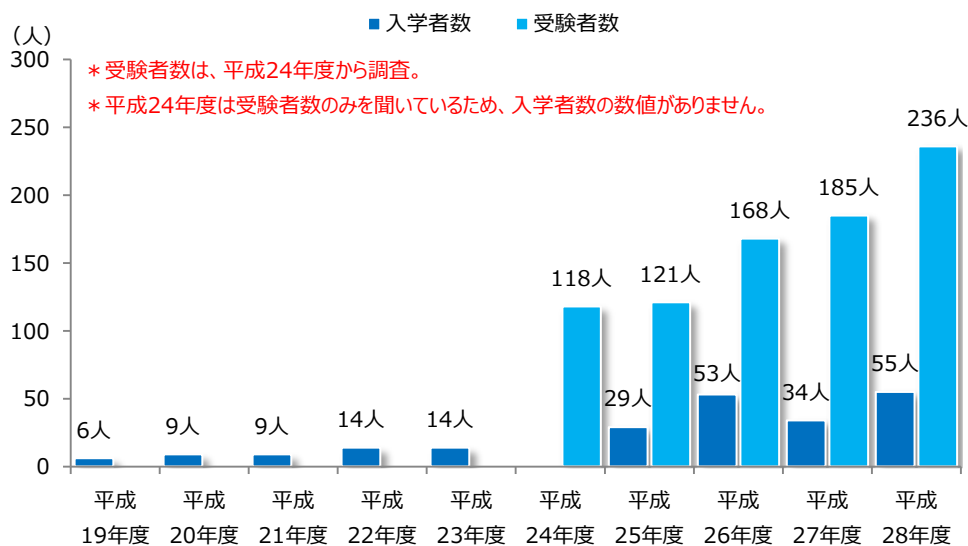


図86 配慮を行なった受験者数及び入学者数の推移 (大学)

(2) 入学者選抜において実施した受験上の配慮

配慮の内容としては、「別室を設定」が多く、「試験時間の延長」、「文書による伝達」がこれに次ぐ。別室の設定にはさまざまな理由が想定される。時間延長をする場合には別室の設定も必要となるし、他にも他の受験生がいると力が発揮できない状況、他の受験生に迷惑をかけてしまう状況などが考えられる(図 87)。

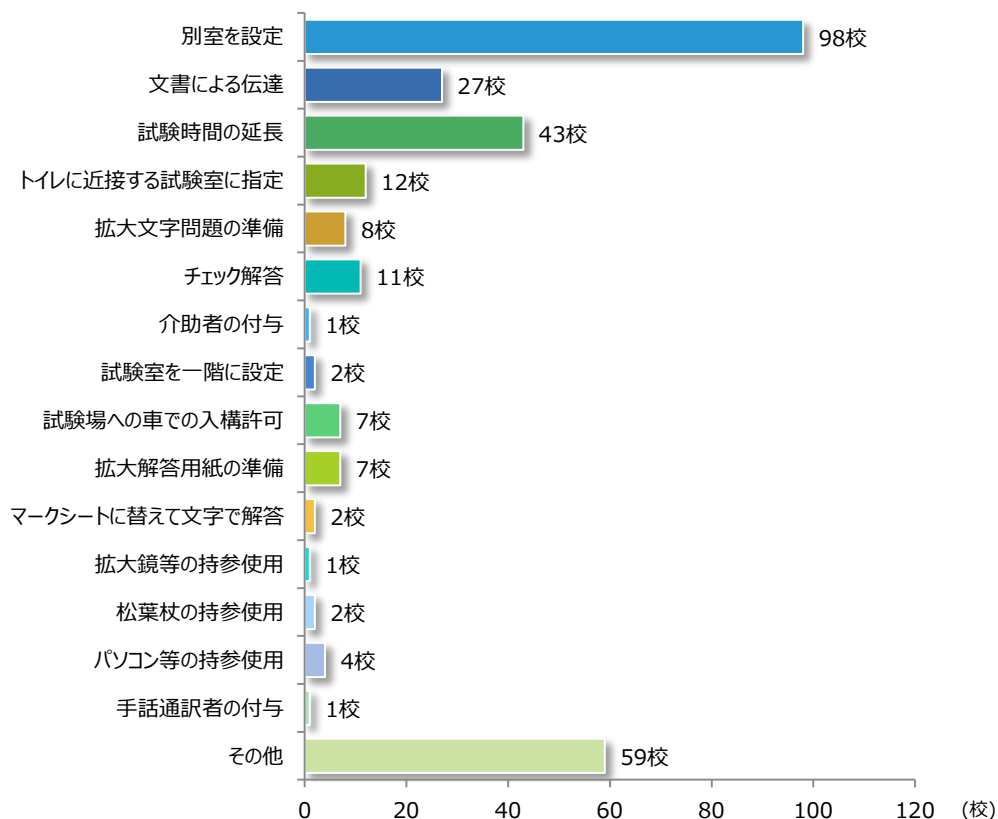


図87 平成28年度 入学者選抜において実施した受験上の配慮〔内容別〕

5. 大学における発達障害学生の進路状況

(1) 発達障害学生の卒業状況

発達障害学生の卒業率を、発達障害のカテゴリー別にまとめた(図 88)。いずれのカテゴリーでも、60%台～70%台となっている。これは、障害学生全体の卒業率(73.8%)と同等である。年次推移を見ると、波はあるが、全体的にはやや低下しつつあるようにも見えるが、過去4年を見ると、学生数は大幅に増えている一方で、卒業率は7割前後で推移している(図 89)。

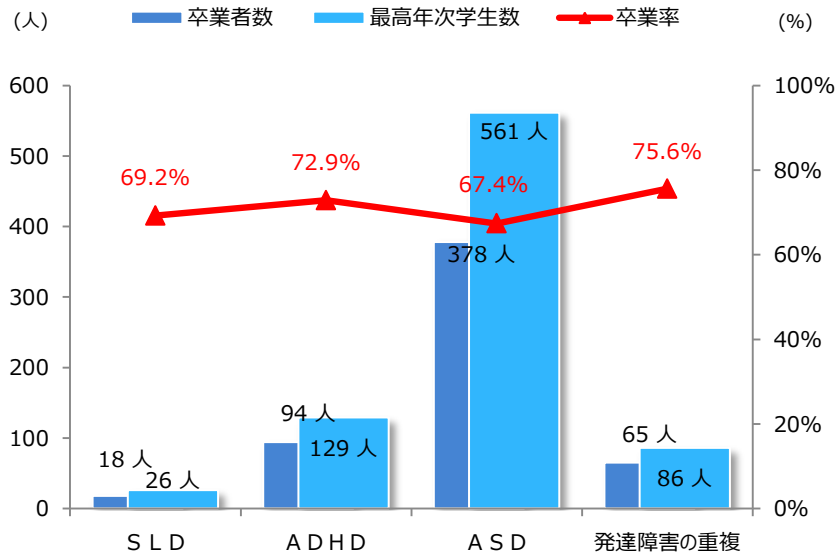


図88 平成27年度 発達障害学生の卒業状況(診断カテゴリー別)

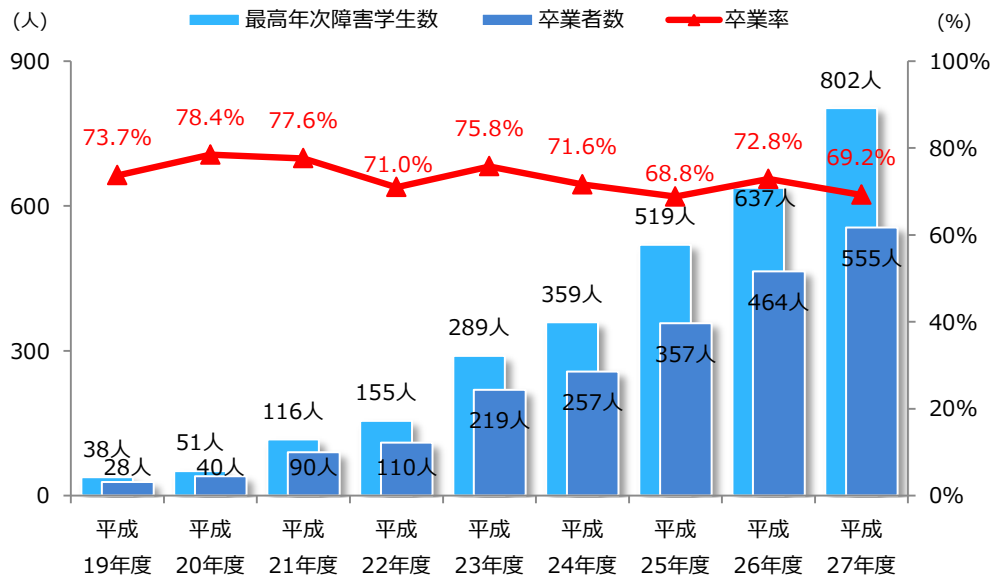


図89 発達障害学生の卒業状況の推移

(2) 発達障害学生の進路状況

発達障害学生の進路状況を、図 90 に示し、比較のために学生全体、そして障害学生全体の進路状況を図 91、図 92 に示した。進路状況の推移については図 93 に示した。

進学と就職以外のカテゴリを「その他」にまとめ、それぞれのカテゴリの構成比の違いを検討するためにカイ二乗検定を行なった。残差分析の結果も合わせて検討すると、発達障害学生および障害学生全体ともに、全学生の進路状況に比べると、就職者の割合が少なく、「その他」の割合が高くなっていることがわかる(表 21)。発達障害学生では「その他」に含まれるのものうち、「専修学校・外国の学校・教育訓練機関等」「社会福祉施設・医療機関入所者」で 11%となっている。障害学生全体ではこれらの合計が 4.4%であり、かなり差があることがわかる。発達障害のある学生ですぐに就職ができなかった人を対象とした就労支援のサービスを提供する機関が近年増えていることも関係していると考えられる。実際、経年推移を見ると、平成 26 年度から 27 年度にかけて、これらの数値が上昇していることがうかがえる。就職数もこの時期に大きく増えていることを考えると、学外の支援サービス、プログラムを在学中から利用していることも考えられる。大学内で専門的な就労支援プログラムを提供することについては、限られた資源の中では限界もある。学生を支援する担当者は、学外にこういった支援機関、支援プログラムがあるか情報収集し、学生に積極的に提供していくことが求められる。

大学院進学者の割合はいずれの群でも差がない。大学院進学者については、一貫して増加を続けている。大学院進学後の進路についても検討を進める必要があるだろう。

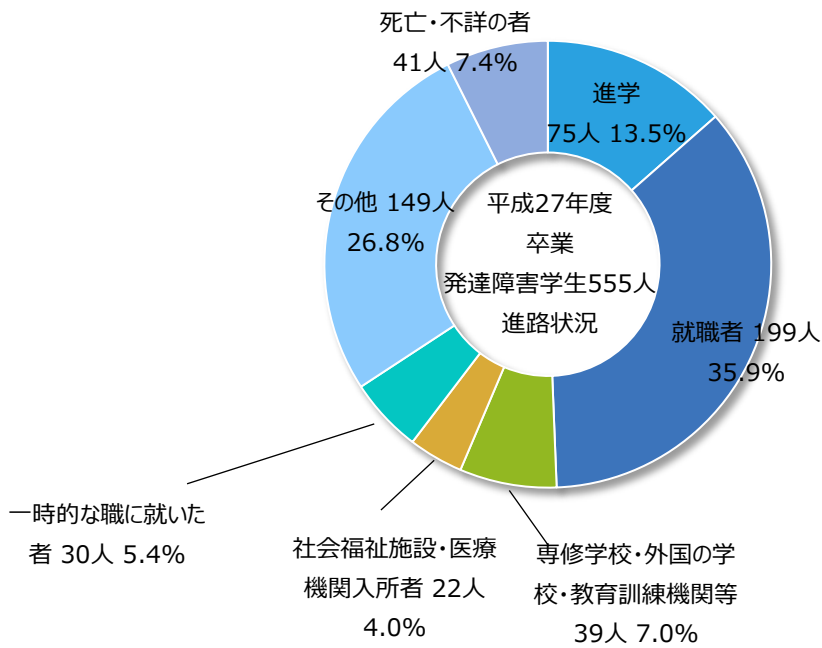


図90 発達障害学生の卒業進路状況

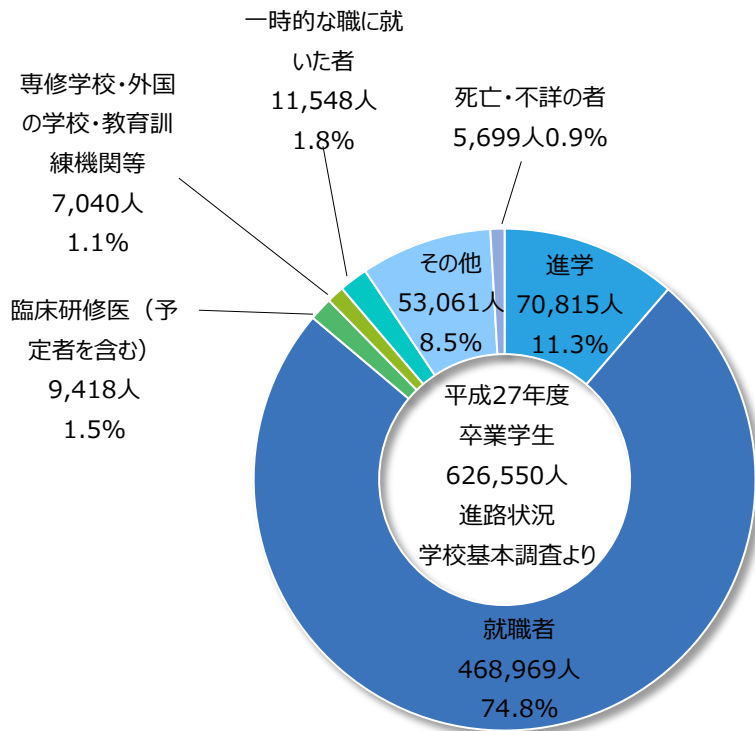


図 91 全大学等卒業学生の卒業進路状況

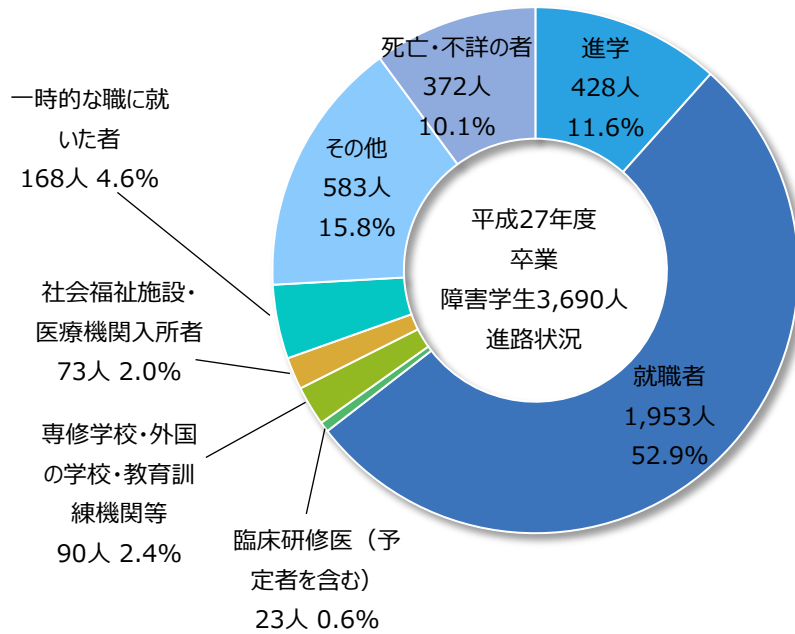


図 92 全障害学生卒業学生の卒業進路状況

表 21 平成 27 年度 卒業学生進路状況

	進学		就職者		その他		合計	
	学生数(人)	比率 (%)	学生数(人)	比率 (%)	学生数(人)	比率 (%)	学生数(人)	比率 (%)
全学生数	70,815	11.3	468,969*	74.8	86,766*	13.8	626,550	100
障害学生数	428	11.6	1,953*	52.9	1,309*	35.5	3,690	100
発達障害学生数	75	13.5	199*	35.9	281*	50.6	555	100
合計(人)	71,331	11.3	471,311	74.7	88,495	14.0	631,137	100

$\chi^2(4) = 2107.653, p < .001$

* 「調整済残差」が5%水準で有意であったもの

※「その他」は、進学、就職以外のすべてのカテゴリを含む(臨床研修医(予定者を含む)、専修学校・外国の学校・教育訓練機関等、社会福祉施設・医療機関入所者、一時的な職に就いた者、死亡・不詳の者、その他)。

[] = 該当学生数が有意に多かったもの

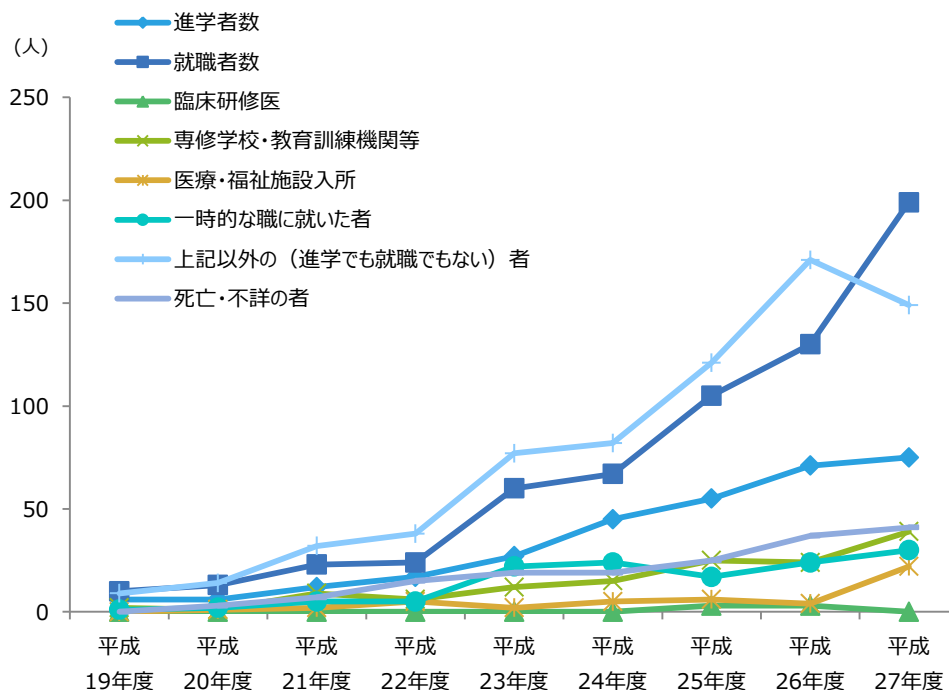


図93 発達障害学生の卒業後の進路状況の推移

引用文献

- 独立行政法人日本学生支援機構(2017). 大学等における学生支援の取組状況に関する調査(平成27年度)
- 藤岡徹・石坂郁代・河野俊寛・大石敬子・平谷美智夫(2014). 発達性ディスレクシアと診断された児童の併存症と初診時の主訴の検討 LD 研究, 23, 340-346.
- 藤岡徹・村田里佳・石坂郁代・河野俊寛・大石敬子・滝口慎一郎・平谷美智夫(2015). 発達性ディスレクシア児の学習面での問題に対する教員の認識についての検討: 注意欠陥/多動性障害と広汎性発達障害の併存が与える影響について LD 研究, 24, 347-355.
- Raue, K., & Lewis, L. (2011). Students with Disabilities at Degree-Granting Postsecondary Institutions. U.S. Department of Education, National Center for Education Statistics. Washington, DC: U.S. Government Printing Office.
- 高橋知音(2016). 発達障害のある大学生への支援 金子書房
- 高橋知音(2016). 発達障害学生支援の課題 独立行政法人日本学生支援機構 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査分析報告(対象年度:平成17年度(2005年度)から平成26年度(2014年度)), pp. 36-67.

精神障害

一橋大学保健センター教授
丸田 伯子

1. 精神障害のある学生の全障害学生に占める割合

平成 28 年度、高等教育機関で把握された障害学生数は 27,256 人であった。これは前年度の 21,703 人と比較して 25.5%の増加である。そのうち精神障害のある学生数は 6,776 人で前年度の 5,888 人から 15.0%増加している(図 94、95)。

全障害学生数の増加が著しく、精神障害のある学生が占める率は相対的に僅かに低下した。すなわち全障害学生数に占める精神障害のある学生の割合は 24.9%であり、前年度の 27.1%より 2.2 ポイント低下している。

ちなみに精神障害が単独の障害種として計上されたのは平成 27 年度からであり、平成 26 年度までは「その他」の 90%程度を占めていた。

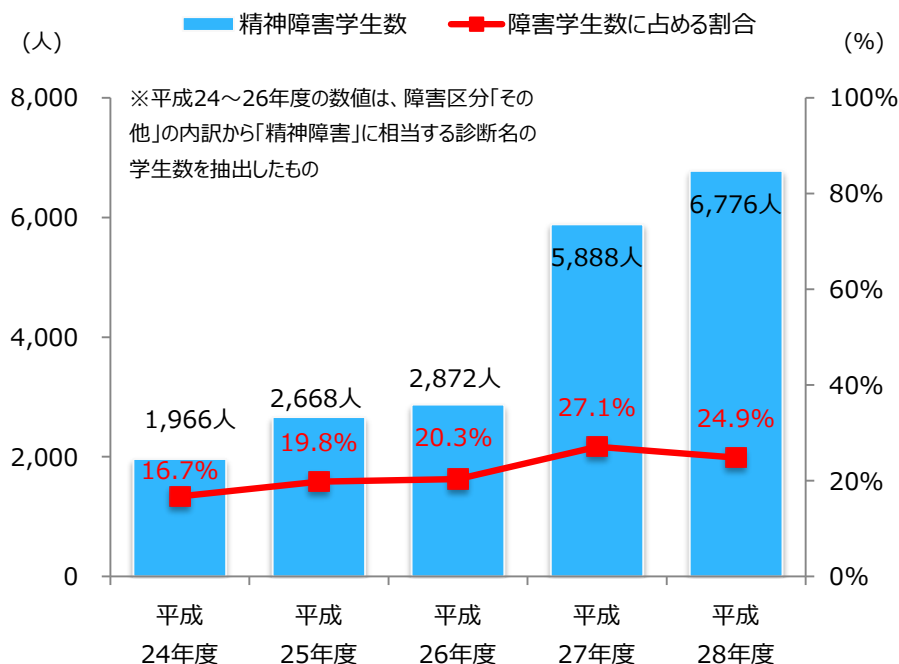


図94 精神障害学生数の推移

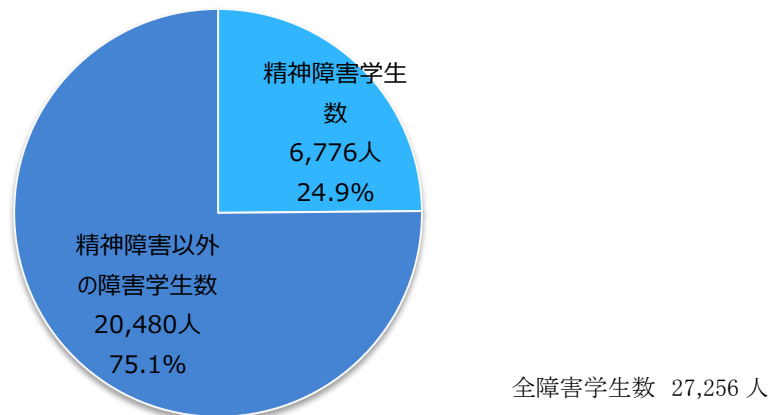


図95 平成28年度 全障害学生数における精神障害学生数

2. 診断カテゴリー別構成比

(1) 平成28年度実態調査結果にみる診断カテゴリー

本調査では、精神障害の診断カテゴリーとして「ICD-10」(International Classification of Diseases and other health problems, 国際疾病分類第10版)が採用された。ICD-10は医療機関における診断名の集計に使用される国際的な疾病分類であり、精神障害はFコード(Fxx:xxは下位分類の数字表記)と記載される。

主な精神障害の表記は、「統合失調症等」はF20-29、「気分障害」はF30-39、「神経症性障害等」はF40-49、「摂食障害・睡眠障害等」はF50-59等とされる。

病名がFコードに該当する精神障害学生数は6,776人で前年度の5,888人より大幅に増加していることがわかる。平成28年度について、割合が大きい順にみると、「神経症性障害」35.8%、「気分障害」30.7%、「他の精神障害」13.4%、「統合失調症等」11.8%、「摂食障害・睡眠障害等」8.4%となっている(図97)。ちなみに前年度の内訳は「神経症性障害等」が33.9%、「気分障害」30.5%、「他の精神障害」13.0%、「統合失調症等」13.4%、「摂食障害・睡眠障害等」9.2%である(図96)。両年度を比較してみると、「神経症性障害等」および「気分障害」が全体のほぼ3分の2を占め、また「統合失調症等」が1割強、「摂食障害・睡眠障害等」が1割弱を占めるという共通した傾向が見出せる。

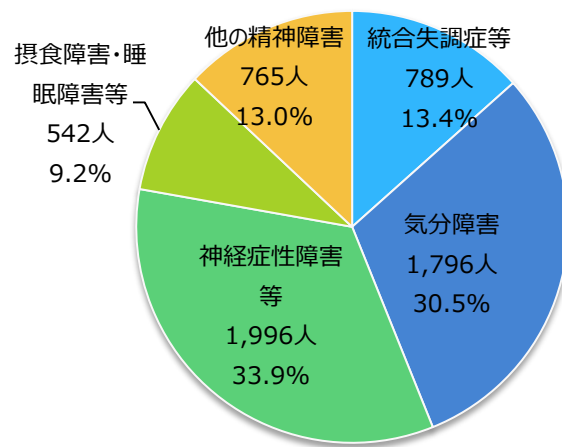


図96 平成27年度 精神障害学生数のカテゴリー別構成比

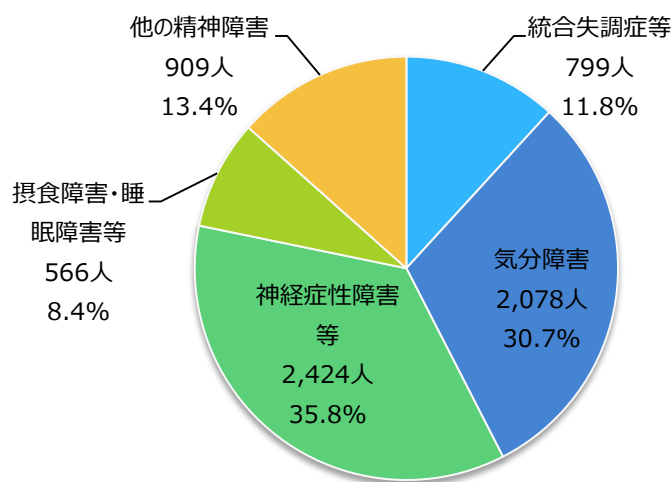


図97 平成28年度 精神障害学生数のカテゴリー別構成比

(2) 精神障害に発達障害が重複している数

平成28年度以降、発達障害の重複が計上されることになった。背景には、米国の精神医学会 (American Psychiatric Association: APA) における「精神疾患の診断・統計マニュアル」(Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders, 5th ed.: DSM-5) の平成25年改訂版から発達障害の重複が承認されたことがある。

高等教育機関全体における発達障害の重複診断数は、自閉スペクトラム症 (Autism Spectrum Disorder: ASD) が120名、注意欠如・多動症 (Attention

Deficit/Hyperactivity disorder: ADHD)が31名、(Specific Learning Disorder: SLD)が1名、発達障害の重複が22名である。すなわち、ASDが69.0%、ADHDが17.8%、発達障害の重複が12.6%を占め、SLDは1%未満となっている。

学校種別に見ると、大学では短期大学や高等専門学校よりも多い。すなわち大学においてASDは111名(69.4%)、ADHDは28名(17.5%)、SLDが1名(1%未満)、重複が20名(912.5)である。

上記をまとめると、高等教育機関においてASDは7割強、ADHDは2割弱、発達障害重複は1割前後、SLDは僅少(1%未満)となっている。

3. 精神障害のある学生が在籍する学校の割合と在籍学校数

(1) 学校種別精神障害学生在籍率

高等教育機関の種別ごとに精神障害学生が在籍する学校数と割合を計上した(図98、99)。

在籍学校数は前年度と比べると、大学(4.3ポイント)と高等専門学校(8.8ポイント)で増加する一方、短期大学では僅かに減少(0.6ポイント)している。

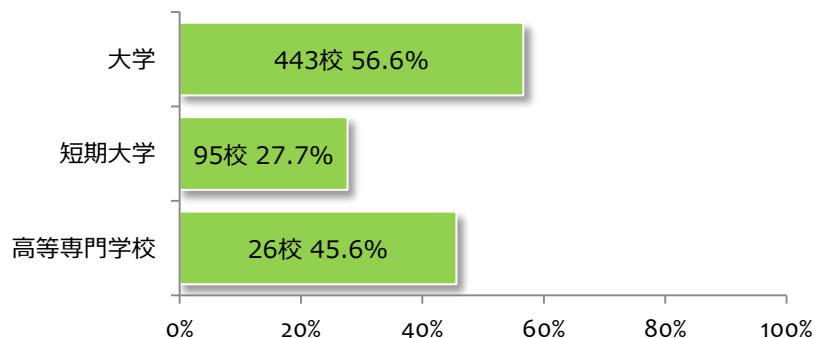


図98 平成27年度 精神障害学生在籍学校の割合〔学校種別〕

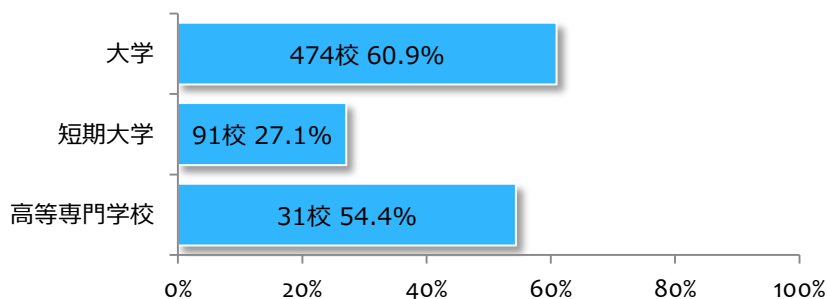


図99 平成28年度 精神障害学生在籍学校の割合〔学校種別〕

(2) 学校規模別在籍率

次に教育機関を学生の人数規模ごとに区分して精神障害学生の在籍率を示した(図 100)。障害学生全体・支援障害学生全体の在籍率は、学校の規模が小さいと高くなる傾向があるが、精神障害ではほぼ横ばいの在籍率である。精神障害の場合、学校の規模が大きくなるほど支援を受ける学生の人数は多い傾向がある。規模の大きい学校では修学支援とその他の支援がともに行なわれるため、支援を受ける学生数が比較的多くなると考えられる。

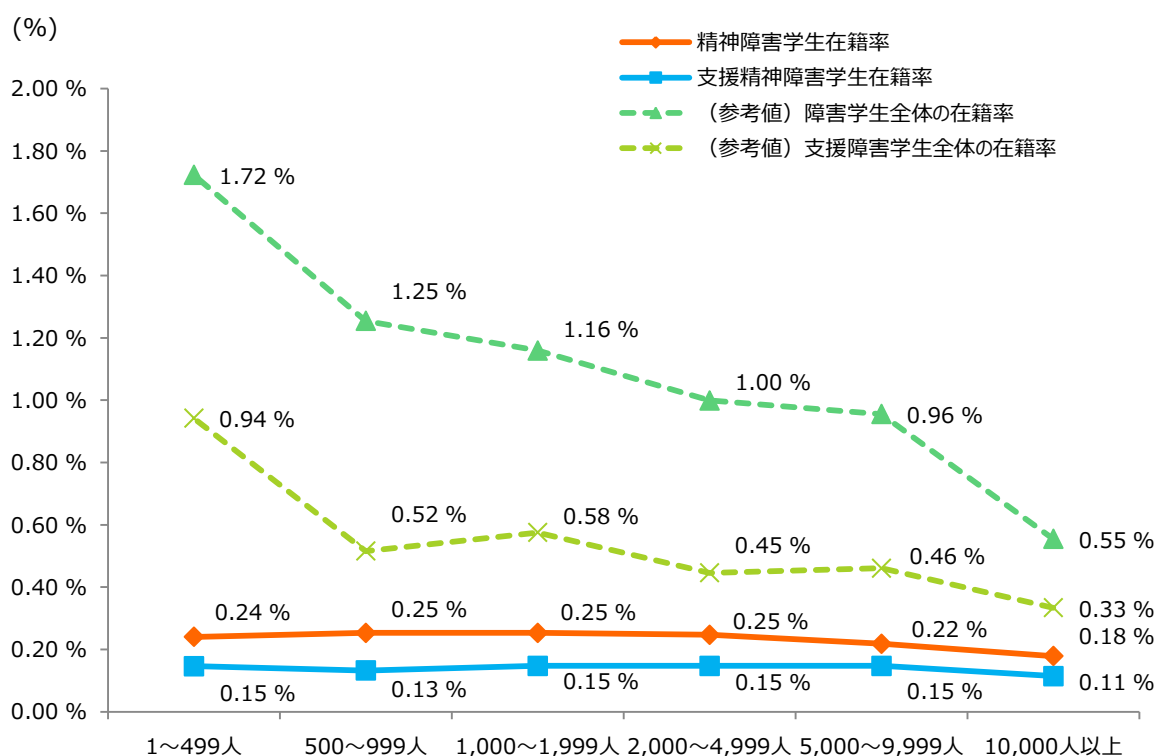


図100 精神障害学生在籍率〔学校規模別〕

(3) 在籍する学校数の経年変化

精神障害学生が在籍する学校数は年々増加していることがわかる。障害学生全体と比較しても増加がより著しい。

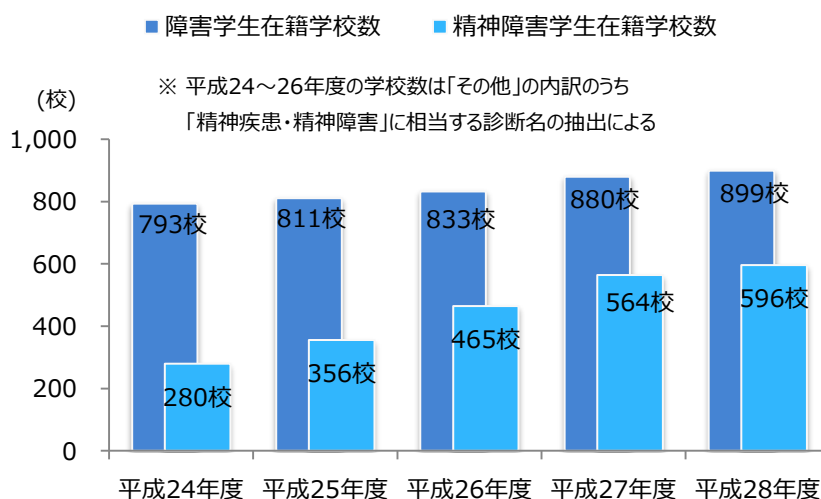


図101 精神障害学生在籍学校数の推移

(4) 学科専攻別精神障害学生在籍率の比較

[大学](図 102)

芸術が最も高く、人文科学、農学、理学が次ぐ。在籍率が低いのは社会科学、保健(医・歯学を除く)、家政である。

[短期大学](図 103)

芸術が最も高く、人文、教養、社会がそれに次ぐ。在籍率が低いのは教育、家政である。

[高等専門学校](図 104)

工業と社会が高い。商船、芸術はほぼゼロに近い。

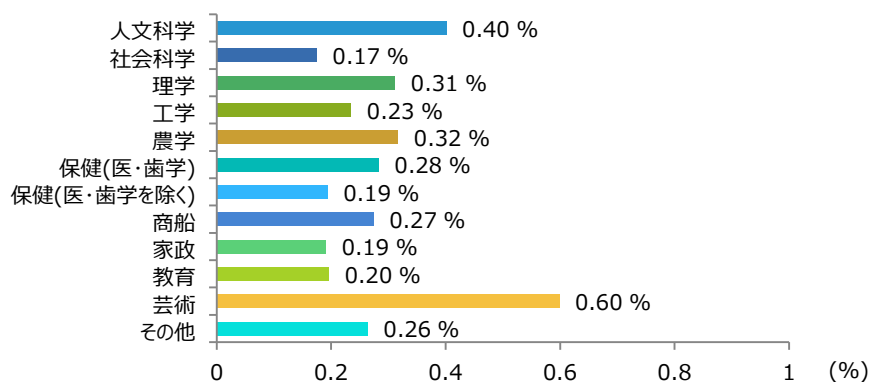


図102 精神障害学生在籍率(大学)〔学科(専攻)別〕

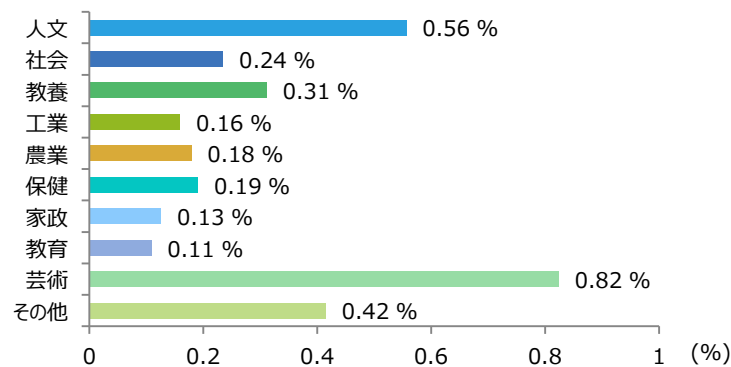


図103 精神障害学生在籍率（短期大学）〔学科（専攻）別〕

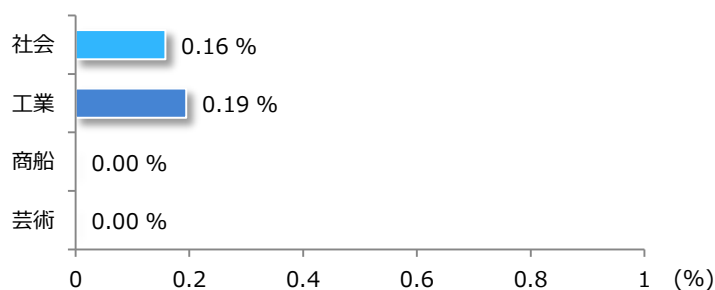


図104 精神障害学生在籍率（高等専門学校）〔学科（専攻）別〕

(注) 学科（専攻）別障害学生在籍率の算出には「学校基本調査」の学科（専攻）別の全学生数データを使用した。

4.精神障害学生への支援内容

(1) 授業支援の内容別実施校数

授業支援内容について、実施校数が多い順に並べると、①配慮依頼文書の配付、②出席に関する配慮、③教室内座席配慮、④学習指導、⑤授業内容の代替・提出期限延長等、⑥試験時間延長・別室受験、⑦履修支援、⑧実技・実習配慮と続く(図 105)。

精神障害では病状が変動することが特徴的であり、その点を考慮した上で個別対応が必要であることを教員に伝えるには「配慮依頼文書の配付」「出席に関する配慮」が有効な支援方法と考えられる。学力水準が維持されていても学期中に達成可能な学習量が限定されることがあり、個別に学習や履修の指導を受けることや、成績評価に関して「授業内容の代替・提出期限延長等」ならびに「試験時間延長・別室受験」が必要な場合がある。また、授業中に不安や身体症状の出現が懸念される場合は「教室内座席配慮」が有効と考えられる。

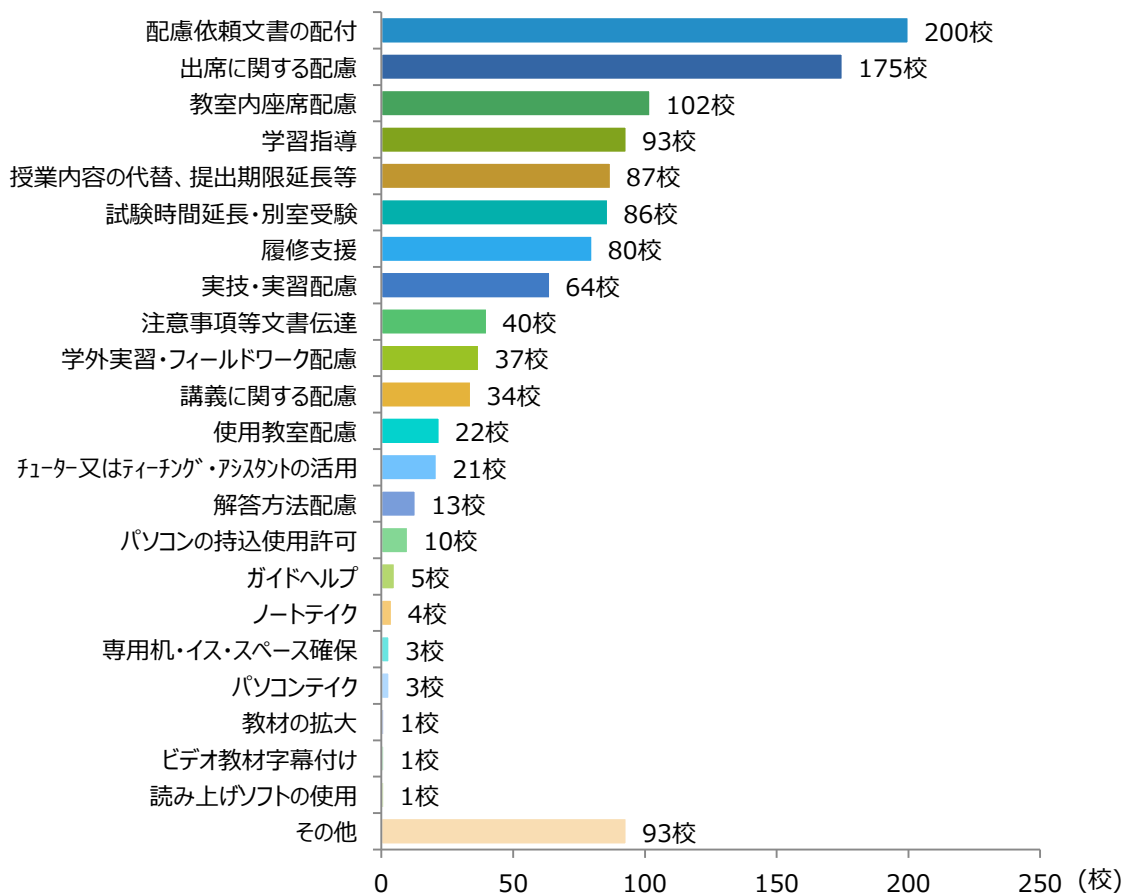
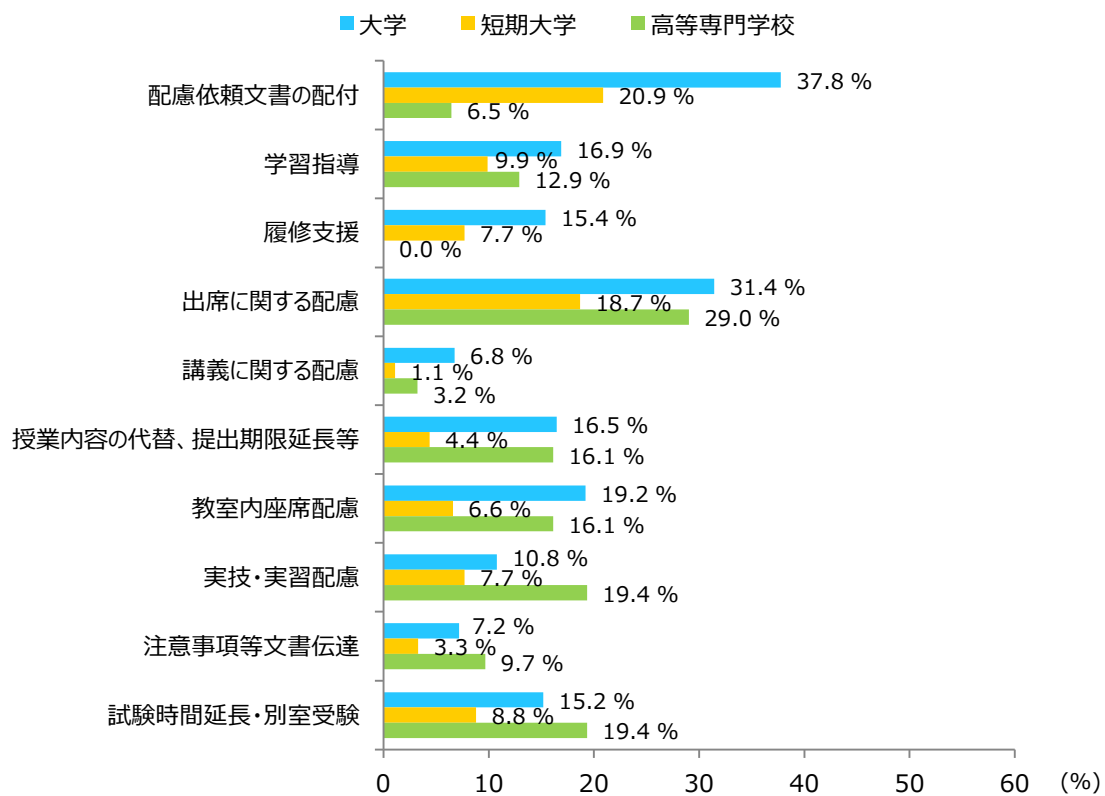


図105 平成28年度 精神障害学生への授業支援実施校数(内容別)

(2) 学校種ごとに見た授業支援実施率

大学では、「配慮依頼文書の配付」、「出席に関する配慮」、「教室内座席配慮」、「授業内容の代替・提出期間延長等」が多い(図 106)。短期大学では、「配慮依頼文書の配付」、「出席に関する配慮」、「学習指導」、「試験時間延長・別室受験」が多い。高等専門学校では、「出席に関する配慮」、「実技・実習配慮」、「試験時間延長・別室受験」、「教室内座席配慮」、「授業内容の代替・提出期間延長等」が多い。



※実施率：実施校数÷精神障害学生在籍校数

図106 平成28年 精神障害学生への授業支援実施率(内容別)

(3) 授業以外の支援実施校数

授業以外の支援内容を大別して「保健管理・生活支援」、「社会的スキル指導」、「進路・就職指導」、「学生生活支援」の4つを考えることができる(図107)。著しく多いのは「専門家によるカウンセリング」である。「医療機関との連携」は、支援の前提となることが多い医学的評価(診断書作成や障害者福祉手帳の取得等)や支援開始後の体調管理、支援内容の決定や見直しに関わる専門的見地からの助言依頼等の際に有用である。また「休憩室・治療室の確保等」や「居場所の確保」が必要とされる。

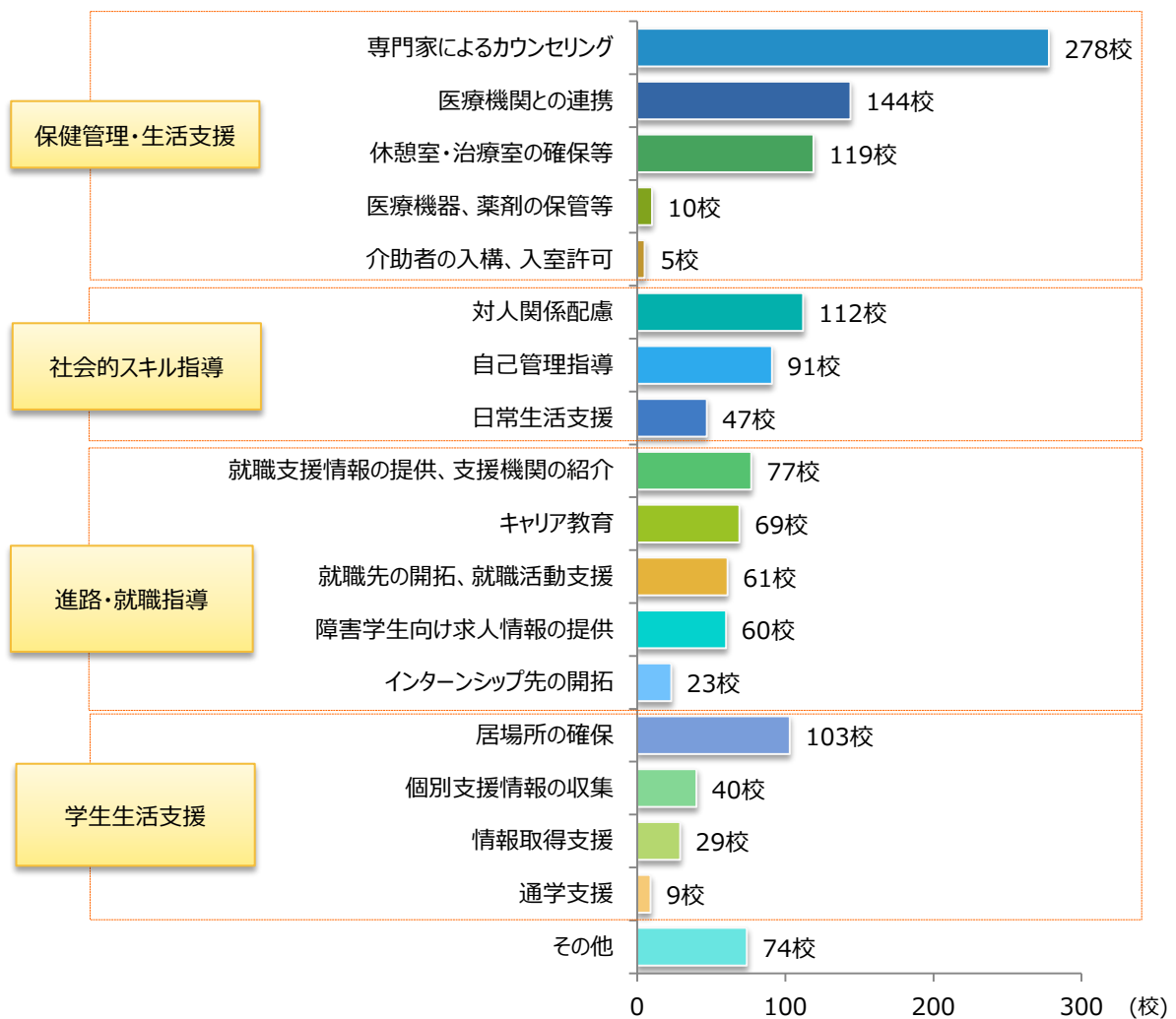
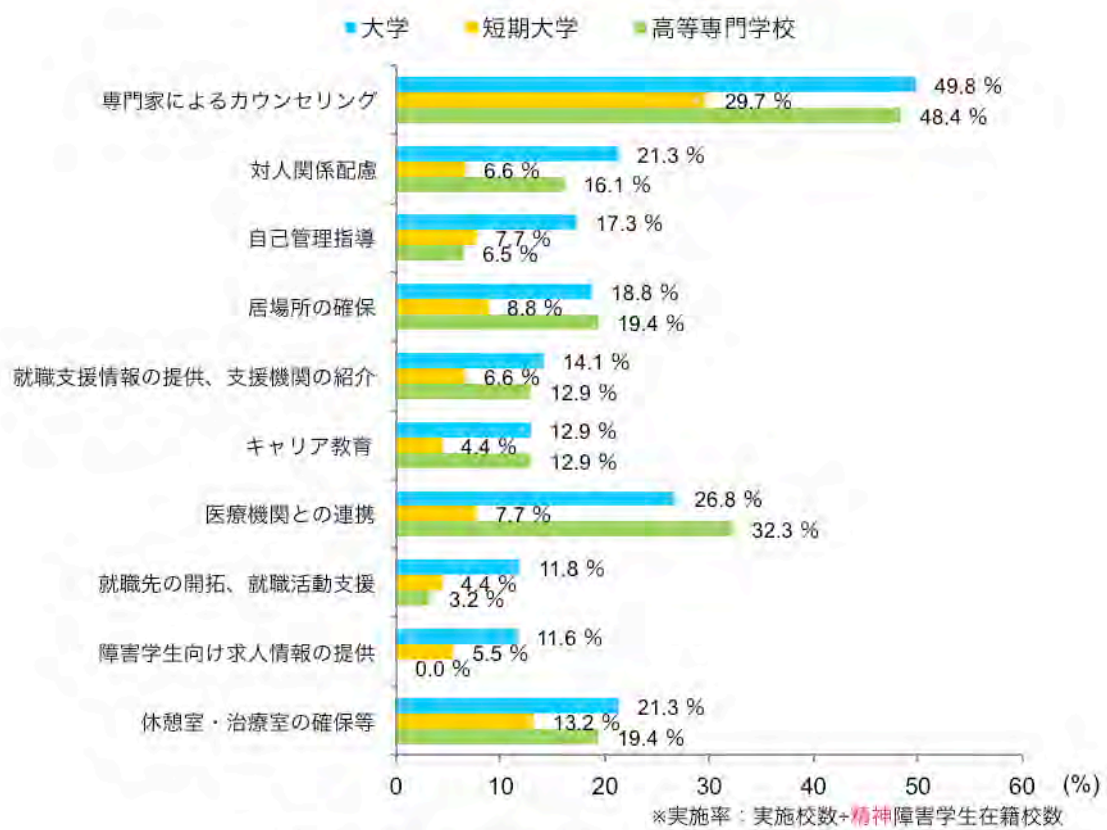


図107 平成28年度 精神障害学生への授業以外の支援実施校数〔内容別〕

(4) 学校種ごとに見た授業以外の支援実施率

大学では、「専門家によるカウンセリング」、「医療機関との連携」、「休憩室・治療室の確保等」、「対人関係配慮」、「居場所の確保」が多い (図 108)。短期大学では、「専門家によるカウンセリング」、「休憩室・治療室の確保等」が多い。高等専門学校では、「専門家によるカウンセリング」、「医療機関との連携」、「休憩室・治療室の確保等」、「居場所の確保」、「対人関係配慮」が多い。

学校種を問わず、多く行なわれている支援は、「専門家によるカウンセリング」である。短期大学では、全体的に支援実施率は低いものが多い。



平成28年 精神障害学生への授業以外の支援実施率（学校種別）

(5) 規模別に見た支援実施率

学生の人数規模が大きい高等教育機関ほど授業支援が実施されている率が高い(図 109)。学生数が1万人以上の学校では9割弱、500人未満では5割未満と差が大きい。

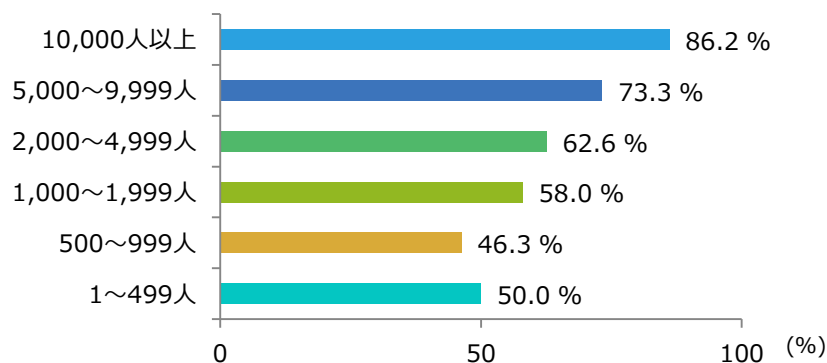


図109 平成28年度 精神障害学生への授業支援の実施状況
〔学校規模別〕

また、授業以外の支援でも人数規模が大きい程、支援が実施される率が高くなっていることがわかる(図 110)。1万人以上の規模校で7割強、500人未満で5割強の支援実施率となっている。

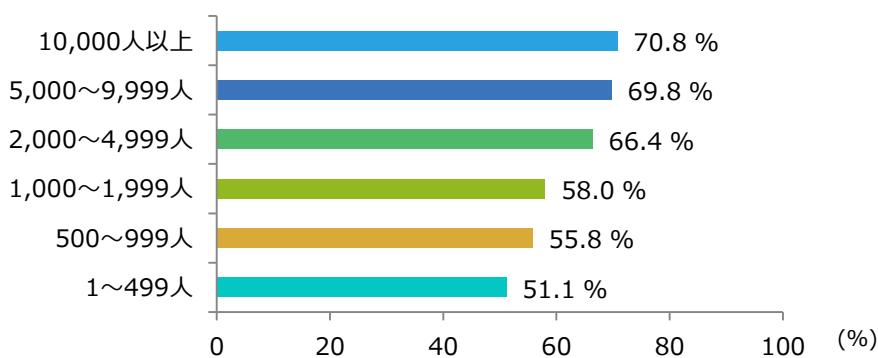


図110 平成28年度 精神障害への授業以外の支援の実施状況
〔学校規模別〕

(6) 規模別支援実施内容

1) 授業支援

学校規模別に、どのような支援がどの程度行なわれているかについて、授業内外の支援実施割合をまとめた。規模が大きい学校は概して実施率が高めである。また「配慮依頼文書の配付」、「教室内座席配慮」、「出席に関する配慮」は、規模によらず高率に実施されていることがわかる。規模が比較的小さい学校で「学習指導」が実施されていることが目立つ。

[10,000人以上]実施率の高い支援内容は、①教室内座席配慮、②配慮依頼文書の配付、③実技・実習配慮、④出席に関する配慮、④講義に関する配慮となっている(図111)。

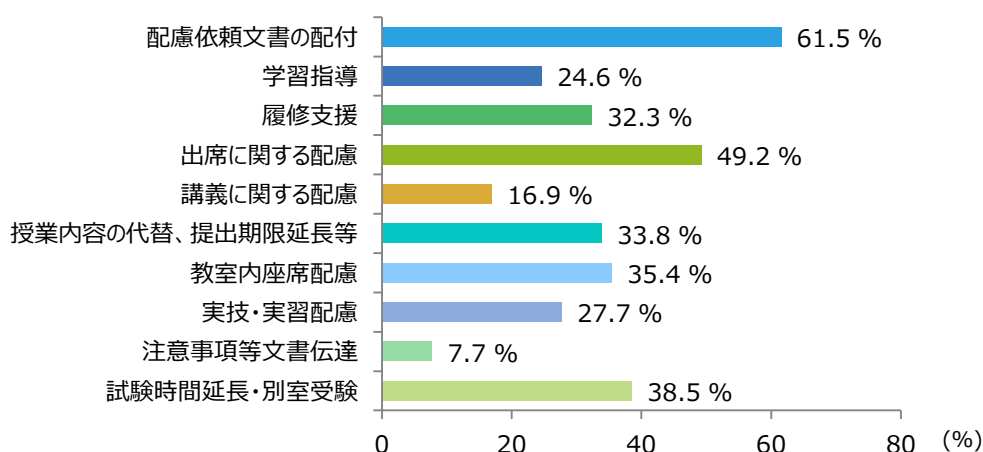


図111 平成28年度 授業支援実施校 (10,000人以上)

[5,000～9,999人]実施率の高い支援内容は、①配慮依頼文書の配付、②教室内座席配慮、③出席に関する配慮、④履修支援、④試験時間延長・別室受験となっている(図112)。

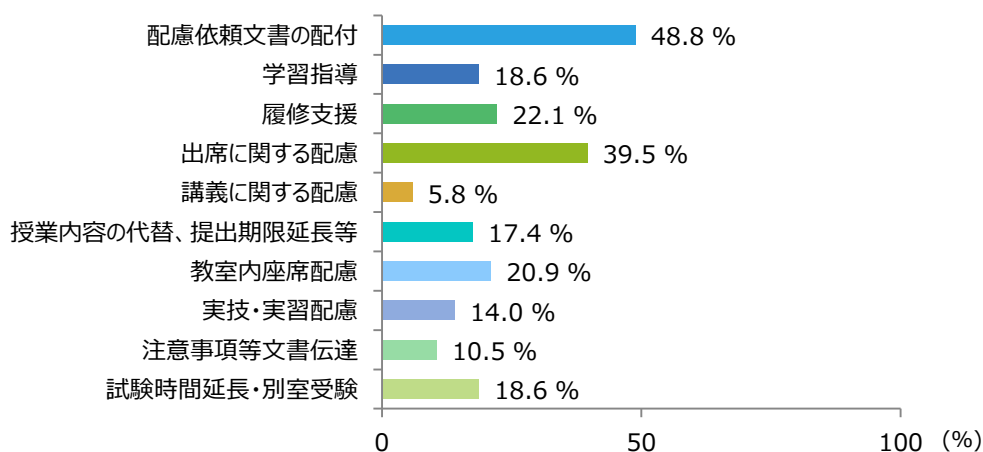


図112 平成28年度 授業支援実施校 (5,000～9,999人)

[2,000～4,999 人]実施率の高い支援内容は、①配慮依頼文書の配付、②教室内座席配慮、③出席に関する配慮、④講義に関する配慮、⑤学習指導、⑤試験時間延長・別室受験となっている(図 113)。

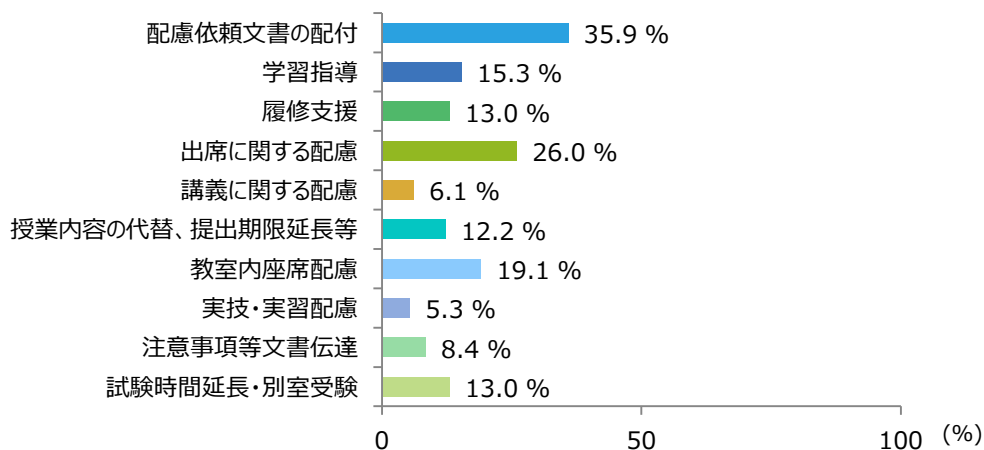


図113 平成28年度 授業支援実施校 (2,000～4,999人)

[1,000～1,999 人]実施率の高い支援内容は、①教室内座席配慮、②配慮依頼文書の配付、③出席に関する配慮、④実技・実習配慮、⑤学習指導となっている(図 114)。

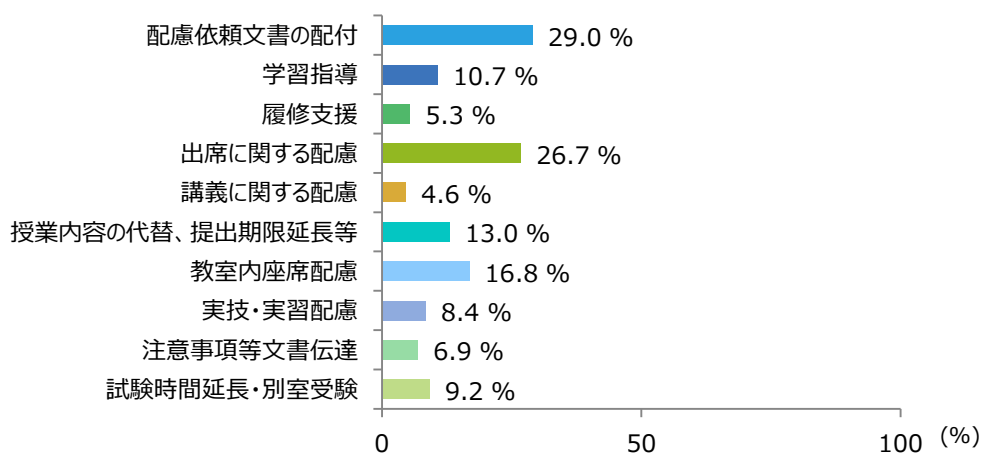


図114 平成28年度 授業支援実施校 (1,000～1,999人)

[500～999人]実施率の高い支援内容は、①配慮依頼文書の配付、①出席に関する配慮、③教室内座席配慮、④学習指導、④授業内容の代替、提出期限延長等となっている(図115)。

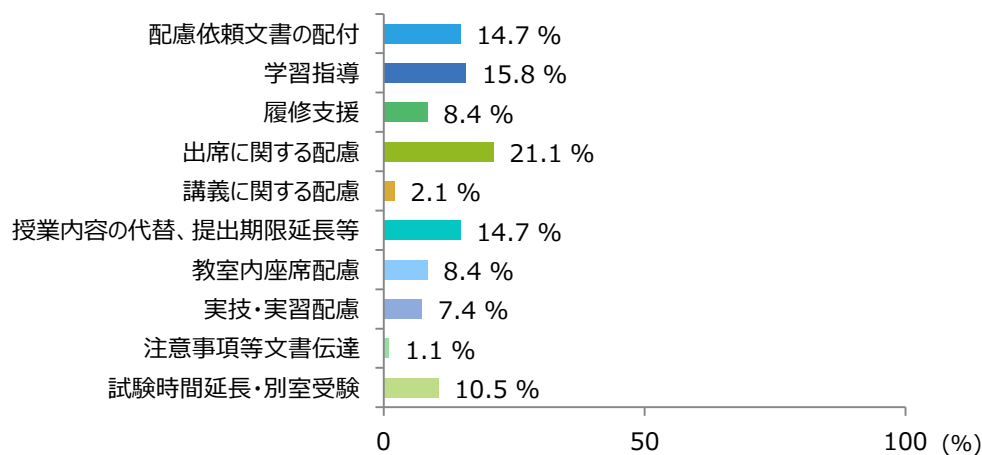


図115平成28年度 授業支援実施校 (500～999人)

[1～499人]実施率の高い支援内容は、①出席に関する配慮、①配慮依頼文書の配付、③教室内座席配慮、③実技・実習配慮、⑤学習指導となっている(図116)。

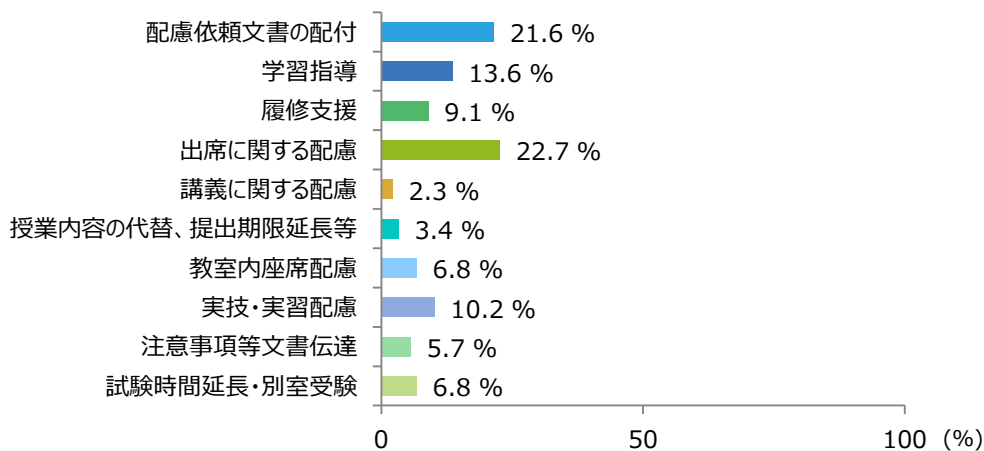


図116 平成28年度 授業支援実施校 (1～499人)

※図111～116の実施率：実施校数÷精神障害学生在籍校数

2) 授業以外の支援

[10,000人以上]実施率の高い支援内容は、①専門家によるカウンセリング、②対人関係配慮、②自己管理指導、④就職支援情報の提供、支援機関の紹介、④医療機関との連携、④休憩室・治療室の確保等となっている(図117)。

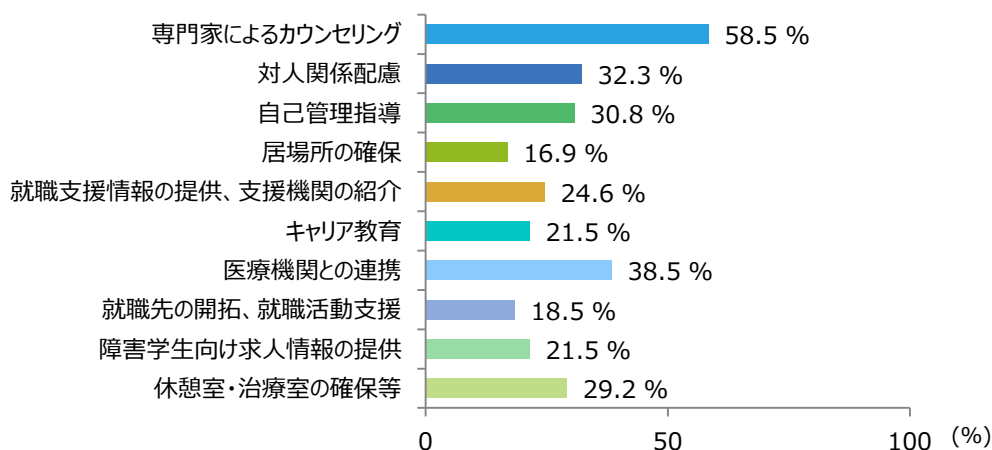


図117 平成28年度 授業以外の支援実施校 (10,000人以上)

[5,000～9,999人]実施率の高い支援内容は、①専門家によるカウンセリング、②医療機関との連携、③休憩室・治療室の確保等、④対人関係配慮、④自己管理指導となっている(図118)。

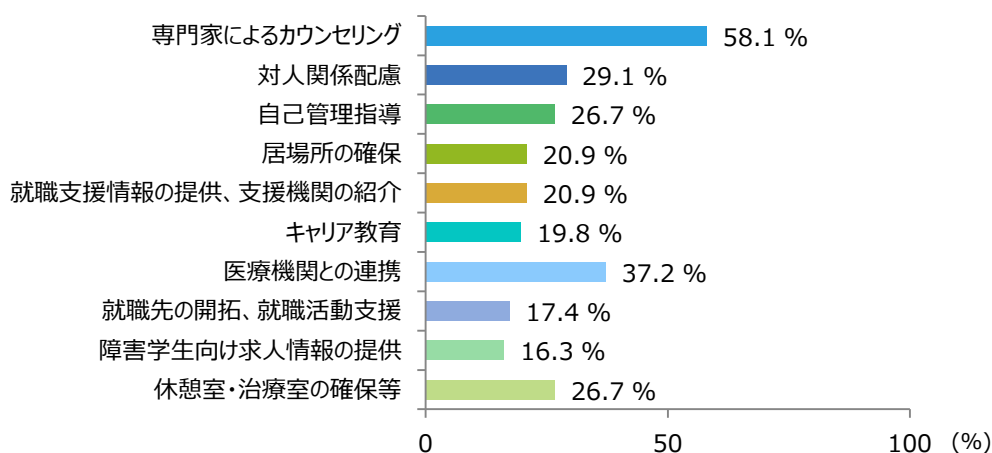


図118 平成28年度 授業以外の支援実施校 (5,000～9,999人)

[2,000～4,999人]実施率の高い支援内容は、①専門家によるカウンセリング、②対人関係配慮、③居場所の確保、④医療機関との連携、⑤休憩室・治療室の確保等となっている(図119)。

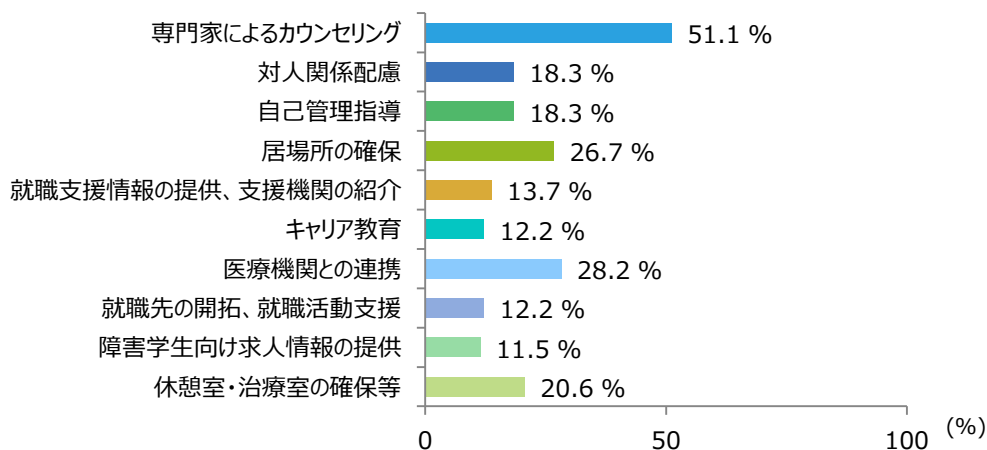


図119 平成28年度 授業以外の支援実施校 (2,000～4,999人)

[1,000～1,999人]実施率の高い支援内容は、①専門家によるカウンセリング、②医療機関との連携、③対人関係配慮、④休憩室・治療室の確保等、⑤居場所の確保となっている(図120)。

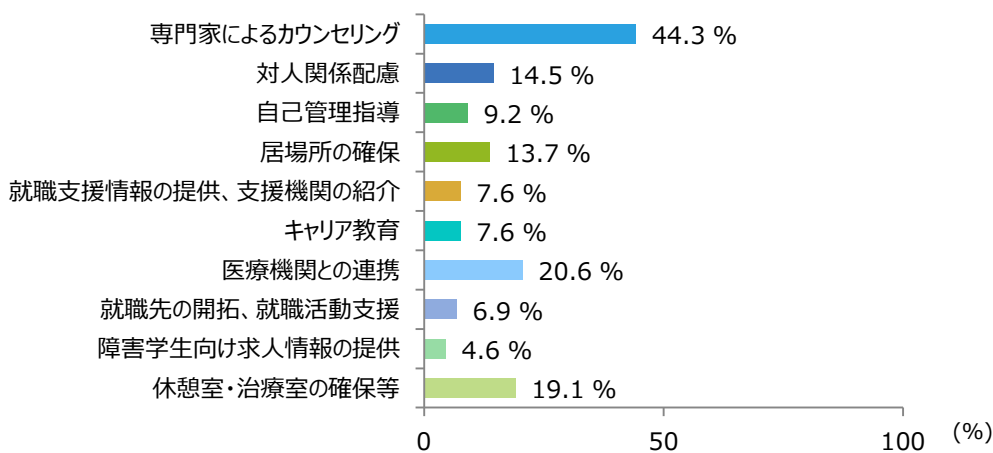


図120 平成28年度 授業以外の支援実施校 (1,000～1,999人)

〔500～999人〕実施率の高い支援内容は、①専門家によるカウンセリング、②対人関係配慮、③休憩室・治療室の確保等、④医療機関との連携、⑤居場所の確保となっている(図121)。

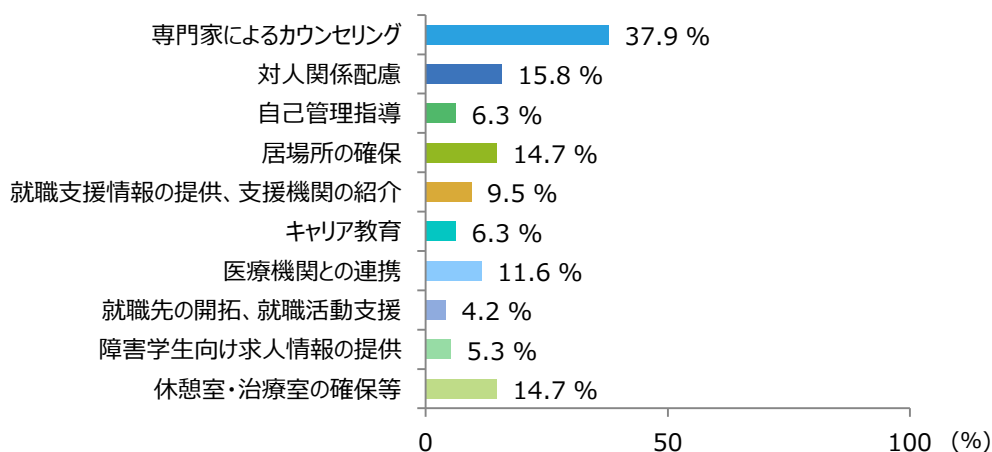


図121 平成28年度 授業以外の支援実施校 (500～999人)

〔1～499人〕実施率の高い支援内容は、①専門家によるカウンセリング、②自己管理指導、③休憩室・治療室の確保等、④対人関係配慮、⑤「医療機関との連携」となっている(図122)。

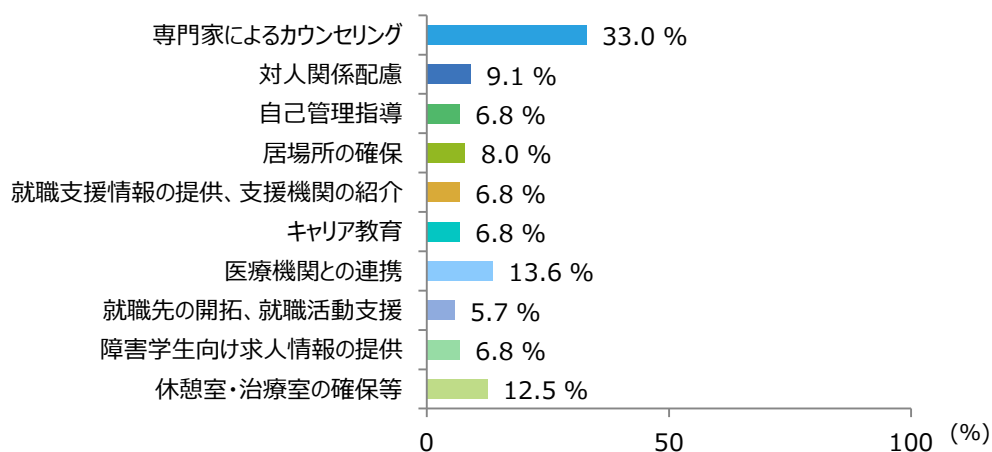


図122 平成28年度 授業以外の支援実施校 (1～499人)

※図 117～122 の実施率：実施校数÷精神障害学生在籍校数

(7) 入学者選抜における配慮

実施に行なわれた配慮の上位は、①別室を設定、②トイレに近接する試験室に指定、③試験時間の延長、④試験室を一階に設定、⑤試験場への車での入構許可となっている(図 123)。高校から支援歴について情報提供される場合もあり、高大連携という観点につながる。

その一方で、大学入学前から精神疾患に罹患していてもサブクリニカル(受診や診断にいたらない)にとどまる例があり、学校で支援を受けていないことも多い。大学入学後、支援に不慣れな学生に丁寧な支援への導入が必要である。

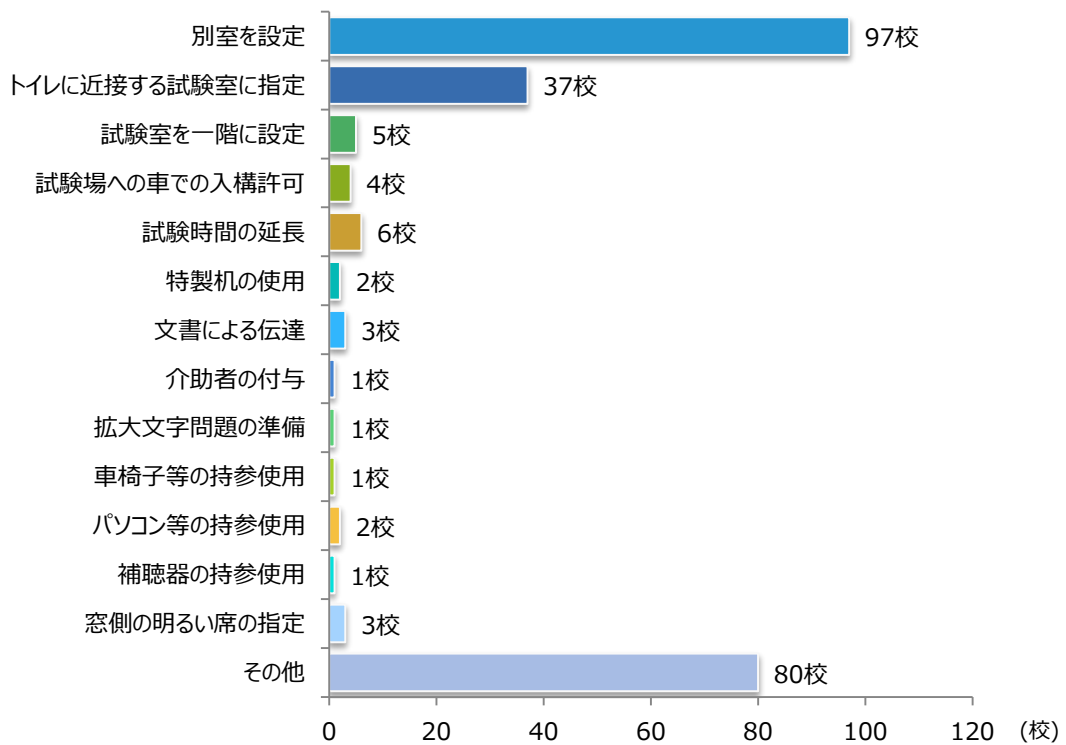


図123 平成28年度 入学者選抜において実施した受験上の配慮(内容別)

(8) 進路状況

進路の状況として多いのは、①就職者、②進学、③一時的な職についた者、④専修学校・外国の学校・教育訓練機関等、⑤社会福祉施設・医療機関入所者となっている(図 124)。①就職者と⑤一時的な職に就いた者で 5 割を占める。なお、その他に分類される者が 2 割を超えており、かつ死亡・不詳の者が1割以上いることから、具体的な把握の難しい事例が存在していることがわかる。

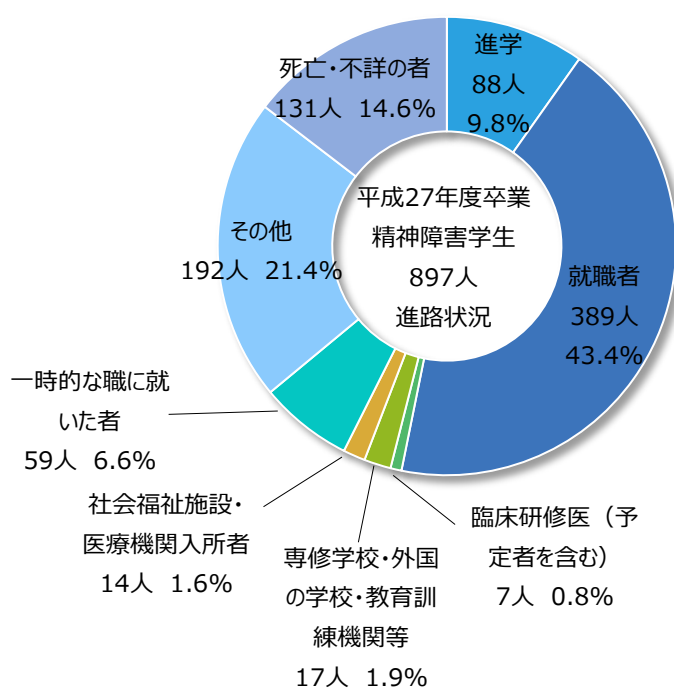


図 124 平成 27 年度 卒業精神障害学生の進路状況

(9)卒業状況

卒業状況を疾患分類別にグラフに示す(図125)。「気分障害」では最高年次学生数が目立って多いことから、留年や休学した学生が含まれることが示唆される。「気分障害」の特性とも言えるが、うつ病相を来した場合、症状の改善には週ないし月単位の期間が必要となる。それが学期中であれば講義の出席や試験準備やレポート提出に支障を来す結果、進級が難しくなると推察される。精神障害のある学生の場合、学業と就職活動の同時並行を困難に感じる学生がいる一方、進路を決定するまでの時間的余裕が必要なことも多い。したがって「気分障害」の卒業率は他の障害より低い。次に「統合失調症等」では、卒業率は6割弱である。「神経症性障害等」では症状は比較的短期間で軽快するものであり、卒業率は6割強である。「摂食障害・睡眠障害等」も卒業率は7割強と比較的高い。「摂食障害・睡眠障害等」も卒業率は7割強と比較的高い。

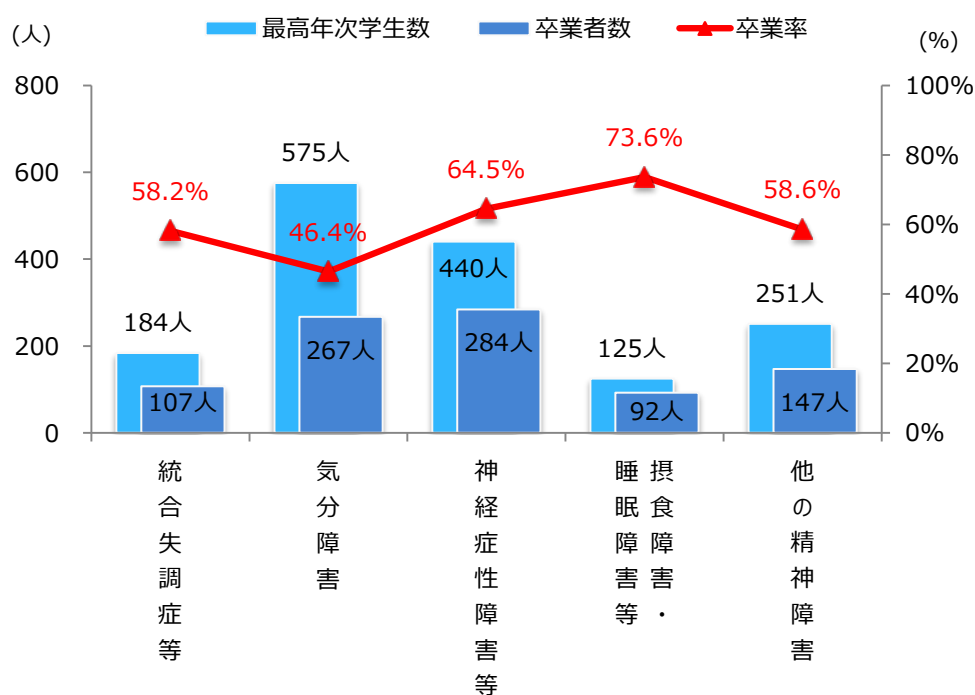


図125 平成27年度 精神障害学生の卒業状況(診断カテゴリー別)

(10)進路状況の比較

卒業した学生の進路状況を、一般学生(学校基本調査による)、障害学生、精神障害学生について示す(図 91 再掲、92 再掲、124 再掲)。とくに精神障害学生は就職者が少ない一方、一時的な職についた者が多い。

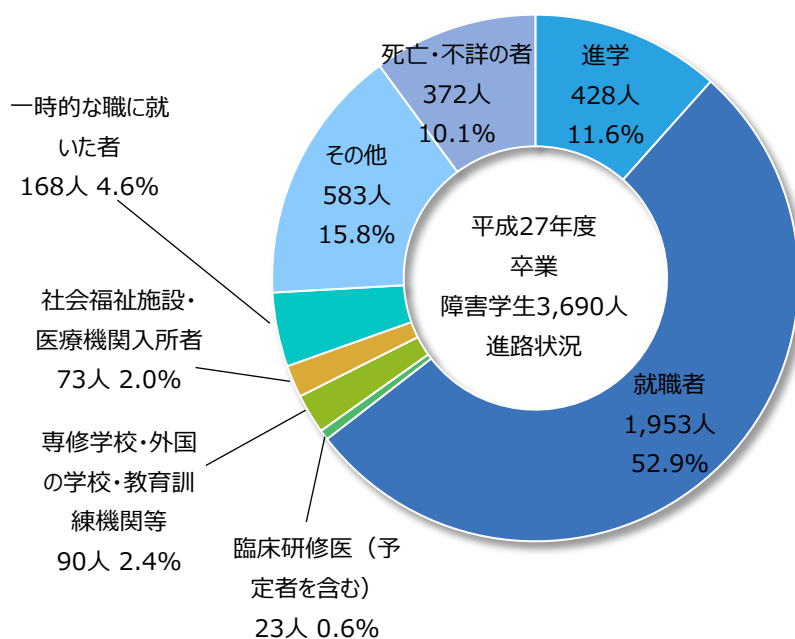


図 92 再掲 全障害学生卒業学生の卒業進路状況

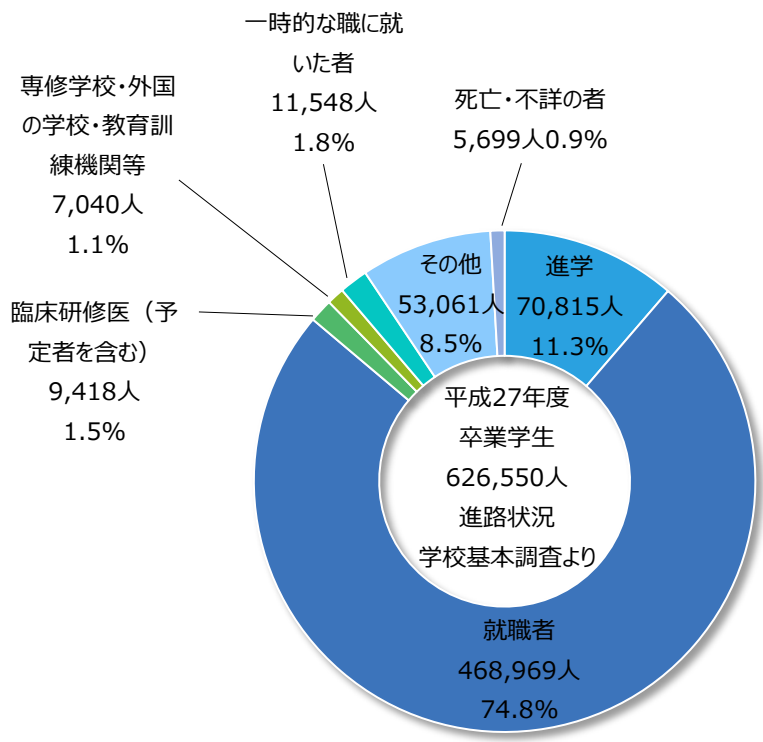


図 91 再掲 全大学等卒業学生の卒業進路状況

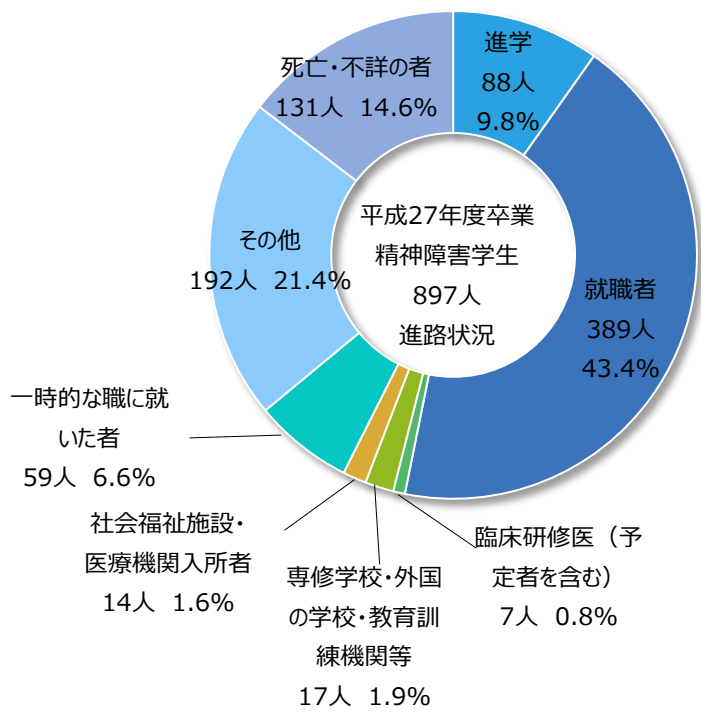


図 124 再掲 平成 27 年度 卒業精神障害学生の進路状況

5.自由記述回答にみる精神障害のある学生の支援における課題

(1)修学支援

1)学術的要件と公平性の担保

合理的配慮と合意形成

- ✚ 精神障害のある学生からの修学支援の要望は増加する傾向にある。修学支援の内容を個別に決定するにあたっては、必要性和妥当性が十分あり、さらに学術的要件ならびに公平性を担保することが求められる。
- ✚ 教員から「何をどこまでやるものか」について心配の声がある。実際の例として、試験の際の支援として学生から「評価基準の緩和」が要望された場合がある。このような場合、合意形成のプロセスを重視して本人と支援者との対話が大切である。

診断書がないが障害が疑われる場合の対応

- ✚ 問題行動が観察される等、精神障害の症状行動があると疑われる(未受診あるいは未診断)学生に対して教職員が個別に配慮する場合、その配慮の妥当性や合理性をめぐって戸惑いの声も聞かれる。つまり、その配慮が恣意的で当該学生が孤立するのを助長する等ではないか、といった意見がある。他方、学生に明確な困り感を表明していなくても、不安による行動化については、教職員の適切な働きかけが有効な場合がある。
- ✚ 「支援を受けて欲しい人に支援が届かない」という思いが支援者にある。
本人が無自覚であることから支援の申出がないまま留年することになって、心配している教員の目がいっそう届きにくくなる場合がある。

制限を伴う支援や合意形成の難しい局面

- ✚ 特に理工系で専門性の高い内容の実験等において安全面のリスクから学生の行動を制限しなくてはならない場合がある。進路選択の自由や学ぶ権利に抵触するのではないかと教職員は悩ましく思いながらも決断をせざるを得ない。
- ✚ 障害の内容によっては本人との意思疎通や合意形成が難しい状況も考えられる(緘黙等)ので、保護者を交えて説明や意思確認を行なう必要がある。

専門職や国家資格

- ✚ 国家資格等の資格取得を目指している場合、精神障害に罹患したことが欠格要件になるのではないかと心配する学生や保護者がいる。資格取得に不利になるのを恐れて医療機関での保険診療を避けようとする場合がある。
- ✚ 希望する職種や職務につくことが現実的に厳しいと判断される時に、教職員が本人や保護者にどのように対応したらよいか悩ましい。たとえば歯科医師の免許を取得して診

療にあたることの是非が議論される場合がある。

- ✚ 看護学部等の医療系学部では、資格取得が重要な目標となる。支援を行なう場合にテクニカルスタンダードがあるとよい。
- ✚ 本人の意思が重要である一方、実習を手順に従って実施する際に継続が難しいことが判明する例もある。
- ✚ 社会福祉の実習等、外部機関実習の際に障害について実習先の職員に開示するかどうかは悩ましく、カミングアウトが実習開始直前になることもある。開示しない方針でも、実習先で先方から問題が報告されて中止になった例がある。リスクに備えるため、実習を依頼する時点で問題が生じた場合の謝罪フォーマットを作成し次回以降の引き受けを断られたら新規開拓に力を入れる学校もある。
- ✚ 臨床心理士養成コースの実習でトラブルを予防する必要性が生じた。その後は、大学 OB が勤務している実習先を選び、事前に情報共有を行ない、実習環境を調整してもらっている。面談を行なう実習内容であれば、陪席してもらって記録作業を中心とする等の配慮が行なわれている。

2) 体制整備と組織間連携

未診断&要支援の学生対応をめぐって

- ✚ 学生がカウンセリングを利用することは一般的になっている。カウンセリングには障害の有無を問わず見守り機能がある。カウンセラーには学生に受診や支援を提案したり、また障害学生の修学環境を良好に保つ助言をしたりする機会が比較的多い。
- ✚ 未診断だが卒業までに支援の必要性が生じると考えられる学生がいる。カウンセラーその他の教職員が支援につなげるキーパーソンの役割を期待される。
- ✚ 未診断で支援につながりにくい事例では、個人情報に配慮した形で関係者の意見調整を行ない、情報の集約と方針を共有しながら支援への導入時期を探ることが望ましい。

啓発活動

- ✚ ノートテイク等、授業中に教室内で行なわれる支援には他の学生の理解や協力が必要なものが多く、周囲の学生の理解を深めることも大切である。
- ✚ 日常的に学生と接点を持ち続ける教職員が問題を見出し働きかける力を備えることが重要で、教育機関として構成員向けの啓発活動や体制整備の取り組みが大切である。

組織間の連携のために必要な体制整備

- ✚ 保健管理センターや学生支援部門の相談員が障害学生や家族や教職員からの多様な相談に対応している。一方、修学支援や就労支援等における多様なニーズは、学生相談の専門職スタッフだけで対応することが難しいことがある。進学や就職活動に関してはキ

キャリア教育やキャリア相談の担当者を含め、複数部署の教職員が連携して一貫性のある明確な対応をすることが望ましい。

- ✚ 学生相談では、担当者が来談者に守秘義務を負う一方で家族や教員との情報共有が必要と考えられる事態になった場合の判断が難しい。教育機関の対応方針があるとよい。

3) 支援要請のスキル獲得までのプロセス

困り感から障害の受容

- ✚ 精神障害は、症状が顕在化して速やかに治療につながれば診断がつきやすいが、本人にとって気づきにくいことがある。休学や退学という転帰を避けるために早期の発見と治療導入、支援開始が有効と考えられる。

困り感を確認したら次のステップへ

- ✚ 支援を勧められても学生が申請を決断するまでに時間が必要なことがある。困り感が乏しいことも多く、また、客観的には社会機能の低下が明らかであっても、本人が無自覚であったり軽微な自覚があるのに問題を否認したりする場合がある。うつ病や摂食障害等で病識が乏しい病状、引きこもり状態、障害の開示に抵抗があって支援を受けたくないと考えている場合がある。
- ✚ 学生に困り感があっても本人が相談や支援申請に自主的に取り組むまでは支援が提供されることは難しい。
- ✚ 学生がカウンセラー等との話し合いを通じ、どのような支援を受けることができるか、さらにはどのような支援を希望するか、を理解することが有用である。
- ✚ 支援を申請してから実際に支援が開始されるまでかなり時間がかかることもあるので学期内のスケジュールに沿った支援計画の作成が大切である。

4) 精神障害のある学生の支援にあたっての課題

診断書を根拠とした配慮内容の決定

- ✚ 疾患に由来する社会的機能の低下が当面続くと見込まれることが支援の条件となる。精神疾患の特性として症状の改善には週や月の単位の時間がかかることがあり、いったん症状が軽快しても回復は必ずしも直線的でない。
- ✚ 支援のために精神障害の程度を評価するにあたり診断書や聴取した情報は参考になるが、学期途中の支援申請時や新学期開始前等に症状に見合った支援内容の決定は難しいことがある。主治医と連携することや定期的な支援内容の検討が有用である。

留学関連

- ✚ 支援付きの留学は先方との環境調整に時間をかけることが必要となる。留学の時期を慎重に検討し、留学先での支援についてマンパワーの調達等を明確にできるとよい。

障害者手帳と診断書

- ✚ 精神障害を有する学生が支援を申請する場合、障害者福祉手帳を取得している事例は比較的少なく、診断書が提出される場合が多い。障害者福祉手帳を取得する場合、精神障害の症状が残遺する等により社会生活上の障害が固定された段階にあることが想定される。診断書のみで支援計画が難しい場合は、診断や治療の見通し、学校に求められる配慮について主治医と連携することが可能である。

(2) キャリア支援

1) 精神障害のある学生の就労準備前の状況

在学中に治療が開始された事例では、卒業や就職が決まるまでに時間を要する(休学や留年を含め)ことがある。休学や退学等の申出があった時や行動面の変調に周囲が気づくことがあれば学生の実態を把握しやすい。就労の準備を始める時期について判断が難しいこともある。休学中や留年中でも学生相談等とのつながりを保っていれば情報の提供がしやすい。

就労の迷い～一般就労か障害者枠雇用か

- ✚ 当初の就職活動では障害者福祉手帳を所持しない学生も多く、その後に障害者雇用を検討するなら手帳の申請から取得まで数カ月程度が必要となる。なるべく早いうちからの就職準備を考えるには、障害者手帳は返上可能であり、一般枠での応募に取り組むことができるとうい。
- ✚ 一般就労の相談窓口で障害学生と対応する職員が精神障害に気づくことがあるが通院状況や精神障害者福祉手帳の取得について話題を向けることが難しいこともある。学生にとっても相当デリケートな問題である。

2) 障害者福祉手帳取得や障害者雇用に対する心理的ハードル

キャリア支援

- ✚ 診断を受けても障害者雇用には抵抗があるため障害者福祉手帳を取得せず、やりたいこととできることに乖離があることを受入れがたく、あくまで一般就労に拘る等、就職活動がうまく行かない事例がある。診断や特性を理解して適切な進路や就労を検討するには丁寧

なサポートが求められる。

- ✚ 就職先を決めるにあたり障害者福祉手帳の取得が妥当と考えられても、障害者雇用に対するネガティブなイメージが大きい場合等は、当面は学生と保護者の気持ちに寄り添うことが大切である。
- ✚ 一般就労を選択して障害を開示しない選択をしても、いずれ状況が変わる可能性がある。必要なときが来たら職場にどのように伝えるかを課題として考えておくことも有用である。
- ✚ 過去 5 年間、障害学生の存在を把握していないと報告した学校がある。規模の小さい高等教育機関では支援体制の整備に時間やコストが必要となるとしても、精神障害のある学生が支援を求めることができる環境の準備が求められる。

3) 進路指導にあたって留意すべきこと

専門スタッフのニーズ

- ✚ 就労支援に関する部署のマンパワーが不足しがちである。人材の質的な問題として、障害学生の進路やキャリアに精通したカウンセラーや相談員が就職担当部署に配置されるとは限らず、専門相談を担当するスタッフが不足している。

現場の多様な対応

- ✚ 実際には、カウントしにくい事例や事前相談的な対応が非常に多い。
- ✚ ひきこもり・不登校の対応、退学・休学・留年に関わる相談、さらに休学や留年にいたった事例を支援につなぐ場合の周囲の関わり方等に関心が持たれている。

情報の取扱い

- ✚ 学生の個人情報の保護を重視するあまり、関係者の情報共有が難しくなる可能性もある。情報共有をしない場合にどうなるかについて検討した上で安全配慮義務とのバランスを考慮した組織の方針が問われる。

4) 就労準備支援

精神障害の特性を考慮した就労準備支援

精神障害のある学生の就職活動は長期化する傾向があり、学科試験や卒業論文等、卒業準備とのバランスをとることも重要である。卒業までに必要な履修単位数を取得することも求められるため、就職活動の開始が遅れがちである。

- ✚ 就職活動そのものがしばしばストレスになる。就活中も心理的に安定した状態を維持する

ことが課題であり、体調を見ながら就職活動への取り組み方を見直すことが必要である。

- ✚ 近年は、精神障害のある学生が卒業と同時に就労を希望することが多くなっている。一般就労を目指す場合もあるが、採用面接が関門になることが多い。
- ✚ 学内でのキャリア教育や就労支援は一般学生と同様の対応方法では限界が避けられないが、他方で本人や保護者の納得が得られなければ障害者の就労支援機関に繋ぐことは難しい。可能な限り学内で、専門家が学生の特性を具体的に把握するよう努め、得意な面、苦手な面等を共有する。
- ✚ 採用に関する情報源の確保も重要である。ハローワークや民間企業から積極的に求人案内や就職支援に関する情報を提供して欲しい。
- ✚ 精神障害が疑われるにも関わらず、正式な診断を受ける機会がないまま就職活動において思うような結果が得られない学生、また発達障害の傾向があって進路選択や就職活動の過程で心理的ストレスを溜め込む学生がいる。彼らはストレスが高い状況が長期化すると精神症状が悪化する可能性が比較的高い。
- ✚ 早い段階から学生が支援者と出会い、進路選択や就職準備を意識して適性を理解し、将来の自立した生活の準備を始めることが望ましい。

精神障害の障害者雇用

- ✚ 精神障害に特化した障害者雇用の求人件数が少ない。公的な機関だけでも精神障害のある学生の採用枠を確保して欲しい。
- ✚ 学生の能力に応じて仕事内容や企業とのマッチング、採用基準に相応しい準備を検討したいが、就職先への情報提供や情報開示をどうするかについて方針や基準がない。
- ✚ 精神障害のある学生の採用には、新卒を含め、企業側の認識や受け入れ体制が十分に整備されているとは言えない。採用後に必要な配慮や業務内容に配慮するノウハウが浸透しておらず、就労後の支援体制に不安がある。
- ✚ 従来の障害者雇用枠の業務は、①特例子会社で比較的単純な作業を行なう、②本社内で限定的な業務につく、③通常と区別せずに採用する等に大別される。収入や身分が安定しても軽作業が中心で仕事のやりがいや低いものや、独創的に取り組むとしても低い賃金や不安定な雇用条件等が避けられないものがある。高等教育機関に進学した学生は単純作業よりも比較的健常者に近い仕事を望む傾向がある。現状では就労ができたとしても職場における本人の希望を満たすことが難しい点が問題として残っている。

一般就労を選択した学生の転帰

- ✚ 一般就労を希望する学生も少なくない。障害者雇用であれば多くの職場でジョブコーチ等による支援を受けることが可能であるが、一般就労後に職場での配慮が必要となった場合、どのように企業に理解を求めるかということが問題である。

- ✚ 就職後、障害についてなぜ事前に開示しなかったのかと企業から問い合わせが学校まで来た例が報告されている。基本的に学校は学生の意思を尊重する。本人が障害を認識していても職場に申告することは難しい。必要に迫られて申告するにしても心理的負担が少ない方法が望ましい。
- ✚ 一般就労をした場合、本人や家族が精神障害による支援の必要性を症状が悪化しても認めない(隠す)傾向が強いと、やはり本人が辛くなって病状悪化を来したり退職の転帰をたどったりする可能性がある。

卒業後の職場定着

- ✚ 一般就労をしてから早い時期に離職するケースがある。卒業から数年程度、支援を継続してもらえる体制があるとよいのではないか。再就職までの支援をするのが、母校か外部事業者か、あるいは両者が連携して行なうか等、職場定着を目指す支援の動向が注目される。学校が支援を担うとしたら人員等の予算措置を講じるべきかも知れないし、外部機関と連携する場合には、在学中からサービスを利用できるようにして欲しいという要望がある。

(3)その他

発達障害と精神障害の重複

- ✚ 大学入学以前に精神疾患の既往や治療歴のある学生や発達障害傾向が潜在している学生がいる。なかには大学入学後に精神症状が再発したり、発達障害傾向に加えて精神疾患が重複したりして修学支援が必要になる学生もある。また、不適応やうつ状態を呈する一群に発達障害の傾向が見出されることもある。
- ✚ いずれが主たる障害と考えるかによって支援の方針が異なることがある。精神障害が主であれば休養や治療を優先するべきかを検討し、さらに特性を考慮した支援を行なう。発達障害の特性の部分については学生自身が特性を理解して必要な支援を要請するスキルを身につけることも目指す。

支援に関わる家族の理解

- ✚ 診断や支援が必要と周囲が心配しても、本人や家族が障害を認識しないと支援に繋がらない。家族の協力が得にくい場合、単に気づいていないのか(別居している等)、気づいていても否認したい気持ちがあるか、その他の要因によるのか等を把握できるとよい。本

人や家族から正確な情報を丁寧に聴取し、専門家を含めて対応を検討する。

- ✚ 保護者の期待が高い学生は、現実とのギャップが生じた場合に心理的負担が増す。家族の障害受容を促すため、学校側が家族に面談を行なう等の機会があるとよい。
- ✚ 部署間で連携して多様な学生を支える仕組み作りが大切である。保護者が心配している場合、研究室や学部でその心配を踏まえた対応についてノウハウがない。しかるべき相談窓口に自然に繋げることができるように、保護者や外部機関との連携も含めたチーム支援のようなイメージで体制を構築することが望ましい。

参考文献

世界保健機関(2005). ICD-10 精神および行動の障害—臨床記述と診断ガイドライン
米国精神医学会(平成 25 年改訂版). DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル

第5章 自由記述回答から見る障害学生支援の現状と課題

—修学支援と就職支援のあり方の検討—

独立行政法人日本学生支援機構コーディネーター

筑波大学大学院

湯浅 哲也・須藤 吏絵

1. はじめに

例年、日本学生支援機構では、「大学、短期大学、および高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」を作成している。これまで、実態調査で明らかになった数値から定量的に修学支援状況を示してきた。しかし、本機構の実態調査では、修学支援と進路・就労・キャリア教育支援に関する意見・要望欄を設けていることから、定性的な記述より修学支援の課題を詳細に把握・理解できる可能性が考えられる。すなわち、自由記述内容を分析することで、各大学等が抱える課題の実態を把握することができると思われる。

そこで、以下の2. 障害学生の修学支援に関する課題と、3. 障害学生の進路・就労・キャリア教育支援に関する課題について、平成27年度及び平成28年度実態調査の自由記述を対象に、テキスト分析ソフトによる分析を試みた。なお、自由記述分析は平成26年度に引き続き、2回目となる。そのため、平成26年度の自由記述分析と対比できるよう、分析の観点や基準は前回の分析に合わせる形で進めた。

2. 障害学生の修学支援に関する課題

(1) 分析の目的

「障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律」(以下、障害者差別解消法)は、平成25年6月に可決され、平成28年4月1日に施行された法律であり、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が規定されている。したがって、平成27年度実態調査の実施時期は、障害者差別解消法の可決から施行までの準備期間の最終年であり、翌年に法施行が控えている段階である。また、平成28年度実態調査の実施時期は、障害者差別解消法施行元年にあたる。法律の制定、施行に合わせて、各大学等には、在籍する障害学生への差別的取扱いの禁止と、合理的配慮の提供を実施できる体制の構築及び支援に関する方針の策定が求められている。各大学等にとって、障害学生のニーズに対応するための支援体制の構築、整備は喫緊の課題であるといえよう。

しかし、在籍する学生の障害の重症多様化や大学等の環境(学校種、規模(在籍学生数)等)の違い等によって、それぞれの学校が抱える課題や適切な支援体制、支援方法等は大きく異なる

り、障害学生支援のあり方は多岐にわたることが考えられる。障害者差別解消法の施行に伴い、十分な合理的配慮を実施するためにも、各大学等における障害学生の修学支援に関する課題を把握し、様々な条件下での問題点を整理する必要性があると思われる。

本分析では、平成 27 年度及び平成 28 年度実態調査における意見・要望欄の「障害学生支援について、課題と感じられていること、お困りになっていることがありましたら、ご記入ください」という設問に対する自由記述テキストを対象とした。この設問に対して、平成 27 年度では全 1,182 校中、561 校より回答が得られた(回答率 47.5%)。内訳は、大学 403 校(国立 61 校、公立 48 校、私立 294 校)、短期大学 124 校(公立 6 校、私立 118 校)、高等専門学校 34 校(国立 32 校、公立 1 校、私立 1 校)であった。一方、平成 28 年度では全 1,171 校中、569 校より回答が得られた(回答率 48.6%)。内訳は、大学 406 校(国立 59 校、公立 45 校、私立 302 校)、短期大学 132 校(公立 8 校、私立 124 校)、高等専門学校 31 校(国立 29 校、公立 2 校)であった(図 126)。

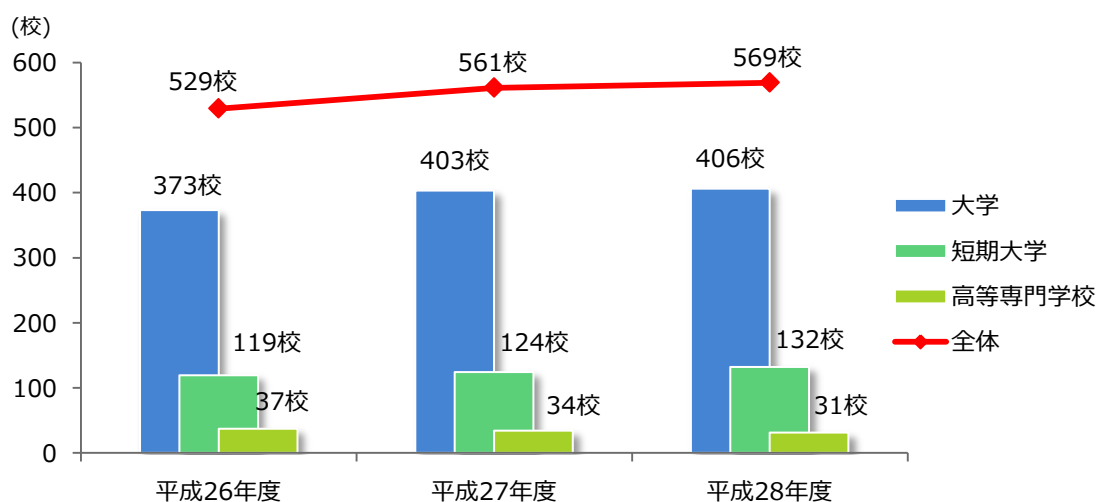


図 126 自由記述回答校数の推移

上記回答校より得られたデータを階層的クラスター分析でグループ化して整理した。さらに、各大学等の体制整備状況に着目して、対応分析を通して課題を把握することにより、異なる状況下にある大学等に有効な支援のあり方を検討することを目的とした。

(2) 分析に使用した語

実態調査の修学支援に関する自由記述のうち、頻出する語をまとめたのが以下の表である。異なる表現で同じ意味を成す語を 1 つに集約した。コーディングルールやコーディング内容に関しては、基本的に平成 26 年度のを踏襲した。平成 26 年度分析では、単語や複合語に集約した後の出現回数が 20 回以上のものとし、その基準を満たす頻出語は 36 語であった(表 22)。

表 22 平成 26 年度 分析に使用した語

発達障害	グレーゾーン	精神障害	聴覚障害	本人	保護者
教職員	高校	専門部署	専門知識	支援学生	情報保障
個人情報	申し出	把握	合理的配慮	支援の範囲	根拠資料
提出	バリアフリー化	体制	整備	予算	継続性
全学的	評価	実技・実習	研修	確保	養成
人材	不足	理解	共有	連携	困難

表 23 平成 27 年度 分析に使用した語

発達障害	グレーゾーン	精神障害	身体障害	実技・実習	本人
理解	方針	学外機関	支援学生	教職員	保護者
予算	合理的配慮	情報保障	申し出	人材	確保
全学的	情報共有	設置	バリアフリー化	体制	整備
専門性	連携	困難	把握	養成	不足
障害者差別解消法	専門部署	継続性	負担		

表 24 平成 28 年度 分析に使用した語

発達障害	グレーゾーン	精神障害	身体障害	研修	実技・実習
本人	理解	専門部署	学外機関	支援学生	教職員
保護者	予算	合理的配慮	個人情報	情報共有	申し出
人材	確保	全学的	根拠資料	情報保障	設置
バリアフリー化	体制整備	専門性	連携	困難	把握
障害者差別解消法	支援の範囲	養成	方針	不足	増加

しかし、今回のコーディングでは全体の語のほとんどが 20 回以上であり、抽出する数が多くなってしまったため、語の採用の基準は、単語や複合語に集約した後の出現回数が 30 回以上のものとした。その基準を満たす頻出語は、平成 27 年度は 34 語、平成 28 年度は 36 語であった。自由記述中に頻出する語は、以下の通りである(表 23、24)。

平成 27 年度は、平成 26 年度との変更点として、〈障害者差別解消法〉〈身体障害〉〈学外機関〉〈負担〉〈方針〉が新たに抽出された語である。その中でも、〈障害者差別解消法〉は、調査翌年に施行される法律であり、それに向けた体制整備等が各大学に見られ、自由記述においても頻出回数 30 回を超えていたことから、採用した。一方、平成 26 年度に採用された〈研修〉〈個人情報〉〈支援の範囲〉〈根拠資料〉〈提出〉は、採用基準である 30 回に満たないことから、不採用となった。また、〈専門性〉に関して、平成 26 年度は〈専門知識〉であったが、専門スキル等「専門」に関する単語を広い意味で包括しているため、名称の適切さなどを踏まえて変更に至った。

平成 28 年度は、平成 27 年度との変更点として、〈研修〉〈個人情報〉〈根拠資料〉〈支援の範囲〉〈増加〉が新たに抽出された。そのうち、〈研修〉〈個人情報〉〈根拠資料〉〈支援の範囲〉は平成 26 年度の自由記述分析で抽出されているが、〈増加〉は初めて抽出された語である。一方、平成 27 年度に採用された〈負担〉〈継続性〉は、採用基準に満たないことから、不採用となった。また、〈体制整備〉について、平成 27 年度では〈体制〉〈整備〉と分けていたが、平成 28 年度では分析の関係から統合した。

(3)結果

1) 大学等が抱える課題のグループ化による理解

平成 27 年度の修学支援に関する課題の自由記述項目について、平成 26 年度より 32 校多い、561 校の回答が得られた。頻出語 34 語を用いて、ユークリッド平方距離を利用した Ward 法で階層的クラスタ分析を行なった。出現パターンの似通った語の組み合わせにどのようなものがあったのかを分析し、樹形図を作成した。平成 26 年度の階層クラスタ分析の結果も参考として記載した(図 127)。

階層的クラスタ分析の結果、平成 27 年度の修学支援課題は、以下の 6 つのグループに分類されることが示された(図 128)。

✚ グループ1【発達・精神障害学生の把握と対応の困難】

近年、急増している発達・精神障害学生関連

✚ グループ2【支援学生の確保・養成及び学生生活における支援の環境整備】

障害学生の学業を支える支援学生の課題や快適なキャンパスライフを送るための環境整備等

✚ グループ3【全学的な支援体制整備の必要性と課題】

大学等全体で取り組むべき統一した支援体制の構築等

✚ グループ4【障害者差別解消法に向けた合理的配慮や方針の整備】

施行される障害者差別解消法への対応

✚ グループ5【学外機関との連携と情報共有の必要性】

円滑な障害学生支援の実施のための対応

✚ グループ6【専門的な部署や教職員の設置と実技・実習の支援の課題】

様々な授業形態に対応できるための学内の中心的組織、人材の必要性

グループ化された課題に含まれる内容については、同様な回答が多かったものの中から、代表的な自由記述回答を抜き出し、表 25 に示した。

また、平成 28 年度の修学支援課題の自由記述項目は、平成 27 年度より 8 校多い、569 校の回答が得られた。頻出語 36 語を用いて、階層的クラスタ分析を行なった(図 129)。

階層的クラスタ分析の結果、平成 28 年度の修学支援課題は、以下の 6 つのグループに分類されることが示された。

✚ グループ1【発達障害学生の対応や把握の困難さ】

例年課題となっている発達障害学生関連

✚ グループ2【障害者差別解消法における合理的配慮の提供と課題】

平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法関連

✚ グループ3【精神障害学生の増加に伴う個人情報の把握と共有】

急増している精神障害学生関連と障害学生に関する情報の重要性

✚ **グループ4【支援学生の確保・養成と実技・実習における支援の課題】**

支援学生の確保と養成や実技・実習関連等

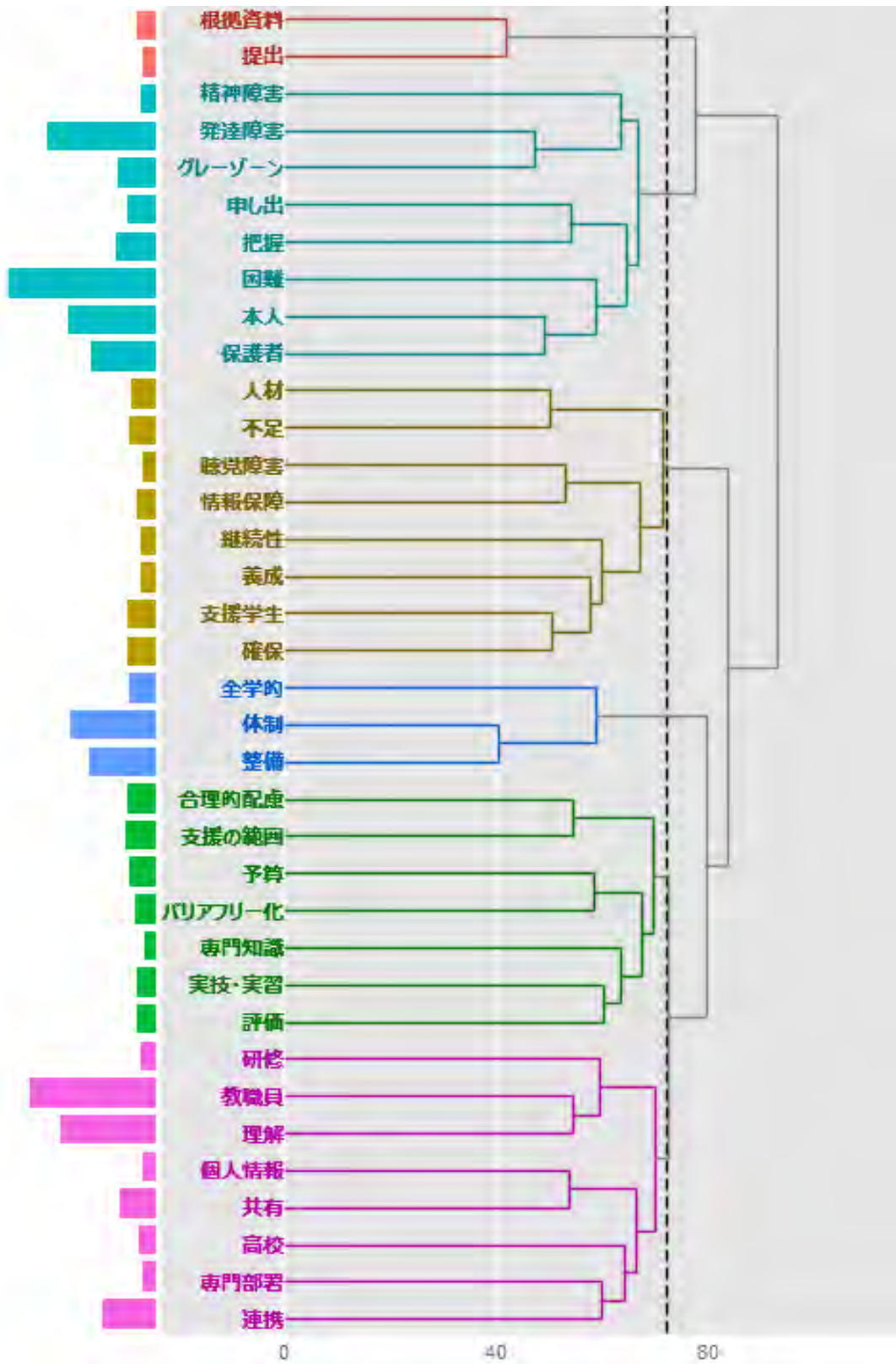
✚ **グループ5【教職員に対する理解の促進と専門部署の必要性】**

学内の教職員の理解の啓発や支援を担う専門部署の設置の必要性

✚ **グループ6【全学的な体制整備と専門性を有する人材や予算の確保】**

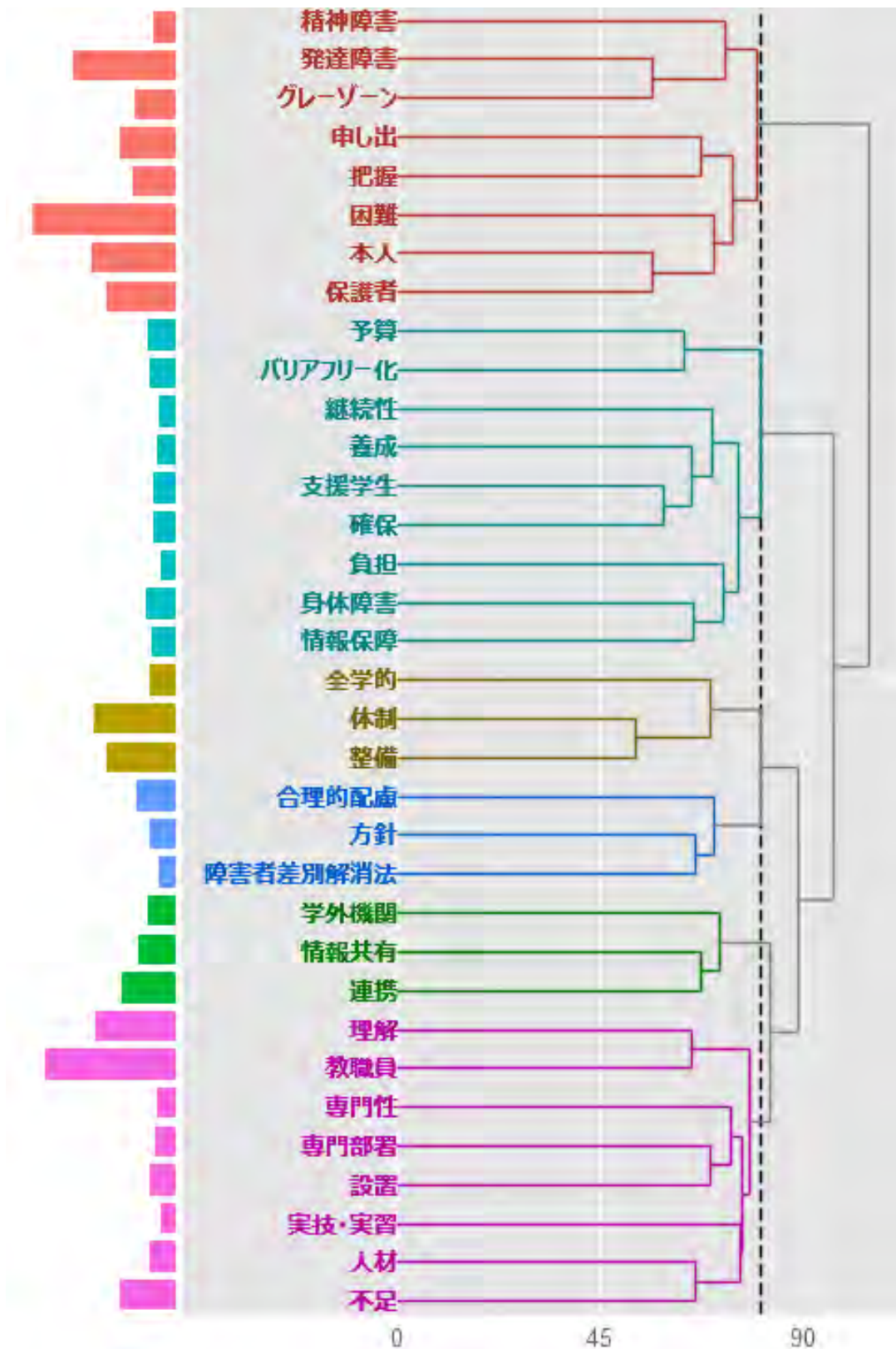
大学等全体の支援体制の構築とそれに伴う人材や予算関連

グループ化された課題に含まれる内容について、代表的な自由記述回答を抜き出し、表 26 に示した。



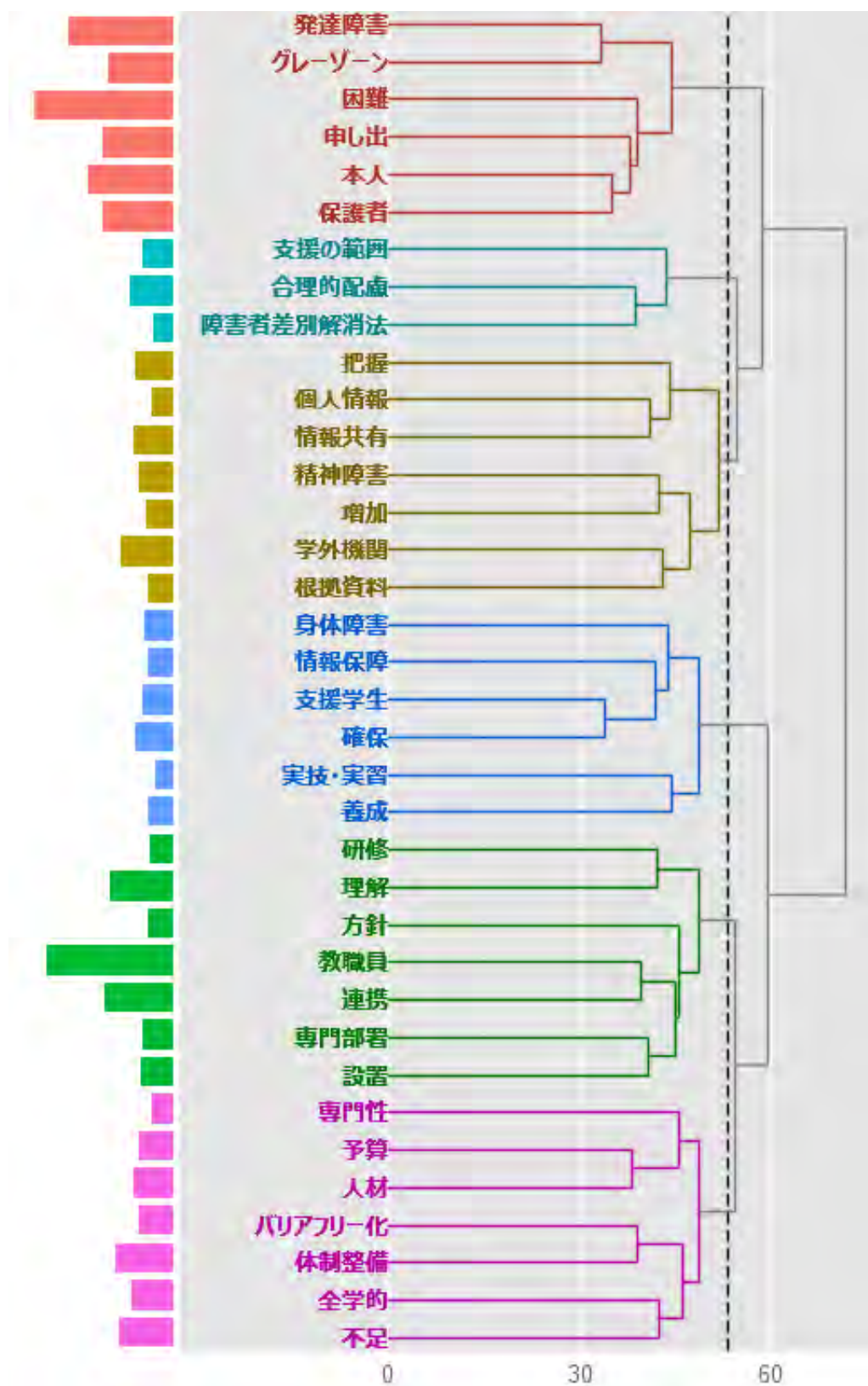
階層的クラスター分析(ユークリッド距離, Ward 法)

図 127 平成 26 年度 修学支援課題のグルーピング



階層的クラスター分析(ユークリッド距離, Ward 法)

図 128 平成 27 年度 修学支援課題のグルーピング



階層的クラスター分析(ユークリッド距離、Ward 法)

図 129 平成 28 年度 修学支援課題のグルーピング

表 25 平成 27 年度 修学支援課題のグループごとの代表的な回答

グループ 1 【発達・精神障害学生の把握と対応の困難】

構成内容	代表的な自由記述原文
〔本人・保護者からの申し出がないことによる把握困難〕	障がいを持つ学生を把握するにあたっては、本人または保護者からの申告・相談が前提となるため、必ずしも全てを把握出来るわけではない。(国立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)
	発達障害やその傾向のある学生では、本人に困り感がないと専門的な支援につながりにくい。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)
	発達障害について事前に大学が把握している場合は良いが、本人・家族・高校などから申告されない場合、トラブルとして問題が生じる場合が見受けられる。(私立大学・窓口有・委員会無・他の部署・規程無)
〔配慮が必要な学生への対応〕	近年本学では、身体障害者よりは精神障害を持つ学生の入学が多くなってきました。身体障害のある学生に対しては配慮すべきことが理解しやすく、それに合った対応も出来やすいですが、精神障害を持つ学生に対しては内容が様々であり、個々の学生に対する個別の対応が必要になってきます。現在、支援の必要な学生に対して、保健管理センター、学生支援課、カウンセラーと共同でカンファレンスを持ちながら支援を行っているが、その対応に苦慮しています。(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程無)
	本学全体として、身体障害よりも、精神障害や発達障害の学生に対する対応の難しさを感じている。まず、入学選抜時に関しては、精神障害・発達障害に関して一律の基準を設定することが非常に難しく、対応に苦慮している。入学後、障害学生の現状・情報把握を行うことになるが、ここでも難しさを感じている。その背景としては、明確に届け出をしない、学生本人の障害を認めたくない保護者、診断されている学生よりも「疑わしい」学生が多い、といったことが挙げられる。その後、情報把握ができたとしても、どの程度まで配慮(対応)するのが適切なのかが分からず、課題となっている。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)
	発達障害について、医師の診断書があり、本人と保護者からの支援の相談があれば、可能な範囲で支援を行うことができるが、保護者の理解がない(発達障害ではない)、支援の相談(申し出)はないが、発達障害の疑いがあるなどの場合は非常に対応が困難である。(私立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)
	保護者に対して、初年度に支援が必要な場合は申し出てほしい旨を連絡しているが、教職員から障害の疑いを問い合わせられている対象者が支援の申し出をしていないケースが多い。(短期大学・窓口有・委員会無・専門部署・規程無)

グループ 2 【支援学生の確保・養成及び学生生活における支援の環境整備】

構成内容	代表的な自由記述原文
〔障害学生支援における支援学生の負担の増大〕	学生ボランティアの負担が障がいをもつ学生と良好な関係をもつ特定の学生に集中してしまうため、特定の学生に過剰な負担を強いることが多い。(私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無)
	ろう学生支援について、現状では手話通訳と学生によるノートテイク・PCテイクで支援しているが、テイクの確保や講習会なども学生自ら行っており、学生の負担が大きくなっている。(私立大学・窓口有・専門委員会・他の部署・規程有)
〔支援学生の確保や養成及び支援の質の継続性〕	聴覚障害学生の支援としてノートテイクを実施し、学生に協力してもらっているが、支援学生が高年次化することにより多忙となることや、卒業に伴い人手が減ることにより、ノートテイクの確保に苦労している。(国立大学・窓口有・他の委員会・専門部署・規程有)
	学生サポーターの養成とモチベーションの維持(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)
	学生相談室においては、コーディネーターを設置し、教員、各部署、保護者との連携を図り「合理的配慮」の視点で、個々の学生の支援の質の公平性を図って動いているが、大学として責任をもつシステムが必要である。(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程無)
〔予算等によるバリアフリー化の困難〕	車いすを利用している学生が入学してきても予算の都合で授業を行う講義棟すべてにエレベーターやスロープを付けることが難しいこと。(国立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程有)
	学校の立地上高低差が大きく改修のために多大な予算が必要である。(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程無)
	バリアフリー化に関する事業については、優先順位が高くないことにより、バリアフリー法に順じた設計が実施されてこなかったことが課題である。(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程無)

表 25 (つづき) 平成 27 年度 修学支援課題のグループごとの代表的な回答

グループ3 【全学的な支援体制整備の必要性と課題】

構成内容	代表的な自由記述原文
〔特定の部署や教職員による支援の限界〕	教職員個人レベルでの配慮・支援には限界があるため、各大学に適した支援体制の構築(指針作りや障害学生担当の専任教職員配置等)が早急に望まれる。(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程無)
	障害学生(メンタルを含む)への対応は、健康管理センターおよび保健室ですすでに許容範囲を超えており、専門の支援部署が必要であると感じているため、全学の体制を整備していく予定である。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程有)
	規模が大きい大学においては、様々な障害学生に対する個別の支援を提供できる支援体制や組織的な対応の難しさがあることから、特定の担当部署に負担が偏ってしまう傾向がある。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程有)
〔部署ごとに行なわれている支援の統一の必要性や未整備の大学等の体制づくり〕	分散型キャンパスであり、また、障害学生に関する専門部署もないため、統一した障害学生の対応や基準の設定に苦慮している。(国立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)
	各部署が個別対応しており、連携組織が未整備なため、対応漏れが生じかねない。(私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無)
	支援組織が整備されていない、大学としての支援指針が定まっていない、教職員の障害に対する理解が全般に不足している、等の理由により支援へとスムーズに移行出来ない。(私立大学・窓口有・委員会無・他の部署・規程無)

グループ4 【障害者差別解消法に向けた合理的配慮や方針の整備】

構成内容	代表的な自由記述原文
〔障害者差別解消法施行に向けた合理的配慮の提供や体制の整備〕	現状の修学支援を平成28年度から義務化される合理的配慮規定等との整合性を検証して、修学機会の確保と教育の質の維持を図りつつ、大学に過度の負担とならない範囲で個々の学生ニーズに応えられる支援体制の整備が課題となっている。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)
	障害者差別解消法の施行を受け、大学に「障害を持つ学生への合理的配慮」が求められるようになる中、本学においては特に発達障害等の障害が顕在化していない学生について、全学的・組織的な支援体制を整えられるかどうか課題である。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)
〔障害学生支援に関する学内規程や支援マニュアル、対応要領の作成〕	障害者差別解消法に基づく大学の合理的配慮についての方針と対応要領等の作成。(公立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程無)
	法令改正に伴い、組織的な体制整備が必要となるが、予算確保や規程整備等について、学内の理解をどのように得ていくかが課題となる。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程有)
	障がい学生支援委員会が設置されてはいるが規程は無く、加えて本学として障害学生支援に対する基本方針が曖昧であるためあまり機能していない。(私立大学・窓口無・専門委員会・他の部署・規程無)

グループ5 【学外機関との連携と情報共有の必要性】

構成内容	代表的な自由記述原文
〔学外機関との連携〕	短大の短い2年間の間に、若者サポートステーションや発達障害者支援センターなどにつなげるように努力しているが、小・中学校や高校など、もっと早めに発見されてサポートを受けていれば、もっとスムーズに社会に出ていくことができる。(短期大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無)
	役割分担(学内の諸部署、学外の機関との連携)に明確な基準がない。(高等専門学校・窓口有・他の委員会・専門部署・規程有)
〔高校や家庭等との情報共有の必要性〕	保護者とも連絡を取りながら、当該学生の所属する学科・講座等の教育ユニットの教員間で情報を共有しながらのサポートが必要である。(国立大学・窓口有・他の委員会・専門部署・規程有)
	入学後に、発達障害が疑われる学生を抽出するまでに時間が経ちすぎているため高校からの情報の提供があることが望ましい。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)
	出身高校ではどのような支援を受けてきたのか、勉強をする上でつまづきやすい点などの情報の申し送りがなく、具体的な支援にむすびつくまでに時間がかかってしまう。(私立大学・窓口有・専門委員会・他の部署・規程有)

表 25 (つづき) 平成 27 年度 修学支援課題のグループごとの代表的な回答

グループ6 【専門的な部署や教職員の設置と実技・実習の支援の課題】

構成内容	代表的な自由記述原文
〔専門性のある教職員や専門部署の設置の必要性〕	障害学生支援の専門部署ないため、情報の共有が出来ておらず、連携した支援が出来ていない。(私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無)
	支援体制の構築のための指導や助言を学校も必要としているのが現状であり、学内に障害を有する学生への修学支援について、体系的・専門的な知識を有した人材の配置・育成が望まれる。(高等専門学校・窓口無・専門委員会・他の部署・規程有)
〔実技・実習の支援のあり方〕	実習の時、担当教員の負担が大きく、個別支援が難しい。(公立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程無)
	社会福祉実習や教育実習等の外部で行う実習科目では、相手先の理解が得られにくかったり、学内の学生にサポートを担当させられない等の課題がある。(私立大学・窓口有・委員会無・他の部署・規程無)
	学内の講義、演習科目は学内において配慮を検討、工夫できる項目ですが、実習科目については、実習受入先施設の考えもあるため、実習中の合理的配慮に関わる実習先との合意形成には、課題があると感じています。(私立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)
〔教職員の理解の向上〕	教職員の理解の促進、支援に係る基礎知識の習得(国立大学・窓口有・専門委員会・他の部署・規程有)
	学生との面談に時間がかかり、トラブル時に対応できる職員が少ないため他の職員へ対応方法や知識についてもう少し改善を図って行ければと思っています。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)

表 26 平成 28 年度 修学支援課題のグループごとの代表的な回答

グループ 1 【発達障害学生の対応や把握の困難さ】

構成内容	代表的な自由記述原文
〔本人・保護者からの申し出がないことによる把握困難〕	身体障害のある学生は把握は容易だが、精神障害や発達障害の疑いのある学生については、休学・退学等の申し出があった時や問題行動が発覚したときでないと実態が把握できず、また本人からの申し出がない限り具体的な支援対策をとることができない。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)
	本人や家族からの申し出がないと分からないことが多い。把握は難しいです。(公立大学・窓口有・他の委員会・専門部署・対応要領有)
	入学時に健康面での支援や、障害のある学生の合理的な配慮が提供されることを確保するために「健康調査票」の記入と提出をお願いします。身体面の健康課題については申し出がありますが、精神面や発達に課題を抱えている学生は、入学時に本人または保護者からも申し出ることがほとんどなく、学校生活に入ってから気づくことが多いです。そのため、適切かつタイムリーな対応ができにくいと感じています。(私立短大・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領有)
〔発達障害学生への対応〕	発達障害が疑われる学生の特定について、個々の教職員の認識でしかない。学生本人・保護者にその自覚がない場合のサポート体制の構築も難しい。(国立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領有)
	発達障害が疑われる(自覚がない)学生の場合、成績不振や周囲の学生とのコミュニケーション障害ということが多く共通しており、学生生活に困難が生じていても、自ら相談に来ない学生に対しては、アプローチや対応ができていない現状があり、中途退学・休学・留年につながっていると思われます。(公立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領策定予定)
	主な支援方法が限られている身体障害学生とは違い、発達障害学生への支援はそれぞれ異なるため対応に苦慮している。(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・対応要領無)

グループ 2 【障害者差別解消法における合理的配慮の提供と課題】

構成内容	代表的な自由記述原文
〔障害者差別解消法施行に対する合理的配慮の提供〕	障害者差別解消法における「合理的配慮の提供」について、対象となる学生の障がいの程度やその時々発生する特性において個人差等が大きく対応に苦慮している。対応する教職員は知識・経験が浅いことから、一人一人の学生のその時々状況に応じて手さぐりで支援している。(できるところから支援し、支援及び支援体制づくりを積み上げている状況)(公立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領有)
	障害者に対する合理的配慮の対応は個別対応が基本であるが、配慮を必要とする学生が増えてくると、情報の共有システムや取りまとめの組織等が必要になってくる。(国立高専・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領策定予定)
〔合理的配慮に伴う支援の範囲の難しさ〕	障がい学生に対する合理的配慮について、過去の事例が少なく、判断基準が明確化されていないため、大学が障がい学生に対してどこまでサポートしてあげるべきかの線引きに苦慮している。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)
	これまで実施してきた支援が、障害者差別解消法にある合理的配慮にどの程度適合するか、判断が難しい。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領無)
	障害者差別解消法が施行されているが、合理的配慮をどこまで行えば学校として対応できていると判断されるのかの線引きが明確でないところにジレンマを感じている。また支援を要する学生への支援を実施するにあたり、周りの学生・保護者への理解(不公平感の是正など)を得ることの難しさを感じている。更に配慮したからといって、学校は学生の成功(卒業並びに卒業後の進路決定)を保障するものではなく、配慮の最終目的が、目標に到達する機会を学生が等しく持つことができるようにするだけであることを本人・保護者に理解してもらう必要があるが保護者が過度に学校に期待しているケースがあると感じている。(国立高専・窓口有・専門委員会・他の部署・対応要領有)

表 26 (つづき) 平成 28 年度 修学支援課題のグループごとの代表的な回答

グループ3 【精神障害学生の増加に伴う個人情報の把握と共有】

構成内容	代表的な自由記述原文
〔精神障害学生の増加と個人情報の把握〕	<p>特に発達障害、精神障害(中でも神経症性障害等)の学生は相当数いるものと思われるが、大学進学までに受診・診断・治療・フォロー等が継続されているケースがあまりにも少なく、適切な治癒や支援が受けられないのが現状である。障害に対する保護者の認識が大きく影響しているものと思われる。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領無)</p> <p>学生や保護者が病院に行くことを嫌い、通院や医師の診断書はないが、病弱・虚弱、精神障害があることが推察され、支援の必要な学生が増えてきている。(私立短大・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領無)</p>
〔学外機関との情報共有〕	<p>身体上の障害を持つ学生に対する支援は特に問題は無いが、精神的な障害を持つ学生に対しては、個人情報や学生自身の意識等もあって、支援が非常に困難である。診断書で明らかに障害があると分かっている場合、学生がどこまで支援を希望するのか、また、逆に教職員の方がどこまで踏み込んで支援して良いのか判断に迷うところである。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)</p> <p>発達障害の二次障害として精神的症状(統合失調症症状、抑うつ症状、強迫性症状など)を出している場合が少なくない。精神科医療との連携が重要となるとと思われる(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領無)</p>

グループ4 【支援学生の確保・養成と実技・実習における支援の課題】

構成内容	代表的な自由記述原文
〔支援学生の確保及び養成〕	<p>聴覚障がいのある学生が入学した場合には支援をするスタッフが必要であるが、現在の登録人数で対応できるのか、ノートテイクは学生で十分にできるのか不安に感じている。支援スタッフの増員及び養成面において、参考になる取組があればありがたいと感じている。(公立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)</p> <p>ノートテイク、代筆サポーターの確保 現在、障がい学生の就学支援(ノートテイク・代筆サポート)を学生サポーターで対応しているが、年々支援が必要な学生が増加し、全ての講義にサポーターを配置することが困難になっている。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領無)</p> <p>障害者差別解消法の施行に伴い、いち早い学内の体制整備の必要性を痛感している。同時に、その重要性から本学においては、障がい学生の自立を支援するピア・ボランティアの養成が喫緊の重要課題であると認識している。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領有)</p>
〔実技・実習の支援のあり方〕	<p>本学部に発達障がい疑われる学生が1名在籍しているが、本学部では、専門知識を有する教職員が配置されておらず、当該学生が野外実習に参加する場合やインターンシップで派遣する場合等、対応に苦慮している事例がある。指導教員や保健管理センター配属のカウンセラー等と協議しつつ対応をしている状況であるが、このような学生に対する対応について課題と感じている。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)</p> <p>実習先(施設や病院等)でも配慮が必要であるが、実習先の指導者や教員が1人を常時見ていることができず、障害学生本人に負担がかかることがある。また、テスト期間や実習期間になると、障害学生を支援してくれているサポーターにも負担がかかることがある。(公立大学・窓口有・専門委員会・他の部署・対応要領有)</p> <p>家政学という学問領域のため実習が多く、座学が比較的少ない。資格取得に直結した実習も多く、支援や代替などの措置についてどのように考えていくのかは、学生の状況や希望により個別に対応せざるを得ない。施設設備の更新、障害についての知見の深化、社会の変化により対応もまた変わっていくので、教員、職員ともに研修は必要であると考えている。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領有)</p>

表 26 (つづき) 平成 28 年度 修学支援課題のグループごとの代表的な回答

グループ5 【教職員に対する理解の促進と専門部署の必要性】

構成内容	代表的な自由記述原文
〔教職員に対する障害理解の促進と部署間の連携〕	全教職員が障害者差別解消推進に対する一定の理解に達するには、まだまだ時間がかかり、これから啓発・研修が必要であること。(公立大学・窓口有・委員会無・他の部署・対応要領策定予定)
	専門部署・機関があり、その部署が中心となり学部学科、教学局、事務局等の各部署と連携をとることが必要である。入学前、入学後の受入れ・連携体制の構築、必要に応じての教職員への研修(私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・対応要領無)
〔障害学生支援専門の部署の設置の必要性〕	本学では障害者を対象にした専門部署がない。現在、健康管理センターの保健室での相談や居場所確保、また、相談室では学生相談に加え、「ランチタイム」や「心の休憩室」を設けて、発達障害の学生も参加しているが、不十分と考える。個人情報保護や本人告知の問題もあり、部署間または教員間の情報共有を一概にシステム化するのには、難しいかもしれないが、障害学生支援のための専門部署を設置し、カウンセラーなどが合理的配慮を必要とする学生と学科の教員との橋渡しができるようになれば障害学生も入学時のスタートから修学しやすい環境を構築できるのではないと思われる。(私立大学・窓口有・専門委員会・他の部署・対応要領無)
	全学的な支援体制構築と規定の整備が急がれる。支援を必要とする学生にとって相談窓口が明確であることや支援にあたる教職員にとってもその助けとなるため、専門支援部署・支援コーディネーターや適切な人材の配置が必要と感じる。また、支援の中心は学生を受け入れた学部にある専門部署と連携しながら責任を持って支援していくために、研修等による教職員全体の意識・知識向上と共通理解が必要である。(私立短大・窓口有・専門委員会・他の部署・対応要領無)
	高専は大学と組織体制も規模も異なるため、大学を基準にした支援体制整備は、物理的に困難である。特に発達障害については、疑い例を含めれば、現状計上している数よりはるかに多数に上る。特性に合わせた個別対応をプロデュースする「支援センター」のような「障害学生支援」を専門に行う機関はない。仮に作ったとしても、現状の高専教員の絶対数では、業務の重複で負担が増加するだけである。「学生相談室」は障害学生の具体的な支援数や実態の情報すべてを把握する体制にはなく、職掌的にもそのためだけの機関ではない。さらに実際の支援の多くは関係教員の個別的な配慮によって対応している。障害にどこまで対応すべきかについても、大学の場合と同様にはいえないと思われる。(国立高専・窓口無・他の委員会・部署無・対応要領無)

グループ6 【全学的な体制整備と専門性を有する人材や予算の確保】

構成内容	代表的な自由記述原文
〔全学的な体制整備の必要性〕	・本来は全学的体制の整備が必要であるが、現在のところ、各キャンパス・各部署における支援体制がそれぞれ異なるため、統一した体制への整備が容易ではない。このため、現在は、個人情報や守秘義務の問題もあり、情報共有の仕組みがない等、部署間の連携が難しい。(国立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領有)
	障害者差別解消法の施行により、支援を必要とする学生が入学した場合は、負担が重すぎない範囲での対応が求められているが、現状では支援体制が整っておらず、全学的に具体的な支援方法について検討されていないこと。(公立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領無)
〔専門性の有する人材や環境整備のための予算の確保〕	障害者差別解消法を受け、早急に体制整備を図る必要があると思われるが、その財源確保が困難である。(公立大学・窓口有・他の委員会・専門部署・対応要領無)
	バリアフリー化について、大学として障害学生を受け入れしている以上は整備を行う必要があると思うが、多大な費用がかかるため整備内容は精査する必要がある。現状は各課の要望に応じて可能な範囲で対応しているが、校地全体の要望をとりまとめて計画的に改善する必要がある。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領無)

2) 支援体制の整備状況による課題の傾向

修学支援において、どのような特徴を持つ学校がどのような課題を有しているかといった課題の傾向を把握することを目的とする。ここで行なう対応分析については、異なる表現で同じ意味を成す語を集約したコードと外部変数を用い、それらの関係について散布図上に布置することで、視覚的なデータの俯瞰を可能にするものである。今回も平成 26 年度同様、障害学生支援の対応窓口、対応委員会、対応部署の設置状況と、規程の策定状況を分析における外部変数に設定し、体制整備状況及び各年度との比較を通して課題を探ることとした。体制整備状況による分類は以下の通りである。

- ✚ 「相談窓口あり」「相談窓口なし」
 - ✚ 「専門委員会あり」「他の委員会が対応」「対応委員会なし」
 - ✚ 「専門部署あり」「他の部署が対応」「対応部署なし」
 - ✚ 「規程あり」「規程なし」
- 平成 28 年度は「対応要領あり」「策定予定」「対応要領なし」

平成 27 年度の場合、「対応部署なし」は該当する大学等の自由記述回答数が少なく、対応分析にかけると外れ値になることから、除外して分析を進めた。平成 26 年度(参考)及び平成 27、28 年度における、上記項目と自由記述中の語の関係を散布図で示した(図 130～132)。対応分析の外部変数に当たる体制整備状況の項目については、赤枠(□)、赤字(例:相談窓口あり)で、自由記述中の語については、青点(●)、黒字(例:発達障害)で散布図にそれぞれ示した。

この結果、体制整備状況の違いにより、平成 27 年度及び平成 28 年度ともに、①専門委員会や専門部署が設置されている大学等、②他の委員会や他の部署が対応している大学等、③相談窓口や検討する委員会が未整備な大学等、の 3 つの体制ごとに特徴的な課題があることが示唆された。

① 専門委員会や専門部署が設置されている大学等

まず、専門委員会や専門部署が設置されている大学等で、平成 27 年度及び平成 28 年度は平成 26 年度と同様に、障害学生支援に関する学内の「規程が策定済」である傾向が示された。具体的課題を見ると、平成 27 年度は成分 1 の負の方向及び成分 2 の正の方向に、〈障害者差別解消法〉〈バリアフリー化〉〈予算〉〈合理的配慮〉等の単語が配置され、同じ方向に「専門部署あり」「専門委員会あり」が位置している。つまり、近くに布置された語から、障害者差別解消法施行に合わせた学内の体制や施設の整備が中心的課題であることが見て取れる。

一方、平成 28 年度の場合、「専門部署あり」「専門委員会あり」の付近に、〈予算〉〈専門性〉〈人材〉〈学外機関〉〈連携〉〈支援の範囲〉等が配置されている。つまり、障害学生支援に関した支援すべき範囲の難しさ、専門性を有する人材や予算の確保、学外機関との連携が中心的課題であることが見て取れる。

② 他の委員会や他の部署が対応している大学等

次に、他の委員会や他の部署が対応している大学等で、平成 27 年度は前年度と同じように「相談窓口はある」ものの「規程は未策定」である傾向が示された。図 131 の「他の委員会が対応」及び「他の部署が対応」は、成分 1 の正の方向、成分 2 の負の方向であるが、原点に近い位置に集中している。その周辺には、〈発達障害〉〈人材〉〈不足〉〈教職員〉〈本人〉〈情報共有〉〈理解〉等の単語が布置されている。すなわち、支援にあたる人材の不足や、障害学生本人及び保護者、教職員に対する障害の理解や啓発、情報共有が中心的課題であることが見て取れる。

平成 28 年度は、対応要領の策定予定である傾向が示された。「他の部署が対応」「他の委員会が対応」の周辺には、〈専門部署〉〈不足〉〈教職員〉〈設置〉〈発達障害〉等が布置されている。つまり、発達障害に対する教職員の理解不足や専門部署の設置の必要性が中心的課題であることが見て取れる。

③ 相談窓口や検討する委員会が未整備な大学等

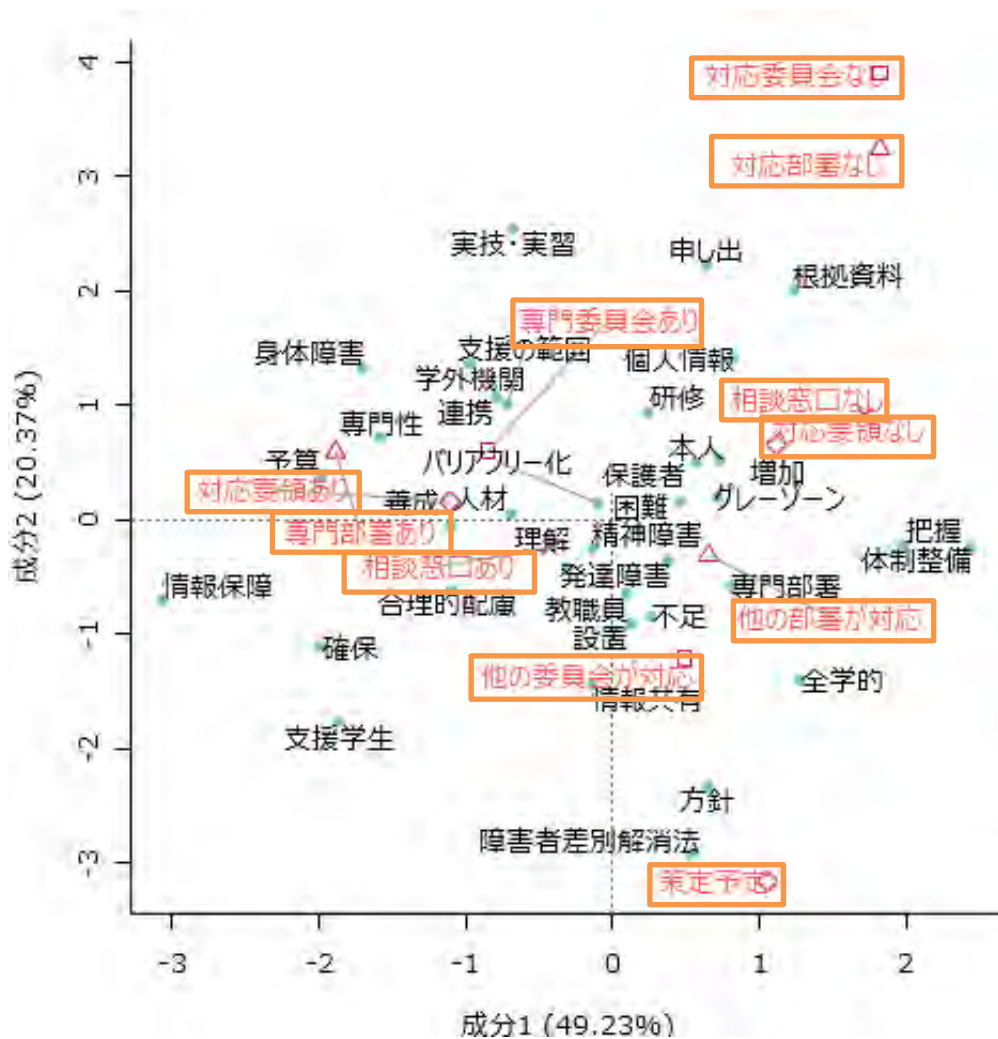
最後に、相談窓口や検討する委員会が未整備な大学等の場合、平成 27 年度は「対応委員会なし」「相談窓口なし」が、成分 1 及び成分 2 の正の方向に配置されている。周辺に見られる単語は、〈全学的〉〈把握〉〈体制〉〈専門部署〉〈方針〉〈整備〉等である。これらの単語は、大学等側の組織的な問題に関連するものである。したがって、体制構築の必要性や共通した方針の制定と障害学生の把握、といった障害学生支援の基礎的土台を形成する内容が中心的課題であることが見て取れる。

傍ら、平成 28 年度は、対応部署や対応要領がない傾向が示された。その周辺には、〈根拠資料〉〈申し出〉〈個人情報〉等が位置されている。つまり、障害学生把握のための情報収集が中心的課題であることが見て取れる。

また、平成 27 年度の対応分析で、成分 1 について値の大きい語を見ると、〈専門部署〉〈把握〉〈グレーゾーン〉〈申し出〉であり、グレーゾーンである障害学生に関する語が多いのに対し、値の小さい語は〈身体障害〉〈支援学生〉〈情報保障〉〈障害者差別解消法〉〈確保〉〈整備〉であり、障害学生と支援学生に関連する語が多い。成分 2 の大きい値は〈バリアフリー化〉〈整備〉といった物的支援の語が多く、小さい値は〈支援学生〉〈保護者〉〈情報保障〉〈確保〉〈情報共有〉といった人的支援の語が多いことが示されている。

平成 28 年度の場合は、成分 1 の値の大きい語を見ると、〈把握〉〈体制整備〉〈根拠資料〉〈全学的〉であり、障害学生に関する語が多いのに対し、値の小さい語は、〈情報保障〉〈予算〉〈確保〉〈支援学生〉であり、支援学生に関する語が多い。成分 2 の値の大きい語は、〈実技・実習〉〈申し出〉〈根拠資料〉であり、障害学生個人が取り組むべき語が多く、値の小さい語は〈障害者差別解消法〉〈方針〉であり、大学全体が取り組むべき語が多い。

具体的な課題内容は同様な回答が多かったもののうち、代表的回答を表 27、28 にまとめた。



対応分析
累積寄与率 69.6%

図 132 平成 28 年度 修学支援課題における体制整備状況と自由記述内容の関係

対応分析では、語の相関関係が高いほど近くに布置される。したがって、体制整備状況ごと近くに布置されている語を確認していくことで、体制整備状況ごとの課題を把握できる。

表 27 平成 27 年度 修学支援課題の体制整備状況ごとの代表的なテキスト

専門委員会や専門部署が設置されている大学等に特徴的な回答

マッピングからの解釈	代表的な自由記述原文
〔障害者差別解消法施行に伴う合理的配慮の整備〕	障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供について、大学内で共通理解を持つことが課題。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)
	障害者差別解消法などについての情報が、教職員、学生・院生に、まだ十分に広がっていない。(公立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)
	平成28年度より施行される障害者差別解消法のもと、高等教育(私学)において、個々の大学の個性性を考慮しながら、具体的に学内での支援体制をどのように整備・構築していくか。(私立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)
〔バリアフリー化への予算の負担の増大〕	予算的事項によりバリアフリー化されていない施設・設備がある。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)
	合理的配慮提供の前提となる基礎的環境整備について：例えば2階建て校舎にエレベーター設置するなどの施設整備を進めることが必要になった場合、現在の予算配分額では設置することが難しいのが現状です。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)
	肢体不自由学生の修学支援を目的とした建物・施設(ハードウェア)の設置・改築に関する工事は、高額に及ぶケースが多いため、予算上の制約が厳しい。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)
	現在在学していない障がいの学生が入学した際に必要な施設整備のための予算上の確保。(私立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)

他の委員会や他の部署が対応している大学等に特徴的な回答

マッピングからの解釈	代表的な自由記述原文
〔障害学生支援に必要な人材の不足〕	近年、発達障がいや精神障がいのある学生や重複障がいのある学生が多くなっており、きめ細かな対応をするためにも、専門的な知識を有する障がい者支援コーディネーターのような人材が必要である。(公立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程有)
	障害学生への十分な支援体制を構築するための人材の確保が難しいことや、大学がしなければいけない明確な支援の基準がないことが課題である。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)
	小規模の専門職大学院大学のため、柔軟な対応ができる反面、人的・物的資源に不足し、提供できるサービスに限りがあること。(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程無)
	身体的障害学生支援の予算措置が不十分のため、十分なサポート体制整備が出来ていない上に学生支援スタッフ(ノートテイク)が不足しており、その確保と継続的な支援体制を整える事が難しい状況である。(私立短大・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)
〔障害学生本人及び保護者、教職員への障害理解の必要性〕	障害学生(とりわけ発達障害)の支援では、診断名の有無によらず、何にどのように困っているのか、どのような支援が必要であるか、学生本人の自己理解や気づきが大切である。(公立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)
	周囲からの理解や協力の難しさ(障害について認知されてきているが教職員間で理解に温度差がある等)(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程無)
	障害についての基礎知識がほとんどの教職員及び学生にないこと、また提供する場がないこと。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程有)
	支援対象学生にどこまでどのような支援をしてあげられるかは、保護者の理解と協力が大きく左右されると感じるが増えてきている。(国立高専・窓口有・他の委員会・他の部署・規程有)

相談窓口や検討する委員会が未整備な大学等に特徴的な回答

マッピングからの解釈	代表的な自由記述原文
〔全学的な体制構築と専門部署の必要性〕	教職員における障害に対する知識のバラつきも大きく、学内体制の構築が課題。(公立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無)
	障害学生支援の専門部署がないため、情報の共有が出来ておらず、連携した支援が出来ていない。(私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無)
	障害学生支援専門部署がなく、障害学生支援専門員がいない。大学の心理士として障害学生支援を行っているが、心理士の立場で行うべきこと、必要な支援との間で葛藤が起きる。障害学生支援担当部署・担当者を置くか、心理士が兼任であれば大学から任命して欲しい。(私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無)
〔方針の制定と障害学生の把握〕	大学として障害を持つ学生に対する理解が進んでいるとは言えず、現場レベルでは把握しているものの、大学としてオフィシャルに、障害を持つ学生の存在を把握していないという問題点がある。(公立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無)
	教員との連携を深めるにあたっての体制やガイドラインをどう設計していくべきかが課題である。(私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無)

表 28 平成 28 年度 修学支援課題の体制整備状況ごとの代表的なテキスト

専門委員会や専門部署が設置されている大学等に特徴的な回答

マッピングからの解釈	代表的な自由記述原文
〔支援の範囲に関する判断基準の困難性〕	合理的配慮に当事者の意向を、どの程度まで尊重すべきなのか、どの程度が過重な負担なのかなど判断に迷う。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)
	障がい者の方への支援について、この配慮は合理的なものか、この配慮は行き過ぎかの線引きが難しい。(国立大学・窓口無・専門委員会・専門部署・対応要領有)
	本学は生涯学習機関としての側面もあり、支援対象者の多さや支援範囲の広さが一般の大学とは異なるため、学生の要望の全てに応えることは困難であり、合理的配慮の判断が難しい。(公立大学・窓口無・専門委員会・専門部署・対応要領有)
〔専門的人材及び予算の確保〕	障がい学生が入学した場合、その障がいの程度により学生の教育研究に支障が出ないようにするためには経費が必要になる。大学予算が削られる中、学生が満足するようなサポートができるか心配である。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)
	障害学生支援について専門的な知識を持ったコーディネーターの必要性を感じているが、そのような人材の発掘及び予算面で苦慮している。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)
〔学外機関との連携〕	各大学間の連携がより進むことが望ましい。予算・人員に制約があるので、支援機器やノウハウの共有等が進展する仕組みづくりが望まれる。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)
	SST・リハビリテーション・障害受容プロセス・医療・就労体験等においては、外部機関との連携及び大学間での共同プロジェクトが必要と考える。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)

他の委員会や他の部署が対応している大学等に特徴的な回答

マッピングからの解釈	代表的な自由記述原文
〔発達障害に対する教職員の理解不足〕	教職員の理解の促進、支援に係る基礎知識の習得(国立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領有)
	支援を行う体制作り、障害者支援(特に発達障害や精神障害)に関する教職員の理解(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領有)
	発達障がいに対する理解が学内において不十分であり、休学等の誘因となっている。(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・対応要領無)
〔専門部署の必要性〕	学生の障害者に対する支援事業を実施していくために、対応等を一元管理するための専門的組織設置に向けて課題等を検討するとともに、学生によるボランティアの体制作りに向けて検討が必要と理解しているが、ハードルが高く進んでいない。(国立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領有)
	専門部署の必要性を強く感じている。大規模大学ほどではないとはいえ、対象学生は年々増加傾向にあり、部分的な関わりでは対応が困難な局面が多く、結果的に適切な支援が行えないことになるという懸念がある。また、支援にあたっての考え方、理解について、教員、スタッフに共通の知識、意識が醸成できるような研修の必要性も感じている。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領無)
	教員一人一人は、学生支援を行っているが、障害学生の修学支援に関する専門部署がないため、大学全体としての方針や、情報共有のシステムがない。(私立短大・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領策定予定)

相談窓口や検討する委員会が未整備な大学等に特徴的な回答

マッピングからの解釈	代表的な自由記述原文
〔情報収集の難しさ〕	本人の申し出がない限り無いものとされているが、実際には一定割合の該当者が存在していることがうかがえる。高大連携や本人・家族からの申し出があればできることもあると考えられるが、それが行えない。(私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・対応要領無)
	障害の申告は、本人の意志によるものであるため、障害のある学生すべてを把握し支援することは困難である。また、授業態度や生活態度から発達障害が疑われる学生の情報を教職員で共有し、支援を行っているが、学生本人さらにはその家族に障害をもっているという自覚がないと支援はより困難となる。(私立大学・窓口無・委員会無・部署無・対応要領無)
	赴任して2年目であり、重い障害がある学生は今まで対応したことはないが精神障害、軽い障害の学生は、そのことを伝えるのを嫌がり自己申告をしなかった。自己申告なければ把握が難しく、対応が漏れてしまうことがあった。(私立大学・窓口無・委員会無・部署無・対応要領無)
〔個人情報の扱い方〕	学生の障害名をまわりに伝えられないので、多くの学生にとってひとりだけ特別扱いみたいに取り扱われる恐れがある。ひとりの学生のために多くの時間を要するので、個別対応への限界がある。(私立大学・窓口無・委員会無・部署無・対応要領無)
	目に見える障害の場合、周りの学生は障害を理解しやすいが、そうでない場合、個人情報を守ることや障害学生の知らせて欲しくないという要望をかなえるために担当教職員は、苦悩している。(国立高専・窓口無・委員会無・部署無・対応要領無)

(4) 考察

平成 27 年度及び平成 28 年度における大学等に在籍する障害学生の修学支援に関する課題を明らかにするため、「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」の 13.意見、要望の(1)の障害学生の修学支援に関する課題に対して、自由記述分析を行なった。自由記述回答より得られた結果から、障害学生の修学支援に関する課題についてまとめ、今後検討すべき課題について述べる。

1) 大学等が抱える課題のグループ化による理解

分析で得られたクラスターにおいて、平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 年間で比較すると、グループを構成する語の違いは見られるものの、全体的な傾向として大きな変化は見られなかった。

平成 26 年度以降のクラスターにおいて、以下の共通点が見られた。①発達・精神障害学生の把握や対応、②支援学生の確保・養成、③全学的な体制整備の必要性、④予算の確保、⑤障害に対する理解の促進、⑥専門性の有した人材の配置、⑦情報共有の必要性。

ところで、平成 27 年度はグループ 3【全学的な支援体制整備の必要性と困難】、グループ 4【障害者差別解消法に向けた合理的配慮や方針の整備】、グループ 5【学外機関との連携と情報共有の必要性】、グループ 6【専門的な部署や教職員の設置と実技・実習の支援の課題】が示されており、それらは大学等側の体制組織上の課題及び施設面での課題を示したものと考えられる。全学的な体制整備については、平成 26 年度と全く同じ構成で課題になっており、高校を含めた学外機関との連携や情報共有、専門部署や教職員、実技・実習については構成が多少異なるものの課題として挙げられていた。一方、障害者差別解消法に向けた整備に関する課題は、平成 27 年度に新たに挙げられた課題であり、平成 28 年度でも課題となっていた。大学等に在籍する障害学生は学生生活において、講義のみならず相談や資格、手続き、就職活動等を通して、多くの教職員と関わる事が推測される。そのため、大学等は障害学生から相談や要望があった場合、適切な助言や支援、配慮を行なうことが求められる。しかし、対象学生の障害の重症多様化及び専門部署の未設置、教職員の理解不足、特定部署への障害学生関連業務の集中や各部署での対応の違い等から、障害学生への十分な対応の困難や学内における情報や対応の統一の必要性といった回答が多く見られた。そこで、障害者差別解消法施行を契機に、作成を義務づけられている対応要領やそれに準じたマニュアルを一刻でも早く完成させ、全学的に理解や認識を浸透させることで、障害学生への障害認識や支援基準を共有することが可能になると思われる。

次に、大学等の環境整備の課題及び支援学生に関する課題は、平成 26 年度は、グループ 3【情報保障の人的確保と質の維持】、グループ 5【支援提供にかかる予算や、支援内容・成績評価の基準】とそれぞれ別々に位置づけられているが、平成 27 年度は、グルー

プ2【支援学生の確保・養成及び学生生活における支援の環境整備】といった一つのクラスターを形成していることが特徴的である。さらに、平成28年度では、グループ4【支援学生の確保・養成と実技・実習における支援の課題】といった前年度の学生生活から実技・実習といった具体的活動が課題として挙げられていることも特徴的であろう。大学等における全学的な環境整備には、予算と日数の限界があるため、即時に用意周到な環境を提供することは厳しい。そこで、障害学生の不利益のない学生生活を補助する役割のある支援学生の存在が重要になる。また、十分な支援を行なうためには一定の支援学生の人数の確保が不可欠である。しかし、実際は大学等によっては支援学生が不足している状態であり、少人数で支援に当たらざるを得ない状況もあり、支援学生一人ひとりの負担が大きいといった現状が見られた。また、支援スキルに関する意見も多く、支援経験時間の差異や学習内容の専門性の問題等から、支援に対するモチベーションに影響しているといった意見も見受けられた。そういった事態を防ぎ、支援の量的・質的な確保を行なうためには、全学的に支援学生の募集を呼び掛けるとともに、学内にとどまらず近隣大学の支援学生の協力を負担にならない範囲で得ることも一つの方法として活用することで支援学生不足の解消を目指す必要があると思われる。加えて、支援学生への精神面及び技術面等のフォローを定期的実施する制度や体制が必要であると思われる。

グループ1【発達・精神障害学生の把握と対応の困難】については、平成26年度と平成27年度とは全く同じクラスター構成をなしていた。平成28年度は精神障害と発達障害が分かれたが、内容を概観すると、大きな相違は見られなかった。例年、発達障害及び精神障害が課題になっていることは、そもそも、発達・精神障害は幅広い概念であり、非常にわかりにくい障害であることが指摘されている。その理由として、障害の範囲の多様さ、重症度が軽度から重度まで幅広い、等が挙げられている。また、本人の気づきがない例や周囲に知られたくない例、保護者の理解がない例等が多く報告されている。支援が必要であるにもかかわらず本人の申告がないため、把握できず対応に苦慮しており、場合によってはトラブルに発展することもある。ちなみに、合理的配慮を受けるためには、配慮が必要という「本人の意思表示」が必要である。したがって、本人や周囲の人々において問題なく学生生活を行なうためには、本人や保護者に対して、障害に関する困難や障害学生自身の置かれた立場を理解し、他人に説明できる力や配慮を求める力の育成が欠かせない。そのことは、卒業後の社会的自立においても重要であることから、在学中に身につけるように計画的に取り組まなければならないと思われる。

2) 支援体制の整備状況による課題の傾向

支援体制の整備状況による課題の傾向で、専門委員会や専門部署が設置されている大学等は、障害学生支援に関する学内の「規程が策定済」である傾向、〈合理的配慮〉に関する課題であることが平成26年度以降共通した課題であることと言えよう。ただ、平成28年

度では〈合理的配慮〉が近くに布置されていないが、合理的配慮に関連する〈支援の範囲〉が布置されている。

他の委員会や部署が対応している大学等は「相談窓口はある」ものの「規程は未策定」である傾向、障害学生支援に必要な人材の不足が課題であること、相談窓口や検討する委員会が未整備な大学等は全学的な体制構築と専門部署の必要性が課題であること、といった特色に関しては、平成 26 年度以降共通した課題である。しかし、異なっている部分も少なくない。例えば、バリアフリー化の課題は平成 26 年度では相談窓口や検討する委員会が未整備な大学等の課題であったが、平成 27 年度及び平成 28 年度では専門委員会や専門部署が設置されている大学等の課題になっている。その他にも、教職員への障害理解の必要性は、未整備な大学等の課題から他の委員会や部署が対応している大学等の課題に変わっている。このことは、障害者差別解消法の影響の可能性が考えられる。先述したように、障害者差別解消法施行に伴い、各大学等に対応要領の作成が義務づけられている。相談窓口や検討する委員会が未整備な大学等の場合は、規程を未だ策定していないことから障害者差別解消法に合わせる形で「方針の制定」が優先すべき課題として取り組んでいる段階であると考えられる。一方、専門委員会や専門部署が設置されている大学等では規程が策定済であるため、以前からの課題であった合理的配慮の一つであるバリアフリー化が具体的課題として挙げたと考えられる。

以上のことから、各大学等の支援体制の整備状況によって、それぞれの課題は異なることが明らかになったものの、障害者差別解消法の施行に合わせた上で支援体制の構築が行なわれている点では共通していると言えよう。

3) 「障害者差別解消法」施行前後の動向と今後の課題

障害学生に対する修学支援の課題に関して、障害者差別解消法施行前後の動向及び施行に伴う体制整備を中心に、障害学生の修学支援のあり方及び課題について考察する。

平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法は、合理的配慮の不提供の禁止を定めており、国公立大学は法的義務、私立大学は努力義務となっている。それに伴い、障害者への合理的な配慮の実施が求められている。以上の今日的背景から、平成 27 年度の自由記述では、各大学等で支援体制の整備や対応要領の作成の動きも見られたことから、〈障害者差別解消法〉〈方針〉の頻出回数が多く、クラスター分析でも 1 つのグループをなしたことが注目される。平成 28 年度も、障害者差別解消法関連の記述は多かったが、施行後においても体制整備が不十分で、取り組んでいる段階といった意見も少なくなかった。

その障害者差別解消法の中でもポイントとなる合理的配慮とは、障害者権利条約に「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされ

るものであり、かつ、均衡を失したまたは過度の負担を課さないものをいう」と定義している。つまり、社会的障壁を取り除くために、平等な立場で無理のない範囲で、障害者のニーズに合った配慮や支援をすることとされている。その中で、業務遂行に及ぼす影響の面や経済的・財政的コストの面等において、負担が過重にならないよう考慮する必要性が示されている。しかし、本分析において、支援者の過大な負担の課題や、障害学生支援室または特定部署への業務の集中、バリアフリー化に伴う施設改修工事の費用等の過度な負担に関わる意見が多く挙げられていた。合理的配慮の基準や範囲は必ずしも明確ではないため、判断が難しい事例も多いことが想定される。それを解決していくためには、学校規模によって抱える課題が異なることから、大学等の環境や資源を考慮しつつ、中長期的計画として取り組むとともに、障害学生と大学等側の当事者双方による建設的対話において、配慮・支援を提案し合い、試行錯誤する中で適切な方法や内容を探求していく取組が求められる。

3. 障害学生の進路・就労・キャリア教育支援に関する課題

(1) 分析の目的

平成 27 年度実態調査によると、障害学生に対する就職支援やキャリア教育支援として、実施校数の多いものから順に、「就職支援情報の提供、支援機関の紹介」(221 校)、「障害学生向け求人情報の提供」(201 校)、「就職先の開拓、就職活動支援」(170 校)、「インターンシップ先の開拓」(65 校)が実施されていた。平成 26 年度実態調査の結果と比較すると、「就職支援情報の提供、支援機関の紹介」は 120 校から 221 校へ実施校が増え、他の項目についても実施校は増加しており、障害者差別解消法の施行へ向けて、就職支援やキャリア教育支援についても支援体制が整備されつつあることがうかがえる。

本分析では、平成 27 年度及び平成 28 年度実態調査における意見・要望欄の設問「障害学生の進路・就労・キャリア教育支援について、課題と感じられていることがありましたら、ご記入ください」に対する自由記述テキストを対象とした。平成 27 年度実態調査では、全 1,182 校中、448 校より回答が得られた(回答率 37.9%)。内訳は、大学 322 校(国立 56 校、公立 26 校、私立 240 校)、短期大学 96 校(公立 3 校、私立 93 校)、高等専門学校 30 校(国立 29 校、公立 1 校)であった。平成 28 年度実態調査では、全 1,171 校中、443 校より回答が得られた(回答率 37.8%)。内訳は、大学 321 校(国立 52 校、公立 32 校、私立 237 校)、短期大学 98 校(公立 7 校、私立 91 校)、高等専門学校 24 校(国立 22 校、公立 2 校)であった(図 133)。

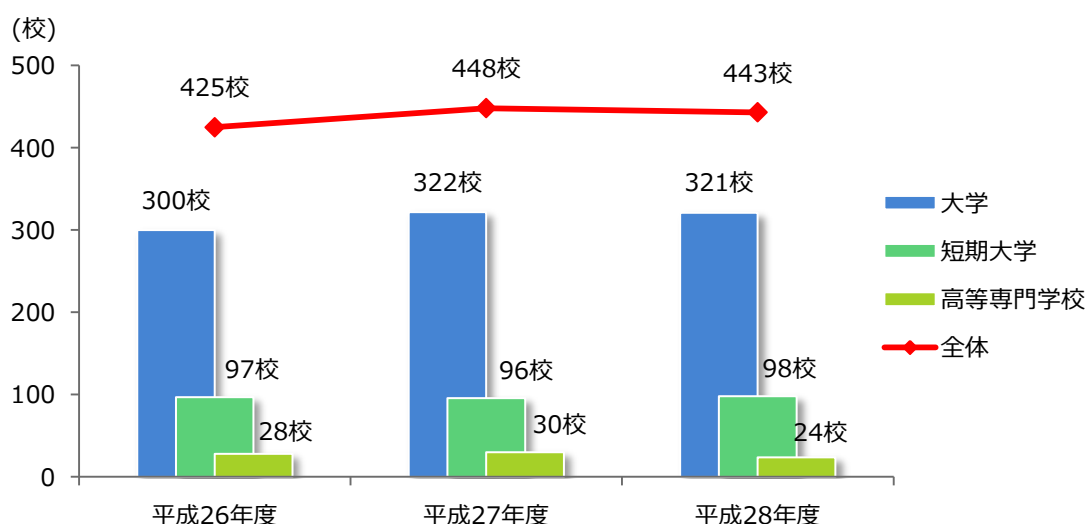


図 133 自由記述回答校数の推移

上記回答校より得られたデータを階層的クラスター分析により、グループ化して整理した。さらに学校種や学校規模に着目して対応分析を行なうことにより、各学校の課題を把握し、今後のより良い進路・就労・キャリア教育支援のあり方を検討することを目的とした。

(2)分析に使用した語

分析するにあたり、語の採用基準は、平成 26 年度実態調査分析における基準を踏襲し、単語や複合語に集約した後の出現回数が、20 回以上の語を採用した。異なる表現で同じ意味を成す語は 1 つに集約し、自由記述中に頻出する語をまとめたのが、以下の表である(表 29～31)。平成 26 年度は全部で 30 語抽出されたのに対し、平成 27 年度は 30 語、平成 28 年度は 36 語を分析に使用する語として採用した。

表 29 平成 26 年度 分析に使用した語

発達障害	グレーゾーン	身体障害	精神障害	保護者	教職員
就職課	保健室・相談室	企業	外部機関	連携	把握
開拓	理解	困難	少ない	受け入れ	求人
障害者枠	手帳	専門性	自己理解	早期支援	卒後支援
インターンシップ	対人関係	対人支援職	対人関係	進路変更	社会

表 30 平成 27 年度 分析に使用した語

発達障害	グレーゾーン	身体障害	精神障害	保護者	教職員
就職課	情報	企業	外部機関	連携	把握
開拓	理解	困難	少ない	受け入れ	求人
障害者雇用枠	手帳	専門性	自己理解	早期	卒業後
インターンシップ	対人関係	就職活動	希望	進路選択	社会

表 31 平成 28 年度 分析に使用した語

発達障害	グレーゾーン	身体障害	精神障害	保護者	教職員
マッチング	一般就労	企業	外部機関	学内連携	把握
開拓	理解	困難	少ない	受け入れ	求人
障害者雇用枠	手帳	専門性	自己理解	早期支援	卒後支援
インターンシップ	対人関係	就職活動	希望	進路選択	社会
受入先	資格	本人	実習	地方	診断

平成 27 年度は、平成 26 年度との変更点として、〈情報〉〈就職活動〉〈希望〉〈進路選択〉〈早期〉〈卒業後〉が新たに抽出された。一方、平成 26 年度に採用された〈保健室・相談室〉〈資格実習〉〈対人支援職〉〈進路変更〉〈早期支援〉〈卒後支援〉は、採用基準を下回ったため、不採用となった。また、〈障害者雇用枠〉に関して、平成 26 年度は〈障害者枠〉であったが、名称の具体化や適切さなどを踏まえて変更に至った。

平成 28 年度は、平成 27 年度との変更点として、〈マッチング〉〈一般就労〉〈学内連携〉〈早期支援〉〈卒後支援〉〈受入先〉〈資格〉〈本人〉〈実習〉〈地方〉〈診断〉が新たに抽出された。そのうち、〈早期支援〉〈卒後支援〉は平成 26 年度で抽出されており、〈資格〉〈実習〉は〈資格実習〉として抽出されている。一方、平成 27 年度に採用された〈就職課〉〈情報〉〈連携〉は、採用基準に満たず、不採用となった。

(3) 結果

1) 大学等が抱える課題のグループ化による理解

平成 27 年度の修学支援に関する課題の自由記述項目について、平成 26 年度より 23 校多い、448 校の回答が得られた。該当校の自由記述について、ユークリッド平方距離を利用した Ward 法を用い、階層的クラスタ分析を行なった。出現パターンの似通った語の組み合わせを整理し、樹形図を作成した。なお、図中の棒グラフはそれぞれの語の出現回数を示している。参考として、平成 26 年度の結果も記載した(図 134)。

階層的クラスタ分析により、平成 27 年度の場合は、大きく 5 つのグループに分類された(図 135)。

📌 グループ1【発達障害学生や保護者の障害認知にかかる就職活動の困難さ】

発達障害学生や発達障害が疑われる学生の障害理解や就職活動の困難

📌 グループ2【外部機関や専門性を有する教職員との連携した就労支援】

専門性を有する教職員による早期支援や外部との連携の必要性

📌 グループ3【社会への移行のための就職支援】

インターンシップ先の開拓や社会移行支援等

📌 グループ4【障害者雇用枠を含めた求人の拡大】

手帳取得による障害者雇用枠を含めた障害学生の求人の拡大

📌 グループ5【精神障害学生に対する企業の受け入れの困難さ】

近年増加傾向をみせる精神障害学生の受け入れ企業の少なさ

グループ化された課題に含まれる内容については、同様な回答が多かったものの中から、代表的な自由記述回答を抜き出し、表 32 に示した。

一方、平成 28 年度の修学支援に関する課題の自由記述項目について、平成 27 年度より 5 校少ない、443 校の回答が得られた。

階層的クラスター分析の結果、平成 28 年度の場合は、大きく 6 つのグループに分類された(図 136)。

✚ **グループ1【対人関係に困難のある学生に対する受入先の開拓と学外連携による卒後支援】**

障害学生の受入企業等の少なさと卒業後の就労を目指す学生への卒後支援

✚ **グループ2【国家資格等の取得に関わる職業選択の難しさ】**

実習を伴う国家資格や免許に関わる職種に関する基準設定や就職に関する困難性

✚ **グループ3【発達障害や発達障害が疑われる学生の就職活動における困難】**

発達障害及び発達障害が疑われる学生への就職支援のあり方や精神的な負担等

✚ **グループ4【障害学生・保護者の障害理解と就職希望における困難】**

障害学生本人や保護者の障害理解、障害学生の適性に応じた進路選択の重要性等

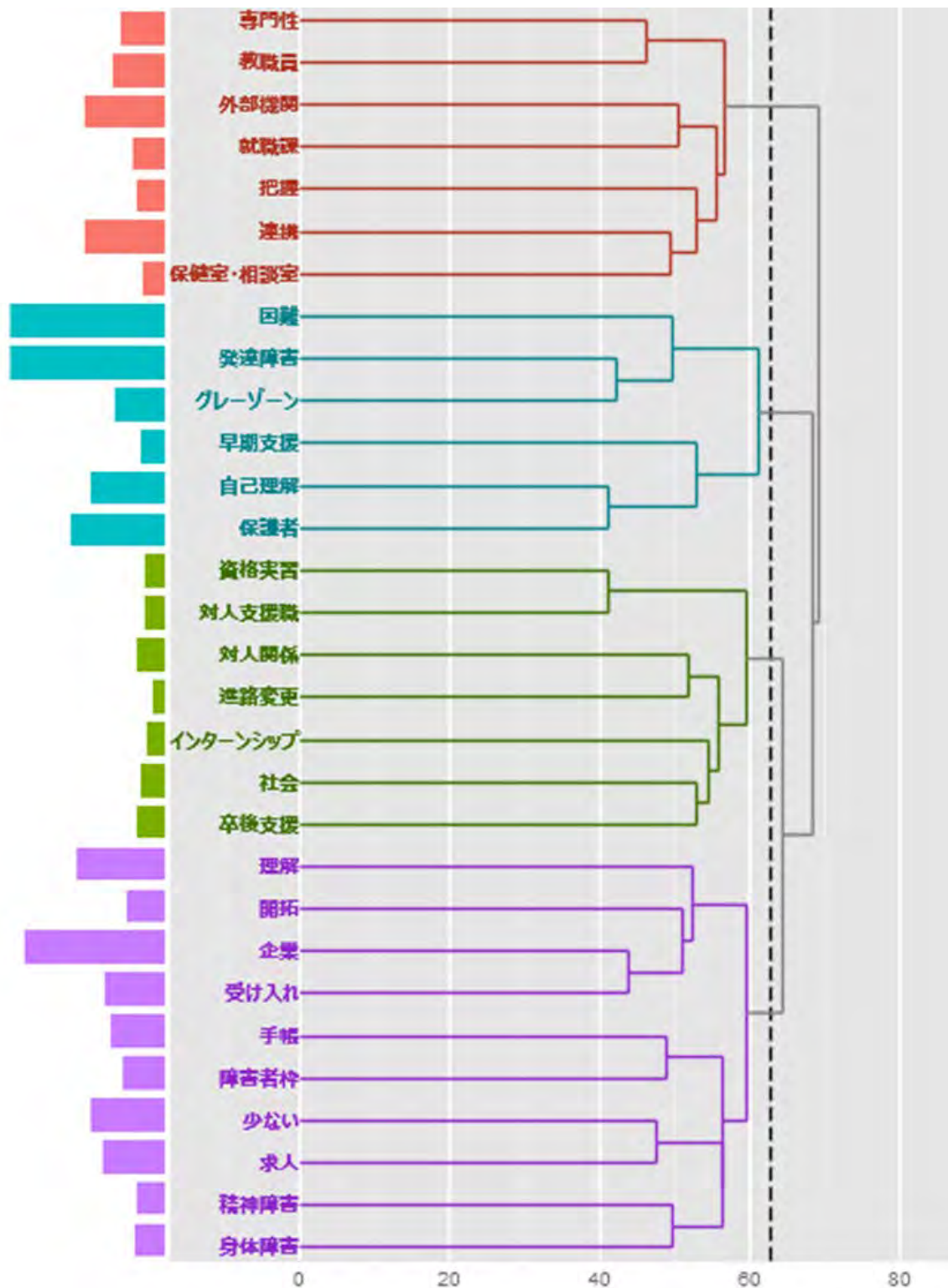
✚ **グループ5【障害学生の早期把握と早期支援の開始】**

障害学生の検知及び就職を見据えた支援の早期開始

✚ **グループ6【障害学生の障害種や障害の程度、職業適性等と受入先とのマッチングの難しさ】**

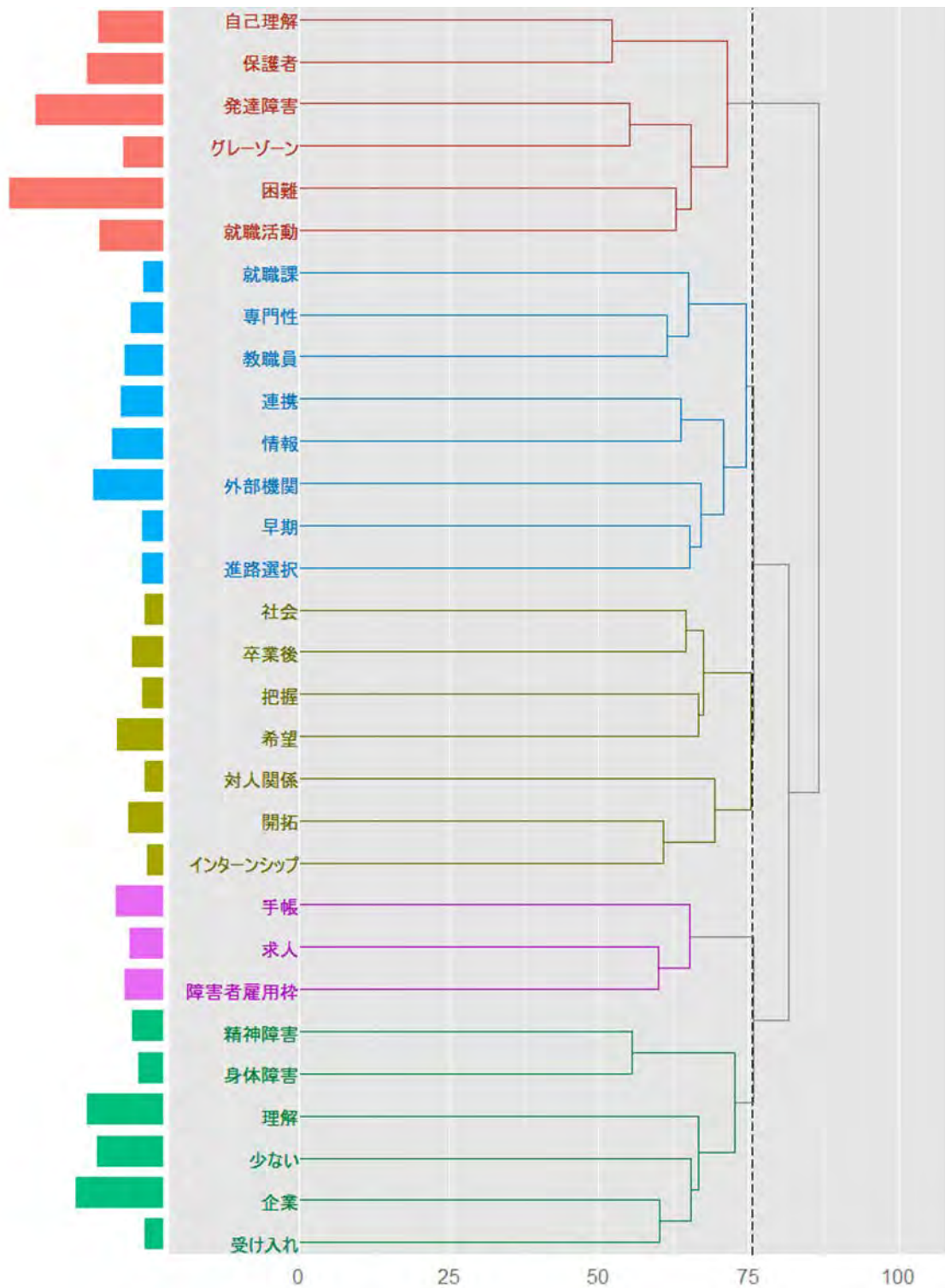
障害学生・保護者の就職希望や障害の程度と企業が求める能力等とのマッチングの困難

グループ化された課題に含まれる内容については、同様な回答が多かったものの中から、代表的な自由記述回答を抜き出し、表 33 に示した。



階層的クラスター分析(ユークリッド距離、Ward 法)

図 134 平成 26 年度 進路・就労・キャリア教育支援課題のグルーピング



階層的クラスター分析(ユークリッド距離、Ward 法)

図 135 平成 27 年度 進路・就労・キャリア教育支援課題のグルーピング

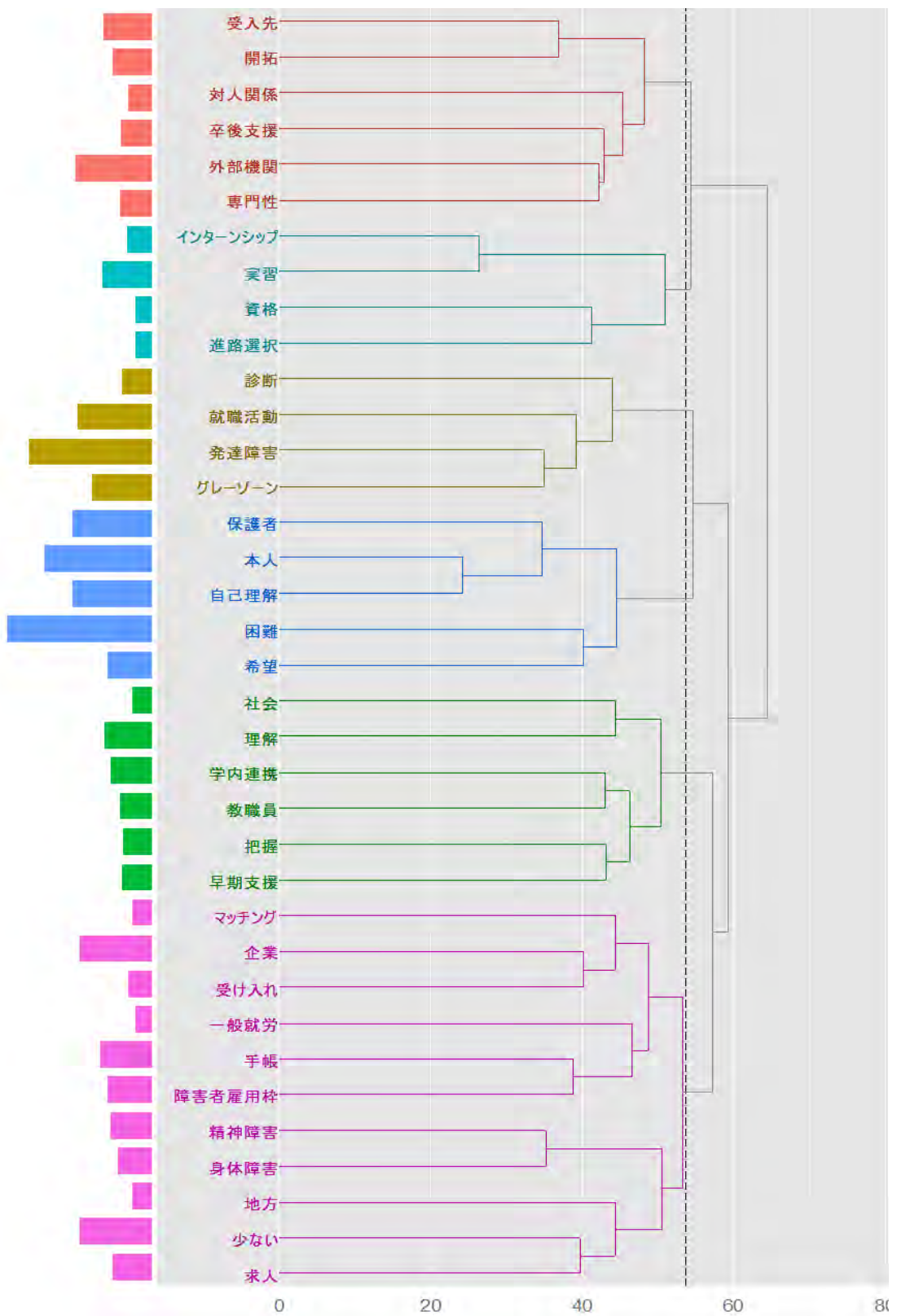


図 136 平成 28 年度 進路・就労・キャリア教育支援課題のグルーピング

表 32 平成 27 年度 進路・就労・キャリア教育支援課題のグループごとの代表的な回答

グループ1 【発達障害学生や保護者の障害認知にかかる就職活動の困難さ】

構成内容	代表的な自由記述原文
〔障害学生や保護者の障害理解の困難〕	発達障害の学生の場合、本人の自己理解が低いと就労するのは難しい。また、保護者の理解や自覚も低く、本人任せの傾向が強い。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)
	発達障害のある(疑われる)学生の場合、本人の希望する職種と実際の能力・適性にギャップがある場合が多く、どのように障害学生本人の自己理解を促していけばよいか関わりが難しいと感じています。また、保護者との連携も課題であると感じています。(私立大学・窓口無・専門委員会・他の部署・規程無)
〔発達障害や発達障害が疑われる学生の就職活動における困難〕	就職活動では、「学生本人が情報を取捨選択しながら実現可能なスケジュールを組み、主体的に行動する」力が求められる。発達障害学生の場合、上記のことは非常に苦手とする場合が多い。そのため、単位取得には問題がなく進級してきたが、就職活動を開始して初めてつまずいてしまうケースが多くみられる。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)
	「明らかに発達障害を疑われる学生への支援」診断等は受けていないものの、明らかに発達障害を疑われる学生が、就職活動等でなかなか自分の思うようにならないケースが、やはり非常に多いと感じている。なかなか決まらないことを受けて、本人が自らインターネット等で「自分は発達障害なのかもしれない」と気付くケースもあるが、自分ではなかなか認識できないケースの方が多い。(公立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無)

グループ2 【外部機関や専門性を有する職員との連携した就労支援】

構成内容	代表的な自由記述原文
〔就職課を含めた専門性を有する教職員による支援の必要性〕	課題としては、本件においてはより専門的な知識や経験が必要であることに加えて、入学した時点から卒業するまで継続した時間を掛けての特別な支援が必要な場合もあるが、その点において現状は人も含めて、十分な体制が整っていないことがあげられる。一部の担当者しか障害者への支援について理解しておらず、人によって対応が異なるため均一的な知識の習得、理解を深めることが今後の課題である。(私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無)
	発達障害の学生の場合、就職指導にも時間がかかり、個別対応が求められるため、キャリアセンターの人員がたりない。またキャリアセンターのスタッフに対しても障害対応を学ぶ場が必要。(国立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)
〔外部機関と連携し、早期から支援を行う〕	本人だけでなく保護者についても障害需要の難しさを感じます。早期に診断治療を受けて医療機関とも連携している学生については、進路、就活についても本人に合わせた職種の選択、障害者枠の利用などをすすめていけるが、就活時になって障害の問題に直面してという場合には、そこから障害についての理解受容という心理教育が必要となる。早期対応・支援していく学内外と連携した体制づくりが課題です。(私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無)
	H27 年度より外部機関と連携し、情報収集、個人の特性に合った職業の選択を行っているが、他の業務と兼任のスタッフが行っているため、対象の学生全てに十分な対応ができないこと。(私立大学・窓口有・専門委員会・他の部署・規程有)

表 32 (つづき) 平成 27 年度 進路・就労・キャリア教育支援課題のグループごとの代表的な回答
グループ3 【社会への移行のための就職支援】

構成内容	代表的な自由記述原文
〔インターンシップ先の開拓〕	障がいの種別によって、理解が広まっている障がいと、誤って理解されている障がいがあります。当事者が実際に働く姿を示せる場、インターンシップの場が広がることを求めます。(私立大学・窓口有・専門委員会・他の部署・規程無)
	インターンシップ等、就業体験の受け入れ先の確保。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)
〔卒業後の社会への移行支援〕	卒業後、いかに社会と繋がっていけるかを念頭に考えている。現状として「障害があるのか」について、グレーな場合が散見される。学生自身の自己認知や保護者の理解が進むよう努めている。(私立大学・窓口無・専門委員会・他の部署・規程無)
	学生の希望進路と受入企業のマッチングが困難であること。(キャリア)障害を抱えた学生が、卒業後スムーズに就職し、社会で活躍できるための支援体制が不十分である。(生事務)(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程無)

グループ4 【障害者雇用枠を含めた求人の拡大】

構成内容	代表的な自由記述原文
〔手帳取得による障害者雇用枠を含めた障害学生の求人拡大〕	最近では、障害者枠での就職を目指すために在学中に精神障害者福祉手帳のための申請書を記入して、手帳を取得してもらうケースが増えている。そのための家族への説明が必要となる。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)
	障害者手帳を取得した上での就労の道は近年充実してきており、何度も就職試験に失敗した学生の中には、手帳取得に向けた動きを始める場合もある。就職担当部署においても、障害学生の就職支援についてのノウハウを蓄積してきている。やはり、課題は、学生本人や保護者が、いつ障害について認知し、障害者枠での雇用を選択できるか、という点だと考える。(私立大学・窓口有・専門委員会・他の部署・規程無)

グループ5 【精神障害学生に対する企業の受け入れの困難さ】

構成内容	代表的な自由記述原文
〔身体障害と比較した精神障害の受け入れ企業の少なさ〕	障害学生の就職に関して、企業の方がお見えになることはありますが、身体障害学生を対象としていらっしゃるようで、精神的障害や発達障害の学生にとって、企業から障害者として雇用をいただくことは簡単ではないように感じました。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)
	障害者手帳を持たない学生への求人紹介について、支援に苦慮し課題と感じている。身体障害に対し、精神障害や発達障害を持つ学生に対しての求人が少なく、学生支援に課題を感じている。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)

表 33 平成 28 年度 進路・就労・キャリア教育支援課題のグループごとの代表的な回答
グループ 1 【対人関係に困難のある学生に対する受入先の開拓と学外連携による卒後支援】

構成内容	代表的な自由記述原文
[対人関係に困難のある学生の受入先開拓]	短期大学における就学支援を受けて卒業しても卒業後の進路が決まらず、フリーターという現実がある。また発達障害のある学生の場合は、集中力がない、コミュニケーションが取れないなど学生の特性によって就労が難しい。卒業後の進路指導が課題である。(私立短大・窓口無・他の委員会・他の部署・対応要領無)
	発達障害等により、社会性(他者との関わりやコミュニケーション等)に困難を有する学生について、就労する上で求められる社会性を、大学教育の中で向上させることが難しいため、単位を修得し卒業が可能となっても、就労先を見つけることが困難であることが多く、課題だと感じています。(私立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)
[対人関係に困難のある学生への学外連携による卒後支援]	挨拶や日常的会話を含む基本的なコミュニケーション能力を付けることが時間的に困難である。例えば、訓練も兼ねた試行採用を繰り返すことができるような採用の体制があると良い。(国立高専・窓口有・専門委員会・他の部署・対応要領有)
	障害学生の修学に対する支援と進路・就労・キャリア教育などに対する支援の同時進行が難しく、他の学生より対応が遅れてしまうことがある。今の大学での修学・生活をどう支援していくかを考えることに支援が集中しており、卒業までの支援体制と卒業後の進路に対する支援の連携が十分ではないが、発達障害に関しては、今年度から外部支援機関(発達障害就労支援センター)と連携し、校内での就労支援スキルアップを図る計画をしている。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領策定予定)

グループ 2 【国家資格等の取得に関わる職業選択の難しさ】

構成内容	代表的な自由記述原文
[実習や国家資格取得等に関わる進路選択]	本学はあくまでも教員養成系大学であり、学校教育教員養成課程に絞り込まれた現在、教員免許取得は卒業要件である。教員免許は取得せずに卒業する特別措置もあるが、基本的にコミュニケーション障害は教員にとっては職業選択上、教育学部学生にとってはかなり厳しい。どのような選択肢を示せるかは大きな課題である。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)
	医療専門職を養成する大学なので、学校適応できるよう様々な支援を行っても、実習や国家試験の壁を乗り越えられないケースが多い。(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・対応要領無)
	医療系の短期大学であるため、全学生が実習を経験します。座学では特に問題のない学生が、実習に出てみて初めて自らの障害を自覚するケースもあるため、教職員が日常生活を見るうえで気づき、先回りしてケアをしたり、実習先を選定するにあたっての配慮をすることが必要に感じられます。(私立短大・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領無)

表 33 (つづき) 平成 28 年度 進路・就労・キャリア教育支援課題のグループごとの代表的な回答
グループ3 【発達障害や発達障害が疑われる学生の就職活動における困難】

構成内容	代表的な自由記述原文
[就職活動を通した障害への気づき]	発達障害が疑われる学生への支援について就職活動が始まってから気が付くことが多いこと。(特に筆記は通過するのに、面接でいつも落ちてしまうという相談で気が付く)(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)
	発達障害の疑いのある学生が、就職活動中に苦戦し、内定を得られず悩むケースが多い。障害の疑いも含め、学生自身の特性に気づかせることは大変難しいと感じている。勤勉な学生が多いので、特性を生かした業界、業種を紹介できる仕組みがあればよいと思う。(公立大学・窓口無・委員会無・他の部署・対応要領無)
[発達障害学生の就職活動の困難さ]	インターンが当たり前となってきており、就職活動の時期が早まっている。マルチタスクが苦手な発達障害学生にとっては、学業がおろそかになってしまう。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)
	発達障がいのある学生については、就職活動と単位取得の同時並行が難しく、単位を取得できていない状況では就職活動の支援も難しくなってくる。 発達障がいのある学生については、学修と就職活動のギャップにより戸惑うケースが多く、就職活動が本格化するタイミングで問題が表面化し、支援が必要となるケースが見られる。(私立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)

グループ4 【障害学生・保護者の障害理解と就職希望における困難】

構成内容	代表的な自由記述原文
[障害学生・保護者の障害理解と就職希望における困難]	発達障がい特性があるが本人および保護者が理解しておらず、希望する進路が本人の適性とマッチしない。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)
	薬剤師や臨床検査技師、救急救命士、看護師等、国家資格を必要とする職種を希望する学生と保護者の理解を得るのが困難である。(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・対応要領有)
	障害者枠の就労を選ぶかどうかは、診断の有無だけではなく、学生の希望によって変わってくる。就職の際に慌てなくて済むように学生時代の自己理解が重要である。(私立大学・窓口有・専門委員会・他の部署・対応要領有)

グループ5 【障害学生の早期把握と早期支援の開始】






構成内容	代表的な自由記述原文
[障害学生の早期把握と早期支援の開始]	学生が就職活動を行う大学3年生後半になって初めて問題が浮き彫りになるケースがまだまだ多いと感じており、早い段階での把握が必要であると感じている。早い段階で、個々人に応じた対応策をとれるように、学生支援課等、学生支援関係部署や教員との、協力体制の更なる強化を課題としている。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領無)
	入学時に障害学生であるかどうか早めに把握し、所属学部障害学生担当を決め、ゼミ教員、保護者、ハローワーク等専門家も交え対応していく必要がある。入学時前の段階でどこまで情報を仕入れておけるのか。学内での連携が重要である。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領無)

表 33 (つづき) 平成 28 年度 進路・就労・キャリア教育支援課題のグループごとの代表的な回答
 グループ6 【障害学生の障害種や障害の程度、職業適性等と受入先とのマッチングの難しさ】

構成内容	代表的な自由記述原文
[障害者枠または一般就労を希望する学生と受入れ企業とのマッチング]	<p>特に発達障害・精神障害の方々に対する支援に難しさを感じている。グレーゾーンの方への支援に対して、一般就労、福祉就労の選択に迷う場合、適合する職場の選定が困難な場合が多い。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)</p> <p>・障害者手帳を持っていなくても、一般的な就職対策ではなかなか選考が通らない学生への就職対応・障害者手帳を持っていても、一般枠で受けたい学生の就職先の確保。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)</p>
[求人少ない地方や精神障害向けの求人とのマッチング]	<p>地方だと、首都圏と比べ障害者の求人が少ない点。地元で働きたくても求人が限られてしまう。(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・対応要領無)</p> <p>精神疾患のある学生の就労において、求人が少ない、能力と仕事内容とのマッチングが難しい(私立大学・窓口有・委員会無・他の部署・対応要領策定予定)</p>

2) 学校種・学校規模による課題の傾向

1)の分析では、回答校全体の課題傾向を把握した。そこで次に、どのような特徴を持つ学校が、どのような課題を持っているか明らかにする。ここで行なう対応分析については、異なる表現で同じ意味を成す語を集約したコードと外部変数を用い、それらの関係について散布図上に布置することで、視覚的なデータの俯瞰を可能にするものである。就労支援において、入学から就職までの在籍年数や年齢の違い、学修内容の特色等を考慮する必要があると考えられるため、大学・短期大学・高等専門学校を学校種を分析における外部変数として設定した。また、大学においては学校規模の差が大きいため、大規模・中規模・小規模に分類した。学校種と学校規模による分類は以下の通りである。

-  大規模大学(在籍学生数が 5,000 人以上)
-  中規模大学(在籍学生数が 2,000～4,999 人)
-  小規模大学(在籍学生数が 2,000 人未満)
-  短期大学
-  高等専門学校

平成 26 年度(参考)及び平成 27、28 年度における上記項目と自由記述中の語の関係性を散布図で示した(図 137～139)。対応分析の外部変数に当たる学校種・学校規模の項目については、赤枠(□)、赤字(例: **大学(大規模)**)で、自由記述中の語については、青点(●)、黒字(例: **就職活動**)で散布図に示した。自由記述中の語の出現パターンに似た特徴がある語は近くに、原点から見て同じ方向に布置され、その特徴が強いほど原点から遠ざかり、その特徴が弱いほど原点に近くなる。得られた散布図からそれぞれの語について質的に解釈した結果、学校種・学校規模の違いにより、次のような課題傾向があることが示唆された。

① 大規模大学

大規模大学では、平成 27 年度は[企業の障害理解に関わる就労困難]、[障害学生の進路希望に応じた就職支援の難しさ]、[社会への啓発]が特徴的な課題であると解釈できた。企業側の障害学生への理解が不十分であることが多くの大規模大学から指摘された。企業側の理解に関しては、障害者雇用枠の拡大の必要性という意味における企業側の理解と、個々の障害学生の特性への企業側の理解が深まり雇用の継続が望まれるとする障害理解があった。加えて、障害学生が多く在籍する大規模大学として、企業や外部機関、社会への障害理解・支援に関する啓発活動の必要性が挙げられていた。また、大規模大学は様々な学科・専攻等を含むため、障害者雇用枠の利用から一般就労、進学等、個々の障害学生の進路希望に応じた適切な就職支援の困難さも課題としてあった。

一方、平成 28 年度は〔インターンシップ等の受入先開拓〕、〔一般就労等の就職活動における困難さ〕が特徴的な課題であると解釈できた。障害種や障害の程度、本人の特性に合った受入先の開拓が必要であることが分かった。特にインターンシップは就職準備として有効であるため、インターンシップ先の企業開拓が課題として見られた。

② 中規模大学

中規模大学は、平成 27 年度では〔学内外で連携した早期支援の体制づくり〕が特徴的な課題であると解釈できた。平成 26 年度実態調査の結果と同様に、就職支援部署や学生相談室等の学内連携での早期支援が課題として挙げられた。加えて、学外機関との連携について言及されていた。個々に特性を持つ障害学生の就職支援に対応できる専門性が必要であり、また、障害者手帳の所得やそれに伴う障害者雇用枠の利用等、学内だけでは十分な支援を行なうことが困難であることが伺えた。そのため、障害者就職支援センターやハローワーク等の学外専門機関との連携による、早期の充実した支援構築が課題として挙げられた。

平成 28 年度では〔発達障害や精神障害学生の受入先の確保〕、〔発達障害学生への卒業後の必要性〕が特徴的な課題であると解釈できた。身体障害と比較した、発達障害及び精神障害学生向けの求人少なさが指摘されており、受入先の確保の必要性が読み取れた。また、特に発達障害学生の就職後の離職問題等が挙げられ、就職後の継続した就労定着支援やリワーク支援、外部機関への引継ぎによる就労支援が必要であるとの記述が散見された。

③ 小規模大学

小規模大学では、平成 27 年度は〔障害学生に関する実態の把握困難〕が特徴的な課題であると解釈できた。小規模大学においては、教職員と学生との距離が近い場合も多く一定の情報を管理できている等のメリットが挙げられるが、学内の連携体制が未整備であるところも多く、障害学生支援部署では障害学生の実態等について把握できても就職支援部署や他の部署での共有や共通理解がなされていない状況がうかがえた。また、学生側から支援の相談がない場合における実態把握の困難も挙げられた。

平成 28 年度は、〔進路選択における学内連携〕〔学内部署間の学生情報の共有〕が特徴的な課題であると解釈できた。障害学生が自身の障害特性や適性に対する理解を深め、適職を選択するにあたり、担当教員や各部署の職員間の連携が課題であるとの記述が見られた。また、個人情報の取り扱いには厳重に注意しつつも、入学時での障害学生の把握による早期支援の開始や、障害学生に対する理解の共有のためにも関係部署や関係教職員間での学生に関する情報共有が必要であることが分かった。小規模大学の特徴として、教職員と学生との距離が近い等のメリットが挙げられるが、平成 28 年度の記述から見受けられた課題として、得られた情報の共有等の学内連携が読み取れた。

④ 短期大学

短期大学では、平成 27 年度は〔障害者手帳の有無による就労支援や進路選択の問題〕が特徴的な課題であることが見て取れる。短期大学は、他規模の大学と比較すると資格取得に特化した学校が多く、当該資格に関わる職種への適性から進路選択の問題が生じると考えられる。また、進路選択の際に障害者手帳の取得及び障害者雇用枠の活用が関わってくるため、学生本人や家族の障害認知の理解促進や、その上で一般就労を選択するのか、障害者雇用枠を利用するのかといった個々の障害学生に適した就労支援の課題が見受けられた。

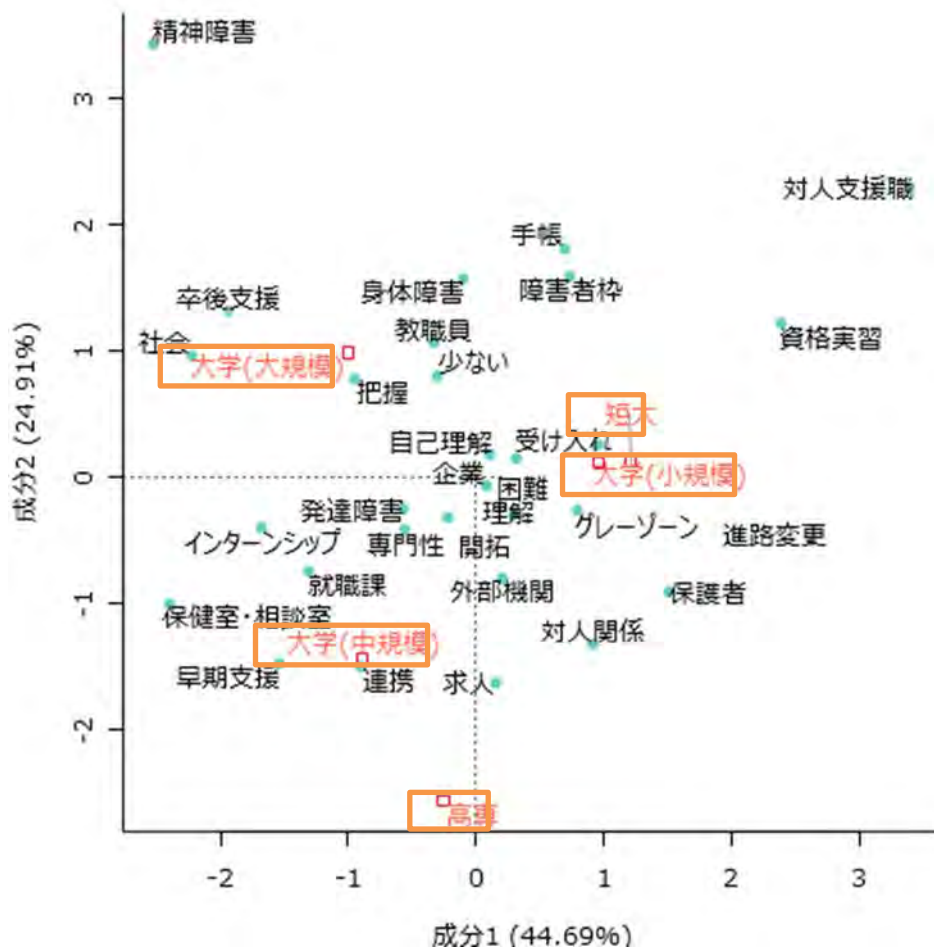
平成 28 年度は〔資格に関する職種等への就職における困難〕が特徴的な課題であると解釈できた。大学等での障害学生に対する配慮や支援が進みつつある現在、支援により実習や学校での課題等は解決できるが、社会の理解が未だ不十分であるために障害学生が希望しても有資格職等への就職が困難であるとの実態が見受けられた。また、資格所得に関する学校側の障害学生への配慮の範囲や、支援を行なって資格を出すことが資格に必要な要件に対して本質的変更にならないのかという葛藤も見られた。

⑤ 高等専門学校

高等専門学校では平成 27 年度は回答校ごとに課題が分散しており、特徴的な傾向は見られなかった。回答には、発達障害学生の問題、障害認知に関する問題、企業の障害に対する理解のなさ、外部機関との連携、学内の専門的人員の必要性、キャリア支援のための学内体制整備、SST 等のコミュニケーションスキルの涵養、等が挙げられた。

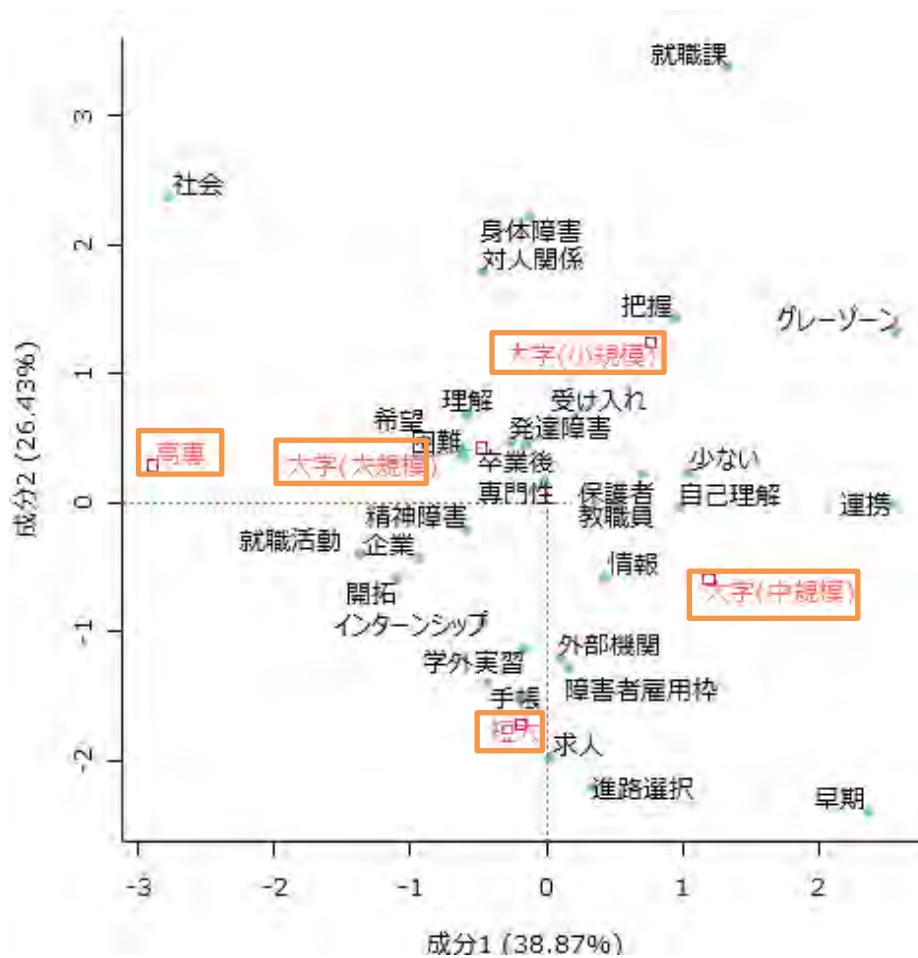
平成 28 年度でも、得られた回答数が少なく、また回答ごとに課題が分散しており特徴的な傾向は見られなかった。得られた回答には、発達障害について、障害学生に関する就労支援の困難さ、コミュニケーション能力の訓練や発達障害学生の増加等の課題が挙げられた。また、外部機関からの就労情報が欲しい等の外部機関との連携に関する課題や、学内の障害学生支援を専門とする支援員の配置や教職員の就労支援に関する知識やスキルアップ等の必要性が見受けられた。高等専門学校における「障害学生に対する就職支援、キャリア教育支援の実施」については、平成 27 年度実態調査では 16 校(28.0%)、平成 28 年度では 20 校(35.0%)の学校が実施している。増加傾向にはあるものの、大学や短期大学と比較すると実施率は低い。具体的な回答内容に挙げたような、学外機関の情報といった支援情報の入手等の段階で困難さを抱えている学校も見受けられる。加えて、回答校の中には高等専門学校での発達障害学生の増加についても触れられており、自由記述に回答を得られた学校以外に高等専門学校においても障害学生支援で多くの課題を抱えていることが推測される。

また、それぞれの学校種・学校規模における具体的な課題内容については、表 34、35 に特徴的な自由記述回答をまとめた。



対応分析
累積寄与率 69.6%

図 137 平成 26 年度 進路・就労・キャリア教育支援課題における
学校種・学校規模と自由記述内容の関係



対応分析
累積寄与率 65.3%

図 138 平成 27 年度 進路・就労・キャリア教育支援課題における
学校種・学校規模と自由記述内容の関係

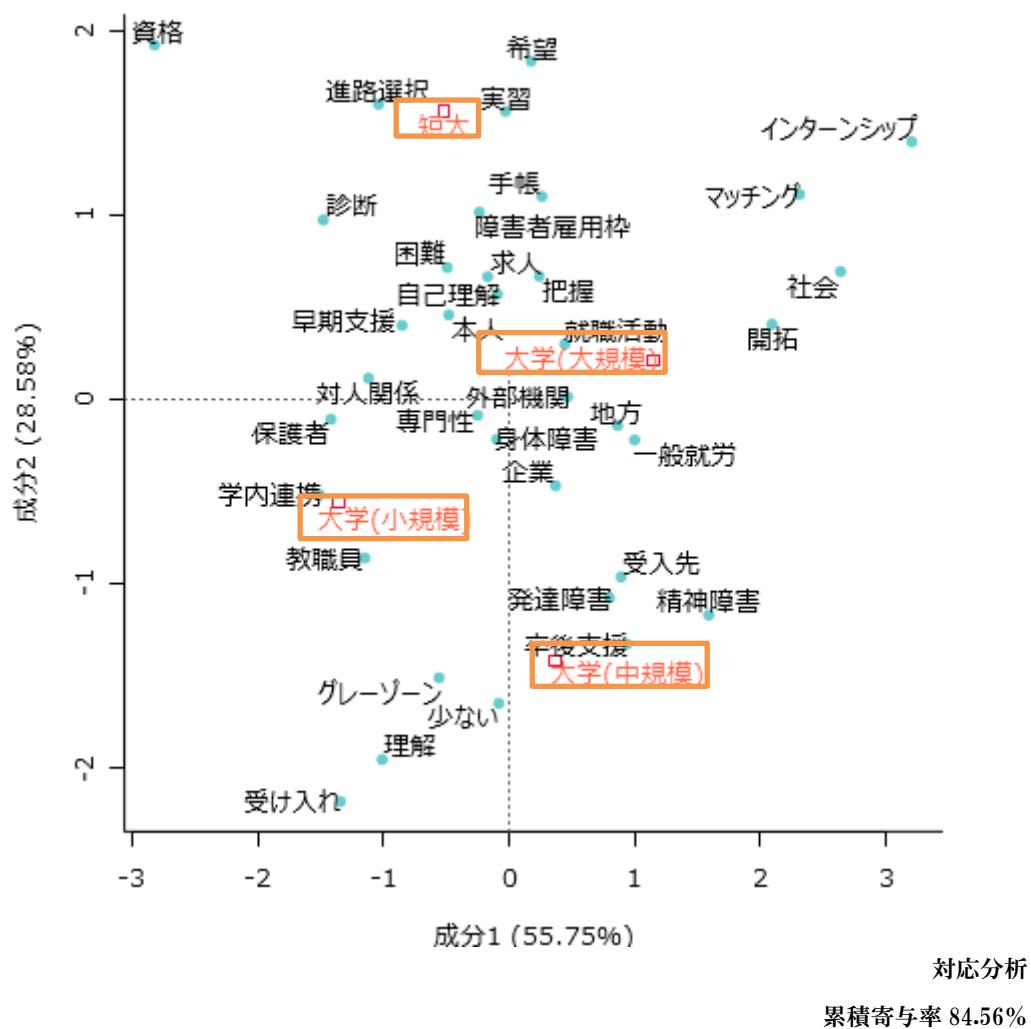


表 34 平成 27 年度 進路、就労、キャリア教育支援課題の学校種・規模ごとの代表的なテキスト

大規模大学（在籍学生数が 5,000 人以上）

マッピングからの解釈	代表的な自由記述原文
〔企業の障害理解に関わる就労困難〕	特に発達障がい疑われる学生、発達障がいとされる学生の就職支援に関しては、採用先に相応な理解が無い限り、採用してもらうまで困難なばかりではなく、採用後に長く雇用してもらうのも困難なようである。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)
	障害を抱えた学生の就労支援は、求人開拓の観点からも非常に難しいというのが現状です。特に「精神障害」の場合は、採用企業側の理解も十分ではなく、それゆえに採用に至らない傾向が高いです。(私立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)
〔障害学生の進路希望に応じた就職支援の難しさ〕	通常の健常学生のような就職先の選択が難しい場合でも、本人がそのような就職先を希望し、障害学生に開かれた就職先には希望しない場合のマッチング？支援方法は課題だと感じている。(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程無)
	一般就労を強く希望する障害学生への介入方法やタイミング(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・規程無)
〔社会への啓発〕	就労にあたっては職場の理解が必要です。そのために、一般企業、官公庁、研究機関などへの啓発活動が必要となります。そのためにも、本学の障害者法定雇用率を常に達成させる努力をすることがまずあります。本学の社会的責任と思うからです。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)
	身体障がい学生については、就労までの道筋がある程度ついていますが、精神障がい、特に発達障がい学生については、難しい状況が続いている。卒業後の受け皿がない状況で、修学支援することは、学生にとっても希望が見えない。社会への働きかけに力を入れる必要があると思われる。(私立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)

中規模大学（在籍学生数が 2,000～4,999 人）

マッピングからの解釈	代表的な自由記述原文
〔学内外で連携した早期支援の体制づくり〕	キャリア教育・就労支援を専門とする部署、専門スタッフが配置されていない。入学～卒業、就労までのキャリア支援、保護者支援(障害理解を含む)、外部機関との連携は、これを専門として行う組織・体制で取り組む必要がある。(私立大学・窓口有・委員会無・他の部署・規程無)
	早期に診断治療を受けて医療機関とも連携している学生については、進路、就活についても本人に合わせた職種の選択、障害者枠の利用などをすすめていけるが、就活時になって障害の問題に直面してという場合には、そこから障害についての理解受容という心理教育が必要となる。早期対応・支援していく学内外と連携した体制づくりが課題です。(私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・規程無)

小規模大学（在籍学生数が 2,000 人未満）

マッピングからの解釈	代表的な自由記述原文
〔障害学生に関する実態の把握困難〕	障害学生が、大学に求める支援について相談に来られた場合は対応可能であるが、相談に来られないと把握できないため対応ができないことが問題点である。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)
	キャリアセンターでは、特に障害学生を把握していない。ウェルネスセンターやカウンセラーなどは、実態をある程度把握しているが、他の部署は(個人情報などの関係で)掴んでいないのが現状である。(私立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・規程有)

短期大学

マッピングからの解釈	代表的な自由記述原文
〔障害者手帳の有無による就労支援や進路選択の問題〕	障害者手帳を取得した上での就労の道は近年充実してきており、何度も就職試験に失敗した学生の中には、手帳取得に向けた動きを始める場合もある。就職担当部署においても、障害学生の就職支援についてのノウハウを蓄積してきている。やはり、課題は、学生本人や保護者が、いつ障害について認知し、障害者枠での雇用を選択できるか、という点だと考える。(私立短大・窓口有・専門委員会・他の部署・規程無)

	障害者手帳を持たない学生への求人紹介について、支援に苦慮し課題と感じている。身体障害に対し、精神障害や発達障害を持つ学生に対しての求人が少なく、学生支援に課題を感じている。(私立短大・窓口有・他の委員会・他の部署・規程無)
--	---

表 35 平成 28 年度 進路、就労、キャリア教育支援課題の学校種・規模ごとの代表的なテキスト

大規模大学 (在籍学生数が 5,000 人以上)

マッピングからの解釈	代表的な自由記述原文
〔インターンシップ等の受入先開拓〕	特に発達障がいや疑われる学生、発達障がいとされる学生の就職支援に関しては、採用先に相当な理解が無い限り、採用してもらうまで困難なばかりではなく、採用後に長く雇用してもらうのも困難なようである。(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)
	障害を抱えた学生の就労支援は、求人開拓の観点からも非常に難しいというのが現状です。特に「精神障害」の場合は、採用企業側の理解も十分ではなく、それゆえに採用に至らない傾向が高いです。(私立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)
〔一般就労等の就職活動における困難さ〕	通常の健常学生のような就職先の選択が難しい場合でも、本人がそのような就職先を希望し、障害学生に開かれた就職先には希望しない場合のマッチング？支援方法は課題だと感じている。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領無)
	一般就労を強く希望する障害学生への介入方法やタイミング(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・対応要領無)

中規模大学 (在籍学生数が 2,000～4,999 人)

マッピングからの解釈	代表的な自由記述原文
〔発達障害や精神障害学生の受入先の確保〕	精神障害及び発達障害をもつ学生の就職支援に関し、受入先は身体障害をもつ学生の受入先と比べ少ない。(国立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領有)
	精神障害や発達障害が疑われる学生への求人紹介について、支援に苦慮し課題と感じている。また、身体障害に対し、精神障害や発達障害を持つ学生に対しての求人が少なく感じている。(キャリア)(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・対応要領無)
〔発達障害学生への卒業後の支援の必要性〕	グレーゾーンと呼ばれる発達障害学生の中には、なんとかぎりぎり就職したものの、すぐに不適應を起こして退社してしまう傾向が見られます。そういった学生へは大学として支援が出来にくいいため、リワーク支援などの体制が充実していくことが必要かと思えます。また、地方では発達障害を適切に診断できる医師が不足しており、福祉サービスを受けるハードルが高いことも課題と感じております。(私立大学・窓口無・委員会無・他の部署・対応要領無)
	発達障害を抱える学生および発達障害が疑われる学生の卒業後のキャリア支援を受けられる機関が不足している。また、就職後の就労支援体制もまだまだ不十分である。(私立大学・窓口有・他の委員会・他の部署・対応要領無)

小規模大学 (在籍学生数が 2,000 人未満)

マッピングからの解釈	代表的な自由記述原文
〔進路選択における学内連携〕	キャリアサポートセンターとの連携による就労支援の充実化 ・障害特性による進路変更において、担当教員、担当課と共同の取り組み ・障害特性を理解した上での進路変更や就労について(国立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)
	発達障害学生の場合、自己理解が不十分であり、一人では適職選びも困難である。こだわりが強い傾向にあり、第三者のアドバイスもあまり受け入れられないため、就労支援が難しい。学内カウンセラーや外部機関と連携を取りながらの支援が、今後の課題である。(私立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領無)
〔学内部署間の学生情報の共有〕	●部署間の連携・・・キャリアセンターでは障がいの者の採用枠での就職活動を希望する学生に対して、1対1の面談を核とした個別支援を行っている。支援対象学生の把握は、就職活動開始時に提出する登録カード(進路登録票)による、学生からの自己申告に頼っている状態である。部署間での学生情報(障がいの情報)共有は非常にデリケートな事案であり、慎重に進めていく必要があるが、支援が必要な学生全員に対して、就職活動の序盤からサポートを実現

	する、学生情報把握の枠組みが必要であると感じている。(私立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領策定予定)
	<ul style="list-style-type: none"> ・障害学生のキャリア形成支援(セルフマネジメントスキル向上のサポート等)の拡充 ・障害種別の同じ学生同士や卒業生との必要に応じた交流機会の促進 ・キャリア支援担当部署との学生情報の共有と連携した実践的支援の在り方(私立大学・窓口有・専門委員会・専門部署・対応要領有)

表 35 (つづき) 平成 28 年度 進路、就労、キャリア教育支援課題の学校種・規模ごとの代表的なテキスト



短期大学

マッピングからの解釈	代表的な自由記述原文
〔資格に関する職種等への就職における困難〕	<p>障害者手帳を取得した上での就労の道は近年充実してきており、何度も就職試験に失敗した学生の中には、手帳取得に向けた動きを始める場合もある。就職担当部署においても、障害学生の就職支援についてのノウハウを蓄積してきている。やはり、課題は、学生本人や保護者が、いつ障害について認知し、障害者枠での雇用を選択できるか、という点だと考える。(私立短大・窓口有・専門委員会・他の部署・対応要領無)</p>
	<p>障害者手帳を持たない学生への求人紹介について、支援に苦慮し課題と感じている。身体障害に対し、精神障害や発達障害を持つ学生に対しての求人が少なく、学生支援に課題を感じている。(私立大学・窓口無・他の委員会・他の部署・対応要領無)</p>

(4) 考察

障害学生に対する進路・就労・キャリア教育支援の課題に関して、①自由記述回答のグループ化により課題を整理し、さらに、②学校種・学校規模による課題の傾向を明らかにすることができた。これらの課題を踏まえ、平成 27 年度及び平成 28 年度実態調査の回答から見えた特徴と今後の支援のあり方を検討する。

1) 大学等が抱える課題のグループ化による理解

進路・就労・キャリア教育支援の課題について、複数のクラスターにわたり、発達障害学生に関わる課題が挙げられた。例年の実態調査において〈発達障害〉に関する記述が突出して多く、各学校の関心の高さが伺える。内容に関しては、〔障害学生や保護者の障害理解の困難〕が平成 26 年度から継続した課題として見られ、加えて平成 27 年度からは、就職活動時に障害が明らかになる等の〔発達障害学生や発達障害が疑われる学生の就職活動における困難〕が比較的多く見られ、平成 28 年度ではさらに増加していた。これについては、就職活動時に発達障害やその疑いが明らかになるため、支援の介入が遅れることが指摘された。そのため、就職活動にかかる前段階で障害を検知し、障害学生の現状把握やそれに基づく授業やワークショップ等を通じた支援を行ない、就職準備を整えていく必要がある。また、学校側の〈困難〉として、発達障害学生に対して障害者雇用枠を奨めることへの躊躇や、障害者雇用枠を奨めるために当該の学生や保護者の障害理解を促すことの困難、精神障害者保健福祉手帳の取得といった壁があった。逆に、平成 28 年度分析で新たに採用された、手帳を持たない例や障害者雇用枠を利用しない等の理由から〈一般就労〉を目指す障害学生に対する支援や、障害者雇用枠の利用を希望していても、学生側の条件に合った障害者雇用枠が少ないことや発達障害者や精神障害者向けの求人が身体障害者に比較して少ないため、求人の開拓の難しさが挙げられた。ハローワークや障害者職業センター等の外部機関の利用や地域ネットワークによる他大学間での情報の共有等を通じた求人の開拓が望まれる。さらに、一般就労のみの求人を出している企業に対しても、障害学生の雇用への理解と啓発のために学校側からの積極的な働きかけが有効であるだろう。

障害学生の卒業後の進路に関して、進学を除く一般企業等への就職について、平成 26 年度は 1,061 人、平成 27 年度は 1,470 人、平成 28 年度は 1,953 人と増加している。しかし、該当年度卒業の障害学生全体の割合から見ると、就職率は平成 23 年度からあまり増加が見られない。毎年増え続ける障害学生に対して、学校が就職支援を行なうこと自体にも難しさがあるのではないかと考えられる。そのため、前述したような就労支援に関わる学外機関や、就職先である企業との連携、地域の他大学との情報共有等によって障害学生への就労支援を充実させていくことが就職率の向上に繋がるのではないだろうか。

2) 学校種・学校規模による課題の傾向

進路・就労・キャリア教育支援の課題について、学校種・学校規模ごとに課題の傾向を整理した。大規模大学では、平成 26 年度及び平成 27 年度では〔社会への啓発〕といった社会への理

解啓発の役割が継続した課題として認識されていることが読み取れた。しかし、平成 28 年度では課題として示されなかった。また、中規模大学については、学内外での連携した早期支援が平成 27 年度まで継続的な課題であったが、平成 28 年度は卒後支援が課題となっている。学外機関との連携について具体的には、ハローワーク、地域の障害者就業・生活支援センター等の学外就労支援機関や主治医等の医療機関との情報共有が挙げられていた。また、卒後支援としては特に発達障害学生に関する就労定着支援やリワーク支援等について、外部就労機関への引継ぎが必要であるとの認識があった。障害学生への就職支援を行なうにあたり一つの学校だけでは不十分であることから、学内の連携体制の充実はもちろん、各種学外機関との連携した就職支援が望まれる。小規模大学においては、平成 26 年度では実習・進路、平成 27 年度は支援の申し出のない障害学生等の実態把握、平成 28 年度は前年度と関連して各部署での障害学生に関する情報共有が課題として挙げられていた。小規模大学では、教職員と学生の距離が近く一定の情報を管理できるというメリットが挙げられるが、デメリットとして教職員が兼務する体制のような場合に特定の教職員のみ情報が集約され、他部署へ情報がいかないため、各部署によって障害学生の把握・理解に差が生じてしまうケースが考えられる。短期大学においては、平成 26 年度では小規模大学と共通した課題を有していたが、平成 27 年度、平成 28 年度では独自の課題を持っていることが確認される。平成 27 年度の場合、自由記述に回答のあった短期大学 84 校中 25 校が障害者手帳の有無に関わる障害者雇用枠の利用や一般就労を行なう上での支援の課題に関して述べていた。平成 28 年度の場合は実習や進路選択が課題となっていることが見受けられる。すなわち、短期大学は、大学等と比較して在籍年数が少ないことから、入学直後から実習や進路の準備をしていく必要があるが、期間が短いため、早い時期からの障害者手帳の取得や一般就労を選択する際の支援等が重要な課題となるのではないかと考えられる。

4. 最後に

本分析では、体制整備状況に応じた修学支援に関する課題と、学校種・学校規模に応じた就職支援に関する課題を把握することができた。また、平成 26 年度実態調査の分析結果と比較し、平成 27 年度及び平成 28 年度実態調査における修学支援、就職支援それぞれの課題の特徴を考察した。より適切で効果的な支援を実施するために、課題の傾向を踏まえ、学校種・学校規模や支援体制等に着目した支援の検討が望まれる。

平成 27 年度及び平成 28 年度実態調査の自由記述分析にあたり、平成 26 年度調査結果との差異を見出すことが難しい面もあった。修学支援に関する課題としては、「障害者差別解消法」に関連する記述が平成 27 年度及び平成 28 年度実態調査結果の特徴として見られたが、全体的な課題傾向としては、修学支援、就職支援ともに大きな変化は見受けられなかった。今後は、自由記述式の設定内容を見直し、より現在の課題に即したものにしていく必要があると考えられる。また、平成 26 年度実態調査の分析においても課題とされている、高等専門学校に関しても課題の把握と検討を行なう必要がある。

参考文献

樋口耕一(2014). 社会調査のための計量テキスト分析—内容分析の継承と発展と目指して—. ナカニシヤ出版.

日本学生支援機構(2017). 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査分析報告(対象年度:平成 17 年度(2005 年度)～平成 26 年度(2014 年度)).

第6章 障害学生支援の地域ネットワークについて

独立行政法人日本学生支援機構客員研究員
筑波大学講師
名川 勝

ネットワークの形成については、合同ヒアリングの際に発言された内容に基づき、得られた結果を整理する。合同ヒアリングは今回、北海道、関東、中部、近畿のエリアで行なわれたため、言及できるのはそのエリアに関する情報に限られる。もちろんこれらの情報は合同ヒアリングの発言中から関連した部分を抽出したもので、ここで指摘された情報がそのエリアの実情すべてを言い表せているわけではない。今回はこのような特徴があることを確認したところで、今後のあり方の参考にすることを考えたい。なお、以下の議論にあたっては、合同ヒアリングにおいて発言された記録に基づいて整理しているが、個別の大学組織が特定されないよう配慮している。また発言の一部については巻末の合同ヒアリングにおける主な意見・話題等を参照されたい。この表に掲載された内容は発言の一部を一定の手続きに従って抽出したものであり、発言の全てではない。

得られた発言を見ると、ネットワークとしては、大学間での連携を指すものと、学外機関を含めた連携を持つものが紹介されている。以下では大きくその2形態について概観する。

1. 大学間での連携を主としたネットワーク

まず大学間連携形式のネットワークについては、コーディネータ養成講座や委員会としての活動を共にした経験から始まったかたちが見られる(近畿、北海道)。中部については準備中とされ、また関東ではそのような動きは聞かれなかった。

機能としては、情報やノウハウの共有が見いだせる。支援経験の少ない障害学生に対する対応のあり方などを聞く、あるいはメーリングリストを通じてやり取りする、もしくは情報を共有できることを利点と指摘する発言も見られた(近畿、北海道など)。

このようなネットワークの形成に何が関連しているのか、要因や特徴などを示唆するような発言は見出せなかった。近畿のようなエリアは地域的に比較的近く大学等が存在するため、障害学生以外の他の点についても連携しやすいという特徴はあるかもしれない。しかし北海道のような互いに遠距離にある場合でもネットワークが形成される場合はあり、また関東ではネット

ワークが意識されていないため、単純に地理的な特徴があるとは言えない。今のところは、必要性和契機の有無が関連しているように思われる。

この場合、ネットワークの役割はもっぱら情報の共有だったが、一部に担当教職員の孤立を防ぐという指摘もあった。支援活動や組織が発生して間もない大学や支援対象がたいへん少ない機関ではこのような懸念も想定される。単に情報を得るだけならば JASSO の提供する情報はかなりの有用性を持っていると思われるが、それだけではない、身近に悩みを共有できる関係性の存在については、別の解消法が必要かもしれない。実際調査で分かるとおり、大学等における障害学生支援の取組は、いわば初期的な動きを経て、大規模大学等を中心として必要な体制整備などの取組や支援方法などの含めたあり方の議論は活発になってきた。しかし未だに小規模な大学等や、支援障害学生が少ない或いは間欠的にしか支援ニーズが発生せず支援組織体制の維持継続が困難な大学機関等については、むしろこれからの課題も考えていくべき時に来ている。そのため、小規模な大学等にとってのネットワークの意味と活用法、加えてそれらの組織へのアクセス法などについては今後さらに議論されて良いと考える。今回のヒアリングでは、新年度の対応の流れなどがわかるのは財産だという発言もあった(北海道)。

なお今回の合同ヒアリングでは、ネットワークの機能やあり方として、情報以外の共有、すなわち支援者の交流や共有(他の大学等に支援を派遣すること)や設備等資源の交流・共有などについてはあまり報告がなかった。今回のヒアリング以外であれば若干の例を聞くことはあるので、司会進行の問題でもあったかもしれないが、今回の発言としてはほとんど得られていない。そのため今のところは、これをネットワークの機能とするのは困難である。ただしそのような機能を必要とする発言はあり(ノートテイカーのシェアリング、支援学生が卒業し支援体制がいったん切れた後に再び必要が生じた際の取組支援についてなど)、今後の動向として引き続き関心を持っていくこととしたい(支援の方法として、情報保障における遠隔地支援を行なう例もあるが、今回のような地域を対象とするヒアリングでは紹介されなかった)。

2. 学外機関との連携を含むネットワーク

一方、就職支援をメインとした外部機関を含めたネットワーク形成が、関東、中部、近畿で紹介された。発達障害者支援センター、障害者職業センター、就労移行支援関係の事業所、あるいは関連企業などとの関係あるいは参加が見られるようである。これは実質的な就職やキャリア支援の意味合いが強いことと、加えて学習の機会として展開される場合もあった(学習会の開催、出前講座など)。これらは当然に地域資源の有り様によって左右されると思われるが、いずれにしても必要性によって発生、展開されている。JASSO でも全国もしくは大きなエリアでの就職・キャリア支援を目的としたセミナーなどの企画は開催されているが、具体的な利益を

得てこれを継続的に活用していくためには、ネットワークの形成が不可欠である。障害学生支援の関心がこれまでの入学や修学における支援から、現在は次第に卒業やキャリアの形成と就職の支援に比重を移しつつある。そのような中であって、こうした学外機関との連携のあり方を整理し、どのような連携のかたちが良いか、どのような機能をもたせることが有効かなどの情報を得て整理することは、今後ますます必要になってくるだろう。この際にも、大学の規模や置かれた地域性などの諸条件を考慮したあり方の検討が有意義と思われる。

3. その他のネットワーク

なお、キャリア・就職以外の学外機関連携として、学生の通学ニーズを契機とした地域との連携の模索が報告としてあがっていた(関東)。これは稀有ではあるが、通学のニーズ自身はどの大学等でも発生しうる課題であり、その意味では今後の展開に関心を払いたい。

資料 合同ヒアリングにおける主な意見・話題等

1. 学外実習について

カテゴリー	北海道	関東	中部	近畿
考古学実習	・聴覚障害学生の情報保障	・全盲学生の発掘作業の手伝い、形等確認		
学芸員実習				・博物館テイク派遣
病院実習		・読唇に対する配慮、実技での聴覚障害学生への配慮、工夫 ・患者への説明、同意	・コンサルテーション ・事後ストレスケア ・附属病院での指導 ・関連病院の受け入れ ・里親制度とサポート	・実習支援、看護実習のコーディネート ・記録用のTA追加 ・情報共有、卒後対応
社会福祉実習	・支援内容の苦勞	・意思表示がない		・割当、ヒアリング
臨床実習		・スクールカウンセリング実習でのトラブル		
教育実習	・学外要約筆記団体によるサポート ・実習先への配慮願	・情報共有連絡会の設置、内容の共有、実習内容の調整	・受け入れへの調整 ・附属校での実習優先 ・附属校の利用 ・聞き取り、調整 ・様々な学生への対応	・自己開示 ・障害を開示しない学生へのクレーム対応
農場実習	・親御の理解			
フィールドワーク	・教員と施設の調整 ・支援依頼と保険			
実習への移動	・福祉車両、家族送迎		・障害学生支援援助金	
実習先の選定・配慮	・慢性疾患の受診対応できる場所への選定	・問い合わせ、実習先訪問、実習イメージの形成 ・使用施設の配慮	・先行配置、信頼関係の構築、期間調整 ・受入依頼、事前訪問 ・附属校との打ち合わせ	・実習を拒む例への対応 ・筋ジムの学生の実習先
実習先の理解	・農業高校の実習受入、高校の先生の協力			
インターン	・学内図書館でのインターンシップ実施		・工学部での単位認定をするインターンシップ	・発達の方の就職支援的なインターンシップ
学外講座	・学外の支援への理解			
謝金	・謝金の所在 ・交通費の話し合い	・サービス利用時のコストの負担	・一般校に配当された際の支援に関する課題	・国際学会の支援者、支援費用
支援学生	・テイカーの確保 ・炎天下での支援			
遠隔情報保障	・遠隔情報保障			・スマートフォンを用いた支援
宿泊での実習	・宿泊での支援や費用 ・宿泊実習の介助			・泊まり込みでの長期間実習の合理的配慮、調整
介助	・実習中の介助支援		・実習先でのトイレ介助	
評価	・実習日誌の課題			
障害の公表	・先生への対応依頼 ・配慮願作成、開示 ・実習先の開拓		・障害学生実習体験交流会での障害学生の配慮、工夫に関する情報伝授	
対応	・実習拒否への対応	・情報共有会の設置と対応、調整の可能性の検討、謝罪フォーマットの作成、新規開拓	・学外学習での移動支援 ・性別違和への配慮 ・女性装、通称名の許可 ・Xジェンダーへの呼称	

カテゴリー	北海道	関東	中部	近畿
判断プロセス		・情報を総合して勘案し、判断すること		
障害学生本人の課題		・他の学生との区別や指導に関する戸惑い、迷い	・実習前の配慮のお願い ・看護の実習先での課題 ・就職指導での連携、キャリアカウンセラーへの就職指導依頼 ・必要に応じた話し合い ・進路のカounseling	・クレームへの謝罪、アフターフォロー
開拓		・実習受入依頼書		
留学		・全盲学生の留学支援 ・ASD学生の留学中支援 ・留学と代替科目履修		
国際学会			・学会発表を近場に変更	・国際学会での支援
海外実習				・海外実習支援、国内実習への代替
連携				・連携大学、現地通訳

2. 実技・実習支援について

カテゴリー	北海道	関東	中部	近畿
理工系	・危険度のある実習実験の告知	・車いす利用者の実験での配慮 ・発達障害の困難を軽減する配慮 ・実験の要点の事前説明	・実験での手順表の作成、個別実験への変更 ・実験でのTA制度 ・ペースメーカー学生 ・視覚認知の低下した学生への補助対応 ・実験データ共有 ・TA補助、転倒用防止の備品の設置	・実験班の調整 ・脊損の学生の実験対応 ・危険な化学物質と取扱器具 ・かつてにやるとのことまで進めようとされる ・実験でのサポーターの代替実施
医療系		・乱聴に対する電子血圧計の特別許可		
音楽系		・全盲の学生への配慮	・聴覚障害学生の音楽の授業の評価	
体育系	・車いす学生の代替対応、聴覚障害学生への体育の先生の配慮 ・アダプテッドクラスでの体育実技 ・健康管理カードとEPIの全員配布、できる範囲でのトレーニング、レポートの作成	・発作時の対応 ・ブラインドサッカーなどを特別にコースに組み込む ・身体を学ぶ科目の設置、安全性の確保 ・障害支援、教育に精通した教員の配置、障害学生への指導方法の確立 ・代替科目としての座学	・障害者スポーツ、アダプテッド・スポーツのクラスでの交流 ・座学の授業、アダプテッド・スポーツ ・アダプテッドコースの開設、レポート等代替評価 ・体育の授業の代替措置、授業の工夫	・座学だけで取れるという体育科目の設置 ・アダプテッドコースの実施
英語系			・聴覚障害クラスの設置 ・英語授業のテイクの工夫、UDトーク試行中	・アクティブラーニングが多い、配慮が足りないカリキュラム
情報処理系		・画面読みナビ、コマンドのアシスト	・情報機器の操作に関する教室設備の調整	
農業系	・危険薬品使用時の事前伝達、リストの配布		・同意書の作成、受取	
配慮文書	・配慮文書の配布、パンフレットの作成 ・授業欠席への配慮			
移動支援		・肢体不自由学生の荷物持ち		

カテゴリー	北海道	関東	中部	近畿
ゼミ演習	<ul style="list-style-type: none"> ・テイク配置、意識化 ・聴覚障害本人が読唇できるための座席配慮 ・パソコンテイク内容のスクリーン表示 ・上級学生の支援参加 ・ワイヤレス使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の心理的な負担の軽減への工夫、配慮 ・中等度の学生のための小冊子作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害学生の支援、ゼミ時の手話通訳の派遣 ・聴覚障害学生への支援 ・少ない謝金での対応、UDトークの試行 ・UDトークの取り入れ 	
宿泊研修		<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊研修でのSAの増員 ・屋外実習でのTAの増加、別の課題の提示 		
環境		<ul style="list-style-type: none"> ・性同一性障害の学生の着替えやロッカーの問題 	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす対応の机の設置、ハード面の調整 ・ペースメーカーのためのハザードマップ作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障害の学生のサポート ・車いすの子の実験場面での機器使用
評価		<ul style="list-style-type: none"> ・追加レポート ・レポートの期限内未提出時の教員の判断、評価 		<ul style="list-style-type: none"> ・筋ジスの学生の授業欠席、レポート対応
支援学生		<ul style="list-style-type: none"> ・サポート学生へのねぎらい ・システムの不完全、サポーター交流会等の開催 ・サポーターの研修受講 		<ul style="list-style-type: none"> ・実験実習でTAの配置 ・聴覚障害学生の欠席時のノートテイク ・TAが見つからない
トイレ支援			<ul style="list-style-type: none"> ・筋ジストロフィー学生のトイレ支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事とトイレ介助 ・脊損学生のおむつ対応
保険			<ul style="list-style-type: none"> ・障害学生の事故と保険、危機管理の徹底 ・ボランティア活動保険 	
ドクターと支援			<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ介助の必要な学生と研究者支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ドクターの実験補助と予算 ・ドクターへの支援予算

3. 地域ネットワークについて

カテゴリー	北海道	関東	中部	近畿
就労関係		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者職業センターでの職業適性検査 ・看護系で難聴の学生を受け入れている大学とのアクション ・障害のある学生を中心としたスタディツアー ・アウトリーチの会社の来学、研修等の参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市のりんくすとのコラボレーション ・発達障害者支援センターでの自立プログラムの作成 ・民間の就労移行支援事業所とのつながり ・愛知県の就労移行支援ノックス、LITALICOによる就労移行支援事業者連絡協議会の立ち上げ ・障害者職業センターの活用 ・ヤング・ジョブ・あいち ・就職先の障害者支援に関する情報の混乱 ・障害者の支援に強い外部の講師の雇用 	<ul style="list-style-type: none"> ・すいせい、クローバーとの連携 ・地域の就労移行の支援機関、発達障害者支援センターとの連携
メーリングリスト	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい学生支援ネットワークメーリングリスト ・メーリングリストへの参加と関係づくり 			<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学のネットワークでのメーリングリスト
環境		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人たちとのコラボレーション、大学のアクセシブルなものの使用 		

カテゴリー	北海道	関東	中部	近畿
地域ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 札幌圏の大学、地域の当事者の団体とのエンパワメント研修会 地域ネットワークの呼びかけ 北海道障がい学生支援ネットワークの立ち上げ 専従スタッフのネットワークへの積極的関与 	<ul style="list-style-type: none"> 多摩就労支援ネットワーク 大学間連携の単位互換、支援担当者のつながり 身近の大学同士でのシェアリング 	<ul style="list-style-type: none"> 県内で大学間の障害学生支援のネットワークがない 就活のソーシャルスキルの出前講座 岐阜ネットワーク大学コンソーシアム 知多地域の就労支援を考える会 	<ul style="list-style-type: none"> 関西学院大学地域ネットワーク (KSSK) 関西障害学生支援担当者懇談会と近畿地区の障害学生支援協会 KSSKへの加入 日本学生支援機構京都支部から京都を中心としたネットワークの発足

4. 体制整備について

カテゴリー	北海道	関東	中部	近畿
各大学の体制	<ul style="list-style-type: none"> アクセシビリティ推進委員会の立ち上げ アクセシビリティ支援室の立ち上げ、専用部屋の新設、支援委員会での定期的な会合、月1回合同意見交換のケース会議 基本方針の決定と規程の整備、情報共有 バリアフリー化を進めるための委員会としての障がい学生支援委員会の立ち上げ、カウンセリング委員会での心の相談の対応 障がい者支援ワーキンググループの設置、障がい学生支援委員会規程と障がい学生支援に関する規程の整備、ワーキンググループ活動の委員会移行と解散、学生相談の随時対応 	<ul style="list-style-type: none"> インクルーシブ教育支援室の設置、各学科各教務課を中心に支援室がアシストを行う ガイドラインの作成、予算の確保などは策定中 体制作りの取組み中 時間をかけて体制整備、教職員の意識の高まり、精神障害学生への支援、診断のないグレーの人たちへの対応、スチューデント・ダイバーシティセンターの設置予定 障がいのある学生支援プロジェクトチーム会議、障がい学生支援協議会の発足、勤務時間の制限と教員との連携の困難、コンサルテーション段階での支援、一時休憩の支援、理解の促進やFDでの課題、予算の確保の難しさ 障がい等学生修学支援委員会の開催、受験生増加と学部学科の取組み、支援室のないキャンパスでの対応、次年度の予算請求 	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針の作成、研修や啓発活動の促進、教職員の有期雇用 対応要領の策定、所管課主導の体制、常勤職員配置、各部署に監督者配置と情報共有 対応要領の策定、障害者支援室の設置、一般施設利用者への対応、部署間での対応の格差、スタッフの兼務・教職員の障害者対応 サポートルームの創設、各学部の考えや方針の違い、合理的配慮提供までの書式、様式をそろえたガイドブックの作成、情報提供やHPの作成段階、3部署の連携体制、障害留学生への対応、1人に対応 対応要領・なんでも相談室・嘱託職員の設置、なんでも相談室規程や障害学生サポート委員会規程の制定、運用細則等の整備、発達障害学生の認識の薄さ、ガイドブックの年度内作成や啓発予定 障害学生支援委員会での情報共有、学生支援センターの立ち上げ、仕事の兼務 障害学生支援委員会の設置、学生相談委員会や学科会議での教員の共通理解 	<ul style="list-style-type: none"> 1人体制から複数スタッフ体制に、対応要領と様々なガイドブックの併用 ガイドラインや対応要領の作成中断、個々に集まって検討する形式 キャンパス自立支援室中心、総合支援センター委員会での年5回会議、コーディネーターの契約、人に関する予算、コーディネーターと職員の知識の逆転現象 ガイドラインの制定と告知、支援室の組織上の明記、運営委員会の設置、専任職員の異動、ネットワーク形成と月1回の定例会議、コーディネーターの有期雇用 障害学生支援室の立ち上げ、支援室会議の設定、1年目のコーディネーターで運営、支援サポーターの不足 理解がない、支援センターの他センターとの統合後の方針策定、学生向けの広報の不十分、新システム導入時の運用方法、ガイドラインやフローの作成、予算減額と各部署とのけん制、支援の質の向上、大学院生の増加と予算 対応要領の駆け引き、小額の運営費、教員1人に対応、新入生の支援体制、英国留学生への支援、非常勤講師へのFD

カテゴリー	北海道	関東	中部	近畿
職員の任期・専門性	<ul style="list-style-type: none"> ・専任職員の不在 ・専任職員の不在状態 ・仕事の多さ、支援のグループ化と育成 		<ul style="list-style-type: none"> ・ノウハウの蓄積、引き継ぐ人の課題、人に依拠しないシステム構築 ・特任スタッフの対応困難 ・運営交付金と職員配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・有期コーディネーターと障害学生の相談しにくさ
環境整備			<ul style="list-style-type: none"> ・常勤カウンセラー不在 ・受入準備時期の確保 	
トラブル	<ul style="list-style-type: none"> ・トラブル対策としての統一ルールの必要性 			
障害の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・障害範囲の不明瞭性と対応の困難 			
教員の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・先生の理解のばらつき、教員への周知活動 ・教職員の理解や研修参加率の低さ ・上層部の消極的対応 ・教員の理解不足FD研修の必要性 ・教員向けの研修 			
配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・欠席時の評価の困難 ・相手方の理解不足 		<ul style="list-style-type: none"> ・入試時の情報共有 ・保護者との面談 	
不安	<ul style="list-style-type: none"> ・学内体制の方向性に対する不安 ・教職員の負担 ・申し出どおりに進んでいるかのチェック ・1人の教員の対応困難、教員支援体制 			
部局間連携		<ul style="list-style-type: none"> ・部局間連携が課題、相談員制度の開始 ・部局間連携で情報の共有、押し付け合い 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健管理センターのスタッフ会議との連携、ケースのシェアリング 	
予算		<ul style="list-style-type: none"> ・予算の根拠基盤 ・一般補助の対象、予算請求、本部との駆け引き ・予算の考え方、仕組み ・予算の細分化、予算の増加 ・予算申請状況と公開 ・学部研究課との共同支援、予算委員会時の繰越予算と交渉 ・予算の追加申請、担当部署への還元 ・補助金の申請、配分 		
根拠書類			<ul style="list-style-type: none"> ・配慮希望票の提出 ・申込書の提出 ・障害種別申請書、根拠資料、医療情報提供同意書の提出 ・手帳有無か診断書、グレーは専門家の所見の提出 ・配慮提供でのエビデンス書類の提出 ・問診票、配慮願の提出、面談で調整 	

5. 本調査について

カテゴリー	北海道	関東	中部	近畿
定義・分類	<ul style="list-style-type: none"> ・障害学生の定義 	<ul style="list-style-type: none"> ・カテゴリーにはまらない ・部署での数字の差異 ・キャンパスによる差異 ・カテゴリーの分類 ・支援室と現場の情報との開き ・学習障害の基準 ・カテゴリーや支援のあてはめ ・精神障害の診断なし ・生活に制約を受ける程度とは 	<ul style="list-style-type: none"> ・よく分からない調査 ・JASSOの調査は適当 ・明確な定義の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・中身の定義の考え方 ・調査で出す数（診断書のある方、かつ、支援を申し込んだ方）と実際の数 ・複雑なカウント、数字のズレ
紛争解決事項	<ul style="list-style-type: none"> ・質問項目が良くて、規程に盛り込んだ 			
業務負担		<ul style="list-style-type: none"> ・業務負担（データの確認作業の時間） 		<ul style="list-style-type: none"> ・エクセルが使いにくい ・コピペできない ・調査票をやりやすいように変更
要望			<ul style="list-style-type: none"> ・入学前及び入学後に診断を受けた学生の数 ・データの開示 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害の割合 ・ローデータの活用
調査目的			<ul style="list-style-type: none"> ・解析目的が不明 ・似たような調査がある 	
調査時期			<ul style="list-style-type: none"> ・総務と機構の依頼時期の違いからくる数のずれ ・調査時期 	
回答上の困難				<ul style="list-style-type: none"> ・保健管理センターなどが守秘義務で教えてくれない

障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議

障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議設置要項

平成 26 年5月 12 日

(目的)

第1条 この要項は、独立行政法人日本学生支援機構が「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」(以下「実態調査」という。)の結果を実際の修学支援の充実に資するために分析・検討を行なう外部有識者からなる協力者会議(以下「会議」という。)の設置に関して、必要な事項を定める。

(会議の役割)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 実態調査の結果を基にした障害学生の現状把握及び推移、支援状況等の分析について
- (2) 実態調査の調査方法・調査項目等の改善について
- (3) その他必要な事項

(会議の組織及び協力者の委嘱)

第3条 会議は、5名程度の協力者をもって組織する。

- 2 協力者は、理事長が委嘱する。
- 3 協力者の任期は、委嘱を受けた日から同年度の3月 31 日までとし、再任を妨げない。
- 4 会議は、必要に応じて、協力者以外の者の協力を得ることができる。

(会議の運営)

第4条 会議に必要な応じ議長を置き、協力者の互選によってこれを定める。

- 2 議長は、会議を総理する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する協力者がその職務を代行する。
- 4 議長の任期は、選任された日から同年度の3月 31 日までとし、再任を妨げない。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、学生生活部において処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成 26 年5月 12 日から施行し、平成 26 年4月 1 日から適用する。

平成28・29年度 協力者及び執筆者一覧

序章 本分析について

独立行政法人日本学生支援機構客員研究員 筑波大学講師 名川 勝

第1章 障害学生支援の現状と推移

独立行政法人日本学生支援機構コーディネーター 筑波大学研究員 周 英實

第2章 障害学生支援に関する体制の整備について

日本福祉大学社会福祉学部教授 学生支援センター長 柏倉 秀克

第3章 障害のある学生の実習支援

京都大学学生総合支援センター准教授 障害学生支援ルームチーフコーディネーター 村田 淳

第4章 発達障害・精神障害学生支援の課題

発達障害

信州大学学術研究院教育学系教授 高橋 知音

精神障害

一橋大学保健センター教授 丸田 伯子

第5章 自由記述回答から見る障害学生支援の現状と課題

独立行政法人日本学生支援機構コーディネーター 筑波大学大学院 湯浅 哲也・須藤 史絵

第6章 障害学生支援の地域ネットワークについて

独立行政法人日本学生支援機構客員研究員 筑波大学講師 名川 勝

大学、短期大学及び高等専門学校における
障害のある学生の修学支援に関する実態調査分析報告
(対象年度：平成 17 年度（2005 年度）～平成 28 年度（2016 年度）)

平成 31 年 3 月

独立行政法人日本学生支援機構 学生生活部 障害学生支援課
〒135-8630 東京都江東区青海 2-2-1
TEL 03-5520-6176 FAX 03-5520-6051
E-mail:tokubetsushien@jasso.go.jp

